

件名

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の八第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次
改正前	目次

「第一節・第二節 略」 第三節 信用リスク・アセットの額の算出 「第一款」第八款 略」 第九款 その他資産等（第百五十四条―第百五十四条の六）	第四節 最低要件 第一款 内部格付制度の設計 「第一目」第三目 略」 第四目 債務者格付等の格付付与時の評価対象期間（第百六十四条・第百六十四条の二） 「第五目・第六目 略」 「第二款」第八款 略」	第九款 法的に有効な相對ネットイング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用（第二百二十五条―第二百二十一条）	第六章 「略」 第六章の二 CVAリスク 第一節 総則（第二百四十六条の二―第二百四十六条の三） 第二節 BA―CVA（第二百四十六条の三―第二百四十六条の四） 第三節 SA―CVA 第一款 承認手続等（第二百四十六条の四―第二百四十六条の六） 第二款 SA―CVAによるCVAリスク相当額の算出
「第一節・第二節 同上」 第三節 「同上」 「第一款」第八款 同上」 第九款 その他資産等（第百五十四条―第百五十四条の五）	第四節 「同上」 第一款 「同上」 「第一目」第三目 同上」 第四目 債務者格付等の格付付与時の評価対象期間（第百六十四条） 「第五目・第六目 同上」 「第二款」第八款 同上」	第九款 株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件（第二百二十五条―第二百二十一条）	第六章 「同上」 第六章の二 CVAリスク 第一節 算出方式（第二百四十六条の二） 第二節 標準的リスク測定方式（第二百四十六条の三） 第三節 簡便的リスク測定方式（第二百四十六条の四） 第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百四十六条の五―第二百四十六条の八）

方法	
第一目	総則（第二百四十六条の四の七―第二百四十六条の四の十四）
第二目	金利リスクに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百四十六条の四の十五―第二百四十六条の四の十七）
第三目	外国為替に係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百四十六条の四の十八―第二百四十六条の四の二十）
第四目	取引相手方のクレジット・スプレッドに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百四十六条の四の二十一・第二百四十六条の四の二十二）
第五目	参照先のクレジット・スプレッドに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百四十六条の四の二十三―第二百四十六条の四の二十五）
第六目	株式に係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百四十六条の四の二十六・第二百四十六条の四の二十七）
第七目	コモディティに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百四十六条の四の二十八・第二百四十六条の四の二十九）

第三款	承認の基準
第一目	CVAの計測方法（第二百四十六条の四の三十一―第二百四十六条の四の三十五）
第二目	体制整備（第二百四十六条の四の三十六―第二百四十六条の四の三十八）
第四節	簡便法（第二百四十六条の四の三十九）
第六章の三	中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百四十六条の五―第二百四十六条の八）
第六章の四	マーケット・リスク
第一節	マーケット・リスク相当額の算出方式及び計測対象（第二百四十六条の九―第二百四十六条の九の九）
第二節	内部モデル方式
第一款	一般的規定（第二百四十六条の十―第二百四十六条の十の九）
第二款	内部モデル方式の要件（第二百四十六条の十一―第二百四十六条の十一の五）
第三款	バック・テストイング及び損益要因分析テストに係る要件（第二百四十六条の十二―第二百四十六条の十二の十）
第四款	内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額（第二百四十六条の十三―第二百四十六条の十三の八）
第三節	標準的方式
第一款	標準的方式に係る一般的規定及び構造（第二百四十六条の十四）
第二款	標準的方式に係るリスク感応度方式

第一目	リスク感応度方式による算出方法（第二百四十六條の十五―第二百四十六條の十五の六）
第二目	リスク感応度方式に係るリスク・ファクター（第二百四十六條の十六）
第三目	リスク感応度方式に係る感応度（第二百四十六條の十七―第二百四十六條の十七の六）
第四目	リスク感応度方式に係るデルタ・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び相関（第二百四十六條の十八―第二百四十六條の十八の八）
第五目	リスク感応度方式に係るベガ・リスク及びカ―ベチャ―・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び相関（第二百四十六條の十九―第二百四十六條の十九の三）
第三款	標準的方式に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額
第一目	総則（第二百四十六條の二十）
第二目	非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（第二百四十六條の二十の二―第二百四十六條の二十の四）
第三目	証券化商品（非CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（第二百四十六條の二十一・第二百四十六條の二十一の二）
第四目	証券化商品（CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（第二

	百四十六条の二十二・第二百四十六条の二十 二の二)
第四款	標準的方式に係る残余リスク・アドオン（第二 百四十六条の二十三）
第四節	簡易的方式
第一款	簡易的方式によるマーケット・リスク相当額（ 第二百四十六条の二十四）
第二款	金利リスク・カテゴリー（第二百四十六条の二 十五―第二百四十六条の二十五の七）
第三款	株式リスク・カテゴリー（第二百四十六条の二 十六―第二百四十六条の二十六の三）
第四款	外国為替リスク・カテゴリー（第二百四十六条 の二十七・第二百四十六条の二十七の二）
第五款	コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百四 十六条の二十八―第二百四十六条の二十八の三 ）
第六款	オプション取引（第二百四十六条の二十九―第 二百四十六条の二十九の九）
第五節	証券化エクスポージャーに係る特例（第二百四十 六条の三十一―第二百四十六条の三十の三）
第六節	特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る 特例（第二百四十六条の三十一・第二百四十六 条の三十一の二）
第七節	コリレーション・トレーディングに係る特例（第 二百四十六条の三十二・第二百四十六条の三十二 の二）
第八節	特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に 係る特例

係る特例（第二百四十六条の三十三）

第七章 「略」

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の
関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一
部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。
ただし、特定貸付債権、第三十六条の二第一項に規定する
特定貸付債権向けエクスポージャー、第四十一条第一項に
規定する事業用不動産関連エクスポージャー及び第四十一
条の三に規定するA D C向けエクスポージャーに該当する
ものを除く。

「一の二〇四 略」

五 適格引当金 内部格付手法を適用するエクスポージャー
（証券化エクスポージャーに係るものを除く。）のうち第
百二十四条第一項から第六項まで及び第八項の規定により
期待損失額を算出するものに対して計上されている次に掲
げるものをいう。

イ 個別貸倒引当金

ロ 部分直接償却

ハ 特定海外債権引当勘定又はこれに相当するもの

ニ 第二百二十五条の規定により内部格付手法により算出さ
れる信用リスク・アセットの額に対応するものとして区
分された一般貸倒引当金

第七章 「同上」

附則

（定義）

第一条 「同上」

一 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の
関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一
部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。
ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。

「一の二〇四 同上」

五 適格引当金 内部格付手法を適用するエクスポージャー
（証券化エクスポージャー及び株式等エクスポージャーに
係るものを除く。）に対して計上されている個別貸倒引当
金及び部分直接償却額並びに第二百二十五条の規定により内
部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額に
対応するものとして区分された一般貸倒引当金をいう。

六 標準的手法 第四章に定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔七〇七の三 略〕

八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げる性質の全てを有するもの

〔(1)〜(3) 略〕

ロ 〔略〕

ハ 発行体の債務を構成する金融商品であつて、次に掲げる性質のいずれかを有するもの

(1) 〔略〕

(2) 発行体による一定数のイ若しくはロに掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされていること、又は発行体が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること。

(3) 発行体による不特定数のイ若しくはロに掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の額に連動するものであること、又は発行体の裁量でその支払方法を選択できること。

(4) 〔略〕

ニ 〔略〕

九 標準的手法採用組合 信用リスク・アセットの額の計算において内部格付手法を使用しない組合をいう。

十 〔略〕

六 標準的手法 第十九条から第百十三条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔七〇七の三 同上〕

八 〔同上〕

イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの

〔(1)〜(3) 同上〕

ロ 〔同上〕

ハ 発行体の債務を構成する金融商品であつて、次に掲げる性質のいずれかの性質を有するもの

(1) 〔同上〕

(2) 発行体による一定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により、債務を支払うことが条件とされていること又は発行体が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること。

(3) 発行体による不特定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の額に連動するものであること又は発行体の裁量で当該支払方法を選択できること。

(4) 〔同上〕

ニ 〔同上〕

九 標準的手法採用組合 信用リスク・アセットの額の計算において標準的手法を使用する組合をいう。

十 〔同上〕

十一 内部格付手法 第五章に定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

十一の二 内部モデル方式 第六章の四第二節に定めるところにより、金融機関独自のモデルを用いてマーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。

十一の三 内部モデル方式採用組合 マーケット・リスク相当額の算出において第二百四十六条の十の承認を受けて内部モデル方式を使用する組合をいう。

十一の四 標準的方式 第六章の四第三節に定めるところにより、マーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。

十一の五 標準的方式採用組合 マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を使用せず、標準的方式を使用する組合をいう。

十一の六 簡易的方式 第六章の四第四節に定めるところにより、マーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。

十二 簡易的方式採用組合 マーケット・リスク相当額の算出において簡易的方式のみを使用する組合をいう。

「十三〃十八 略」

十八の二 適格プロテクション提供者 プロテクション提供者のうち、次のイ又はロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。

イ 標準的手法採用組合 第九十七条各号に掲げるもの
ロ 内部格付手法採用組合 第五章第四節に規定する最低要件を満たす債務者格付を付与したもの

「十九・二十 略」

十一 内部格付手法 第百十四条から第二百二十一条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

十二 先進的計測手法採用組合 オペレーショナル・リスク相当額の計算において先進的計測手法を使用する組合をいう。

「十三〃十八 同上」

「号を加える。」

「十九・二十 同上」

二十一 適格金融資産担保 簡便手法（第四章第六節第四款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては第六十四条各号に掲げるものを、包括的手法（同節第三款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては第六十五条に定めるものをいう。

〔二十二～二十九 略〕

三十 決済のための参照債務 第九十五条第一号に規定する事由の発生に基づく支払額の算定に用いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引き渡すことが認められる債務を総称していう。

三十一 信用事由判断のための参照債務 クレジット・デリバティブについて第九十五条第一号に規定する事由の発生の有無を判断するために用いることができる債務をいう。

〔三十二～三十五 略〕

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

〔イスト 略〕

チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャー

リ 「略」

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 「略」

ロ 外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関に対するエクスポージャーとして扱

二十一 適格金融資産担保 簡便手法（第四章第六節第四款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては第六十四条に掲げるものを、包括的手法（同節第三款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては第六十五条に掲げるものをいう。

〔二十二～二十九 同上〕

三十 決済のための参照債務 第九十五条第一号に掲げる事由の発生に基づく支払額の算定に用いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引き渡すことが認められる債務を総称していう。

三十一 信用事由判断のための参照債務 クレジット・デリバティブについて第九十五条第一号に掲げる事由の発生の有無を判断するために用いることができる債務をいう。

〔三十二～三十五 同上〕

三十六 「同上」

〔イスト 同上〕

チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャー

リ 「同上」

三十七 「同上」

イ 「同上」

ロ 外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポージャーとして扱われ

われているもの

ハ 国際開発銀行（複数の国によって創設され、経済及び社会開発プロジェクトに対して資金供給又は専門的な見地からの助言を行う機関をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー（前号トに掲げるものを除く。）

「ニ・ホ 略」

ヘ 第三十五条において第三十四条の規定によりリスク・ウェイトを適用することとされている第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者又はこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であって、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行っている者又はこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー

ト 第三十五条の二において第三十四条の規定によりリスク・ウェイトを適用することとされている保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）及び保険持株会社（同法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー

ているもの

ハ 国際開発銀行に対するエクスポージャー（前号トに掲げるものを除く。）

「ニ・ホ 同上」

ヘ 第三十五条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であって、当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行っている者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー

「号の細分を加える。」

三十七の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー
事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に
対するエクスポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)にお
いて同じ。）

(1) 規制金融機関（金融機関、保険会社若しくは少額短
期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額
短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引
業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会
社、保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条
の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれ
らに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）であつてそ
の連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆
国ドルに相当する額以上である者

(2) 「略」

ロ 非規制金融機関（金融業、保険業その他これらに類す
る業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに
準ずる外国の者を含む。）であつて、次に掲げる者以外
のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼす
と認められる者と高い相関関係を有しないと認められる
者を除く。）をいう。）

(1) 「略」

(2) 大規模規制金融機関（イ(1)に掲げる者を除く。）

「三十七の三」三十七の六 略」

三十七の二 「同上」

イ 「同上」

(1) 規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平
成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会
社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同
条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若
しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ず
る外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定す
る保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の
十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれら
に準ずる外国の者をいう。以下この号、第五条第三項
及び第十三条第四項において同じ。）であつてその連
結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ド
ルに相当する額以上である者

(2) 「同上」

ロ 非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属す
る事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の
者を含む。）であつて、次に掲げる者以外のもの（金融
機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる
者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）
をいう。）

(1) 「同上」

(2) 大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

「三十七の三」三十七の六 同上」

三十八 居住用不動産向けエクスポージャー 次に掲げる貸付けのいずれかであつて、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ 不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向けの貸付け

ロ 次に掲げる要件の全てを満たす貸付け

(1) 個人向けであること。

(2) 資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されていること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(i) 賃貸に供する目的でないこと。

(ii) 賃貸に供する目的である場合には、返済が専ら資金使途の目的である住宅からの賃料その他の収入に依存していないこと。

(4) 一の債務者に対するエクスポージャーの額（第四章第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものであり、かつ、資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されているもの（賃貸に供する目的である場合には、返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存しているものを除く。）とする。）が一億円以下であること。

三十九 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー 同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属するエクスポージャーであつて、当該プール単位で管理されており、かつ、次に掲げる性質の全てを有

三十八 居住用不動産向けエクスポージャー 不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向けの貸付けであつて、かつ、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。

三十九 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー 同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属するエクスポージャーであつて、当該プール単位で管理されており、かつ、次に掲げる全ての性質を有

するものをいう。

「イ」ホ 略」

三十九の二 トランザクターに対する適格リボルビング型リ
テール向けエクスポージャー 適格リボルビング型リテ
ール向けエクスポージャーのうち、次のイ又はロに掲げる場
合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすもの
をいう。

イ クレジット・カードの利用に係るエクスポージャーへ
当該クレジット・カードを提示して、特定の販売業者か
ら商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の
事業を営む者から有償で役務の提供を受けることにより
発生する債務に係るエクスポージャーに限る。）の場合
過去十二月にわたり、遅滞なく、定められた時期に返
済が履行されていること。

ロ イに掲げる場合以外の場合 過去十二月にわたり債務
の残高が零であること。

「四十」四十二 略」

四十三 プロジェクト・ファイナンス 事業法人向けエク
スポージャーのうち、発電プラント、化学プラント、鉱山事
業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の
特定の事業に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原
資を主として当該事業からの収益に限定し、かつ、信用供
与の条件を通じて信用供与を行った者が当該事業の有形資
産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権
を有しているものをいう。

四十四 「略」

するものをいう。

「イ」ホ 同上」

「号を加える。」

「四十」四十二 同上」

四十三 プロジェクト・ファイナンス 事業法人向けエク
スポージャーのうち、発電プラント、化学プラント、鉱山事
業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の
特定の事業に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原
資を主として当該事業からの収益に限定し、当該事業の有
形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与
の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当
該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有して
いるものをいう。

四十四 「同上」

四十五 コモディティ・ファイナンス 事業法人向けエクスポージャーのうち、原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該上場商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該上場商品及び当該上場商品からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

〔四十六〇五十三 略〕

五十四 適格不動産担保 事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であつて、次に掲げる性質の全てを有するものをいう。

「イゝハ 略」

〔五十五〇五十九 略〕

六十 適格購入事業法人等向けエクスポージャープール 次に掲げる性質の全てを有する購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成された分散度の高いプールをいう。

「イゝハ 略」

〔六十一〇六十七 略〕

六十八 オリジネーター 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

イ 直接又は間接に証券化取引の原資産の組成にかかわっている場合

ロ 「略」

〔六十九〇七十四 略〕

七十五 SAプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが第七十三号イ及びロ

四十五 コモディティ・ファイナンス 事業法人向けエクスポージャーのうち、原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該商品及び当該商品からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

〔四十六〇五十三 同上〕

五十四 適格不動産担保 事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であつて、次に掲げる性質の全てを有するものをいう。

「イゝハ 同上」

〔五十五〇五十九 同上〕

六十 適格購入事業法人等向けエクスポージャープール 次に掲げる性質の全てを有する購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成された分散度の高いプールをいう。

「イゝハ 同上」

〔六十一〇六十七 同上〕

六十八 「同上」

イ 直接又は間接に証券化取引の原資産の組成に関わっている場合

ロ 「同上」

〔六十九〇七十四 同上〕

七十五 SAプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーのすべてが第七十三号イ及びロ

に掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

〔七十六・七十七 略〕

七十八 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する組合の信用リスクの変動に係るものを除く。

七十八の二 BA-CVA 第六章の二第二節に定めるところにより、CVAリスク相当額を算出する手法をいう。

七十八の三 SA-CVA 第六章の二第三節に定めるところにより、CVAリスク相当額を算出する手法をいう。

七十八の四 SA-CVA採用組合 CVAリスク相当額の算出において第二百四十六条の四第一項の承認を受けてSA-CVAを使用する組合をいう。

七十八の五 CVAデスク 第七条の十四第一項に規定する内部CVAヘッジ取引若しくは外部CVAヘッジ取引の主体となる部署又はこれらに類する役割を有する明確化された機能をいう。

七十八の六 個別リスク 市場における共通の要素の価格変動に対するリスクでは捕捉できない特定の銘柄に関連するリスクをいう。

七十八の七 一般市場リスク 市場における共通の要素の価格変動に対して商品の価格が変動するリスクをいう。

七十八の八 マーケット・リスク 市場価格の変動に伴って

ロに掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

〔七十六・七十七 同上〕

七十八 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりCVA（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

損失が生ずるリスクをいう。

七十八の九 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

七十八の十 理事 法第三十四条第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する理事をいう。

七十九 国際統一基準 海外拠点（外国に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下この号において同じ。）を有する金融機関又は海外拠点を有する金融機関を子会社（法第十一条の八第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社及びその子会社の自己資本比率基準をいう。

「八十八、八十四 略」

八十五 トレーディング・デスク リスクの取得及び管理を

「号を加える。」

「号を加える。」

七十九 国際統一基準 海外拠点（外国に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下この号において同じ。）を有する金融機関又は海外拠点を有する金融機関を子会社（法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社及びその子会社の自己資本比率基準をいう。

「八十八、八十四 同上」

「号を加える。」

通じた収益の獲得又は市場での地位の確立を目的として、トレーディング戦略を実施するトレーダーのグループ又はトレーディング・アカウント（トレーディング業務における観測単位をいう。）のグループ（複数のブッキング・アカウントの集合をいう。）であって、明確に定められた事業戦略を実行するものをいう。

八十六 構造為替ポジション 自己資本を自国通貨建てで保有している組合が、その自己資本比率の低下を防ぐ目的で保有する外国通貨建てのポジションをいう。

八十七 損益要因分析テスト リスク理論損益と仮想損益とを比較することにより、内部モデル方式に用いるモデルの頑健性を評価する手法をいう。

八十八 仮想損益 当日の終業時の市場データを用いて、前日の終業時に保有していたポジションを再評価することによって生ずる日次の損益（コミッション、フィー、日中取引、新規及び変更取引、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整並びに自己資本の額から控除される評価調整を除く。）であって、次に掲げる要件の全てを満たして計算したものをいう。

イ 日次で更新される評価調整を可能な限り含むものであること。

ロ 時間価値の影響について、リスク理論損益におけるものと整合的に扱うものであること。

八十九 トレーディング・デスクのリスク管理モデル 損益要因分析テストにおいて用いるリスク理論損益を計算した際に使用するモデルをいう。

九十 リスク理論損益 損益要因分析テストにおいて、トレ

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

ーディング・デスクのリスク管理モデルにより計算した損益をいう。

九十一 実損益 日次の損益計算プロセスで計算した実際の損益（日中取引、新規及び変更取引並びにバンキング勘定の外貨建ポジション及びコモディティポジションを含む。ただし、コミッション、フィー、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整及び自己資本の額から控除される評価調整を除く。）をいう。

九十二 期待ショート・フォール 一定の確率の範囲内で予想されるバリュート・アット・リスクを上回る全ての潜在的な損失額の平均値をいう。

九十三 市場混乱時を想定した期待ショート・フォール 市場混乱時（少なくとも平成十九年まで遡る観測期間のうち、最も市況が厳しい十二月をいう。）のデータを入手できるリスク・ファクター（以下「低減したリスク・ファクター」という。）を仮定した場合の期待ショート・フォールをいう。

九十四 ストレス期待ショート・フォール モデル化不可能なリスク・ファクターに係る潜在的な損失額を算出するために水準調整された期待ショート・フォールをいう。

九十五 リスク・バケット 類似した特徴を有するリスク・ファクターのグループをいう。

九十六 流動性ホライズン ストレス時の市場環境において、市場価格に重大な影響を及ぼすことなくリスク・ポジションを解消し、又はヘッジするのに要する想定期間をいう。

九十七 リスク・ファクターのモデル化可能性テスト 第二

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

百四十六条の九の四第一項の承認を受けたトレーディング・デスクにおいて、内部モデル方式におけるリスク・ファクターのモデル化（以下「モデル化」という。）の適格性を判定するテストをいう。

百四十八 リスク・ポジション リスク・ファクターの変動により現在価値に潜在的な損失を生ずるポジションをいう。

百四十九 実在価格 リスク・ファクターのモデル化可能性テストにおいて判定に使用される価格をいう。

百五十 モデル化可能なリスク・ファクター リスク・ファクターのモデル化可能性テストの結果、モデル化が適格と判定されたリスク・ファクターをいう。

百五十一 モデル化不可能なリスク・ファクター リスク・ファクターのモデル化可能性テストの結果、モデル化が不可能と判定されたリスク・ファクターをいう。

百五十二 デルタ・リスク リスク・ファクターの変動による商品の価値の変化額の線形推計値をいう。

百五十三 ベガ・リスク 原資産のインプライド・ボラティリティ（市場において観測されるオプション価格をもとに算出されたボラティリティをいう。以下同じ。）の変動によるデリバティブの価値の変化額から生ずる潜在的な損失額をいう。

百五十四 カーベチャー・リスク オプション性を有する金融商品のリスク・ファクターの変動によるデルタ・リスクを上回る追加の潜在的な損失額をいう。

百五十五 感応度 商品に関連するリスク・ファクターの微小な変動による商品の価値の変化額の推計値をいう。

百五十六 JTD デフォルトが突然生ずる場合のリスクをいう。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

百七 オペレーショナル・リスク 組合の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により損失が生ずるリスク（法的リスクを含み、戦略リスク及び風評リスクを除く。）をいう。

百八 オペレーショナル・リスク損失 オペレーショナル・リスクによって生ずる損失をいう。

百九 内部損失データ オペレーショナル・リスク損失に関する情報をいう。

百十 内部損失データベース 内部損失データの集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるよう体系的に構成したものをいう。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

(単体自己資本比率の計算方法)

第二条 法第十一条の八第一項第一号(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する基準(以下この章において「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額)

ーコア資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーシ

・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して

得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計

額を八パーセントで除して得た額

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第三条の二 組合は、次に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことができる。

一 直近の期末から自己資本比率の算出を行う日(以下「算出基準日」という。)までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

二 直近の期末から算出基準日までの間における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額(第百四十六条の二十七の二に規定する外国為替リスク・カテ

(単体自己資本比率の計算方法)

第二条 法第十一条の六第一項第一号(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する基準(以下この章において「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額)

ーコア資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーシ

ョナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで

除して得た額

「条を加える。」

ゴリーの全体のネット・ポジションの額をいう。同条を除き、以下同じ。）のうち最も大きい額（ハにおいて「最大額」という。）が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

イ 直近の期末の信用リスク・アセットの額

ロ 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ 最大額

三 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

四 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

イ 信用リスク・アセットの額

ロ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額

五 直近の算出基準日において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

（自己資本の額）

（自己資本の額）

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 「略」

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第二百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金及び証券化エクスポージャーに係る一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第四号イにおいて同じ。）の額及び相互援助積立金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。同号イにおいて同じ。）の額の合計額（当該合計額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額及び証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 「略」

「2」5 略」

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第七条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセ

第四条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第二百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第四号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 「同上」

「2」5 同上」

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第七条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

ツットの額を算出することを要しない。

一 第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合が第二百二十六条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額を算出する場合にあつては、次に掲げるエクスポージャーに対して計上されているものに限る。）

(1) 株式等エクスポージャー

(2) 第五章第三節第九款において信用リスク・アセットの額の算出方法が規定されているその他資産等

ロ 債務保証見返勘定

ハ 期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証

ニ 派生商品取引に係る資産

ホ 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

チ 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあつては、その他資産（第一百五十四条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）

二 債務保証見返勘定

三 期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証

四 派生商品取引に係る資産

五 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

六 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

七 第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

八 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

二 第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び第七条の三から第七条の五までの規定によりトレーディング勘定に分類された商品（証券化取引を目的として保有している資産、第七条の四第三項第四号に掲げるもの及び第二百四十六条の三の三第一項、第二百四十六条の三の四又は第二百四十六条の四の七第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。）

3
「略」

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第七条の二 第二条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、第六章の四に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、貯金及びコール資金（主たる事務所とそれ以外の事務所との間の取引を含む。）のうち、トレーディングを行う部署においてリスク管理上トレーディングとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。

（トレーディング勘定及びバンキング勘定の設置）

第七条の三 組合は、その保有する商品を分類するためにトレーディング勘定及びバンキング勘定を設け、次条及び第七条の五に定めるところにより、その保有する商品をいずれかの勘定に分類するものとする。

（トレーディング勘定への分類基準等）

3
「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

第七条の四 商品の保有の目的が次に掲げる目的（以下「トレ

ーディング目的」という。）のいずれかに該当する商品は、ト

レーディング勘定に分類するものとする。

一 短期間の再売却目的
二 相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的

三 市場間の裁定取引による利益の獲得目的

四 前三号に掲げる目的のいずれかで保有している商品から生ずるリスクのヘッジ目的

2 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品のうち、次に掲げるもの以外のものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 非上場株式

二 証券化のための裏付資産にする予定の商品

三 直接に保有する不動産

四 個人又は中堅中小企業（事業法人のうち、当該事業法人の売上高（当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び組合が同一のグループに属するものとして管理している場合にあつては、連結の売上高。以下この号において同じ。）が五十億円未満のものをいう。ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切でない場合には、当該事業法人の総資産が五十億円未満のものをこれに含めることができる。次章において同じ。）に対する信用供与

五 ファンドへの出資（次項第二号に掲げるものを除く。）

「条を加える。」

六 前各号に掲げる商品のいずれかを原資産とする派生商品取引又はファンド

七 前各号に掲げる商品のリスクをヘッジする目的で保有する商品

3 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品でない商品のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 マーケット・メイクに係る業務のために保有する商品

二 ファンドへの出資（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）

イ 当該ファンドの構成銘柄について、組合が、ルックスルー（個々のエクスポージャーに関する情報について直接保有するものと同様に把握することをいう。以下この章、次章及び第六章の四において同じ。）ができ、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。

ロ 組合が、当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該ファンドの運用基準及びマーケット・リスク相当額に関する情報を取得していること。

三 上場株式

四 トレーディング業務に係るレポ形式の取引

五 オプション

4 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品でない商品（前項各号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

-
- 一 コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品
 - 二 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、次に掲げるポジションのいずれかを構成するもの
 - イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート・ポジションとなっているポジション
 - ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対して、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバーヘッジとなっているポジション
 - 三 引受け業務から生ずる商品
 - 五 組合は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに關して法令に別段の定めがない限り、当該商品をトレーディング勘定に分類することができる。
 - 六 組合は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。

(バンキング勘定への分類基準)

第七条の五 前条の規定によりトレーディング勘定に分類する商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする。

2 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに前条第三項の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ行政庁に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類する

「条を加える。」

ことができる。

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する組合は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

一 第三条の二の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合

二 簡易的方式採用組合であつて、第三条の二第一号及び第三号に掲げる条件を満たす場合

(商品分類に係る方針等)

第七条の六 組合は、トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続に係る文書を作成するとともにその遵守態勢を確立するものとする。

2 組合のフロント・オフィス部門から独立したマーケット・リスクの管理に責任を負う部署(以下「マーケット・リスク管理部署」という。)は、前項の商品の分類が適切に実施されたかどうかの検証をする体制を整備するものとする。

3 組合の内部監査部署は、第一項の商品の分類に係る内部監査を一年に一回以上実施し、その結果を行政庁の求めに応じて提出することができるように整備するものとする。

(勘定間の振替の制限)

第七条の七 組合は、次に掲げる行為(以下この条から第七条の九までにおいて「勘定間の振替」という。)を行つてはならない。

一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に

「条を加える。」

「条を加える。」

移し替えること。

二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、勘定間の振替を行うことができる。

一 当該勘定間の振替について理事の承認を受けていること。

二 当該勘定間の振替について内部監査が行われていること。

三 当該勘定間の振替について開示すること。

3 組合は、前項の規定により勘定間の振替を行う場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を行政庁に提出するものとする。

一 勘定間の振替を行う商品の種類（当該商品が第七条の四第三項第一号から第三号までに掲げる商品のいずれかに該当するときは、その旨を含む。）

二 前項各号に掲げる要件の全てを満たしている旨の説明

三 勘定間の振替を行う商品の保有の目的の変更に係る説明

四 その他参考となるべき事項

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第七条の八 組合は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

2 組合は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合に

「条を加える。」

は、行政庁が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

（勘定間の振替に係る方針等）

第七条の九 組合は、勘定間の振替について、次に掲げる事項その他必要な事項を定めた方針を策定するものとする。

一 勘定間の振替に係る制限の内容及び当該制限に係る変更の要件

二 当該方針に係る理事会の承認手続

三 例外的事象を特定する方法

四 勘定間の振替に係る開示方法

2 組合は、前項の方針を一年に一回以上見直すものとする。

（内部取引の取扱い）

第七条の十 内部取引（組合内部の組織間又は勘定間におけるデリバティブ取引をいう。以下同じ。）によるトレーディング勘定からバンキング勘定へのリスク移転については、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

2 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定へのリスク移転については、次条から第七条の十三までに定めるところによる。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第七条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 信用リスク トレーディング勘定において、組合が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引（第九十三条各号及び第九十五条各号に掲げる条件の全てを満たすヘッジ取引をいう。以下同じ。）を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、組合が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ その外部ヘッジ取引が、バンキング勘定の株式リスクのヘッジとして認識されていること。

2 前項第一号の外部ヘッジ取引において、内部取引のポジションを完全に相殺する場合には、当該外部ヘッジ取引を複数の取引相手方との複数の取引により構成することができる。

3 第一項のリスク移転におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第一項各号に定める要件を満たす場合 トレーディング勘定における内部取引及び外部ヘッジ取引を含むものとする。

二 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーディング勘定における外部ヘッジ取引を含み、トレーディング勘定における内部取引を含まないものとする。

三 バンキング勘定においてオーバーヘッジとなったポジションが生じた場合 当該ポジションを含むものとする。

(一般金利リスクの内部取引)

第七条の十二 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 内部取引によりバンキング勘定の一般金利リスクがヘッジされている旨及び当該一般金利リスクの発生源に係る文書が作成されていること。

二 内部取引は、内部取引担当デスク(トレーディング・デスクのうち、他のトレーディング・デスクから独立してマーケット・リスク相当額を計測するデスクをいう。以下同じ。)との間で行われること。

2 内部取引担当デスクは、バンキング勘定との内部取引のポジションに対する外部ヘッジ取引を第三者との間で直接に行うことができる。

3 第一項のリスク移転において、内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクを通じた第三者との間の外部ヘッジ取引は、内部取引担当デスクが内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクと行う一般金利リスクに係る内部取引のポジションにより第三者との外部ヘッジのポジションと完全に相殺されるときに限り、行うことができる。この場合において、内部取引担当デスク及び内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、

「条を加える。」

マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引)

第七条の十三 マーケット・リスク相当額の計測対象であるトレディング・デスク間の内部取引は、マーケット・リスク相当額の計測範囲に含むものとする。

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 トレディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、第三者と取引するトレディング勘定の商品と同様にマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(CVAリスクにおける内部取引等)

第七条の十四 第七条の十から前条までの規定にかかわらず、組合のCVAリスクに係る第三者とのヘッジ取引(以下「外部CVAヘッジ取引」という。)及びCVAリスクに係る内部取引によるトレディング・デスクとCVAデスクとのヘッジ取引(以下「内部CVAヘッジ取引」という。)におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 外部CVAヘッジ取引のうち、適格CVAヘッジ取引(第二百四十六条の三の二に規定する適格BA|CVAヘッジ取引又は第二百四十六条の四の十三第一項に規定する適格SA|CVAヘッジ取引をいう。以下この章及び次章において同

「条を加える。」

「条を加える。」

じ。～に該当するものについてはマーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとし、適格CVAヘッジ取引に該当しないものについては第六章の四に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 内部CVAヘッジ取引は、互いに完全に相殺するCVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションから構成されなければならず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりマーケット・リスク相当額を計測するものとする。

一 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当しない場合 CVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションは、いずれもマーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションとし、双方のポジションを相殺することにより、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

二 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当する場合 トレーディング・デスクのポジションは、第六章の四に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

4 標準的方式に係る要件に定めるカーベチャー・リスク、デフォルト・リスク又は残余リスクに対する資本賦課の対象となるポジションに係るCVAリスクの内部取引は、トレーディング勘定において、組合が第三者であるプロテクション提供者との間で行う外部ヘッジ取引が当該内部取引のポジションを完全に相殺する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測において勘案することができる。

5 CVAデスクとトレーディング・デスクとの間の内部取引は、第七条の十一第一項各号に定める要件を満たす場合には、第五十条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額のヘッジ手段として利用することができる。

(バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出)

第七条の十五 トレーディング勘定を設ける組合は、あらかじめ、その旨を記載した届出書を行政庁に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

一 第七条の五第二項の規定によりバンキング勘定に分類する商品

二 第七条の九第一項の方針

3 組合は、第一項の届出書に記載すべき事項又は前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を行政庁に提出するものとする。

(資本フロアの算出方法)

第九条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に七十二・五パーセントを乗じて得た額が承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回るときは、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第二条の算

「条を加える。」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第九条 内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第二条の算式の分母に加えない。

式の分母に加えるものとする。

一 内部格付手法採用組合

二 内部モデル方式採用組合

三 第五十二条第一項の承認を受けた標準的手法採用組合

（次章において「期待エクスポージャー方式採用組合」という。）

2

前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、内部格付手法の使用を開始した日（先進的内部格付手法採用組合が基礎的内部格付手法採用組合としての承認を受けた日後に先進的内部格付手法採用組合としての承認を受けた場合にあつては、基礎的内部格付手法採用組合としての承認を受けて基礎的内部格付手法の使用を開始した日。以下この章及び次章において同じ。）から二年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる期間において、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第二条の算式の分母に加えるものとする。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 前号に掲げる期間を経過した日以後一年間 八十パーセント

3

前二項の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額を計算する場合において、次の各号に掲げるリスクの区分

ければならない。

一 内部格付手法（先進的内部格付手法採用組合にあつては、先進的内部格付手法。次号及び第四項並びに第十八条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

2

先進的計測手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えるなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3

前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条の算式の分母に加えるなければならない。

4

第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポジ

に応じ、当該各号に定める手法により算出した額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額につき当該手法により算出した額を控除した額をいう。

一 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャー、CVAリスク及び第二百四十六条の五各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る部分以外の部分 標準的手法（第四章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にあつてはSA-CRR（第五十一条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の与信相当額の算出にあつては包括的手法）

二 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分 全ての裏付資産のプールをSAプールとみなして第六章に定めるところにより判定された手法（内部評価方式（同章第二節第二款第四目に定めるところにより第二百三十七条に規定する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出することをいう。以下同じ。）を除く。）

三 信用リスクに係る部分のうちCVAリスクに係る部分 第六章の二に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法

四 信用リスクに係る部分のうち中央清算機関関連エクスポージャーに係る部分 第六章の三に定める手法（第二百四十六条の六第一項において準用する第四章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にあつてはSA-CRR、レポ形式の取引及び信用取引その

ヤーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用組合にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用組合にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については組合を標準的手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第二号及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

他これに類する海外の取引の与信相当額の算出にあつては
包括的手法)

五 マーケット・リスクに係る部分 標準的方式又は簡易的
方式(内部モデル方式採用組合がマーケット・リスク相当額
の算出において内部モデル方式を適用する部分にあつて
は、標準的方式)

六 オペレーショナル・リスクに係る部分 第二百四十八条
に規定する標準的計測手法

4 第一項及び第二項の「承認を受けた計算方法により算出し
た所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パ
ーセントを乗じて得た額及び第四条第二項第一号ハに掲げる
額の合計額から同条第一項第二号イ及びロに掲げる額の合計
額を控除した額をいう。

(連結自己資本比率の計算方法)

第十条 法第十一条の八第一項第二号(法第九十二条第一項、
第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を
含む。)に規定する基準(以下この章において「連結自己資
本比率」という。)は、次の算式により得られる比率につい
て、四パーセント以上とする。

自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額

ーコア資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット

・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して
得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計
額を八パーセントで除して得た額

(連結自己資本比率の計算方法)

第十条 法第十一条の六第一項第二号(法第九十二条第一項、
第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を
含む。)に規定する基準(以下この章において「連結自己資
本比率」という。)は、次の算式により得られる比率につい
て、四パーセント以上とする。

自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額

ーコア資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーシ

ョナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで
除して得た額

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十一条の二 組合は、次に掲げる条件の全てを満たす場合には、第十条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

二 直近の期末から算出基準日までの間における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額（ハにおいて「最大額」という。）が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

イ 直近の期末の信用リスク・アセットの額

ロ 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ 最大額

三 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

四 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額

「条を加える。」

未満であること。

イ 信用リスク・アセットの額

ロ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額

五 直近の算出基準日において第十条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(自己資本の額)

第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

「一〇三 略」

四 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額
(当該合計額が第十条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額(内部格付手法採用組合にあつては、第百二十六条第二号に掲げる額及び証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額とする。)に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。)

ロ 「略」

「2〇5 略」

(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非

(自己資本の額)

第十二条 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 一般貸倒引当金の額(当該額が第十条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額(内部格付手法採用組合にあつては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。)に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。)

ロ 「同上」

「2〇5 同上」

(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非

支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条第一項において同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第九条第二項に規定する親法人等をいう。第六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に株式引受権、新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

「一・二 略」

「2 12 略」

（比例連結）

第十五条 「略」

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出した

支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第九条第二項に規定する親法人等をいう。第六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

「一・二 同上」

「2 12 同上」

（比例連結）

第十五条 「同上」

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出した

ときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ行政庁に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

2 第十六条 「略」

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合が第二百二十六条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額を算出する場合にあつては、次に掲げるエクスポージャーに対して計上されているものに限る。）

(1) 株式等エクスポージャー

(2) 第五章第三節第九款において信用リスク・アセットの額の算出方法が規定されているその他資産等

ロ 債務保証見返勘定

ハ 派生商品取引に係る資産

ニ 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ホ 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたもの

ときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ行政庁に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

2 第十六条 「同上」

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

二 債務保証見返勘定

三 派生商品取引に係る資産

四 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

六 第十二条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

七 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第十三条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まなかった部分

の額に相当する部分

へ 第十二条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

ト 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第十三条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

二 第十条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び第十六条の三から第十六条の五までの規定によりトレーディング勘定に分類された商品（証券化取引を目的として保有している資産、第十条の四第三項第四号に掲げるもの及び第二百四十六条の三の三第一項、第二百四十六条の三の四又は第二百四十六条の四の七第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。）

3

「略」

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第十六条の二 第十条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、第六章の四に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、貯金及びコール資金（主たる事務所とそれ以外の事務所との間の取引を含む。）のうち、トレーディングを行う部署においてリスク管理上トレーディングとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。

3

「同上」

「条を加える。」

(トレーディング勘定及びバンキング勘定の設置)

第十六条の三 組合は、その保有する商品进行分类するためにトレーディング勘定及びバンキング勘定を設け、次条及び第十六条の五に定めるところにより、その保有する商品をいずれかの勘定に分類するものとする。

(トレーディング勘定への分類基準等)

第十六条の四 商品の保有の目的が次に掲げるトレーディング目的のいずれかに該当する商品は、トレーディング勘定に分類するものとする。

- 一 短期間の再売却目的
 - 二 相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的
 - 三 市場間の裁定取引による利益の獲得目的
 - 四 前三号に掲げる目的のいずれかで保有している商品から生ずるリスクのヘッジ目的
- 2 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品のうち、次に掲げるもの以外のものは、トレーディング勘定に分類するものとする。
- 一 非上場株式
 - 二 証券化のための裏付資産にする予定の商品
 - 三 直接に保有する不動産
 - 四 個人又は中堅中小企業に対する信用供与
 - 五 ファンドへの出資（次項第二号に掲げるものを除く。）
 - 六 前各号に掲げる商品のいずれかを原資産とする派生商品取引又はファンド

「条を加える。」

「条を加える。」

七 前各号に掲げる商品のリスクをヘッジする目的で保有する商品

3 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品でない商品のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 マーケット・メイクに係る業務のために保有する商品
二 ファンドへの出資（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）

イ 当該ファンドの構成銘柄について、組合が、ルックス
ルーができ、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。

ロ 組合が、当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該ファンドの運用基準及びマーケット・リスク相当額に関する情報を取得していること。

三 上場株式

四 トレーディング業務に係るレポ形式の取引

五 オプション

4 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品でない商品（前項各号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品

二 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、次に掲げるポジションのいずれかを構成するもの

イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個

別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート・ポジションとなっているポジション

ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対して、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバーヘッジとなっているポジション

三 引受け業務から生ずる商品

5 組合は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに關して法令に別段の定めがない限り、当該商品をトレードイング勘定に分類することができる。

6 組合は、トレードイング勘定に分類する商品のうち、會計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。

(バンキング勘定への分類基準)

第十六条の五 前条の規定によりトレードイング勘定に分類する商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする。

2 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに前条第三項の規定によりトレードイング勘定に分類することとされる商品のうち、トレードイング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ行政庁に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する組合は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

一 第十一条の二の規定によりマーケット・リスク相当額に

「条を加える。」

係る額を算入しない場合

- 二 簡易的方式採用組合であつて、第十一条の二第一号及び第三号に掲げる条件を満たす場合

(商品分類に係る方針等)

第十六条の六 組合は、トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続に係る文書を作成するとともにその遵守態勢を確立するものとする。

2 組合のマーケット・リスク管理部署は、前項の商品の分類が適切に実施されたかどうかの検証をする体制を整備するものとする。

3 組合の内部監査部署は、第一項の商品の分類に係る内部監査を一年に一回以上実施し、その結果を行政庁の求めに応じて提出することができるよう整備するものとする。

(勘定間の振替の制限)

第十六条の七 組合は、次に掲げる行為（以下この条から第十六条の九までにおいて「勘定間の振替」という。）を行つてはならない。

一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に移し替えること。

二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、勘定間の振替を行うことができる。

一 当該勘定間の振替について理事の承認を受けていること

「条を加える。」

「条を加える。」

二 当該勘定間の振替について内部監査が行われていること。 三 当該勘定間の振替について開示すること。 3 組合は、前項の規定により勘定間の振替を行う場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を行政庁に提出するものとする。 一 勘定間の振替を行う商品の種類（当該商品が第十六条の四第三項第一号から第三号までに掲げる商品のいずれかに該当するときは、その旨を含む。） 二 前項各号に掲げる要件の全てを満たしている旨の説明 三 勘定間の振替を行う商品の保有の目的の変更に係る説明 四 その他参考となるべき事項	（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上） 第十六条の八 組合は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。 2 組合は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、行政庁が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。 （勘定間の振替に係る方針等） 第十六条の九 組合は、勘定間の振替について、次に掲げる事項その他必要な事項を定めた方針を策定するものとする。
---	---

「条を加える。」

「条を加える。」

一 勘定間の振替に係る制限の内容及び当該制限に係る変更の要件

二 当該方針に係る理事会の承認手続

三 例外的事象を特定する方法

四 勘定間の振替に係る開示方法

2 組合は、前項の方針を一年に一回以上見直すものとする。

（内部取引の取扱い）

第十六条の十 内部取引によるトレーディング勘定からバンキング勘定へのリスク移転については、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

2 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定へのリスク移転については、次条から第十六条の十三までに定めるところによる。

（信用リスク及び株式リスクの内部取引）

第十六条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 信用リスク トレーディング勘定において、組合が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものである

「条を加える。」

「条を加える。」

こと。

イ トレーディング勘定において、組合が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ その外部ヘッジ取引が、バンキング勘定の株式リスクのヘッジとして認識されていること。

2 前項第一号の外部ヘッジ取引において、内部取引のポジションを完全に相殺する場合には、当該外部ヘッジ取引を複数の取引相手方との複数の取引により構成することができる。

3 第一項のリスク移転におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第一項各号に定める要件を満たす場合 トレーディング勘定における内部取引及び外部ヘッジ取引を含むものとする。

二 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーディング勘定における外部ヘッジ取引を含み、トレーディング勘定における内部取引を含まないものとする。

三 バンキング勘定においてオーバーヘッジとなったポジションが生じた場合 当該ポジションを含むものとする。

(一般金利リスクの内部取引)

第十六条の十二 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

「条を加える。」

一 内部取引によりバンキング勘定の一般金利リスクがヘッジされている旨及び当該一般金利リスクの発生源に係る文書が作成されていること。

2 内部取引は、内部取引担当デスクとの間で行われること。
内部取引担当デスクは、バンキング勘定との内部取引のポジションに対する外部ヘッジ取引を第三者との間で直接に行うことができる。

3 第一項のリスク移転において、内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクを通じた第三者との間の外部ヘッジ取引は、内部取引担当デスクが内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクと行う一般金利リスクに係る内部取引のポジションにより第三者との外部ヘッジのポジションと完全に相殺されるときに限り、行うことができる。この場合において、内部取引担当デスク及び内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

（マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引）

第十六条の十三 マーケット・リスク相当額の計測対象であるトレーディング・デスク間の内部取引は、マーケット・リスク相当額の計測範囲に含むものとする。

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 トレーディング・デスクが保有する内部取引のポジション

「条を加える。」

は、第三者と取引するトレーディング勘定の商品と同様にマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(CVAリスクにおける内部取引等)

第十六条の十四 第十六条の十から前条までの規定にかかわらず、外部CVAヘッジ取引及び内部CVAヘッジ取引におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 外部CVAヘッジ取引のうち、適格CVAヘッジ取引に該当するものについてはマーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとし、適格CVAヘッジ取引に該当しないものについては第六章の四に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 内部CVAヘッジ取引は、互いに完全に相殺するCVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションから構成されなければならず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりマーケット・リスク相当額を計測するものとする。

一 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当しない場合 CVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションは、いずれもマーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションとし、双方のポジションを相殺することにより、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

二 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当する場合 トレーディング・デスクのポジションは、第六章

「条を加える。」

の四に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

4 標準的方式に係る要件に定めるカーベチャー・リスク、デフォルト・リスク又は残余リスクに対する資本賦課の対象となるポジションに係るCVAリスクの内部取引は、トレーディング勘定において、組合が第三者であるプロテクション提供者との間で行う外部ヘッジ取引が当該内部取引のポジションを完全に相殺する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測において勘案することができる。

5 CVAデスクとトレーディング・デスクとの間の内部取引は、第十六条の十一第一項各号に定める要件を満たす場合には、第五十条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額のヘッジ手段として利用することができる。

(バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出)

第十六条の十五 トレーディング勘定を設ける組合は、あらかじめ、その旨を記載した届出書を行政庁に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

一 第十六条の五第二項の規定によりバンキング勘定に分類する商品

二 第十六条の九第一項の方針

3 組合は、第一項の届出書に記載すべき事項又は前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を行政庁に提出するものとする。

「条を加える。」

る。

（資本フロアの算出方法）

第十八条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に七十二・五パーセントを乗じて得た額が承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回るときは、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第十条の算式の分母に加えるものとする。

- 一 内部格付手法採用組合
- 二 内部モデル方式採用組合
- 三 期待エクスポージャー方式採用組合

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、内部格付手法の使用を開始した日から二年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる期間において、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第十条の算式の分母に加えるものとする。

- 一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント
- 二 前号に掲げる期間を経過した日以後一年間 八十パーセント

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十条の算式の分母に加えない。

- 一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十条の算式の分母に加えない。

- 一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント
- 二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

ント

3 前二項の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは、第十条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額を計算する場合において、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める手法により算出した額の合計額から第十二条第一項第四号イに掲げる額につき当該手法により算出した額を控除した額をいう。

一 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーに係る部分以外の部分 標準的な手法（第四章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にあつてはSA-CCR、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の与信相当額の算出にあつては包括的手法）

二 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分 全ての裏付資産のプールをSAプールとみなして第六章に定めるところにより判定された手法（内部評価方式を除く。）

三 信用リスクに係る部分のうちCVAリスクに係る部分 第六章の二に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法

四 信用リスクに係る部分のうち中央清算機関関連エクスポージャーに係る部分 第六章の三に定める手法（第二百四十六条の六第一項において準用する第四章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にあつてはSA-CCR、レポ形式の取引及び信用取引その

3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセツト調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十条の算式の分母に加えないなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については組合を標準的な手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号イ及びロに掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十条

他これに類する海外の取引の与信相当額の算出にあつては包括的手法)

五 マーケット・リスクに係る部分 標準的方式又は簡易的方式(内部モデル方式採用組合がマーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分にあつては、標準的方式)

六 オペレーショナル・リスクに係る部分 第二百四十八条に規定する標準的計測手法

4 第一項及び第二項の「承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額」とは、第十条の算式の分母の額にパーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項第一号ハに掲げる額の合計額から同条第一項第四号イ及びロに掲げる額の合計額を控除した額をいう。

の算式の分母の額にパーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

(標準的手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第十九条 標準的手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

「一〇三 略」

四 第六章の三に定めるところにより算出した中央清算機関
関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

2 「略」

(標準的手法のデュー・ディリジェンス)

第十九条の二 標準的手法採用組合は、債務者又はエクスポージャーに係る評価であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの(次節において「デュー・ディリジェンス分析」という。)を行うものとする。

一 内部の信用分析若しくは第三者による分析又はこれらを併用した分析を用いて信用リスクを評価するための必要な体制が整備されていること。

二 評価に係る情報を適時に把握するための必要な体制が整備されていること。

三 債務者が連結財務諸表を作成している場合又は債務者を同一のグループに属するものとして管理している場合において、グループに属する会社による資金援助、これらの会社に問題が生じた場合の返済能力への影響その他のグループ

(標準的手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第十九条 「同上」

「一〇三 同上」

四 第六章の三に定めるところにより算出した第二百四十六
条の五各号に掲げるエクスポージャー(以下「中央清算機関
関連エクスポージャー」という。)に係る信用リスク・アセ
ットの額

2 「同上」

「条を加える。」

からの影響が当該債務者の評価において必要であるときは、当該影響が評価されていること。

四 エクスポージャーに応じた適切なリスク・ウェイトを判定できるように、内部方針、評価プロセス、システム及び内部統制が整備されていること。

五 債務者又はエクスポージャーの評価の結果について、行政庁の求めに応じて提出できるよう整備されていること。

六 債務者又はエクスポージャーの評価を信用供与の実行時点及び年一回以上の頻度で実施していること。

（非依頼格付の使用禁止）

第二十条 標準的手法採用組合は、リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を使用しないものとする。ただし、中央政府に付与されたものである場合は、この限りでない。

（格付等の使用基準の設定）

第二十一条 「略」

2 標準的手法採用組合は、前項に規定する基準を設けるに当たっては、信用リスク・アセットの額を意図的に小さくすることを目的としないものとする。

3 標準的手法採用組合は、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを内部管理において用いている場合には、第一項に規定する基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものとする。

4 「略」

（非依頼格付の使用禁止）

第二十条 標準的手法採用組合は、リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を使用してはならない。ただし、中央政府に付与されたものである場合には、この限りでない。

（格付等の使用基準の設定）

第二十一条 「同上」

2 標準的手法採用組合は、前項に規定する基準を設けるに当たっては、信用リスク・アセットの額を意図的に小さくすることを目的としてはならない。

3 標準的手法採用組合は、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを内部管理において用いている場合、第一項に規定する基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものにしなければならない。

4 「同上」

(現地通貨建て格付及び非現地通貨建て格付)

第二十三条 前条の規定において、標準的手法採用組合は、個別格付又は債務者信用力格付が当該標準的手法採用組合の保有するエクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものでない場合には、当該個別格付又は債務者信用力格付を用いないものとする。ただし、組合の保有する現地通貨建てのエクスポージャーが国際開発銀行（第三十一条第三項の規定において零パーセントのリスク・ウェイトを適用することが認められているものに限る。）との協調融資に係るものである場合は、この限りでない。

(複数の格付がある場合のリスク・ウェイト)

第二十四条 標準的手法採用組合は、その保有するエクスポージャーについて、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアが二以上ある場合であつて、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。

(信用リスクの評価の対象が異なる格付の取扱い)

第二十五条 標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる場合その他の格付における評価の対象が標準的手法採用組合の保有するエクスポージャーと異なることにより、当該格付を用いるとリスク・アセットの額が過小に評価されるおそれがある

(現地通貨建て格付及び非現地通貨建て格付)

第二十三条 前条の規定において、標準的手法採用組合は、個別格付又は債務者信用力格付が当該標準的手法採用組合の保有するエクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものでない場合には、当該個別格付又は債務者信用力格付を用いてはならない。ただし、組合の保有する現地通貨建てのエクスポージャーが国際開発銀行（第三十一条第二項の規定において零パーセントのリスク・ウェイトを適用することが認められているものに限る。）との協調融資に係るものである場合は、この限りでない。

(複数の格付がある場合のリスク・ウェイト)

第二十四条 標準的手法採用組合は、その保有するエクスポージャーについて、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアが二以上ある場合であつて、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いなければならない。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。

(信用リスクの評価の対象が異なる格付の取扱い)

第二十五条 標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる場合その他の格付における評価の対象が標準的手法採用組合の保有するエクスポージャーと異なることにより、当該格付を用いるとリスク・アセットの額が過小に評価されるおそれがある

場合には、当該格付を用いないものとする。

一 「略」

二 個別格付が担保又は保証その他の信用リスクを削減する措置（第六節に規定する信用リスク削減手法として適格でないものを含む。以下この号において同じ。）を反映している場合であって、当該標準的手法採用組合の保有するエクスポージャーに対して取られている信用リスクを削減する措置がこれと異なるとき又はそうした措置が取られていないとき。

（国際決済銀行等向けエクスポージャー）

第二十八条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー）

第三十条 外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、当該公共部門の所在する国の中央政府に付与された格付又はカントリ・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一 適格格付機関の付与する格付の場合

場合には、当該格付を用いてはならない。

一 「同上」

二 個別格付が担保又は保証その他の信用リスクを削減する措置（第六節に規定する信用リスク削減手法として適格でないものを含む。以下この条において同じ。）を反映している場合であって、当該標準的手法採用組合の保有するエクスポージャーに対して取られている信用リスクを削減する措置がこれと異なるとき又はそうした措置が取られていないとき。

（国際決済銀行等向けエクスポージャー）

第二十八条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー）

第三十条 外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、当該公共部門の所在する国の中央政府に付与された格付又はカントリ・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

「号を加える。」

信用リスク区分	
リスク・ウェイト (パーセント)	二十
	五十
	百
	百
	百五十

二 カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・リスク・スコア)	
リスク・ウェイト (パーセント)	二十
	二十
	五十
	百
	百
	百
	百
	百五十

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 国際開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、五十パーセントとする。

信用リスク区分	
リスク・ウェイト (パーセント)	二十
	三十
	五十
	百
	百
	百五十

2

前項において、標準的手法採用組合によるデュール・ディリジエンス分析の結果、国際開発銀行の信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該格付に対応する信用リ

「号を加える。」

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 「同上」

信用リスク区分	
リスク・ウェイト (パーセント)	二十
	五十
	百
	百
	百五十

「項を加える。」

スク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは、用いないものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（地方公共団体金融機構向けエクスポージャー）

第三十一条の二 「略」

2 前項の場合を除き、地方公共団体金融機構向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十条各号の表の左欄に定めるものとする。

（我が国の政府関係機関向けエクスポージャー）

第三十二条 「略」

2 前項の場合を除き、我が国の政府関係機関向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十条各号の表の左欄に定めるものとする。

（地方三公社向けエクスポージャー）

第三十三条 「略」

2 前項の場合を除き、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（地方公共団体金融機構向けエクスポージャー）

第三十一条の二 「同上」

2 前項の場合を除き、地方公共団体金融機構向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十四条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

（我が国の政府関係機関向けエクスポージャー）

第三十二条 「同上」

2 前項の場合を除き、我が国の政府関係機関向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十四条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

（地方三公社向けエクスポージャー）

第三十三条 「同上」

2 前項の場合を除き、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地

方道路公社向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十条各号の表の左欄に定めるものとする。

(金融機関向けエクスポージャー)

第三十四条 自己資本比率規制金融機関（バーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社又は銀行持株会社に準ずる外国の会社をいう。以下この節において同じ。）に対するエクスポージャー（以下この条並びに第三十七条第一項及び第四項において「金融機関向けエクスポージャー」という。）について、格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	3 1	3 2	3 3	3 4	3 5
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	三十	五十	百	百五十

2 前項の規定により三十パーセント、五十パーセント又は百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーのうち次の各号のいずれかに該当するもののリスク・ウェイトは、同項の規定により適用されるリスク・ウェイトの区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとすることができる。この場合において、参照する金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第四項に規定するデュー・デiligence分析の結果を踏まえた値とするものとする。

方道路公社向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、次条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

(金融機関向けエクスポージャー)

第三十四条 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。次項において同じ。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一 適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分	3 1	3 2	3 3	3 4
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十

二 カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	二十	五十	百	百	百	百	百五十

2 前項の規定にかかわらず、金融機関及び銀行持株会社に対する円建てのエクスポージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

リスク・ウェイト (パーセント)	三十	五十	百
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	二十	五十

一 信用供与を行った日から満期までの期間が三月以内の金融機関向けエクスポージャー

二 前号に規定する期間が六月以内の貿易取引に係る金融機関向けエクスポージャー（流動性の高い貿易関連偶発債務を含み、同号に掲げるものを除く。）

3 標準的手法採用組合は、第一項において格付を用いる場合には、暗黙の政府支援（国又は地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある場合において法令（外国の法令を含む。）に基づき金融機関に講ぜられる措置その他これに類する措置（当該金融機関の株主又は債権者のみに損失を負担させる措置を除く。）を自己資本比率規制金融機関に対して講じ得ることをいう。）を勘案していない格付を用いるものとする。

4 第一項において、標準的手法採用組合によるデュー・ディリジェンス分析の結果、自己資本比率規制金融機関の信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは、用いないものとする。

5 金融機関向けエクスポージャーが無格付の場合には、その

3 前二項の規定にかかわらず、第一項のエクスポージャーが当該主体の資本調達手段である場合には、そのリスク・ウェイトは百パーセントとする。

リスク・ウェイトは、第七項、第九項及び第十項の規定により判定される自己資本比率規制金融機関のグレード区分（自己資本比率規制金融機関が無格付の場合の金融機関向けエクスポージャーにおける信用リスク評価の区分をいう。以下この条において同じ。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

グレード区分	A	B	C
リスク・ウェイト (パーセント)	四十	七十五	百五十

6 前項の規定により四十パーセント又は七十五パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーのうち第二項各号のいずれかに該当するもののリスク・ウェイトは、前項の規定により適用されるリスク・ウェイトの区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとすることができる。

リスク・ウェイト (パーセント)	四十	七十五
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十

7 標準的手法採用組合は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定するものとする。

- 一 契約に従って債務を履行する能力を有しており、かつ、経済状況又は事業環境が悪化した場合においても当該能力を継続して維持することが見込まれること。
- 二 次のイからタまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからタまでに定める要件を満たしていること。

ること。

イ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条及び第十四条に定める最低基準並びに同告示第二条の二第一項及び第十四条の二第一項に定める当該最低基準以外の基準

(2) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める当該最低基準以外の基準

ロ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条に定める最低基準及び同告示第二条の二第一項に定める当該最低基準以外の基準

(2) 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）第二条第一項に定める最低基準及び同条第二項に定める当該最低基準以外の基準

ハ

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条及び第三十一条に定める最低基準並びに同告示第十九条の二第一項及び第三十一条の二第一項に定

める当該最低基準以外の基準

- (2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準以外の基準
- ニ 農林中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

- (1) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第四号）第二条及び第十四条に定める最低基準並びに同告示第二条の二第一項及び第十四条の二第一項に定める当該最低基準以外の基準

- (2) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年農林水産省告示第四号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める当該最低基準以外の基準

ホ 株式会社商工組合中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年^{金融庁}財務省^{経済産業省}告示第二号）第二条及び第十四条に定める最低基準並びに同告示第二条の二第一項及び第十四条の二第一項に定める当該最低基準以外の基準

(2) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年^{金融庁}財務省^{経済産業省}告示第三号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める当該最低基準以外の基準

ヘ 外国銀行（イに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。）イ(1)及び(2)に掲げる基準と類似の基準（各国が定めた当該外国銀行に対する固有の基準（公表されているものに限る。）を含む。）を満たしていること。

ト 銀行持株会社に準ずる外国の会社（ロに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。）ロ(1)及び(2)に掲げる基準と類似の基準（各国が定めた当該銀行持株会社に準ず

る外国の会社に対する固有の基準（公表されているものに
限る。）を含む。）を満たしていること。

チ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行 同告示第二十五条及び第三十七条に定める基準を満たしていること。

リ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行 同告示第十四条に定める基準を満たしていること。

ヌ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第九号の二に規定する国内基準金庫 同告示第二条及び第十一条に定める基準を満たしていること。

ル 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第一条第二号に規定する信用協同組合等 同告示第二条及び第十一条に定める基準を満たしていること。

ヲ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法

第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年厚生労働省告示第七号）第一条第七号の三に規定する金庫 同告示第二条及び第十一条に定める基準を満たしていること。

ワ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第二号）第一条第七号二に規定する組合 同告示第二条及び第十条に定める基準を満たしていること。

カ 第一条第七号ホに規定する組合 第二条及び第十条に定める基準を満たしていること。

コ 外国銀行（チに規定する国内基準行に準ずる者に限る。） チに規定する基準と類似の基準（各国が定めた当該外国銀行に対する固有の基準（公表されているものに限る。）を含む。）を満たしていること。

ク 銀行持株会社に準ずる外国の会社（リに規定する国内基準行に準ずる者に限る。） リに規定する基準と類似の基準（各国が定めた当該銀行持株会社に準ずる外国の会社に対する固有の基準（公表されているものに限る。）を含む。）を満たしていること。

三 前号に掲げる要件を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法採用組合が確認するために必要な情報が公表されていること、又は当該情報が標準的手法採用組合に適切に提供されていること。

第五項の規定にかかわらず、自己資本比率規制金融機関（前項第二号イからトまでのいずれかに該当するものに限る。）が、前項の規定によりそのグレード区分がAと判定される場合において、次の各号に掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、当該自己資本比率規制金融機関に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトを三十パーセントとすることができる。

一 前項第二号イに規定する国際統一基準行 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率（第六号において「普通株式等Tier1比率」という。）が十四パーセント以上であり、かつ、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率（第六号において「レバレッジ比率」という。）が五パーセント以上であること。

二 前項第二号ロに規定する国際統一基準行 銀行法第五十条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条第一号の算式により得られる比率（第七号において「普通株式等Tier1比率」という。）が十四パーセント以上であり、かつ、銀行法第五十二条の二十五の規定に

に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二條第一項の算式により得られる比率（第七号において「レバレッジ比率」という。）が五パーセント以上であること。

三 前項第二号ハに規定する国際統一基準金庫 信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九條第一号及び第三十一條第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二條第一項（同告示第五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

四 農林中央金庫 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二條第一号及び第十四條第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二條第一項（同告示第五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が

五パーセント以上であること。

五 株式会社商工組合中央金庫 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二十三条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二十一条第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

六 外国銀行（前項第二号イに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。） バゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準により算出された普通株式等Tier 1比率に類する比率が十四パーセント以上であり、かつ、バゼル銀行監督委員会の定めるレバレッジ比率の基準又はこれと類似の基準により算出されたレバレッジ比率に類する比率が五パーセント以上であること。

七 銀行持株会社に準ずる外国の会社（前項第二号ロに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。） バゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準により算出された普通株式等Tier 1比率に類する比率が十四パーセント以上であり、かつ、バゼル銀行監督委員会の定めるレバレッジ比率の基準又はこれと類似の基準により算出されたレバレッジ比率に類する比率が五パーセント以上であること。

標準的手法採用組合は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関（第七項の規定によりそのグレード区分がAと判定されたもの及び同項第二号チからタまでに掲げるものを除く。）のグレード区分をBと判定するものとする。

一 算出基準日において債務を履行する能力に疑義が生じていないこと。

二 次のイからトまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからトまでに定める要件を満たしていること。

イ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の二に規定する国際統一基準に次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条及び第十四条に定める最低基準

(2) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

ロ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に

照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の二に規定する国際統一基準行 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条に定める最低基準

(2) 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準
第二条第一項に定める最低基準

ハ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条及び第三十一条に定める最低基準

(2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行

法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準農林中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二條及び第十四條に定める最低基準

(2) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二條第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

ホ 株式会社商工組合中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三條第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二條及び第十四條に定める最低基準

(2) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三條第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二條第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

ヘ 外国銀行（イに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。） イ(1)及び(2)に掲げる基準と類似の基準を満たしていること。

ト 銀行持株会社に準ずる外国の会社（ロに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。） ロ(1)及び(2)に掲げる基準と類似の基準を満たしていること。

三 前号に掲げる要件を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法採用組合が確認するために必要な情報が公表されていること、又は当該情報が標準的手法採用組合に適切に提供されていること。

10

標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する自己資本比率規制金融機関（第七項の規定によりそのグレード区分がAと判定されたもの及び前項の規定によりそのグレード区分がBと判定されたものを除く。）のグレード区分をCと判定するものとする。

一 算出基準日において、債務を履行する能力に疑義がある場合又は既に債務を履行することができない状態にある場合

二 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によって定められていない場合

三 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によって定められており、かつ、これらの基準を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていない場合

四 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関の設立された国又は地域の金融当局によって定められている場合において、これらの基準を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法採用組合が確認するために必要な情報が公表されておらず、かつ、当該情報が標準的手法採用組合に適切に提供されていないとき。

五 当該自己資本比率規制金融機関が所在する国又は地域の法令に基づき、当該自己資本比率規制金融機関に対する外部監査人の会計監査が義務付けられている場合において、過去十二月以内に次のいずれかに該当しているとき。

イ 財務諸表に対する監査報告書において外部監査人による不適正意見が表明されていること。

ロ 財務諸表における継続企業的前提に対して外部監査人による重大な疑義が表明されていること（財務諸表において、継続企業的前提に関する注記がされていることを含む。）。

六 第七項の規定によりそのグレード区分がAと判定されず、かつ、前項の規定によりそのグレード区分がBと判定されない場合

11 第五項、第六項及び第八項に規定するグレード区分に応じたりスク・ウェイトを用いる場合における金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融機関向けエクスポージャーが次に掲げる要件の全てに該当するときは、当該金融機関向けエクスポージャーの相手方である自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の中央政府に係る第二

十七条に規定するリスク・ウェイトを下回らないものとする。
ただし、当該自己資本比率規制金融機関が信用供与を受けた
日から満期までの期間が一年未満であり、かつ、流動性の高い
貿易関連偶発債務に係る金融機関向けエクスポージャーにつ
いては、この限りでない。

一 当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域
の現地通貨と異なる通貨建てであること。

二 当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域
と異なる拠点の勘定に計上されるものであり、かつ、当該拠
点の所在する国又は地域の現地通貨と異なる通貨建てであ
ること。

12 前各項の規定にかかわらず、農林中央金庫及び特定農水産
業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律
（平成八年法律第百十八号）第二条第一項第三号に規定する
特定漁業協同組合、同項第四号に規定する信用漁業協同組合
連合会又は農林中央金庫に対するエクスポージャーのリス
ク・ウェイトは、二十パーセントとする。

（カバード・ボンド向けエクスポージャー）

第三十四条の二 カバード・ボンド向けエクスポージャー（自己
資本比率規制金融機関により発行されたカバード・ボンドで
あって、適格資産要件を満たし、かつ、開示要件を満たすもの
に対するエクスポージャーをいう。次項において同じ。）のリス
ク・ウェイトは、当該カバード・ボンド向けエクスポージャ
ーに付与された個別格付に対応する信用リスク区分に応じ、
次の表の左欄に定めるものとする。

「条を加える。」

信用リスク区分	
リスク・ウェイト (パーセント)	
十	3 1 2
二十	3 2 2
二十	3 3 2
五十	3 4 2
百	3 5 2

2 個別格付がないカバード・ボンド向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該カバード・ボンド向けエクスポージャーの発行体である自己資本比率規制金融機関（以下この条において「カバード・ボンド発行体」という。）のリスク・ウェイトの区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。この場合において、参照するカバード・ボンド発行体のリスク・ウェイトは、前条第四項に規定するデュー・ディリジェンス分析の結果を踏まえた値とするものとする。

カバード・ボンド 発行体のリスク・ ウェイト (パーセント)	
二十	
三十	
四十	
五十	
七十五	
百	
百五十	
リスク・ウェイト (パーセント)	
十	
十五	
二十	
二十五	
三十五	
五十	
百	

3 第一項の「適格資産要件」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。

一 カバー・プール（カバード・ボンドの原資産の集合をいう。以下この条において同じ。）に含まれる資産が次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。ただし、カバード・ボンド発行体が当該カバー・プールに代替資産（カバー・プール内の資産の毀損に備えて追加される当該資産の代わりに保有される現金又は短期かつ流動性の高い資産をいう。）又はカ

バー・プール内の資産が毀損するリスクをヘッジするための派生商品取引を含めることを妨げない。

イ 中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、国際開発銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府等以外の公共部門に対する貸出債権、社債その他の債権（以下この号において「貸出債権等」という。）又はそれらにより保証された貸出債権等であること。

ロ 健全な審査及び保全の要件に服する居住の用に供する目的の不動産（居住施設であり、かつ、当該不動産を居住の用に供するための法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であるものをいう。ハ及び第四十一条の四第一項第一号において同じ。）が担保に付されている貸出債権等であり、かつ、ローン・トゥ・バリュー（貸出債権等の額を担保に付されている物件の価値で除して得た値をいう。ハにおいて同じ。）が八十パーセント以下であること。

ハ 健全な審査及び保全の要件に服する居住の用に供する目的の不動産以外の不動産が担保に付されている貸出債権等であり、かつ、ローン・トゥ・バリューが六十パーセント以下であること。

ニ 自己資本比率規制金融機関のうち前条第一項又は第八項の規定により三十パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるものに対する貸出債権等又は当該自己資本比率規制金融機関により保証された貸出債権等であつて、これらの貸出債権等の額のカバード・ボンドの発行時の価格に対する割合が十五パーセントを上回らないこ

と。

二 カバード・ボンド発行体がカバード・ボンドに対して割り当てるカバー・プールの名目額（カバー・プールに含まれる貸出債権等の合計額をいう。次項第一号イにおいて同じ。）の当該カバード・ボンドの残高に対する割合が、百十パーセントを下回らないこと（当該割合を規制する法的枠組みがないときは、当該カバード・ボンド発行体が、当該割合が百十パーセントを下回らないことを定期的に開示するものであることを含む。）。

三 前二号に掲げる要件がカバード・ボンドの組成時から満期までの期間において満たされること。

4 第一項の「開示要件」とは、標準的手法採用組合が次に掲げる事項の全てを行政庁の求めに応じて提出することができるように整備していることをいう。

一 カバード・ボンドに係る次に掲げる情報

イ カバード・プールの名目額及び当該カバード・ボンドの残高

ロ カバー・プールに含まれる資産の種類及び地理的分布並びにカバー・プールに含まれる貸出債権等の数

ハ 当該カバード・ボンドの発行により、カバード・ボンド発行体に発生し得る金利及び為替リスク

ニ カバー・プールの構成資産及びカバード・ボンドのマチユリテイ

ホ カバー・プールのうち、九十日超又は三月以上延滞している貸出金の割合

二 標準的手法採用組合が発行体から前号イからホまでに掲げる情報を半年に一回以上の頻度で受領していること。

5 第一項において、標準的手法採用組合によるデュー・デiligence分析の結果、カバード・ボンドの信用状態が当該カバード・ボンドに付与された個別格付に対応した信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該個別格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該個別格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは、用いないものとする。

6 第一項及び前三項の「カバード・ボンド」とは、次に掲げる要件の全てを満たす債券をいう。

一 法令（外国の法令を含む。）に基づき、その保有者を保護するために中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門の監督に服していること。

二 法令（外国の法令を含む。）に基づき、その発行代り金を次に掲げる要件の全てを満たす資産に投資することが求められるものであること。

イ 当該債券が有効に存在している間、これに付随する請求権を補填することが可能であること。

ロ 当該債券の発行者に債務不履行が生じた場合には、当該債券の元本及び利息を優先的に返済するために用いることが可能であること。

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似

の基準の適用を受ける場合に限り、第三十四条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当する第一種金融商品取引業者及び経営管理会社に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第三十四条の規定によることができる。

一 外国の法令に準拠して設立され、かつ、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う者であること。

二 設立された国又は地域の金融当局の定めるところにより自己資本比率規制金融機関に準ずる者と認められた者であること。

(保険会社向けエクスポージャー)

第三十五条の二 保険会社又は保険持株会社に対するエクスポージャー(第三十七条第一項において「保険会社向けエクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトは、第三十四条の規定に従うものとする。

2 次に掲げる要件の全てに該当する保険会社に準ずる外国の者及び保険持株会社に準ずる外国の者に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第三十四条の規定によることのできる。

一 外国の法令に準拠して設立され、かつ、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う者であること。

二 設立された国又は地域の金融当局の定めるところにより自己資本比率規制金融機関に準ずる者と認められた者であること。

の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

「項を加える。」

「条を加える。」

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 法人等向けエクスポージャー（法人等（会社、組合、信託、基金、事業者たる個人その他これらに準ずる事業体をいい、外国におけるこれらに相当するものを含み、第二十七条から前条までに規定するものを除く。第四項、次条第四項第六号及び第四十九条第三項第一号において同じ。）に対するエクスポージャーをいう。以下同じ。）に格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	4－1	4－2	4－3	4－4	4－5
リスク・ウェイト (パーセント)	「略」	「略」	七十五	「略」	「略」

2 前項において、標準的手法採用組合によるデュール・ディリジエンス分析の結果、債務者の信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは、用いないものとする。

3 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合には、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その債務者が中堅中小企業等に該当する場合には、八十五パーセントとすることができる。

4 前項の「中堅中小企業等」とは、法人等のうち、当該法人等の売上高（連結財務諸表を作成している場合及び標準的手法

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 法人等向けエクスポージャー（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に対するエクスポージャーをいう。ただし、第二十七条から前条までに規定するものを除く。以下同じ。）に格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	4－1	4－2	4－3	4－4	4－5
リスク・ウェイト (パーセント)	「同 上」	「同 上」	百	「同 上」	「同 上」

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

採用組合が同一のグループに属するものとして管理している場合にあっては、連結の売上高。以下この項において同じ。）が五十億円未満のものをいう。ただし、当該法人等が卸売業を営む場合その他の当該法人等の事業規模を判断するに当たって当該法人等の売上高を用いることが適切でない場合には、総資産が五十億円未満のものをこれに含めることができる。

（特定貸付債権向けエクスポージャー）

第三十六条の二 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業に対する法人等向けエクスポージャー（以下この条及び次条第一項において「特定貸付債権向けエクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、当該特定貸付債権向けエクスポージャーに対して付与された個別格付に対応する信用リスク区分に応じ、前条第一項の表の左欄に定めるものとする。この場合において、当該特定貸付債権向けエクスポージャーの債務者に債務者信用力格付があるときは、当該債務者信用力格付をリスク・ウェイトの判定に用いないものとする。

一 発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該事業からの収益に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該事業の有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの（第三項第三号及び第四号並びに第四項において「プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー」という。）

二 船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主とし

「条を加える。」

て当該有形資産からの収益に限定し、かつ、当該有形資産を担保の目的とするものであって、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの（第三項第一号において「オブジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー」という。）

三 原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該上場商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該上場商品及び当該上場商品からの収益について相当程度の支配権を有しているもの（第三項第二号において「コモディティ・ファイナンス向けエクスポージャー」という。）

2 特定貸付債権向けエクスポージャーに係るデュー・デューリジェンス分析の結果、当該特定貸付債権向けエクスポージャーに係る事業の信用状態が個別格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該個別格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該個別格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは、用いないものとする。

3 特定貸付債権向けエクスポージャーが無格付である場合には、次の各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 オブジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー 百

パーセント

二 コモディティ・ファイナンス向けエクスポージャー 百パーセント

三 運用段階前のプロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー 百三十パーセント

四 運用段階のプロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー 百パーセント

4 前項第四号の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、運用段階のプロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーのうち、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトを八十パーセントとすることができる。

一 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーの債務者が、その負担している金銭債務を返済計画に従って履行する能力を有していること。

二 当該標準的手法採用組合が、前号に規定する能力について景気循環や事業環境の変化の影響を受けにくいと判断していること。

三 当該標準的手法採用組合の不利益となる行為を債務者が行うことが制限されていること。

四 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業における偶発的な支出への対応及び運転資本要件の充足のため、十分な財務上の措置が行われていること。

五 次に掲げる要件の全てを満たす契約がオフテイカー（当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業の目的たる物及びサービス等の購入者を含む。以下この項において同じ。）と締結されていること。

(1) 当該事業に用いられる施設等の建設が完了している場合において、当該事業の運営に要する運営費、修繕費、債務の弁済に係る費用及び配当金に充てる安定的かつ十分な額がオフテイクーから支払われること。

(2) 当該事業に用いられる施設等があらかじめ定められた性能を欠く場合又は当該施設等の利用が行えない場合を除き、支払額が当該事業の目的たる物及びサービス等の需要に影響されず、減額されないこと。

ロ 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業の収入が、当該事業の実行される法域における公正報酬率規制（当該法域における規制当局が当該事業につき適正と判断する利益率等を定める規制をいう。）に従うものであること。

ハ 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業の収入について、オフテイクーとテイク・オア・ペイ契約（事業の目的たる物及びサービス等の受領の有無にかかわらず、定められた条件に基づき一定額を対価として債務者に支払う旨を約する契約をいう。）が締結されていること。

六 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る利払い及び返済の原資を主として信用力の高いオフテイクー（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、国際開発銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、我が国の政府関係機関、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門並びに法人等（前条の規定に

より八十パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)に該当するオフテイカーをいう。第八号において同じ。)からの収入に依存していること。

七 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る信用供与に関する契約に、債務不履行事由が生じた場合における実効性のある債権者の保護に関する規定が設けられていること。

八 信用力の高いオフテイカーが当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業に関わる契約を解除する場合において、当該信用力の高いオフテイカーが当該事業に損失を生じさせないための必要な措置を講ずることが予定されていること。

九 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業の運営に必要な資産及び当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーの債務者の有する契約上の権利が、当該事業に適用される法令(外国の法令を含む。)の規定に基づき認められる範囲において担保に供されていること。

十 債務不履行事由が生じた場合に、債権者(当該標準的手法採用組合を含む。)が当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業に対する支配権を取得できること。

5 第三項第三号及び第四号並びに前項の「運用段階」とは、プロジェクトを運営する事業体が、次に掲げる要件の全てを満たす段階をいう。

一 契約上の残存債務を負うのに十分な正のネット・キャッシュー・フローを有していること。

二 長期債務が減少していること。

(短期格付による例外)

第三十七条 金融機関向けエクスポージャー、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー、保険会社向けエクスポージャー又は法人等向けエクスポージャー(特定貸付債権向けエクスポージャーを含む。)に対して短期格付が付与されている場合には、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、これらのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該短期格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

「表略」

2 「略」

3 標準的手法採用組合は、第一項の規定により百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの債務者について、他の無格付のエクスポージャーについても百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 第一項の規定が適用される金融機関向けエクスポージャー

(第三十四条の規定による第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーを含む。以下この項において同じ。)の債務者に対して標準的手法採用組合が当該金融機関向けエクスポージャー以外の短期エクスポージャー(短期格付が付与されておらず、かつ、同条第二項第二号に該当するものをいう。)を有する場合には、当該短期エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同条第一項又は第二項及び第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区

(短期格付による例外)

第三十七条 前条の法人等向けエクスポージャーに対して短期格付が付与されている場合、同条の規定にかかわらず、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

「同上」

2 「同上」

3 標準的手法採用組合は、第一項の規定により百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの債務者について、他の無格付のエクスポージャーについても百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用しなければならない。

「項を加える。」

分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、同条第一項及び第四項の規定により三十パーセント、五十パーセント又は百パーセントと判定されたリスク・ウェイトを当該短期エクスポージャーに適用する場合は、この限りでない。

一 当該金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトが、第三十四条第一項又は第二項及び第四項の規定による当該短期エクスポージャーのリスク・ウェイトを上回る場合 当該金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合以外の場合 第三十四条第一項又は第二項及び第四項の規定により判定されたリスク・ウェイト

(適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー)

第三十八条 標準的手法採用組合は、中堅中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであり、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすもの(第三項及び第四十二条第二項において「適格中堅中小企業等向けエクスポージャー」又は適格個人向けエクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとすることができる。ただし、債券及び第四節に定めるところにより与信相当額の算出を行うものについては、この限りでない。

一 一の債務者(中堅中小企業等(第三十六条第四項に規定する中堅中小企業等という。次項において同じ。))及び個人に限る。次号及び同項において同じ。)に対するエクスポージャー(次に掲げるものを除く。)の額(次節に規定するオフ・バランス取引の与信相当額を含み、かつ、第四節に定めると

(法人等向けエクスポージャーの特例)

第三十八条 前二条の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、継続的に用いることを条件として、すべての法人等向けエクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

2 標準的手法採用組合は、前項の規定を利用する場合又はやむを得ない理由によりその利用を中止する場合、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

ころにより算出した与信相当額を含まないものであつて、第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。同号において同じ。）を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

イ 債券に対するエクスポージャー

ロ 次条から第四十条の二まで、第四十一条の二及び第四十七条に規定するエクスポージャー（第四十一条の二に規定するエクスポージャーにあつては、居住用不動産を担保に設定しているものに限る。）

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、前号に掲げる要件を満たすエクスポージャーの額（第四十二条に規定するエクスポージャーの額を除く。）を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2 前項各号において、標準的手法採用組合が複数の中堅中小企業等又は個人に対する信用の供与に際し、当該複数の中堅中小企業等又は個人の間に密接不可分な関係があると判断していた場合には、それらを一体として一の債務者とみなす。

3 適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又は適格個人向けエクスポージャーのうち、次の各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じ当該各号に定める要件を満たすもののリスク・ウェイトは、四十五パーセントとすることができる。

一 クレジット・カードの利用に係るエクスポージャー（当該クレジット・カードを提示して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む

者から有償で役務の提供を受けることにより発生する債務に係るエクスポージャーに限る。) 過去十二月にわたり、遅滞なく、定められた時期に返済が履行されていること。

二 前号に該当しないエクスポージャーであり、かつ、リボルビング型エクスポージャーに該当するもののうち、第四十九条第一項の表の第三号に規定するコミットメント以外のエクスポージャー 過去十二月にわたり債務の残高が零であること。

4 第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさない個人向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャー)

第三十九条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅の取得等に係るエクスポージャー(以下「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」という。)であつて、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーのLTV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

LTV比率	リスク・ウェイト (パーセント)		
	以下	五十	五十超
二十	以下	六十	六十超
二十五	下	八十	八十超
三十	下	九十	九十超
四十	下	百	百超
五十	百以下	百	百超
七十			

一 次に掲げる要件の全てを満たす住宅ローン
イ 個人向けの貸付けであること。

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第三十九条 標準的手法採用組合は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)に対するエクスポージャーの額(第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等を控除した額が、一億円以下であること。

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー

ロ 抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的（別荘その他これに類するものを除く。）であること。	ハ 資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されていること。	二 次に掲げる要件の全てを満たすエクスポージャー	イ 個人向けの貸付けであること。	ロ 資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されており、当該住宅に抵当権が設定されていること。	ハ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。	(1) 賃貸に供する目的でないこと。	(2) 賃貸に供する目的である場合には、返済が専ら資金使途の目的である住宅からの賃料その他の収入に依存していないこと。	二 一の債務者に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものであり、かつ、資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されているもの（返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存しているものを除く。）とする。）が一億円以下であること。	2 自己居住用不動産等向けエクスポージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとする。	3 前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。 一 抵当権が設定された物件の建設が完了していること。ただし、第一項第一号に該当する自己居住用不動産等向けエ
---	---	---------------------------------	-------------------------	--	-------------------------------	---------------------------	--	---	--	--

一（第四十二条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。	2 前項各号において、標準的手法採用組合が複数の中小企業等又は個人に対する信用の供与に際し、当該複数の中小企業等又は個人の間に密接不可分な関係があると判断していた場合、それらを一体として一の債務者とみなす。	3 第一項の「中小企業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。	一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人以下の法人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの	二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの	三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの	四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
---	--	---------------------------------------	--	--	---	--

クロスボーダーについては、この限りでない。

二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、LTV比率が百以下であるときは、この限りでない。

三 債務者の返済能力が、適切な審査基準（債務者の返済能力を評価するために、当該返済能力を測定するための指標が定義されており、かつ、当該返済能力を評価するための当該指標の水準が定められているものをいう。第四十条第三項第三号において同じ。）に基づいて適当であると評価されていること。

四 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 健全かつ保守的な算定基準が設けられていること。

ロ 信用供与に関する一連の手続から独立していること。

ハ 債務者の返済能力又は業績に大きく依存するものではないこと。

ニ 将来において生ずることが見込まれる物件の価値の上昇が反映されていないこと。

ホ 現在の物件の価値が、信用供与の期間にわたり継続することが見込まれる物件の価値に比して過大に評価されている可能性がある場合には、適切な調整が行われていること。

ヘ 物件の市場価値を取得できる場合には、当該市場価値を上回るものでないこと。

五 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な情報（第三号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含

む。）に関する文書が適切に作成されていること。

4 | 第一項及び前項の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。以下この条から第四十一条の五までにおいて同じ。）。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用組合自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかなる場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

5 | 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち、当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーに対する標準的手法採用組合の抵当権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーの例外)

第三十九条の二 標準的手法採用組合は、適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産等向けエクスポージャーに対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、内部格付手法採用組合が第九条第三項及び第十八条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている場合 三十五パーセント

二 当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されていない場合 七十五パーセント

2 前項の規定を適用する場合において、自己居住用不動産等向けエクスポージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとする。

3 前条第三項の規定は、標準的手法採用組合が前二項の規定により自己居住用不動産等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第三十九条の二第一項及び第二項」と、同項第二号中「LTV比率が百以下である」とあるのは「当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替えるものとする。

(賃貸用不動産向けエクスポージャー)

第四十条 第三十六条及び第三十八条の規定にかかわらず、次

「条を加える。」

(抵当権付住宅ローン)

第四十条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、住宅

に掲げる要件の全てを満たす住宅の取得等に係るエクスポージャー（以下「賃貸用不動産向けエクスポージャー」という。）であつて、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該賃貸用不動産向けエクスポージャーのLTV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

LTV比率	以下		五十	六十超		八十
	以下	六十以下	八十以下	九十超	百超	
リスク・ウェイト（パーセント）	三十	三十五	四十五	六十	七十五	百五

一 抵当権が設定されている住宅が、賃貸に供する目的であり、かつ、資金使途が当該住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されていること。

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー

ロ 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー

三 返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存していること（返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存していないことを標準的手法採用組合が説明することができない場合を含む。）。

2 賃貸用不動産向けエクスポージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

ローンが次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、その資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されている場合には、当該住宅ローンに係るエクスポージャー（以下「抵当権付住宅ローン」という。）のリスク・ウェイトは、三十五パーセントとする。

一 抵当権が次のイ及びロの条件を満たしていること。

イ 抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的（別荘その他これに類するものを除く。）又は賃貸に供する目的のものであること。

ロ 抵当権が第一順位であること。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であつて、担保余力があり、かつ、当該住宅ローンに関する抵当権が次順位であるときは、この限りでない。

二 当該エクスポージャーが抵当権により完全に保全されていること。

三 当該エクスポージャーが次のイからハまでに該当しないこと。

イ 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー

ロ 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー

ハ 抵当権を設定した住宅の賃貸が現に行われておらず、かつ、返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存しているエクスポージャー

3 前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 抵当権が設定された物件の建設が完了していること。

二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、LTV比率が百以下であるときは、この限りでない。

三 債務者の返済能力が、適切な審査基準に基づいて適当であると評価されていること。

四 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、第三十九条第三項第四号イからへまでに掲げる要件の全てを満たしていること。

五 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な情報（第三号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。

4 第一項及び前項の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用組合自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当する

ときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす賃貸用不動産向けエクスポージャーのうち、当該賃貸用不動産向けエクスポージャーに対する標準的手法採用組合の抵当権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることが要しない。

(賃貸用不動産向けエクスポージャーの例外)

第四十条の二 標準的手法採用組合は、適格性の要件の全てを満たす賃貸用不動産向けエクスポージャーに対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、内部格付手法採用組合が第九条第三項及び第十八条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている場合 六十パーセント

二 当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されていない場合 百五パーセント

2 前項の規定を適用する場合において、賃貸用不動産向けエクスポージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

「条を加える。」

3 前条第三項の規定は、標準的手法採用組合が前二項の規定により賃貸用不動産向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十条の二第一項及び第二項」と、同項第二号中「LTV比率が百以下である」とあるのは「当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替えるものとする。

（事業用不動産関連エクスポージャー）

第四十一条 第三十四条及び第三十五条から第三十八条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とした事業向けのエクスポージャー（以下「事業用不動産関連エクスポージャー」という。）であつて、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該事業用不動産関連エクスポージャーのLTV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

LTV比率	六十以下	六十超八十以下	八十超
リスク・ウェイト（パーセント）	七十	九十	百十

一 信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること。

二 返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していること（返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していないことを標準的手法採用組合が説明することができない場合を含む。）。

（不動産取得等事業向けエクスポージャー）

第四十一条 第三十六条、第三十七条及び第三十九条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。第二百四十三条の二第三項第二十号及び第二百四十三条の三第三項第十六号において「不動産取得等事業向けエクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、第三十六条又は第三十七条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

-
- 2| 事業用不動産関連エクスポージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。
- 3| 第四十条第三項の規定は、標準的手法採用組合が前二項の規定により事業用不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十一条第一項及び第二項」と、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、同項第二号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、「百」とあるのは「八十」と読み替えるものとする。
- 4| 第一項及び前項において準用する第四十条第三項の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。
- 一| 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用組合自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。
- 二| 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第四十条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。
- イ| 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らか
-

場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

5 第三項において準用する第四十条第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす事業用不動産関連エクスポージャーのうち、当該事業用不動産関連エクスポージャーに対する標準的手法採用組合の抵当権その他の担保権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が六十以下である場合には、一・二五を乗じることがを要しない。

(その他不動産関連エクスポージャー)

第四十一条の二 第三十四条及び第三十五条から第三十八条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とするエクスポージャーであつて、適格性の要件の全てを満たすもの(次項において「その他不動産関連エクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトは、六十パーセントとすることができる。

一 自己居住用不動産等向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー又は事業用不動産関連エクスポージャーでないこと。

二 信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること。

三 LTV比率が六十以下であること。

2 第四十条第三項(第二号を除く。)の規定は、標準的手法採用組合が前項の規定によりその他不動産関連エクスポージャ

「条を加える。」

一のリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十一条の二第一項」と、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用組合自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第四十条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかなる場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

（A D C 向けエクスポージャー）

第四十一条の三 第三十六条、第三十六条の二及び第四十一条の規定にかかわらず、法人等向けエクスポージャーのうち、土

「条を加える。」

地の取得、開発及び建物の建築のための信用供与であつて、信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの（当該不動産の所在地における同様の不動産の使用割合に満たない場合を含む。次条において「ADC向けエクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。ただし、計画の承認が得られていない又は計画の承認の申請を行う予定がない林地及び立木並びに農地の取得のための信用供与である場合は、この限りでない。

（ADC向けエクスポージャーの例外）

第四十一条の四 前条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たすADC向けエクスポージャーであつて、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができる。

- 一 信用供与の目的とする不動産が居住の用に供する目的の不動産であること。
- 二 信用供与の目的とする不動産について、法的に有効な事前の販売契約又は賃貸契約が締結されていること。
- 三 信用供与の目的とする不動産に係る事前の販売契約又は賃貸契約に基づく払込額が契約金の総額の大半に達していること。

- 四 前号の払込額について、契約が解除された場合において返金を要しないこと。

2 第四十条第三項（第一号及び第二号ただし書を除く。）の規定は、標準的手法採用組合が前項の規定によりADC向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について

「条を加える。」

準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第四十一条の四第一項」と読み替えるものとする。

(LTV比率算出の特例)

第四十一条の五 第三十九条第四項及び第四十条第四項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、第三十九条第一項、第三項及び第五項並びに第四十条第一項、第三項及び第五項のLTV比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、内部格付手法採用組合が第九条第三項及び第十八条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 第三十九条第一項又は第四十条第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用組合自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 担保に付された物件の価値を第三十九条第三項第四号又は第四十条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかなる場合

「条を加える。」

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

第四十一条第四項及び第四十一条の二第三項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、第四十一条第一項、同条第三項において準用する第四十条第三項及び第四十一条第五項並びに第四十一条の二第一項第三号のLTV比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、内部格付手法採用組合が第九条第三項及び第十八条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 第四十一条第一項又は第四十一条の二第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用組合自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 担保に付された物件の価値を第四十条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかなる場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

（劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー）

第四十一条の六 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次条から第四十七条の四の二までの規定のいずれにも該当しないエクスポージャーであつて、劣後債権その他資本性証券に係るもののリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

（延滞エクスポージャー）

第四十二条 第二十七条から前条まで（第三十九条を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー（次項、第四項及び次条第一項において「延滞エクスポージャー」という。）のうち、適格金融資産担保によつて信用リスクが削減されていない部分、保証を用いている場合の被保証でない部分及びクレジット・デリバティブを用いている場合のプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金の額（個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。）の割合の区分に応じ、次の表の下欄に定めるものとする。

当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金の額（個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。）の割合	リスク・ウェイト （パーセント）
---	---------------------

一 標準的手法採用組合が、債務者に対するエクスポージャーを金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規

「条を加える。」

（延滞エクスポージャー）

第四十二条 第二十七条から前条まで（第四十条を除く。）の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャー（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下同じ。）及び第二十七条から前条まで（第四十条を除く。）の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーについては、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるものとする。

当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金の額（個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額の割合	リスク・ウェイト （パーセント）
---	---------------------

「号を加える。」

則（平成十年金融再生委員会規則第二号。以下「金融再生法施行規則」という。）第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由が生ずること。

二 標準的手法採用組合が、当該債務者に対するエクスポージャーについて、重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

三 当該債務者に対する当座貸越については、約定の限度額（設定されていない場合は零とみなす。）を超過した日又は現時点の貸越額より低い限度額を通知した日の翌日を起算日として三月以上当該限度額を超過すること。

2 一のエクスポージャーについて前項各号に掲げる事由が生じた場合は、当該エクスポージャーの債務者に対する他のエクスポージャーについても延滞エクスポージャーとする。ただし、適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又は適格個人向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー（第三十八条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）については、この限りでない。

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャー及び第二十七条から前条まで（第四十条を除く。）の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーが、抵当権、売掛債権又は動産担保（第三百三十一条第四項第三号に掲げる運用要件を満たすものに限る。この場合において、同号中「適格その他資産担保」とあるのは「動産担保」と、「資産」とあり、及び「適格その他資産」とあるのは「動産」と、「対抗要件が具備」と、「とあるのは」「対抗要件が具備」と、「内部格付手法採用組合」とあるのは「標準的手法採用組合」と、「と」と、「当該資産」とあるのは「当該動産」と、「内部格付手法採用組合」とあるのは「標準的手法採用組合」と、「当該内部格付手法採用組合」とあるのは「当該標準的手法採用組合」と読み替えるものとする。）により完全に保全されており、かつ、当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満である場合は、当

3 延滞エクスポージャーについて第一項各号に掲げる事由が解消されたと認められる場合には、標準的手法採用組合は、そのエクスポージャーを延滞エクスポージャーとして取り扱わないものとする。

4 前項のエクスポージャーについて再度第一項各号に掲げる事由が生じた場合には、標準的手法採用組合は、当該エクスポージャーを延滞エクスポージャーとして取り扱うものとする。

5 第一項において、標準的手法採用組合は、金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る判定の基準として、三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー)

第四十三条 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するエクスポージャーが延滞エクスポージャーである場合には、第三十九条、第三十九条の二及び前条の規定にかかわらず、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

2 前条第三項から第五項までの規定は、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの判定について準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「第一項各号」とあるのは「第四十二条第一項各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替

該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

3 前二項において、標準的手法採用組合は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

「項を加える。」

「項を加える。」

(抵当権付住宅ローンに係る延滞エクスポージャー)

第四十三条 抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーが三月以上延滞エクスポージャーである場合には、第四十条の規定にかかわらず、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

2 前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が二十パーセント以上であるときは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、五十パーセントとする。

えるものとする。

「項を削る。」

（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー）

第四十七条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）のリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 投機的な非上場株式に対する投資 四百パーセント

二 前号に掲げる投資以外の投資 二百五十パーセント

2 前項の「株式と同等の性質を有するもの」とは、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる性質の全てを有するもの

イ 償還されないこと。

ロ 発行体の債務を構成するものでないこと。

ハ 発行体に対する残余財産分配請求権又は剰余金配当請求権を付与するものであること。

二 金融機関のコア資本に係る基礎項目の額（第二条又は第十條の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）又はTier1資本の額（銀行法第十四條の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条第二号又は同告示第十四條第二号の算式におけるTier1資本の額をいう。）に算入される資本調達手段と同様の仕

3 前二項において、標準的手法採用組合は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

（出資等のエクスポージャー）

第四十七条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、令第十条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

組みの金融商品

三 発行体の債務を構成する金融商品であつて、次に掲げる性質のいずれかを有するもの

イ 発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができること。

ロ 発行体による一定数の前二号に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされていること、又は発行体が一定数の前二号に掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること。

ハ 発行体による不特定数の前二号に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数の前二号に掲げる金融商品の額に連動するものであること、又は発行体の裁量でその支払方法を選択できること。

ニ 当該金融商品の保有者が前二号に掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること。ただし、当該金融商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合又は債務として扱うことが適当であると認められる場合を除く。

四 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に組成された債務、有価証券、派生商品取引その他の金融商品

3

第一項第一号の「投機的な非上場株式式に対する投資」とは、次に掲げる非上場株式投資のいずれかをいう。ただし、当該非上場株式投資が長期的な関係の構築に資する場合又は企業再生を目的とするものである場合は、この限りでない。

一 短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非

上場株式投資

二 金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益又は利益を取得することを想定する非上場株式投資

(重要な出資のエクスポージャー)

第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（単体自己資本比率（第二条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあつては第五条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいい、連結自己資本比率（第十条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあつては第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（前条第一項に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーをいう。）（次項及び第百五十四条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第

(重要な出資のエクスポージャー)

第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（単体自己資本比率（第二条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあつては第五条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいい、連結自己資本比率（第十条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあつては第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第十条第七項第三号に規定する出資をいう。）（次項及び第百五十四条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポー

一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 「略」

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する組合にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。))をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する他の金融機関等をいう。以下同じ。)の対象資本等調達手段(単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。))のうち、対象普通出資等(単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象普通出資等をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第五項に規定する対象普通出資等をいう。第百五十四条の三第一項において同じ。))及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント(第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、四百パーセント)とする。

ジャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 「同上」

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する組合にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。))をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する他の金融機関等をいう。以下同じ。)の対象資本等調達手段(単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。))のうち、対象普通出資等(単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象普通出資等をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第五項に規定する対象普通出資等をいう。第百五十四条の三第一項において同じ。))及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 「略」

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の四の二 「略」

2 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

2 「同上」

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の四の二 「同上」

2 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額（連結自己資本比率（第十条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率（第二条に規定する単体自己資本比率をいう。）を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の四の二第二項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

（リスク・ウェイトのみなし計算）

第四十七条の五 標準的手法採用組合は、保有するエクスポージャー（出資の性質を有するものに限る。以下この条、第二百二十四条第八項及び第百四十二条において「保有エクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトを直接に判定することができる場合には、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 「略」

3 前項の場合において、標準的手法採用組合が保有エクスポ

（リスク・ウェイトのみなし計算）

第四十七条の五 標準的手法採用組合は、保有するエクスポージャー（出資の性質を有するものに限る。以下この条、第二百二十四条第七項及び第百四十二条において「保有エクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトを直接に判定することができる場合には、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 「同上」

3 前項の場合において、標準的手法採用組合が保有エクスポ

ージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用組合を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）」の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 「略」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バラ

ージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用組合を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）」の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 「同上」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バラ

ンス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

6 「略」

7 前項の場合において、標準的手法採用組合が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用組合を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

「8」10 略」

（通貨ミスマッチのあるエクスポージャー）

第四十八条の二 第三十八条から第四十条の二までの規定にかかわらず、貸出金の通貨と債務者の収入の通貨が異なる個人向けエクスポージャー（第三十八条第一項各号に掲げる要件

ンス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 「同上」

7 前項の場合において、標準的手法採用組合が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用組合を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

「8」10 同上」

「条を加える。」

の全てを満たすもの及び同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）、自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー（個人向けのものに限る。）であつて、その為替リスクの九割以上がヘッジされていないもののリスク・ウェイトは、第三十八条から第四十条の二までに規定するリスク・ウェイトに一・五を乗じて得た値とする。ただし、当該値が百五十パーセントを超えるときは、百五十パーセントとする。

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第四十九条 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合には、当該オフ・バランス取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該オフ・バランス取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

十	掛 目 (パーセント)	オフ・バランス取引 の種類	備 考
	一	任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（第五号に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は相手方の信用状態が悪化	

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第四十九条 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

零	掛 目 (パーセント)	オフ・バランス取引 の種類	備 考
	一	任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（第五号に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は相手方の信用状態が悪化	

		二十	四十	五十
	した場合に自動的に取消し可能なコミットメント	二 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務	三 コミットメント（第一号に規定するコミットメントを除く。）	四 特定の取引に係る偶発債務（第二号に該当するものを除く。）
五 NIF (Note Issu- NIF又はRUFとは		短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、契約期限までの満期が一年未満である船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいい、組合が発行及び確認したものに適用する。		特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンドバイ信用状の発行を含む。）、入札保証、品質保証等をいう。

		二十	五十
	した場合に自動的に取消し可能なコミットメント	二 原契約期間が一年以下のコミットメント（前号に規定するコミットメントを除く。）	四 特定の取引に係る偶発債務（前号に該当するものを除く。）
		三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務	特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンドバイ信用状の発行を含む。）、入札保証、品質保証等をいう。

百		
六 信用供与に直接的に代替する偶発債務	ance Facilities)又はRUF (Revolving Underwriting Facilities)	、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組 みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合には、標準的手法採用組合が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。

百		
七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	五 NIF (Note Issuance Facilities) 又は RUF (Revolving Underwriting Facilities)	NIF又はRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組 みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合、標準的手法採用組合が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。
六 原契約期間が一年超であるコミットメント（第一号に規定するコミットメントを除く。）		

七 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供（S A | C Rを用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る）と信相当額を算出し、又は期待エクスポージャー方式（第五十二条に定めるところにより）と信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引、長期決済期間取引若しくはレポ形式の取引若しくは信用取引その他これに類する海外の取引に係る）と信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出

八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供（S A | C R（第五十一条に定めるところにより）と信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る）と信相当額を算出し、又は期待エクスポージャー方式（第五十二条に定めるところにより）と信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引、長期決済期間取引若しくはレポ形式の取引若しくは信

む。）及び元本補填信託契約等をいう。

八	されるものを除く。 。又は有価証券の 買戻条件付売却若 しくは売戻条件付 購入 前各号のいずれ にも該当しない信 用供与に代替する オフ・バランス取 引

「(注1)・(注2) 略」

「略」

2 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たすオフ・バランス取引(同項の表の第一号に掲げるものに限る。)については、その与信相当額を算出することを要しない。

- 一 取引の相手方が法人等であること。ただし、事業者たる個人が取引の相手方である場合には、当該オフ・バランス取引が事業性のものであるときに限る。
- 二 取引の契約の締結及び維持に当たって、手数料その他これらに類する経費を受領していないこと。
- 三 取引の相手方が信用供与枠の引出しをするときは、その都度、当該相手方からの申請が行われること。
- 四 取引の相手方による信用供与枠の引出しに係る全ての権

	用取引その他これ に類する海外の取 引に係る与信相当 額を算出する場合 において、これら の取引における担 保の提供で与信相 当額が算出される ものを除く。又は 有価証券の買戻条 件付売却若しくは 売戻条件付購入

「(注1)・(注2) 同上」

「同上」

「項を加える。」

限を標準的手法採用組合が有していること。

五 取引の相手方による信用供与枠の引出しの承認に当たっては、第三号に規定する申請の都度、当該相手方の信用力の評価を標準的手法採用組合が行っていること。

(与信相当額の算出)

第五十条 「略」

2 前項本文の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあつては、カレント・エクスポージャー方式(第五十三条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。)を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用組合は、全ての派生商品取引について、S A—C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。

一 内部モデル方式採用組合

二 「略」

三 S A—C V A採用組合

「3ゝ5 略」

6 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一 「略」

二 標準的手法採用組合がクレジット・デリバティブのプロテクション提供者として前条第一項の表の第六号、第一百条、第一百十二条又は第一百十三条の規定を適用する場合

7 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出

(与信相当額の算出)

第五十条 「同上」

2 「同上」

一 先進的計測手法採用組合

二 「同上」

「号を加える。」

「3ゝ5 同上」

6 「同上」

一 「同上」

二 標準的手法採用組合がクレジット・デリバティブのプロテクション提供者として前条第一項第七号、第一百条、第一百十二条又は第一百十三条の規定を適用する場合

7 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出

においては、ネットティング・セット（法的に有効な相対ネット
ィング契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、
それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。）ごと
に算出した与信相当額から財務会計において認識されたC V
Aの額を控除するものとする。ただし、零を下回る場合は零と
する。

「項を削る。」

(S A | C C R)

第五十一条 標準的手法採用組合がS A | C C Rを用いる場合
には、ネットティング・セットごとに、次の算式により与信相当
額を算出する。ただし、ネットティング・セット（法的に有効な
相対ネットィング契約下にある取引の集合に限る。）におい
て、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエク
スポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引
相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約を
いう。以下同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マ
ージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに、与信相
当額を算出するものとする。

与信相当額 = $1.4 \times (RC + PFE)$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条にお

に当たっては、C V Aの影響を勘案しないものとする。

8

前項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、信用リス
ク・アセットの額の算出において、与信相当額についてC V A
の影響を勘案することができる。

(S A | C C R)

第五十一条 標準的手法採用組合がS A | C C Rを用いる場合
には、ネットティング・セット（法的に有効な相対ネットィング
契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以
外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次
の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネットティング・
セット（法的に有効な相対ネットィング契約下にある取引の
集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取
引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超え
たときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めること
ができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条第五項及び
第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の
当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに、
与信相当額を算出するものとする。

与信相当額 = $1.4 \times (RC + PFE)$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条にお

いて同じ。)	いて同じ。)
2 「略」	2 「同上」
3 前項のボラティリティ調整率 (H) は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。 一 マージン・アグリーメントを締結していない場合	3 前項のボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。 一 「同上」
$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$ $H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$	$H_N \times \sqrt{\frac{\text{min}\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$
H_{10}は、第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率（次号において同じ。） N_Rは、ネットインゲ・セットに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。	NSは、ネットインゲ・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。） H_Nは、第四章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自組合推計ボラティリティ調整率（次号において同じ。） M_{NS}は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。
T_Mは、第七十五条第二項第一号に定める最低保有期間	T_Nは、H_Nを算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）
二 ユーグレハ・アグリーメントを締結している場合	二 「四」

$H = H_{10} \times \sqrt{\frac{MPOR}{10}}$	$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$
MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。） 4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットینگ・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。 一 <u>流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットینگ・セット</u> 二十営業日 〔二〇五 略〕 〔五〇一六 略〕 17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。 $RC = \max\{\{\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0\}$ $+ \max\{\{\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0\}$ $C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - Hf_{X_{MA,collect}})$ $- C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + Hf_{X_{MA,post}})$	MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。） 4 〔同上〕 一 <u>日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットینگ・セット</u> 二十営業日 〔二〇五 同上〕 〔五〇一六 同上〕 17 〔同上〕 $RC = \max\{\{\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0\}$ $+ \max\{\{\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0\}$ $C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - Hf_{X_{MA,collect}})$ $- C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + Hf_{X_{MA,post}})$

NS は、ネットインデ・セット（以下この項及び次項において同じ。）

MA は、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

VNSは、NSに含まれる取引の時価の合計額

CMA は、MA の下におけるヘアカット調整後のネット担保額
CMA.collect は、MA の下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

HcMA.collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテリテイ調整率

HfxMA.collect は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポートジャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテリテイ調整率

CMA.post は、MA の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

HcMA.post は、MA の下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテリテイ調整率

HfxMA.post は、MA の下において、担保を差し入れる場合においてエクスポートジャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテリテイ調整率

MA は、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

VNSは、NSに含まれる取引の時価の合計額

CMA は、MA の下におけるヘアカット調整後のネット担保額
CMA.collect は、MA の下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

HcMA.collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテリテイ調整率

HfxMA.collect は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポートジャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテリテイ調整率

CMA.post は、MA の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

HcMA.post は、MA の下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテリテイ調整率

HfxMA.post は、MA の下において、担保を差し入れる場合においてエクスポートジャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテリテイ調整率

(期待エクスポージャー方式)

第五十二条 「略」

2 標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットイング・セット(当該ネットイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する損失EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号の Δt_k で加重平均した実効EPEを用いるものとする。

「一・二 略」

三 実効 $EE_{t_k} = \max (\text{実効} EE_{t_{k-1}}, EE_{t_k})$

EE_{t_k} は、将来の時点 t_k における「正」のエクスポージャーの額全ての平均(以下「期待エクスポージャー」という。)ただし、実効 EE_{t_0} は、カレント・エクスポージャー(期待エクスポージャーの算出の対象となるネットイング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットイング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。次項第五号及び第八項並びに第百三十三条第七項において同じ。)とする。

3 標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとす

(期待エクスポージャー方式)

第五十二条 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

EE_{t_k} は、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均(以下「期待エクスポージャー」という。)ただし、実効 EE_{t_0} は、カレント・エクスポージャー(期待エクスポージャーの算出の対象となるネットイング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットイング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百三十三条第六項において同じ。)とする。

3 標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場デー

る。

一 現在の市場データを用いて算出したポートフォリオ全体の ΔEPE 又は適切なストレステス期間を含むデータを用いて算出したポートフォリオ全体の ΔEPE のうち、信用リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を除く。）が大きくなる ΔEPE を用いること。

二 取引条件（想定元本の額、満期、参照資産、担保額の閾値及び法的に有効な相対ネットティング契約の内容を含む。）が、データベース（期待エクスポージャー方式において与信相当額を算出するための情報の集合物であって、特定の取引相手方に関する情報を検索できるように体系的に構成されたものをいう。次号において同じ。）に適切に保存されており、期待エクスポージャーを計測するために構築されたシステム（以下「期待エクスポージャー計測モデル」という。）に適時に、かつ、網羅的及び保守的に反映されること。

三 取引条件が期待エクスポージャー計測モデルに適切に反映されていることを継続的に確認するために、期待エクスポージャー計測モデルとデータベースとの間に、照合プロセスが整備されていること。

四 ネットティング契約の法的有効性を適切に確認するプロセスが整備されていること。

五 第一号の現在の市場データを用いて算出したポートフォリオ全体の ΔEPE の算出に当たっては、三月に一度以上の頻度で現在の市場データを用いてカレント・エクスポージャーを計測し、かつ、直近三年間以上の市場データを用いて

を用いて算出した ΔEPE 又は適切なストレステス期間を含むデータをを用いて算出した ΔEPE のうち、所要自己資本が大きくなるものをを用いるものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

期待エクスポージャー計測モデルのパラメーターを推計すること。ただし、期待エクスポージャー計測モデルのパラメーターを推計する場合には、マーケット・インプライドデータ（市場で観測される実際の取引価格等から逆算して導き出される市場データをいう。次号において同じ。）を用いることができる。

六

第一号の適切なストレス期間を含むデータを用いて算出したポートフォリオ全体の ΔEPE の算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たす三年間の市場データ（ストレス期間を含む。）又は適切なストレス期間から抽出するマーケット・インプライドデータを用いること。

イ ストレス期間は、代表的ポートフォリオ（主要なリスク・ファクター及び相関による影響度に基づき、自己のポートフォリオを代表するように構築された十分な数の取引相手方を有する取引の集合をいう。第五十二条の三第五号において同じ。）に係る市場で観測されるクレジット・スプレッドが拡大する期間と整合的であること。ただし、市場でクレジット・スプレッドが観測されない場合は、取引相手方ごとに地域、格付及び業種に基づき推計されたクレジット・スプレッドを用いることができる。

ロ 前号の ΔEPE の算出において用いられる期待エクスポージャー計測モデルの調整方法と整合的であること。

ハ 主要なリスク・ファクターに対し脆弱なベンチマーク・ポートフォリオを構築し、当該ベンチマーク・ポートフォリオのエクスポージャーの額を計測することにより ΔEPE の適切性を評価すること。

標準的手法採用組合は、次に掲げる要件の全てを満たす場

「号を加える。」

標準的手法採用組合は、 α （第二項第一号に規定するもの

合には、第二項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる算式中 α （以下この項及び次項において単に「 α 」という。）を推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とするものとする。

一 「略」

二 経済資本の額の計算において、全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオの市場価値の分布に係る確率的な依存関係の主要な要因を把握していること。

三 「略」

「号を削る。」

四 「略」

五 α はエクスポージャーの粒度（エクスポージャーに含まれる個々のネットインギング・セットの分布の状況をいう。）を勘案していること。

六 経済資本の額の計算に係るモデルについて、開発から独立して、十分な能力を有する者により、検証されること。

七 経済資本の額の計算に係るモデルのモデル・リスクについて評価し、 α の変化を評価すること。

八 経済資本の額の計算に係るモデルについて、マーケット・リスクと信用リスクとを合わせてシミュレーションする場合には、マーケット・リスク・ファクターのボラティリティと相関係数を信用リスク・ファクターに含めることにより、景気後退期のボラティリティ又は相関の上昇を勘案すること。

5 九 経済資本の額の計算方法が文書化されていること。
標準的手法採用組合は、次のいずれかに該当する場合であ

をいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 「同上」

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 「同上」

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

五 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

って、行政庁が α の値を指定したときは、当該 α の値を用いて与信相当額を算出するものとする。

一 取引相手方の信用リスクに過度な偏在がある場合

二 一般誤方向リスク（取引相手方の β と一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう。第五十二条の三第三号ト及び第十三号において同じ。）を持つ過度なエクスポージャーが存在する場合

三 複数の取引相手方のエクスポージャーの相関が高い場合

四 取引相手方の信用リスクに係る固有の特徴がある場合又は第五十二条の三第四号に規定するモデル検証において重大な問題がある場合

6

標準的手法採用組合は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポージャー計測モデルにおいて当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta E_{t+1}^{\text{net}}$ の算出において、当該担保による効果を勘案した $\Delta E_{t+1}^{\text{net}}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta E_{t+1}^{\text{net}}$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化したとき当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

7

標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を期待エクスポージャー計測モデルに反映する場合には、第二項第一号に規定する与信相当額の算出に当たって、次に掲げる取引の要素を勘案するものとする。

5

標準的手法採用組合は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta E_{t+1}^{\text{net}}$ の算出において、当該担保による効果を勘案した $\Delta E_{t+1}^{\text{net}}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta E_{t+1}^{\text{net}}$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

「項を加える。」

一 マージン・アグリーメントの契約形態	二 第十一項に規定するリスクのマージン期間	三 取引相手方に担保提供を求める頻度	四 信用極度額	五 最低引渡担保額	8 標準的手法採用組合は、第二項第一号に規定する与信相当額の算出に当たって、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、カレント・エクスポージャーを算出する過程において信用リスクの削減効果を反映するものとする。	9 標準的手法採用組合は、期待エクスポージャー計測モデルにおいて、エクスポージャーの分布が正規分布でない可能性も勘案して、 <u>ΔEPE</u> を計測するものとする。	10 標準的手法採用組合は、第六項に規定する方法を使用して <u>ΔEPE</u> を計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。	11 14 「略」	15 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントに基づき、現金以外の資産による担保の効果を反映する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものとする。	一 当該担保の効果をモデル化（期待エクスポージャー計測モデルに特定の契約条件及び市場の動向等の効果を計量的に反映するように当該モデルを構築及び調整することを行う。次号において同じ。）する場合 担保の効果並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の
---------------------	-----------------------	--------------------	---------	-----------	--	---	--	--------------	---	--

「項を加える。」	「項を加える。」	6 標準的手法採用組合は、前項に規定する方法を使用して <u>ΔEPE</u> を計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。	7 10 「同上」	11 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。	「号を加える。」
----------	----------	--	--------------	---	----------

エクスポージャーを同時にモデル化すること。

二 当該担保の効果をモデル化しない場合 第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率による包括的手法を用いること。

16 標準的手法採用組合は、次に掲げる条件の全てを満たす場合
に限り、派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をその対象とする法的に有効な
相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引
相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する
義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の
決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始
の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第五十二条の三
第十四号及び第七十八条第一項第一号において同じ。）が生じた
場合には、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にある
全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができる
こと。

〔二〇四 略〕

17 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機
関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行う
ことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エク
スポージャーについては、第十一項第一号の定めにかかわらず、
同号に掲げるネットティング・セットのリスクのマージン期間
を五営業日とすることができる。

（承認の基準）

第五十二条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用

〔号を加える。〕

12 標準的手法採用組合は、次の各号に定める全ての条件を満
たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象
とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案する
ことができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取
引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提
供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産
手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、
特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。
第七十八条第一項第一号において同じ。）が生じた場合には、
他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にある全ての
取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができる
こと。

〔二〇四 同上〕

13 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機
関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行う
ことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エク
スポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同
号に掲げるネットティング・セットのリスクのマージン期間を
五営業日とすることができる。

（承認の基準）

第五十二条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用

について第五十二条第一項の承認をしようとするときは、期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が次に掲げる基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

一 カウンターパーティ信用リスク（派生商品取引、レポ形式の取引等の取引相手方に対する信用リスクをいう。以下この条において同じ。）の管理体制の設計及び運営に責任を負う部署（以下この条において「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレステストを実施し、期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーとの差異に関する分析を行うこと。

「号を削る。」

について第五十二条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレステスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

二の二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続を記載した書類を作成

「号を削る。」

三 前号のストレス・テストの実施に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 十分な期間にわたって、取引相手方ごとにカウンターパーティー信用リスクを有する全ての形態の取引を捕捉すること。

ロ 金利、外国為替、株価、コモディティ価格及びクレジット・スプレッド等の主要なマーケット・リスク・ファクターに起因するエクスポージャーの変動について、月次で分析し、感応度の偏りを特定すること。

ハ 複数の要素の影響（深刻な経済状況及び市場変動の発生、広範囲の市場流動性の低下並びに中核的な市場参加者のポジション手仕舞いの影響を含む。）を想定したエクスポージャーの変動について、三月に一回以上の頻度で分析し、ノン・ダイレクション・リスク（イールドカーブ・エクスポージャー及びベータシス・リスクをいう。）を評価すること。

ニ 経済状況等の悪化によって影響を受けるエクスポージャー変動及び取引相手方の信用力低下を同時に考慮したストレス・テストを、三月に一回以上の頻度で分析すること。

ホ ロからニまでに規定する要素を考慮するストレス・テ

していること。

二の三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

ストは、取引先の単位、取引先をグループ化した区分の単位又は全ての取引先を合算した単位で実施すること。

ヘ リスク・ファクターにおけるシナリオは、少なくとも次に掲げるものを含むものとする。

(1) 過去において経験した市場環境の悪化を想定したシナリオ

(2) 合理的で過度のストレスを反映させたシナリオ

(3) 影響が限定されるが損失の発生の可能性がより高いシナリオ

ト 一般誤方向リスクを特定するために、取引相手方の信用力と正の相関があるリスク・ファクターを定めたストレス・シナリオを作成すること。

チ リバース・ストレス・テスト（経営に甚大な影響を及ぼす可能性が高く、かつ、蓋然性が認められるストレス・シナリオを特定するためのストレス・テストをいう。）を実施すること。

リ ストレス・テストの結果が信用リスクの管理手続に組み込まれており、かつ、理事への定期的な報告に基づき過度な偏在又は集中したリスクに対し適切な対応が講じられていること。

ヌ ストレス・テストの実施手続を記載した文書を作成していること。

四

期待エクスポージャー管理部署が、期待エクスポージャー計測モデルの開発から独立して、期待エクスポージャー計測モデル及び当該期待エクスポージャー計測モデルから生成されるリスク指標（実効^四及び実効^五）の構成要素として計測される指標であってリスク管理上重要なものをい

四

期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポージャー計測モ

う。以下この条において同じ。）の正確性に関する検証（以下この条において「モデル検証」という。）を実施すること。

五 モデル検証の実施に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの開発時点及びその後定期的に実施すること。

ロ MMバック・テストイング（期待エクスポージャー計測モデルにより算出したリスク指標と実際の計測値との比較及び固定したポジションに基づく仮想のリスク指標の変化と実際の計測値との比較をいう。チにおいて同じ。）その他適切な検証手法を用いること。

ハ モデル検証のプロセス及びリスク指標の計測方法について、の文書を作成すること。

ニ 期待エクスポージャー計測モデルに係る正確性の評価

デルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号の二に定めるバック・テストイングに加え、組合のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

「号を加える。」

基準及び改善のプロセスを定めること。

ホ モデル検証に用いる代表的ポートフォリオの構築方法を定義すること。

ヘ 予測分布を用いるエクスポージャー計測モデル及びリスク指標を検証する場合には、複数の統計的な分布を用いること。

ト 期待エクスポージャー計測モデルに用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないかどうかを検証すること。

チ IMMバック・テストイングの実施に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) マーケット・リスクの変動に関する過去のデータを用いること。この場合において、当該データは、少なくとも一年を超える予測期間を可能な限り多く考慮し、かつ、初期設定日に幅を持たせるものとする。

(2) 期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標を対象とすること。この場合において、担保付取引については、予測期間は最低一年間であり、かつ、典型的なリスクのマージン期間を含むものとする。

(3) 代表的ポートフォリオを対象にポジションを固定する手法を用いること。

(4) 期待エクスポージャー計測モデルの重要な仮定とリスク指標を検証するように設計すること。

リ 時価評価モデルについて、適切なベンチマークを置いて定期的に検証すること。

ヌ 取引固有の情報を正確に捕捉し、取引が適切なネットティング・セットに割り当てられることを検証すること。

ル 金利、外国為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットティング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって期待エクスポージャーが計測されていること。

ヲ 期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標の正確性に関する直近の状況を考慮して検証すること。

ワ 期待エクスポージャー計測モデルに用いるパラメータの更新頻度の適切性を検証すること。

六 期待エクスポージャー管理部署が、期待エクスポージャー計測モデルの投入データの適切性を管理し、かつ、当該期待エクスポージャー計測モデルから出力される情報を分析（期待エクスポージャー計測モデルにより算出した取引のエクスポージャーと限度額との比較に基づく分析を含む。）すること。

七 理事が期待エクスポージャーに係るカウンターパーティ信用リスクの管理手続（モデル検証を含む。）に積極的に関与していること。

八 期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれており、かつ、組合の信用供与の管理に利用されていること。

九 期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標の運営に関する内部の方針、管理及び手続（期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

「号を削る。」

「号を加える。」

五 理事（法第三十四条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。）が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続（期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程につ

「号を削る。」

十 期待エクスポージャーに係るカウンターパーティ信用リスクの計測過程及びカウンターパーティ信用リスクの内部管理（期待エクスポージャー管理部署の運用内容を含む。）について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

「号を削る。」

十一・十二 「略」

十三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

十四 クロス・プロダクト・ネットティング（複数の異なる取引を合計し、一の債権又は債務とすることにより取引相手方のエクスポージャーをネットで計測することをいう。以下この号において同じ。）を一の取引相手方に対する複数のレポ形式の取引若しくは複数の信用取引その他これに類する海外の取引又は一の取引相手方に対する派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に適用する場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

いて原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットティング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二・十二の二 「同上」

十三 α を独自に推計している場合には、第五十二条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

「号を加える。」

イ 次に掲げる法的要件

(1) 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合において取引相手方から受領し、又は取引相手方へ支払う額は、法的に有効なネットティング契約に含まれるマスター・アグリーメントの清算価格及び当該ネットティング契約に含まれる全ての取引の時価の合計額であること。

(2) 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、クロス・プロダクト・ネットティングの対象となる全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

(3) クロス・プロダクト・ネットティングに係る契約が、当該契約に係る全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを継続的に確認していること。

(4) 信用リスク削減手法の効果を反映する場合には、第六節の規定に従うこと。

(5) クロス・プロダクト・ネットティングに係る契約に係る全ての文書が適切に保存されていること。

ロ 次に掲げる運用要件

(1) クロス・プロダクト・ネットティングの効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に組み込まれていること。

(2) 取引相手方の与信相当額を信用供与の管理及び経済資本の額の計算に反映すること。

十五 流動性リスク管理に関する方針において、担保の返還や追加担保の差入れの可能性を考慮していること。

「号を加える。」

十六 第五十二条第四項の規定により α を推計しようとする場合には、同項各号に掲げる要件を満たしていること。

十七 派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第五十二条第十六項各号に掲げる条件を満たしていること。

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十三条 「略」

2 「略」

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 「略」

ロ クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
「略」		

(注1) 「略」

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

「号を加える。」

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第五十二条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
「同上」		

(注1) 「同上」

(注2) 「同上」

① 「略」 ② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、経営管理会社、保険会社及び保険持株会社のうち第三十四条、第三十五条又は第三十五条の二の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4－3又は5－3以上である主体をいう。	① 「同上」 ② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4－3又は5－3以上である主体をいう。
（注3） 「略」 （未決済取引） 第五十四条 「略」	（注3） 「同上」 （未決済取引） 第五十四条 「同上」
2 標準的手法採用組合は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。	2 「同上」
一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十八条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。	一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。
二 「略」 3 標準的手法採用組合は、前項第一号の場合において、非同時	二 「同上」 3 標準的手法採用組合は、前項第一号の場合において、非同時

決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないとして認められるときは、第二十七条から第三十八条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4
「略」

5 前各項の場合において、信用リスク・アセットの額を算出するときは、当該各項に規定する同時決済取引又は非同時決済取引に係るエクスポージャーに対して、百パーセントの掛目を適用するものとする。

（格付の使用）

第五十六条 適格格付機関がエクスポージャーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効果が既に反映されている場合には、標準的手法採用組合は、当該エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用しないものとする。

2 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法の適用において、元本のみ償還可能性を評価した格付を用いないものとする。

（開示）

第五十七条 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法を適用するためには、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を開示するものとする。

（法的有効性の確保）

第五十八条 リスク・アセットの額の算出において信用リスク

決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないとして認められるときは、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4
「同上」

「項を加える。」

（格付の使用）

第五十六条 適格格付機関がエクスポージャーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効果が既に反映されている場合には、標準的手法採用組合は、当該エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用してはならない。

2 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法の適用において、元本のみ償還可能性を評価した格付を用いてはならない。

（開示）

第五十七条 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法を適用するためには、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない。

（法的有効性の確保）

第五十八条 リスク・アセットの額の算出において信用リスク

削減手法を適用する場合には、当該信用リスク削減手法の契約に係る文書は、取引に関係する全ての当事者を拘束するとともに、当該取引に関連する全ての法律に照らして有効なものとするものとする。

2 標準的手法採用組合は、前項に規定する法的有効性を継続的に検証するものとする。

（信用リスク削減手法から生ずるリスクへの措置）

第五十八条の二 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法を用いる場合と信用リスク削減手法を用いない場合とを比較し、信用リスク削減手法を用いる場合に発生し得るリスクについて、適切に対応するための措置を講ずるものとする。

（手法の選択）

第六十条 標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる場合において、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用するために、当該各号に定める手法を用いるものとする。

一 マーケット・リスク相当額の算出を行っている標準的手法採用組合が、マーケット・リスク相当額の算出の対象となつてゐる資産に関するオフ・バランス取引又は派生商品取引の与信相当額について信用リスク削減手法を適用する場合 包括的手法

二 前号以外の場合 簡便手法又は包括的手法のうち、当該標準的手法採用組合が前号以外の全ての適格金融資産担保付取引に用いるものとして選択した手法

削減手法を適用する場合、当該信用リスク削減手法の契約に係る文書は、取引に関係するすべての当事者を拘束するとともに、当該取引に関連するすべての法律に照らして有効なものでなければならぬ。

2 標準的手法採用組合は、前項に規定する法的有効性を継続的に検証しなければならない。

「条を加える。」

（手法の選択）

第六十条 標準的手法採用組合は、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用するために、簡便手法又は包括的手法のいずれかを用いなければならない。

（有価証券担保等のリスク・アセットの算出範囲）

第六十条の二 標準的手法採用組合は、有価証券の貸付又は有価証券による担保を提供する場合には、当該有価証券に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額又はマーケット・リスク相当額（マーケット・リスク相当額の算出を行っている場合に限る。）及び取引の相手方に対する信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

（担保の管理）

第六十一条 標準的手法採用組合は、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、次の各号の条件を満たすものとする。

一 当該標準的手法採用組合は、適格金融資産担保に係る担保権を維持し、実行するために必要な全ての措置を講じていること。

〔二・三 略〕

四 適格金融資産担保に係るマージン・アグリーメントが締結されている場合には、当該標準的手法採用組合は、追加担保の管理を適切に実行するために必要となる体制を整備し、かつ、当該適格金融資産担保に係るリスク管理方針を策定するとともに、次に掲げる項目の全ての管理方針（定期的な管理、監視及び報告に係る方針を含む。）を整備していること。

イ 当該契約において担保として授受した有価証券の価格変動リスク及び流動性リスク

ロ 特定の種類の担保への集中リスク

ハ 受け入れた担保資産の再利用から生ずるリスク

〔条を加える。〕

（担保の管理）

第六十一条 標準的手法採用組合は、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、次の各号の条件を満たさなければならない。

一 当該標準的手法採用組合は、適格金融資産担保に係る担保権を維持し、実行するために必要なすべての措置を講じていること。

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

二 取引相手方へ差し入れた担保の権利放棄
五 「略」

(担保の相関)

第六十二条 適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合には、標準的手法採用組合は、これを信用リスク削減手法として用いないものとする。

(オフ・バランス取引の担保)

第六十三条 標準的手法採用組合は、第四十九条第一項の表の第七号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産（取引の相手方に信用事由が発生したときに、担保と同等の効果を提供する資産（以下この条において「担保としての機能を持つ資産」という。）である場合に限る。）、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産（担保としての機能を持つ資産である場合に限る。）が次条各号又は第六十五条各号に掲げるものである場合には、これを適格金融資産担保として扱うことができる。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

- 一 現金及び自組合貯金（組合がエクスポージャーについてクレジット・リンク債を発行している場合を含む。ただし、

四 「同上」

(担保の相関)

第六十二条 適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合、標準的手法採用組合は、これを信用リスク削減手法として用いてはならない。

(オフ・バランス取引の担保)

第六十三条 標準的手法採用組合は、第四十九条第一項第八号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が第六十四条又は第六十五条に掲げる資産である場合には、これを担保として扱うことができる。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 「同上」

- 一 現金及び自組合貯金

マーケット・リスク相当額の算出を行っている組合において、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産についてクレジット・リンク債を発行している場合については、この限りでない。以下同じ。）

二 「略」

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリテイ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 「略」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号ニ(1)及びホ(1)において同じ。）が2―3、3―3、3の2―3、4―3又は6―10（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号ニ(2)及びホ(2)において同じ。）が5―3又は7―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上である短期の債券

二 「同上」

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリテイ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四 「同上」

イ 「同上」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―10（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一号において同じ。）が5―3又は7―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上である

五 適格格付機関が格付を付与していない債券であつて、次に掲げる条件の全てを満たすもの

イ 発行者が第三十四条から第三十五条の二までに掲げる主体であること。

「ロ・ハ 略」

ニ 次の(1)又は(2)に掲げる発行者が負っている同順位の債務の区分に応じ、適格格付機関が当該同順位の債務に当該(1)又は(2)に定める格付を下回る格付を付与していないこと。

(1) 短期の債券以外の債券 3―3の信用リスク区分に対応する格付

(2) 短期の債券 5―3の信用リスク区分に対応する格付

ホ 標準的手法採用組合が、当該債券の信用度が次の(1)又は(2)に掲げる債券の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める信用度を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

(1) 短期の債券以外の債券 3―3の信用リスク区分に対応する格付

(2) 短期の債券 5―3の信用リスク区分に対応する格付

へ 「略」

六 指定国(金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九年金融庁告示第五十九号)第一条第四十号に規定する指定国をいう。以下同じ。)の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等(株式及び株式に転

短期の債券

五 適格格付機関が格付を付与していない債券であつて、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ 発行者が第三十四条又は第三十五条に掲げる主体であること。

「ロ・ハ 同上」

ニ 発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付機関が、4―3又は5―3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

ホ 標準的手法採用組合が、当該債券の信用度が信用リスク区分において4―3又は5―3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

へ 「同上」

六 指定国の代表的な株価指数(平成十九年八月十七日金融庁告示第五十九号(金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件)第一条第二十四号に掲げる指定国の代表的な株価指数をいう。以下同じ。)を構成する株式を発行する

換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 投資信託その他これに類する商品（以下「投資信託等」という。）であつて、次に掲げる条件の全てを満たすもの

「イ・ロ 略」

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十五条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条各号に掲げるもの及び次に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であつて、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になっているもの（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

一 「略」

二 次に掲げる条件の全てを満たす投資信託等

「イ・ロ 略」

（適格金融資産担保の計算方法の例外）

第六十五条の二 標準的手法採用組合は、適格金融資産担保が次に掲げる要件の全てに該当する場合には、包括的手法又は簡便手法を用いないものとする。この場合において、エクスポージャーの額のうち当該適格金融資産担保に相当する部分について、当該エクスポージャーの取引相手方のリスク・ウェイトに代えて、第二号に規定する第三者の金融機関に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを適用することができる。

一 第六十四条第一号に該当するものであること。

会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 投資信託その他これに類する商品（以下「投資信託等」という。）であつて、次に掲げるすべての条件を満たすもの

「イ・ロ 同上」

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十五条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。

一 「同上」

二 次に掲げるすべての条件を満たす投資信託等

「イ・ロ 同上」

「条を加える。」

二 第三者の金融機関（外国銀行を含み、第一条第七号に掲げる者を除く。）において管理されていること（ただし、分別管理されている場合を除く。）。

2 前項の場合において、エクスボージャーと担保の通貨が異なるときは、適格金融資産担保に相当する部分の額は、次の算式により算出するものとする。

$$C* = C \times (1 - Hfx)$$

C*は、エクスボージャーと担保の通貨が異なる場合に於ける適格金融資産担保に相当する部分の額

Cは、適格金融資産担保の額

Hfxは、エクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率（次款に定める方法により算出するものとする。）

（所要自己資本の額の計算）

第六十六条 標準的手法採用組合は、包括的手法を使用する場合には、信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額（以下「信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額」という。）を、ボラティリティ調整率（エクスボージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスボージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下同じ。）を用いて次の算式により算出するものとする。

$$E* = E \times (1 + He) - C \times (1 - Hc - Hfx)$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Eは、エクスボージャーの額

（所要自己資本の額の計算）

第六十六条 標準的手法採用組合は、包括的手法を使用する場合、信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額（以下「信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額」という。）を、ボラティリティ調整率（エクスボージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスボージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下同じ。）を用いて次の算式により算出しなければならない。

$$E* = E \times (1 + He) - C \times (1 - Hc - Hfx)$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Eは、エクスボージャーの額

Heは、エクスプोजャーが第四十九条第一項の表の第七号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイリテイ調整率

Cは、適格金融資産担保の額

Hcは、適格金融資産担保に適用するボラテイリテイ調整率

Hfxは、エクスプोजャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイリテイ調整率

(ボラテイリテイ調整率の種類)

第六十八条 標準的手法採用組合は、ボラテイリテイ調整率について、次目に定める標準的ボラテイリテイ調整率を用いるものとする。

(標準的ボラテイリテイ調整率)

第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラテイリテイ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラテイリテイ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラテイリテイ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

Heは、エクスプोजャーが第四十九条第一項第八号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイリテイ調整率

Cは、適格金融資産担保の額

Hcは、適格金融資産担保に適用するボラテイリテイ調整率

Hfxは、エクスプोजャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイリテイ調整率

(ボラテイリテイ調整率の種類)

第六十八条 標準的手法採用組合は、ボラテイリテイ調整率について、第二目に定める標準的ボラテイリテイ調整率又は第三目に定める自組合推計ボラテイリテイ調整率を用いるものとする。ただし、自組合推計ボラテイリテイ調整率を用いる場合には、行政庁による承認の取消しがなされない限り、重要性のないポートフォリオにおける取引を除き、推計が可能なすべての取引についてこれを継続して用いなければならない。

(標準的ボラテイリテイ調整率)

第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラテイリテイ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラテイリテイ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラテイリテイ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じ、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等				ボラティリティ調整率	
残存期間				特定の発行体以外の発行体証券化エ	
一年以下				特定の発行体証券化エ	
一年超三年以下				特定の発行体証券化エ	
三年超五年以下				特定の発行体証券化エ	
五年超十年以下				特定の発行体証券化エ	
十年超				特定の発行体証券化エ	
信用リスク区分（第三十条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表又は第三十七条第一項の表を準用するものとする。以下この号において同じ。）が1				ボラティリティ調整率	

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等				ボラティリティ調整率	
残存期間				特定の発行体以外の発行体証券化エ	
一年以下				特定の発行体証券化エ	
一年超五年以下				特定の発行体証券化エ	
五年超				特定の発行体証券化エ	
信用リスク区分（第三十条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表又は第三十七条第一項の表を準用するものとする。以下この号において同じ。）が1				ボラティリティ調整率	

信用リスク区分	合	十四 条件を満 たす場	の 場合又は 第六	若しくは 第七	、 6 10、 7 2	、 6 8、 6 9	、 6 6、 6 7	、 5 3、 6 5	、 4 3、 5 2	の 2 3、 4 2	、 3 2、 3 3	、 2 2、 2 3	、 1 2、 1 3	信用 リスク 区分	当 する 場合	四 条第 三 号に 該	場 合又 は第 六十	し くは 7 1の	6 3、 6 4若	6 1、 6 2、	4 1、 5 1、	1、 3の 2 1、	1、 2 1、 3 1	
全 ての 期	十 年 超		年 以 下	五 年 超 十		年 以 下	三 年 超 五		一 年 超 三				一 年 以 下											
十 五	六				三				一															
一	二 十		十 二		六		四		二															
一	二 十 四				十二				四															

信用 リスク 区分	合	十四 条件を満 たす場	の 場合又は 第六	若しくは 第七	、 6 10、 7 2	、 6 8、 6 9	、 6 6、 6 7	、 5 3、 6 5	、 4 3、 5 2	、 2 2、 4 2	、 1 2、 1 3	信用 リスク 区分
間 全 ての 期	五 年 超			年 以 下	一 年 超 五					一 年 以 下		
十 五	六			三						一		
一	十二			六						二		
一	二十 四			十二						四		

投資信託等		指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等及び金 上場株式（指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等を除く。）		二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じ、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率		（注） 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。） 我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。 二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じ、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率		が1―4又は2間 4の場合	
		資産種別		ボラティリティ調整率					
		二十パーセント							
		三十パーセント							
		投資信託等の投資対象に適用されるボラティリティ調整率のうち最も高いもの。							
		この場合において、当該投資信託等の個々の資産及び取引を直接保有する者とみなすことができるときは、当該資産及び取引に適用さ							

投資信託等		指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等及び金 上場株式（指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等を除く。）		二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率		（注） 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州公共団体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。） 我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。 二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率	
		資産種別		ボラティリティ調整率			
		十五パーセント					
		二十五パーセント					
		投資信託等の投資対象に適用されるボラティリティ調整率のうち最も高いもの					

	れるボラティリティ調整率の加重平均値を用いることができる。
〔略〕 適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項の表の第七号に定める与信相当額を算出する場合、S A ― C C Rを用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出する場合においてこれらの取引に係る与信相当額が算出される担保の提供に用いるとき又は第六十五条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第六十四条各号及び第六十五条各号に掲げるものの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。）	三十パーセント

2
〔略〕

第三目 削除

第七十条から第七十四条まで 削除

〔同上〕 適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又はS A ― C C Rを用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出する場合においてこれらの取引に係る与信相当額が算出される担保の提供に用いるときに限る。以下同じ。）	二十五パーセント

2
〔同上〕

第三目 自組合推計ボラティリティ調整率

（自組合推計ボラティリティ調整率の使用の承認）
第七十条 標準的手法採用組合は、行政庁の承認を受けた場合

に、包括的手法におけるボラティリティ調整率として自組合推計ボラティリティ調整率を用いることができる。

（承認申請書の提出）

第七十一条 自組合推計ボラティリティ調整率の使用について前条の承認を受けようとする標準的手法採用組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 ボラティリティ調整率について自組合推計を行う方法及び当該推計値の利用方法が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

（自組合推計の承認の基準）

第七十二条 行政庁は、第七十条の規定に基づき、包括的手法におけるボラティリティ調整率として自組合推計ボラティリティ調整率を用いることを承認するときは、当該標準的手法採用組合の推計が定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ボラティリティ調整率の推計に用いられる資産のボラテ

イリティ及び保有期間に係るデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。

二 リスク管理指針についての文書が作成され、その遵守態勢が確立していること。

三 次の事項が、定期的に内部監査により確認されていること。

イ 第一号に規定するデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。

ロ ボラティリティ調整率を推計する過程に関する重要な変更が行われた場合、その変更が妥当なものであること。

ハ ボラティリティ調整率の推計を行うべき対象を確定するために、標準的手法採用組合が行っている適格金融資産担保付取引の状況に関する適切なデータが把握されていること。

ニ ボラティリティ調整率の推計で用いるデータが適時に入手され、一貫性及び信頼性を有すること。

ホ ボラティリティ調整率の推計の前提が適切であること。

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関が債券に 1―3、2―3、4―3 又は 5―3 以上の信用リスク区分に対応する格付を付与している場合、債券に関する発行者の種別、格付、残存期間及び修正デュレーションを勘案した債券の区分ごとにボラティリティ調整率を推計していること。ただし、推計値は、当該標準的手法採用組合が実際に保有する債券又は当該標準的手法採用組合に担保として差し入れられた債券に基づくものでなくてはならない。

-
- 二 適格格付機関が1―3、2―3、4―3若しくは5―3以上の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与している債券、株式等、投資信託等又は適格金融資産担保以外の資産に係るボラティリティ調整率を、個別の資産について推計していること。
 - 三 適格金融資産担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合には、当該適格金融資産担保の表示通貨建ての価格のボラティリティ調整率及び当該表示通貨とエクスポージャーの通貨の間の為替レートの間の相関を反映せず、ボラティリティ調整率を個別に推計していること。
 - 四 ボラティリティ調整率の推計のための信頼区間が、片側九十九パーセントであること。
 - 五 保有期間の設定に当たって信用リスクの高い資産の流動性が考慮されていること。
 - 六 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が一年以上であること。
 - 七 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が六月以上であること。
 - 八 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データが、三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

(変更に係る届出)

(ボラティリティ調整率の調整)
第七十五条 適格金融資産担保付取引に包括的手法を用いる場合には、標準的手法採用組合は、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整を行うものとする。

第七十三条 自組合推計ボラティリティ調整率の使用について第七十条の承認を受けた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する場合において、標準的手法採用組合は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法採用組合のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)
第七十四条 行政庁は、前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法採用組合が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であつて、自組合推計ボラティリティ調整率を継続して適用させることが不相当と判断したときは、当該標準的手法採用組合について第七十条の承認を取り消すことができる。

(ボラティリティ調整率の調整)
第七十五条 適格金融資産担保付取引に包括的手法を用いる場合には、標準的手法採用組合は、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整を行わなければならない。

2

前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからホまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからホまでに掲げる取引及びネッティング・セットの区分に応じ、当該イからホまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの及び当該取引のみを含むネッティング・セット（ホに該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの及び当該その他資本市場取引のみを含むネッティング・セット（ホに該当するものを除く。） 十営業日

ハ 「略」

ニ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの及びその他資本市場取引に該当する取引を含むネッティング・セット（いずれか一方の取引のみを含むネッティング・セットを除く。） 十営業日

ホ 「略」

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期

2

前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。） 十営業日

ハ 「同上」

「号の細分を加える。」

ニ 「同上」

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期

の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネットティング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットティング・セットについては、同号に定める最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」を行うための式は、次に定めるものとする。

$$H_M = H_{10} \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

H_M は、当該取引に適用される最低保有期間の下で、毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っている場合に適用されるボラティリティ調整率（以下同じ。）

T_M は、前号に定める最低保有期間（以下同じ。）

H_{10} は、調整対象となる第六十九条に規定するボラティリティ調整率

3 「略」

（ボラティリティ調整率の適用除外）

第七十六条 標準的手法採用組合は、次に掲げる要件の全てを満たすレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。

一 当該レポ形式の取引が、中核的市場参加者を取引の相手方とする取引であること。

二・三 「略」

の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 「同上」

$$H_M = H_N \sqrt{\frac{T_M}{T_N}}$$

H_M は、当該取引に適用される最低保有期間の下で、毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っている場合に適用されるボラティリティ調整率（以下同じ。）

T_M は、前号に定める最低保有期間（以下同じ。）

H_N は、調整対象となるボラティリティ調整率

T_N は、 H_N を算出するために用いた保有期間

3 「同上」

（ボラティリティ調整率の適用除外）

第七十六条 標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。

「号を加える。」

一・二 「同上」

四 当該レポ形式の取引が取引の実行日の翌営業日に終了すること、又は標準的手法採用組合がエクスポートジャーと適格金融資産担保の双方につき毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。

五〇九 「略」

2 「略」

（レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適用）

第七十八条 標準的手法採用組合は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にある全てのレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 「略」

2 前項に規定する場合において、法的に有効な相対ネットティング契約の対象となる取引のうち一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれるときは、当該標準的手法採用組合は、次の各号に定める条件を満たすときに限り、当該相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 毎営業日において、当該相対ネットティング契約下にある全ての取引を時価評価していること。

二 当該相対ネットティング契約の対象となる取引のうちマー

三 当該取引が取引の実行日の翌営業日に終了すること又は標準的手法採用組合がエクスポートジャーと適格金融資産担保の双方につき毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。

四〇八 「同上」

2 「同上」

（レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適用）

第七十八条 標準的手法採用組合は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にある全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 「同上」

「項を加える。」

ケット・リスク相当額の算出の対象である取引において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

(計算方法)

第七十九条 標準的手法採用組合は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について相対ネットティング契約の効果を勘案する場合には、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式により算出するものとする。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + \frac{0.4 \times \text{ネット・エクスポージャー} + 0.6 \times (\text{グロス・エクスポージャー} / \sqrt{N})}{\sqrt{N}} + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方に提供している資産の時価の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方から受領している資産の時価の合計額

ネット・エクスポージャーは、 $\Sigma (E_s \times H_s)$ により算出される額の絶対値

グロス・エクスポージャーは、 $\Sigma (E_s \times |H_s|)$ により算出される額

(計算方法)

第七十九条 標準的手法採用組合は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネットティング契約の効果を勘案する場合は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式により算出しなければならない。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + \Sigma (E_s \times H_s) + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引のエクスポージャーの額の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

√Nは、ネット・セットに含まれる証券の数を指すNの平方根（ただし、Esがネット・セット内の最大のEsの値の十パーセント未満の証券は、Nの数に含めない。）	
Esは、証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値	
HSは、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が正の場合にあっては当該証券に適用すべきボラテイルティ調整率、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が負の場合にあっては当該証券に適用すべきボラテイルティ調整率にマイナスを乗じた値	Esは、証券ごとのネット・ポジションの額の絶対値 HSは、当該証券に適用すべきボラテイルティ調整率
Hs は、Hsの絶対値	
Fixは、通貨ごとのネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値	Fixは、ネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値
Hixは、エクスపోジヤーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイルティ調整率	Hixは、エクスపోジヤーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイルティ調整率
第七目 レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引におけるボラテイルティ調整率の下限	第七目 法的に有効な相対ネットイング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスపోジヤー変動額推計モデルの使用
（ボラテイルティ調整率の下限の対象範囲）	（エクスపోジヤー変動額推計モデルの使用の承認）
第八十条 包括的手法を用いる標準的手法採用組合が、特定の取引相手を行う次に掲げる取引（第八十二条第一項及び第八十三条第一項において「対象証券金融取引」という。）については、ボラテイルティ調整率の下限（適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない取引を判定するための基準をいう。以下同じ。）を適用するものとする。	第八十条 前条の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、第七十八条の条件を満たす場合であって、行政庁の承認を受けたときは、法的に有効な相対ネットイング契約下にある複数のレポ形式の取引について、当該標準的手法採用組合のエクスపోジヤー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネットイング契約下にある複数のレポ形式の取引について、債券の価

-
- 一 次に掲げる要件の全てを満たすレポ形式の取引
- イ 適格金融資産担保が中央政府等の債券以外であること。
- ロ 証券の借入先となる取引の相手方に対して現金による担保の提供を行っていること、又は証券の売戻条件付購入を行っていること。
- 二 証券の貸借取引（取引の相手方に対して現金による担保の提供を行っているものを除く。）のうち、第八十二条第一項第二号ロに掲げる算式により算出される値が正の値である取引
- 三 適格金融資産担保付取引（取引の相手方が当該標準的手法採用組合より借り入れた金銭を用いて購入する有価証券を当該標準的手法採用組合に担保として供するものであり、取引の相手方が個人でないものに限る。）のうち、適格金融資産担保が中央政府等の債券以外である取引
- 四 前条の規定により信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を算出する法的に有効な相対ネットティング契約下におけるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引のネットティング・セットのうち、次に掲げるネットティング・セット（ただし、ネットティング・セットに含まれる全ての取引が現金又は中央政府等の債券に係るもの及び個人に対する法的に有効な相対ネットティング契約下にある前号に掲げる取引に係るものを除く。）
- イ 現金のネット・ポジションが正のネットティング・セット
- ロ 第八十三条第一項第二号に掲げる算式により算出される値が正の値であるネットティング・セット（イに該当するものを除く。）
-

格のボラティリティと相関を勘案し、バリュエーション・リスクと同様の方法を用いてエクスポージャー変動額（複数のレポ形式の取引におけるネットティング後のエクスポージャーの変動額をいう。以下この目において同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出することができる。ただし、当該モデルを用いる場合には、行政庁による承認の取消しがなされた場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

2 前項の「特定の取引相手」とは、次に掲げる者以外の者をいう。

一 中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準及び流動性比率の基準又はこれらと類似の基準の適用を受ける外国銀行及び銀行持株会社に準ずる外国の会社、第三十五条第一項においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者（外国の者を除く。）及び経営管理会社（外国の者を除く。）、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準及び流動性比率の基準又はこれらと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者（外国の者に限る。）及び経営管理会社（外国の者に限る。）、第三十五条の二第一項においてリスク・ウェイトが規定されている保険会社及び保険持株会社、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準及び流動性比率の基準又はこれらと類似の基準の適用を受ける保険会社に準ずる外国の者及び保険持株会社に準ずる外国の者、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業法施行令第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三 中央清算機関

（ボラティリティ調整率の下限の適用除外）

第八十一条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる取引につい

（承認申請書の提出）

第八十一条 エクスポートジャー変動額推計モデルの使用につい

ては、ボラティリティ調整率の下限を適用することを要しない。

一 次のイ又はロに掲げる場合に該当する現金担保付証券貸借取引（証券を借り入れて、かつ、現金を担保として差し入れる取引をいう。）

イ 証券が長期のマチュリティで貸し付けられる場合であつて、取引の相手方が担保として差し入れられた現金を同一又はより短いマチュリティにおいて再投資する場合
ロ 証券が短期のマチュリティで貸し付けられる場合であつて、取引の相手方が金融安定理事会による提言を勘案した現金担保再投資の管理を行っていることについて疎明できる場合

二 前条第一項第二号に掲げる取引であつて、取引の相手方に担保として差し入れた証券が次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

イ 再利用することが法令等により禁止されていること。
ロ 再利用されないことを疎明できること。

（適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない対象証券金融取引）

第八十二条 包括的手法を用いる標準的手法採用組合は、ネットینگ・セットに含まれない単一の証券（ポートフォリオ単位の取引を含む。）が取引される対象証券金融取引において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、当該対象証券金融取引に適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いないものとする。

一 第八十条第一項第一号又は第三号に掲げる対象証券金融

て前条の承認を受けようとする標準的手法採用組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 エクスポージャー変動額推計モデル及びその運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第八十二条 行政庁は、第八十条の規定に基づき、エクスポージャー変動額推計モデルの使用を承認するときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスポージャー変動額の管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「エクスポージャー変動額の管理部

取引の場合 イに掲げる算式により算出される値がロに掲げる値を下回ること。

イ
$$\left(\frac{C}{E}\right) - 1$$

Eは、エクスポージャーの額をいう。

Cは、適格金融資産の額をいう。

ロ 次項に規定する借入証券、担保として差し入れられた証券又は売戻条件付購入した証券の種類に応じて適用されるボラティリティ調整率の標準的下限（複数の証券である場合には、証券の額で加重平均したボラティリティ調整率の標準的下限とする。）

二 第八十条第一項第二号に掲げる対象証券金融取引の場合 イに掲げる算式により算出される値がロに掲げる算式により算出される値を下回ること。

イ
$$\left(\frac{C_B}{C_A}\right) - 1$$

C_Aは、貸出証券又は担保として差し入れた証券の額をいう。

C_Bは、借入証券又は担保として差し入れられた証券の額をいう。

ロ
$$\frac{1+f_B}{1+f_A} - 1$$

署」という。）が、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 エクスポージャー変動額の管理部署は、適切なバック・テストイング（次条第一項に定めるところにより、エクスポージャー変動額推計モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレステスト（エクスポージャー変動額推計モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合におけるエクスポージャー変動額に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 標準的手法採用組合の理事がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四 エクスポージャー変動額推計モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

五 エクスポージャー変動額推計モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

六 レポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

faは、貸出証券又は担保として差し入れた証券に適用されるボラテイルリテイ調整率の標準的下限（ただし、中央政府等の債券の場合は零とし、複数の証券である場合は証券の額で加重平均したボラテイルリテイ調整率の標準的下限とする。）をいう。

fbは、借入証券又は担保として差し入れられた証券に適用されるボラテイルリテイ調整率の標準的下限（ただし、中央政府等の債券の場合は零とし、複数の証券である場合は証券の額で加重平均したボラテイルリテイ調整率の標準的下限とする。）をいう。

2 | 前項の「ボラテイルリテイ調整率の標準的下限」とは、証券の種類に応じ、次の表に定めるものをいう。

証券の種類	ボラテイルリテイ調整率の標準的下限	
	当該証券の発行体が中央政府等以外であつて、当該証券が証券化エクスポージャー以外である場合（パーセント）	当該証券が証券化エクスポージャーである場合（パーセント）
残存期間が一年以上の債券及び変動金利債	〇・五	一
残存期間が一年以上の債券	一・五	四
残存期間が五年以上の債券	三	六

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 エクスポート・セクター変動額の推計のための信頼区間が、片側九十九パーセントであること。
- 二 取引対象資産の保有期間（エクスポージャー変動額の推計値を算出する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目において同じ。）が、五営業日以上であること。ただし、五営業日を下回る保有期間によって算出したエクスポージャー変動額の推計値を次の算式により換算した数値を、保有期間を五営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{エクスポージャー変動額の推計値}(t) \times \sqrt{\frac{5}{t}}$$

- 三 エクスポート・セクター変動額の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が、一年以上であること。
- 四 エクスポート・セクター変動額の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。
- 五 エクスポート・セクター変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

残存期間が十年超の債券	四	七
指定国の代表的な株	六	
価指数を構成する株式を発行する会社の株式等		
その他の資産		
	十	

3 取引の当事者（標準的手法採用組合及び取引の相手方をいう。次条第二項において同じ。）によって担保の徴求が行われた場合は、決済までの期間によらず、当該担保を第一項第一号イ並びに第二号イ及びロに掲げる算式において勘案することができる。

（適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない法的に有効な相対ネットティング契約下にある対象証券金融取引）

第八十三条 包括的手法を用いる標準的手法採用組合は、相対ネットティング契約下にある対象証券金融取引において、ネットティング・セットごとに計算する第一号に掲げる算式により算出される値が第二号に掲げる算式により算出される値を下回る場合には、当該ネットティング・セットに対して適格金融資産担保（前条第二項の表に掲げるものに限る。）を信用リスク削減手法として用いないものとする。この場合において、当該対象証券金融取引に対して期待エクスポージャー方式を用いるときは、ネットティング・セットの与信相当額の算出に適格金融資産担保（同項の表に掲げるものに限る。）を勘案しないも

4 標準的手法採用組合は、推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合、前項第二号に定める保有期間を五営業日より長い期間としなければならない。

5 標準的手法採用組合は、前項の規定にかかわらず、第七十五条第二項第一号ニ及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

第八十三条 行政庁は、エクスポージャー変動額推計モデルの使用を承認するに当たり、前条に定める基準のほか、エクスポージャー変動額推計モデルの検証に係る追加的な基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項に規定する追加的な基準は、検証の適切性の確保の観点から、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

Σ_s C_t C_s°

Ⅰ $\frac{(\Sigma_t C_t - \Sigma_s E_s)}{\Sigma_s E_s}$

Σ_t C_tは、ネット・インゲ・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる証券又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

Σ_s E_sは、ネット・インゲ・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

Ⅱ $\left[\left(\frac{\Sigma_s \left(\frac{E_s}{1+f_s} \right)}{\Sigma_s E_s} \right) / \left(\frac{\Sigma_t \left(\frac{C_t}{1+f_t} \right)}{\Sigma_t C_t} \right) \right] - 1$

E_sは、ネット・インゲ・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる特定の証券又は現金の取引額

f_sは、ネット・インゲ・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラテイル・ライティ調整率の標準的下限（ただし、現金又は中央政府等の債券の場合は零とする。）をいう。

C_tは、ネット・インゲ・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる特定の証券又は現金

の取引額

レポは、ネット・セグメントに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる証券又は現金の前条第二項に規定するブラ・レポ・調整率の標準的下限（ただし、現金の場合は零とする。）をいう。

- 2 | 取引の当事者によって担保の徴求が行われた場合には、決済までの期間によらず、当該担保を前項各号に掲げる算式において勘案することができる。

第八十四条から第八十七条まで 削除

(計算方法)

第八十四条 エクスポージャー変動額推計モデルを用いる場合、法的に有効な相対ネット・セグメント下にある複数のレポ形式の取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を次の算式により算出する。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスポージャー変動額推計モデルによるエクスポージャー変動額の推計値})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）
ΣEは、当該複数のレポ形式の取引のエクスポージャーの額の合計額
ΣCは、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

(変更に係る届出)

第八十五条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用につい

て第八十条の承認を受けた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 第八十二条及び第八十三条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する場合において、標準的手法採用組合は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法採用組合のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

3 第一項第三号に規定する場合において、標準的手法採用組合は、前項の書面に記載する事項について行政庁の承認を得るまでの間は、エクスポージャー変動額推計モデルに代えて第七十九条の定めるところによりレポ形式の取引に係るエクスポージャーを算出しなければならない。

(承認の取消し)

第八十六条 行政庁は、前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法採用組合が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であって、エクスポージャー変動額推計モデルを継続して使用させることが不相当と判断したときは、当該標準的手法採用組合について第八十条の承認を取り消すことができる。

(その他資本市場取引への準用)

第八十七条 第八十条から前条までの規定は、その他資本市場取引のうち派生商品取引以外のものについて準用する。この場合において、第八十二条第三項第二号及び第四項中「五」とあるのは「十」と、「5」とあるのは「10」と読み替えるものとする。

(計算方法)

第八十八条 「同上」

2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合は、前項のRCは第五十三条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

3 「同上」

「条を加える。」

(カレント・エクスポージャー方式による計算方法)

第八十八条 「略」

2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合には、前項のRCは第五十三条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

3 「略」

(SA—CCR等による計算方法)

第八十八条の二 標準的手法採用組合が包括的手法を用いる場合であつて、第五十条第一項の規定により先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引についてSA—CCRを使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の算式により算出するものとする。

$$E* = \alpha \times (RC + PFE)$$

E*は、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額（ただし、零を下回る場合にあつては零とする。）

α は、1.4

RCは、第五十一条第一項に定める再構築コスト

PFEは、第五十一条第一項に定める将来の潜在的なエクスポージャー額

2 前条及び前項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合が第五十二条第一項の承認を受けた場合には、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を期待エクスポージャー方式により算出することができる。

(前提条件)

第八十九条 標準的手法採用組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いる場合には、次の条件を満たすものとする。

一 「略」

二 当該適格金融資産担保が、時価評価され、かつ、少なくとも六月に一回以上再評価されること。

(二十パーセント・フロアの適用除外)

第九十一条 適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

一 レポ形式の取引であつて、第七十六条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすとき。 零パーセント

二 レポ形式の取引であつて、第七十六条第一項各号(第一号を除く。)に掲げる要件の全てを満たすとき。 十パーセント

〔三・四 略〕

五 エクスポージャーと担保が同一の通貨建てであり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(前各号に該当する場合を除く。)。 零パーセント

〔イ・ロ 略〕

(前提条件)
第八十九条 標準的手法採用組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いる場合、次の条件を満たさなければならぬ。

一 「同上」

二 当該適格金融資産担保が、少なくとも六月に一回以上再評価されること。

(二十パーセント・フロアの適用除外)

第九十一条 「同上」

一 第七十六条に該当するレポ形式の取引であるとき。 零パーセント

二 レポ形式の取引であつて、取引相手が中核的市場参加者に該当しないことを除き第七十六条の条件を満たすとき。 十パーセント

〔三・四 同上〕

五 エクスポージャーと担保が同一の通貨建てであり、かつ、次のイ又はロに該当するとき(レポ形式の取引又は派生商品取引である場合を除く。)。 零パーセント

〔イ・ロ 同上〕

(担保付派生商品取引の計算方法等)

第九十一条の二 前款第七目(第八十三条を除く。)及び第八目の規定は、標準的手法採用組合が、適格金融資産担保について簡便手法を用いる場合について準用する。この場合において、第八十条第一項、第八十二条第一項、第八十八条第一項及び第八十八条の二第一項中「包括的手法」とあるのは、「簡便手法」と読み替えるものとする。

(担保付派生商品取引の計算方法の例外)

第九十一条の三 前条において準用する第八十八条の規定にかかわらず、標準的手法採用組合が、カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、第五十三条に規定する方法で適格金融資産担保を用いないときの与信相当額を計算し、第九十条及び第九十一条に規定する方法により当該適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案することができる。

(貸出金と自組合貯金の相殺)

第九十二条 標準的手法採用組合は、次に掲げる条件を全て満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とすることができる。ただし、貸出金と自組合貯金の通貨が同一でない場合には、第六十九条第二項に定めるところに従って、担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を貯金の額に適用することを要する。

「一〇四 略」

「条を加える。」

「条を加える。」

(貸出金と自組合貯金の相殺)

第九十二条 標準的手法採用組合は、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とすることができる。ただし、貸出金と自組合貯金の通貨が同一でない場合には、第六十九条第二項又は第七十二条第三項第三号に定めるところに従って、担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を貯金の額に適用することを要する。

「一〇四 同上」

2 「略」

(保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件)

第九十三条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合には、当該保証又はクレジット・デリバティブは、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

「一・三 略」

三の二 保証人又はプロテクション提供者が合意された残存期間を事後において変更できないこと。

「四・六 略」

(保証に関する条件)

第九十四条 標準的手法採用組合が保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該保証は、前条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

「一・二 略」

2 「略」

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第九十五条 標準的手法採用組合がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合には、当該クレジット・デリバティブは、第九十三条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

「一・三 略」

四 当該標準的手法採用組合は、プロテクション提供者に第一号に掲げる事由の発生を通知する権利を有しており、か

2 「同上」

(保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件)

第九十三条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証又はクレジット・デリバティブは、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

「一・三 同上」

「号を加える。」

「四・六 同上」

(保証に関する条件)

第九十四条 標準的手法採用組合が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

「一・二 同上」

2 「同上」

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第九十五条 標準的手法採用組合がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第九十三条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

「一・三 同上」

四 当該標準的手法採用組合は、プロテクション提供者に第一号に掲げる事由の発生を通知する権利を有しており、か

つ、当該事由の発生の有無を判断する者が、明確であること。ただし、当該判断はプロテクション提供者のみが行い得るものでないものとする。

「五〇七 略」

（条件の一部を満たさない場合）

第九十六条 クレジット・デリバティブが、前条第一号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられないことを除き同条各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、標準的手法採用組合は、同条の規定にかかわらず、原債権のうち当該クレジット・デリバティブの想定元本額の六十パーセントに相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合には、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の六十パーセントを限度とする。

（保証人及びプロテクション提供者の適格性）

第九十七条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合には、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものとするものとする。

一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第三十四条から第三十条の二までに掲げる主体

二 「略」

つ、当該事由の発生の有無を判断する者が、明確であること。ただし、当該判断はプロテクション提供者のみが行い得るものであつてはならない。

「五〇七 同上」

（条件の一部を満たさない場合）

第九十六条 クレジット・デリバティブが、前条第一号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられないことを除き前条に掲げるすべての条件を満たす場合、標準的手法採用組合は、前条の規定にかかわらず、原債権のうち当該クレジット・デリバティブの想定元本額の六十パーセントに相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の六十パーセントを限度とする。

（保証人及びプロテクション提供者の適格性）

第九十七条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第三十四条又は第三十条に掲げる主体

二 「同上」

(内部取引によるヘッジ効果の反映)

第九十七条の二 第七条の十一又は第十六条の十一の規定により標準的手法採用組合の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）にクレジット・デリバティブ（保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ及びトータル・リターン・スワップに限る。）を用いた内部取引によるヘッジ効果を反映する場合には、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を当該エクスポージャーのうちヘッジ効果が反映される部分について勘案することができる。

2 第七条の十四第五項又は第十六条の十四第五項の規定により標準的手法採用組合の第五十条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額にクレジット・デリバティブ（保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップに限る。）を用いた内部取引をヘッジ手段として利用する場合には、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を当該与信相当額のうちヘッジ効果が反映される部分について勘案することができる。

(計算方法)

第九十八条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合（前条に規定する場合を除く。）には、標準的手法採用組合は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第九十六条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提

「条を加える。」

(計算方法)

第九十八条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用組合は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第九十六条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用すること

供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十七条第二項、第二十九条第一項、第三十一条の二第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用組合の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

2 前条に規定する場合には、標準的手法採用組合は、ヘッジ効果が反映される部分の額と当該クレジット・デリバティブの想定元本の額とを相殺することができる。

（免責額の扱い）

第九十九条 標準的手法採用組合が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者（第九十七条の二に規定する場合にあつては、第三者である適格プロテクション提供者。次条、第一百一条及び第一百四条第二号イにおいて同じ。）が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用組合は、当該水準に相当する額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

（階層化された保証又はクレジット・デリバティブ）

第一百一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当

ができる。ただし、第二十七条第二項、第二十九条第一項、第三十一条の二第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用組合の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

「項を加える。」

（免責額の扱い）

第九十九条 標準的手法採用組合が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用組合は、当該水準に相当する額について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

（階層化された保証又はクレジット・デリバティブ）

第一百一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当

該標準的手法採用組合が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用組合は、当該留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用するものとする。

(エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致)

第百二条 「略」

2 標準的手法採用組合は、前項のボラティリティ調整率について第七十五条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整するものとする。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日より長い場合において行うものとする。

3 「略」

(中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証等)

第百三条 エクスポージャーに対する保証について、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証を行っている場合には、標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる条件を満たすときに限り、当該保証を中央政府等又は我が国の地方公共団体によるものとして扱うことができる。

一 「略」

二 エクスポージャーに対する保証及び中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、それぞれ保証の適格要件の全てを満たしていること。ただし、中央政府等又は我が

該標準的手法採用組合が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用組合は、当該留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致)

第百二条 「同上」

2 標準的手法採用組合は、前項のボラティリティ調整率について第七十五条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日より長い場合において行うものとする。

3 「同上」

(中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証等)

第百三条 「同上」

一 「同上」

二 エクスポージャーに対する保証及び中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、それぞれ保証の適格要件のすべてを満たしていること。ただし、中央政府等又は我

国の地方公共団体による再保証は第九十三条第一号及び第二号の要件を満たすことを要しない。

三 「略」

2|| 前項の規定は、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証以外の形態で行う信用の補完を用いて信用リスク削減効果を勘案しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「再保証」とあるのは「再保証以外の形態で行う信用の補完」と、同項第三号中「保証した」とあるのは「信用の補完を行った」と、「保証の提供範囲」とあるのは「信用の補完が行われる範囲」と読み替えるものとする。

（残存期間の定義）

第百四条 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法を使用する場合には、次の各号の規定に従い、エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法（第九十七条の二に規定する場合にあつては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部CVAヘッジ取引。以下この款において同じ。）の残存期間とともに保守的な値とするものとする。

一 エクスポージャーの残存期間は、原則として、債務の履行がなされる期日として考え得るものうち最も遅い期日に基づいて計算するものとし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。以下同じ。）が設けられている場合にはこれを残存期間に含めるものとする。

二 信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法採用組合の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものである

が国の地方公共団体による再保証は第九十三条第一号及び第二号の要件を満たすことを要しない。

三 「同上」

2|| 前項の規定は、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証以外の形態で行う信用の補完が、保証と同等の効果を提供している場合について準用することができる。

（残存期間の定義）

第百四条 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法を使用する場合、次の各号の規定に従い、エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間を、ともに保守的な値としなければならない。

一 エクスポージャーの残存期間は、原則として、債務の履行がなされる期日として考え得るものうち最も遅い期日に基づいて計算するものとし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。以下同じ。）が設けられている場合にはこれを残存期間に含めなければならない。

二 信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法採用組合の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものである

り、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクスポージャーの最終支払期日において当該延長を行い得るものであるときは、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、イ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いるものとする。

イ 信用リスク削減効果（第九十七条の二に規定する場合にあつては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部CVAヘッジ取引によるヘッジ効果。ロにおいて同じ。）を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合には、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ 「略」

（計算法）

第百六条 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合には、信用リスク削減手法の効果を、次の算式により調整するものとする。

$$Pa = P \times \{ (t - 0.25) / (T - 0.25) \}$$

Paは、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額
Pは、信用リスク削減手法の額（第百二条に定めるところによりボラテイルリテリ調整率が適用される場合には、その調整後の額とする。）

tは、信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示した値。ただし、tがTよりも大きい場合にはTを用いる。

り、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクスポージャーの最終支払期日において当該延長を行い得るものであるときは、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、次のイ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いなければならない。

イ 信用リスク削減効果を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ 「同上」

（計算法）

第百六条 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合、信用リスク削減手法の効果を、次の算式により調整しなければならない。

$$Pa = P \times \{ (t - 0.25) / (T - 0.25) \}$$

Paは、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額
Pは、信用リスク削減手法の額（第百二条に定めるところによりボラテイルリテリ調整率が適用される場合には、その調整後の額とする。）

tは、信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示した値。ただし、tがTよりも大きい場合にはTを用いる。

ITは、エクスポート・ジャーの残存期間を年数で表示した値。ただし、エクスポート・ジャーの残存期間が五年を超える場合には、ITを用いる。

(複数の信用リスク削減手法)

第七百七条 標準的手法採用組合は、一のエクスポート・ジャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合には、エクスポート・ジャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後のエクスポート・ジャーごとに一の信用リスク削減手法を用いるものとする。

(同一提供者による通貨又は残存期間の異なる保証又はクレジット・デリバティブ)

第八百八条 一の主体が一のエクスポート・ジャーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合であつて、それらの通貨又は残存期間が異なるときは、標準的手法採用組合は、エクスポート・ジャーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分に分割するものとする。

(プロテクションを取得した場合)

第九百九条 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法としてファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いないものとする。

ITは、エクスポート・ジャーの残存期間を年数で表示した値。ただし、エクスポート・ジャーの残存期間が五年を超える場合には、ITを用いる。

(複数の信用リスク削減手法)

第七百七条 標準的手法採用組合は、一のエクスポート・ジャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合、エクスポート・ジャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後のエクスポート・ジャーごとに一の信用リスク削減手法を用いなければならない。

(同一提供者による通貨又は残存期間の異なる保証又はクレジット・デリバティブ)

第八百八条 一の主体が一のエクスポート・ジャーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合であつて、それらの通貨又は残存期間が異なるときは、標準的手法採用組合は、エクスポート・ジャーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分に分割しなければならない。

(プロテクションを取得した場合)

第九百九条 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法としてファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、当該クレジット・デリバティブによるプロテクションの提供対象となり得るエクスポート・ジャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポート・

(プロテクションを取得した場合)

第百十一条 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法として特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）を用いないものとする。

ヤーに限り、信用リスク削減効果を勘案することができる。

(プロテクションを取得した場合)

第百十一条 標準的手法採用組合は、信用リスク削減手法としてセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、次の各号に定める場合に限り、当該各号に定める扱いをすることができる。

一 標準的手法採用組合が、当該セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに加え、プロテクションの提供対象となり得るエクスポージャーを同じくするファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを取得している場合 プロテクションの提供対象となり得るエクスポージャーのうち、当該セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が二番目に小さい一のエクスポージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。

二 プロテクションの提供対象となり得るエクスポージャーのいずれか一について既に信用事由が発生している場合 プロテクションの提供対象となり得るエクスポージャーであって信用事由の発生していないもののうち、当該セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合）

第一百十三条 第一百条の規定は、標準的手法採用組合が特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）によるプロテクションの提供における信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに、信用リスク・アセットの額の削減効果において、最も小さい一のエクスポージャーから数えて当該特定順位参照型クレジット・デリバティブにおけるあらかじめ特定された順位から一を減じて得られる順位までのエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額の合計額を控除することができる」と読み替えるものとする。

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

第一百十三条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第百十三条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として

間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$$

RWA*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、前各節の規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十二条第十一項の規定により算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインデグ・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(承認申請書の提出)

第百十五条 内部格付手法の使用について前条の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

【一・二 略】

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

【一〇六 略】

第百十三条の二 [同上]

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$$

RWA*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額
Tmは、第五十二条第七項の規定により算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインデグ・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(承認申請書の提出)

第百十五条 内部格付手法の使用について前条の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出しなければならない。

【一・二 同上】

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

【一〇六 同上】

3 前項第四号に掲げる内部格付手法実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、先進的内部格付手法採用組合が一部の事業単位又は資産区分（同一の事業単位において保有する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー）をいう。以下この章において同じ。）のうち第百二十一条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しないものについてLGD及びEADの自組合推計値を使用しないことを妨げない。

「一・二 略」

4 第二項第五号に掲げる先進的内部格付手法移行計画には、第百二十一条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーについて、LGD及びEADの自組合推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期に関する事項を記載するものとする。ただし、一部の事業単位又は資産区分についてLGD及びEADの自組合推計値を使用しないことを妨げない。

（予備計算）

第百十六条 内部格付手法の使用について承認を受けようとする組合は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の六月を経過した日までの内部格付制度（第百

3 前項第四号に掲げる内部格付手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、先進的内部格付手法採用組合が一部の事業単位又は資産区分（同一の事業単位において保有する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャー）をいう。以下この章において同じ。）においてLGD及びEADの自組合推計値を使用しないことを妨げない。

「一・二 同上」

4 第二項第五号に掲げる先進的内部格付手法移行計画には、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期に関する事項を記載しなければならない。ただし、一部の事業単位又は資産区分についてLGD及びEADの自組合推計値を使用しないことを妨げない。

（予備計算）

第百十六条 内部格付手法の使用について承認を受けようとする組合は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の六月を経過した日までの内部格付制度（第百

五十五条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。）の運用状況及び当該事業年度の六月を経過した日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成するものとする。ただし、内部格付手法採用組合が行う組織再編成（合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをいう。この項及び第二百五十八条第一項において同じ。）により新たに設立される組合又は当該組織再編成後に存続する組合が内部格付手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部格付手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする組合が当該組織再編成前の内部格付手法採用組合における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

2 前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする組合は、前条第一項及び第二項の書類に準ずる書類を添付して、行政庁に届出を行うものとする。

3 組合は、承認申請書の提出に先立って、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項の書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に行政庁に提出するものとする。

4
「略」

五十五条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。）の運用状況及び当該事業年度の六月を経過した日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、内部格付手法採用組合が行う組織再編成（合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをいう。この項及び第二百五十八条第一項において同じ。）により新たに設立される組合又は当該組織再編成後に存続する組合が内部格付手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部格付手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする組合が当該組織再編成前の内部格付手法採用組合における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

2 前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする組合は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、行政庁に届出を行わなければならない。

3 組合は、承認申請書の提出に先立って、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に行政庁に提出しなければならない。

4
「同上」

(承認の基準)

第百十七条 行政庁は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査するものとする。

「一・二 略」

(変更に係る届出)

第百十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出るものとする。

「一・三 略」

2 前項第三号に掲げる事由が生じた場合には、内部格付手法採用組合は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該組合のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(内部格付手法の適用)

第百二十条 内部格付手法採用組合は、全てのエクスポージャーに対して、内部格付手法を適用するものとする。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、アセット・クラス(次に掲げるエクスポージャーで構成されるポートフォリオの区分であって、信用リスク・アセットの額の算出において内部格付手法を適用する単位をいう。以下この項及び第百二十二条において同じ。)のうち、内部格付手法が適さないと判断されるアセッ

(承認の基準)

第百十七条 行政庁は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

「一・二 同上」

(変更に係る届出)

第百十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出なければならない。

「一・三 同上」

2 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、内部格付手法採用組合は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該組合のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

(内部格付手法の適用)

第百二十条 内部格付手法採用組合は、全てのエクスポージャーについて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。
「項を加える。」

ト・クラスに対しては、内部格付手法を適用しないものとする。ただし、当該アセット・クラス内のポートフォリオ構成の大きな変化その他の事情が生じた場合は、この限りでない。

- 一 ソブリン向けエクスポージャー（購入債権を除く。）
- 二 金融機関等向けエクスポージャー（購入債権を除く。）
- 三 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び購入債権を除く。）

四 特定貸付債権（購入債権を除く。）

五 購入事業法人等向けエクスポージャー

六 居住用不動産向けエクスポージャー（購入債権を除く。）

七 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（購入債権を除く。）

八 その他リテール向けエクスポージャー（購入債権を除く。）

九 購入リテール向けエクスポージャー

3 前二項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、自組合の信用リスク・アセットに関連する事業の大部分にわたる譲渡その他の特段の事情がある場合には、行政庁の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

（先進的内部格付手法への移行）

第二百二十一条 先進的内部格付手法採用組合は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に従って、事業法人等向けエクスポージャーのLGD及びEADを推計するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、先進的内部格付手法採用組合は、

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、自組合の信用リスク・アセットに関連する事業の大部分にわたる譲渡その他の特段の事情がある場合は、行政庁の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

（先進的内部格付手法への移行）

第二百二十一条 先進的内部格付手法採用組合は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に従って、事業法人等向けエクスポージャーのLGD及びEADを推計しなければならない。

「項を加える。」

事業法人等向けエクスポージャー（ソブリン向けエクスポージャー及び特定貸付債権に該当するものを除く。）のうち、次に掲げるエクスポージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いないものとする。

一 事業法人の連結売上高（当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法採用組合が同一のグループに属するものとして管理している場合にあつては、連結の売上高であつて直近三年間の平均値又は三年ごとに更新される直近の値）が五百億円を超える事業法人向けエクスポージャー

二 次のイ又はロに掲げるものに対するエクスポージャー（前号に該当するものを除く。）

イ 規制金融機関

ロ 金融業、保険業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であつて、イに該当しないもの（第三百三十一条第二項第二号及び第三号において「非規制金融機関等」という。）

（適用除外）

第二百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合には、信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 内部格付手法を適用するアセット・クラス内の標準的

（適用除外）

第二百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リ

法を用いて算出する信用リスク・アセットの額の合計額の内部格付手法を適用するアセット・クラスの信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を適用するアセット・クラス内の標準的手法を用いて算出する信用リスク・アセットの額の合計額を含む。次号において同じ。）に占める割合が十パーセントを超える場合

二 内部格付手法を適用するアセット・クラス内の標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額の内部格付手法を適用するアセット・クラスの信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

「項を削る。」

（スロッティング・クライテリアの利用）

第二百二十三条 内部格付手法採用組合は、第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロッティング・クライテリアを利用する場合には、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用するものとする。

スク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の第二百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の第二百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2

前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、自己資本の額に十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

（スロッティング・クライテリアの利用）

第二百二十三条 内部格付手法採用組合は、第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロッティング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー（第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権を除く。）及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第百九十二条第六項に定める $EL_{default}$ にEADを乗じた額とする。

[2・3 略]

4 第百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出するものとする」と読み替えるものとする。

5 第百十二条の規定は、前各項の規定による期待損失額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「第百十条」とあるのは「第二百二十四条第四項において読み替えて準用する第百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内

(期待損失額)

第二百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー（第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。）、リテール向けエクスポージャー（第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。）及び第百四十一条第九項に定めるPD、LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第百九十二条第六項に定める $EL_{default}$ にEADを乗じた額とする。

[2・3 同上]

4 第百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならぬ」と読み替えるものとする。

5 第百十二条の規定は、前各項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「第百十条」とあるのは「第二百二十四条第四項により読み替え後の第百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」

部格付手法採用組合」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「算出するものとする」と、「当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。

6 第百十三条の規定は、第一項から第四項までの規定において、同条中「第百十条」とあるのは「第百二十四条第四項において読み替えて準用する第百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「算出するものとする」と、「当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに、信用リスク・アセットの額の削減効果において、最も小さい一のエクスポージャーから数えて当該特定順位参照型クレジット・デリバティブにおけるあらかじめ特定された順位から一を減じて得られる順位までのエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額の合計額を控除することができる」とあるのは「当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに、信用リスク・アセットの額の削減

と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「算出しなければならない」と、「当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

効果において、最も小さい一のエクスポージャーから数えて当該特定順位参照型クレジット・デリバティブにおけるあらかじめ特定された順位から一を減じて得られる順位までのエクスポージャーについて削減される期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。

7・8 「略」

（一般貸倒引当金の配分）

第二百二十五条 内部格付手法採用組合は、信用リスク・アセットの額の算出に当たり標準的手法と内部格付手法を併用する場合に、一般貸倒引当金の総額（証券化エクスポージャーに係るものを除く。）を標準的手法により算出される信用リスクに対応する部分と内部格付手法により算出される信用リスクに対応する部分に信用リスク・アセットの額（証券化エクスポージャーに係るものを除く。）の割合で区分するものとする。ただし、標準的手法のみを用いる標準的手法採用組合又は当該標準的手法採用組合の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、標準的手法により算出される信用リスクに対応するものとし、内部格付手法のみを用いる内部格付手法採用組合又は当該内部格付手法採用組合の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金（証券化エクスポージャーに係るものを除く。）は、内部格付手法により算出される信用リスクに対応するものとする。

2 内部格付手法採用組合は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合には、当該信用リスク管理指針のつとり、一般貸倒引当金（証券化エクスポージャーに係るものを除く。）を区分することができる。

6・7 「同上」

（一般貸倒引当金の配分）

第二百二十五条 内部格付手法採用組合は、信用リスク・アセットの額の算出に当たり標準的手法と内部格付手法を併用する場合は、一般貸倒引当金の総額を標準的手法により算出される信用リスクに対応する部分と内部格付手法により算出される信用リスクに対応する部分に信用リスク・アセットの額の割合で区分しなければならない。ただし、標準的手法のみを用いる標準的手法採用組合又は当該標準的手法採用組合の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、標準的手法により算出される信用リスクに対応するものとし、内部格付手法のみを用いる内部格付手法採用組合又は当該内部格付手法採用組合の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、内部格付手法により算出される信用リスクに対応するものとする。

2 内部格付手法採用組合は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針のつとつて、一般貸倒引当金を区分することができる。

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により算出する次に掲げる信用リスク・アセットの額の合計額
- イ 事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第四百四十九条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)
- ロ 第四百四十二条の規定により算出される信用リスク・アセットの額
- ハ 第五百五十四条の二から第五百五十四条の四の二までの規定により算出される信用リスク・アセットの額
- ニ 株式等エクスポージャー、その他資産(第五百五十四条第二項に規定する資産をいう。)及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額

〔二〇五 略〕

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百二十七条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第三百十条に定めるPD、第三百十一条

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 「同上」

- 一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第四百四十九条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第四百四十一条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第四百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第五百五十四条の二から第五百五十四条の四の二までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第四百四十二条(第十項を除く。)の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔二〇五 同上〕

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百二十七条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第三百十条に定めるPD、第三百十一条

に定めるLGD、第三百三十二条に定めるEAD及び第三百三十三条に定めるマチュリティ(M)（ただし、PDが百パーセントの場合は一とする。以下同じ。）を用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(b)は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

一 〔略〕

二 所要自己資本率 (K) = $[LGD \times N \{ (1-R)^{-0.5} \times G ($

$$PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G (0.999) \} -$$

$$EL] \times \{ 1 - 1.5 \times b \}^{-1} \times \{ 1 + (M - 2.5) \times b \}$$

ただし、零を下回る場合は零とする。

N {x} は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、PDが百パーセントの場合は一とする（以下同じ。）。

G (x) は、N {x} の逆関数（以下同じ。）

ELは、PDにLGDを乗じた率。ただし、PDが百パーセントの場合は、第九十二条第六項に定めるEL_{default}とする（以下同じ。）。

〔三・四 略〕

〔2～6 略〕

7 第一百十条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リス

に定めるLGD、第三百三十二条に定めるEAD及び第三百三十三条に定めるマチュリティ(M)（ただし、PDが百パーセントの場合は一とする。以下同じ。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(b)は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

一 〔同上〕

二 所要自己資本率 (K) = $[LGD \times N \{ (1-R)^{-0.5} \times G ($

$$PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G (0.999) \} -$$

$$EL] \times \{ 1 - 1.5 \times b \}^{-1} \times \{ 1 + (M - 2.5) \times b \}$$

ただし、零を下回る場合は零とする。

N {x} は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、PDが百パーセントの場合は一とする（以下同じ。）。

G (x) は、N {x} の逆関数（以下同じ。）

ELは、PDにLGDを乗じた率。ただし、PDが百パーセントの場合は、第九十二条第六項に定めるEL_{default}とする（第九十二条第三項第三号を除き、以下同じ。）。

〔三・四 同上〕

〔2～6 同上〕

7 第一百十条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額を算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェ

ク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 第百十二条の規定は、第一項から第六項までの規定による信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「第百十条」とあるのは「第百二十七条第七項において読み替えて準用する第百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「「控除することができる」」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレ

イトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 第百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第百十条」とあるのは「第百二十七条第七項において読み替えて準用する第百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除すること

ジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

9 第百十三条の規定は、第一項から第六項までの規定による信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「第百十条」とあるのは「第百二十七条第七項において読み替えて準用する第百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出することができる」と、提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに、信用リスク・アセットの額の削減効果において、最も小さい一のエクスポージャーから数えて当該特定順位参照型クレジット・デリバティブにおけるあらかじめ特定された順位から一を減じて得られる順位までのエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額の合計額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに、信用リスク・アセットの額の削減効果において、最も小さい一のエクスポージャーから数えて当該特定順位参照型クレジット・デリバティブにおけるあらかじめ

EADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

め特定された順位から一を減じて得られる順位までのエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額の合計額を控除することができる」と読み替えるものとする。

10 内部格付手法採用組合は、 $BA - CVA$ 又は $SA - CVA$ を用いてCVAリスク相当額を計測するネットイング・セツトに含まれるエクスポージャーに対し、第一項第二号に定める所要自己資本率(K)の算式を適用する場合にあっては、当該算式における $\{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$ の部分について一を上限とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第二百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合には、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、 PD 及び LGD を適用することができる。ただし、保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出において適用する方法が標準的手法である場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分について、当該保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスポージャーとみなすことができる。

2 先進的内部格付手法採用組合は、第二百一十一条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャー(以下「先進的内部格付手法を適用できる事業法

「項を加える。」

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第二百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合には、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、 PD 及び LGD を適用することができる。

2 先進的内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクシ

人等向けエクスポージャー」という。)に保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合には、次の各号に掲げる保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出において適用される手法の区分に応じ、当該各号に定める方法により保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案することができる。

一 先進的内部格付手法 被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用する方法

二 基礎的内部格付手法 被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用する方法

三 標準的手法 被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分について、当該保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスポージャーとみなす方法

3 先進的内部格付手法採用組合は、自組合推計LGDを適用する先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーに対して、ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案することができる。

ョンが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDを適用することができる。

3 第一項の場合において、内部格付手法採用組合は、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されなるときは、同項に規定する保証又はクレジット・デリバティブのリスク・ウェイトの算出において、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付に対応するPDに代えて、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付と被保証債権又は原債権の債務者の債務者格付の間に位置する債務者格付に相当するPDを用いなければならない

4 第五十八条、第九十三条から第九十六条まで、第九十九条から第百六条まで、第百九条及び第百十一条の規定は、内部格付手法採用組合が第一項（ただし書を除く。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは、「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

5 第五十八条、第九十三条から第九十七条まで、第九十九条から第百六条まで、第百九条及び第百十一条の規定は、内部格付手法採用組合が第一項ただし書又は第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは、「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

第百二十九条 削除

ない。

4 第五十八条、第九十三条から第九十六条まで、第九十九条から第百三条まで、第百九条、第百十一条及び第百十三条の規定は、第一項において準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

（ダブル・デフォルト効果の取扱い）

第百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャー（スロッシング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスポージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十三条から第九十六条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものであ

る場合には第百九条、第三号に該当する場合には第百十一条又は第百十三条の規定に従うものとする。

一 単一の債務者の信用事由に基づいて信用リスク削減効果が提供される保証又はクレジット・デリバティブ

二 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

2

前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一 ダブル・デフォルト効果の勘案対象となる被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトが、他の信用リスク削減手法の効果を勘案していないこと。

二 保証又はクレジット・デリバティブが、第百三条の規定により中央政府等又は我が国の地方公共団体によるものとして扱われるものでないこと。

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ 保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算

出基準日までのいずれかの時点において、4―2以上の信用リスク区分（第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。）に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

ハ 算出基準日において、4―3以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第二項及び第三十一条の二から第三十五条までに掲げる主体

ロ 前号に掲げる保険会社及び外国保険業者

ハ 保証人又はプロテクション提供者の子法人等又は関連法人等

ニ 保証人又はプロテクション提供者を子法人等又は関連法人等とする主体

ホ デフォルトしている主体

五 内部格付手法採用組合は、保証人又はプロテクション提供者に対して、訴訟による請求を行うことなしに、速やかに支払（被保証債権又は原債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。）を請求できること。

六 保証又はクレジット・デリバティブに基づく支払を受けるために、被保証債権又は原債権の債務者に対する貸出債権、社債その他の債権を譲渡することが予定されている場合には、内部格付手法採用組合は、法的確実性を確保して当

該譲渡を行うことができること。

七 前号の場合において、内部格付手法採用組合が譲渡対象債権を市場から調達することを予定しているときは、当該市場に調達のための十分な流動性があること。

八 希薄化リスクについて保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案する場合、当該保証人又はプロテクション提供者が当該プロテクションの提供対象である購入債権の売り手又は当該購入債権の売り手の子法人等若しくは関連法人等でなく、かつ、当該購入債権の売り手を子法人等又は関連法人等としていないこと。

九 保証人又はプロテクション提供者が、被保証債権又は原債権の債務者とデフォルトの相関関係が過大となる要因を有する者でないことが組合の内部プロセスによって確認され、そのような関係がない場合にのみダブル・デフォルト効果の勘案を行う扱いとなっていること。

3
ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百三十一条に定めるLGD、第三百三十二条に定めるEAD及び第三百三十三条に定めるマチュリティ(M)（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K_{DD})は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K_0)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(b)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

(事業法人等向けエクスポージャーのPD) 第百三十条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるPDは、当該	一 信用リスク・アセットの額＝$K_{dd} \times 12.5 \times EAD_g$ EAD_gは、保証人又はプロテクション提供者のEAD 二 $K_{dd} = K_o \times (0.15 + 160 \times PD_g)$ PD_gは、保証人又はプロテクション提供者のPD 三 所要自己資本率(K_o)＝$[LGD_g \times N \{ (1-R)^{-0.5} \times G (PD_o) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G (0.999) \} - EL] \times \{ 1 - 1.5 \times b \}^{-1} \times \{ 1 + (M - 2.5) \times b \}$ LGD_gは、被保証債権若しくは原債権の債務者のLGD又は保証人若しくはプロテクション提供者のLGDのうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値 PD_oは、被保証債権又は原債権の債務者のPD ELは、PD_oにLGD_gを乗じた率 四 相関係数(R)は、第百二十七条に定めるところによる。 五 マチュリティ調整(b)は、第百二十七条第一項第四号に規定するところによる。この場合において、PDは、被保証債権若しくは原債権の債務者又は保証人若しくはプロテクション提供者のPDのうち、いずれか低い方を用いるものとする。 4 内部格付手法採用組合は、第一項及び第二項の要件を満たすエクスポージャーごとに、ダブル・デフォルト効果を勘案するか否かを判断することができる。 (事業法人等向けエクスポージャーのPD) 第百三十条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、当該事業法人等向けエク
---	---

事業法人等向けエクスポージャーに付与された債務者格付に係る一年間のPDの推計値とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業法人向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるPDは、〇・〇五パーセントを下回らないものとする。

3 「略」

(事業法人等向けエクスポージャーのLGD)

第三百三十一条 先進的内部格付手法採用組合が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDは、当該先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーについてデフォルト時に生ずる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

- 2 基礎的内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDは、次の各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定める値とする。ただし、劣後債権の場合は、七十五パーセントとする。

- 一 ソブリン向けエクスポージャー 四十五パーセント
- 二 規制金融機関及び非規制金融機関等に対するエクスポージャー 四十五パーセント
- 三 事業法人向けエクスポージャー（規制金融機関及び非規制金融機関等に対するエクスポージャーを除く。） 四十パーセント

3 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャ

スポージャーに付与された債務者格付に係る一年間のPDの推計値とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業法人向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。

3 「同上」

(事業法人等向けエクスポージャーのLGD)

第三百三十一条 先進的内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、当該事業法人等向けエクスポージャーについてデフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

- 2 基礎的内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、四十五パーセントとする。ただし、劣後債権の場合は、七十五パーセントとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

3 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャ

ー（劣後債権を除く。）に適格債権担保、適格不動産担保若しくは適格その他資産担保（以下「適格資産担保」という。）又は適格金融資産担保が設定されている場合には、基礎的内部格付手法採用組合は、次の算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。ただし、当該事業法人等向けエクスポートジャーがレポ形式の取引又は信用取引その他これに類する海外の取引であつて、適格金融資産担保の信用リスク削減効果を勘案する場合は、次条第二項の規定によりEADを算出するものとし、LGDには前項第一号又は第二号に定める値を用いるものとする。

$$LGD^* = LGD_U \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_S \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD*は、信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDをいう。

LGD_Uは、前項各号に掲げるエクスポートジャーの区分に応じて設定される値をいう。第六項において同じ。

LGD_Sは、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定される値をいう。

Eは、エクスポートジャーの額をいう。第六項及び第八項並びに第百三十九条第三項において同じ。

E_Sは、 $C \cdot (1 - H_C - H_{fx})$ により計算される値をいう（この場合において、E_Sの上限を $E \cdot (1 + H_E)$ とする。）。第六項及び第八項並びに第百三十九条第三項において同じ。

Cは、受入担保の現在価値をいう。第六項において同じ。

H_Cは、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定されるボラテリテ調整率をいう。第六項において同じ。

ー（劣後債権を除く。）に適格金融資産担保が設定されている場合は、法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用組合は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

$$LGD = 45 \text{パーセント} \times \left(\text{第四号第一号に規定する包括的リスク削減手法の効果} \div \text{当該事業法人等向けエクスポートジャーの額} \right)$$

H₁₅は、エクスポートと適格資産担保の通貨が異なる場合において、前章第六節第三款の規定により適用するボラティリティ調整率をいう。第六項において同じ。

H₁₆は、エクスポートが第四十九条第一項の表の第七号に該当する場合において、取引の相手方に引き渡した資産の種類に応じて前章第六節第三款の規定により適用するボラティリティ調整率をいう。第六項及び第八項並びに第三十九条第三項において同じ。

4 前項の算式を用いる場合において、基礎的内部格付手法採用組合は、次の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表に定めるLGD_s及びボラティリティ調整率を用いるものとする。

担保資産の区分	LGD _s (パーセント)	ボラティリティ調整率 (パーセント)
適格金融資産担保	零	担保の種類に応じて第六十九条第一項に定めるボラティリティ調整率を第七十五条の規定により調整した値
適格債権担保	二十	四十
適格不動産担保	二十	四十
適格その他資産担保	二十五	四十

5 基礎的内部格付手法採用組合は、第三項の規定により信用リスク削減手法の効果を勘案するためには、事業法人等向けエクスポート（劣後債権を除く。）を被担保債権とする適

「項を加える。」

4 第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポート（劣後債権を除く。）を被担保債権として、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保（以下「適格資産担

格資産担保又は適格金融資産担保について、その担保の種類に応じて次に掲げる運用要件を満たすものとする。

「表を削る。」

- 一 適格債権担保の目的たる債権（以下この号において「適格債権」という。）の運用要件は、次に掲げる要件をいう。
- イ 「略」
- ロ 担保権の実行のために必要な措置が全て講じられてい

保」という。）が設定されており、次に掲げる運用要件を満たす場合であつて、当該エクスポージャーの額に対する適格資産担保の額の割合が次の表に定める最低所要担保カバー率以上であるときは、基礎的内部格付手法採用組合は、当該事業法人等向けエクスポージャーについて、当該適格資産担保の額を次の表に定める超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、次の表に定めるLGDを適用することができる。ただし、同一の被担保債権に複数の適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合は、適格不動産担保及び適格その他資産担保の各最低所要担保カバー率は、適格金融資産担保及び適格債権担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額に対する適格不動産担保及び適格その他資産担保のそれぞれの額を基準として算出する。

	最低所要担保カバー率 (パーセント)	超過担保カバー率 (パーセント)	LGD (パーセント)
適格債権担保	零	百二十五	三十五
適格不動産担保	三十	百四十	三十五
適格その他資産担保	三十	百四十	四十

- 一 適格債権担保の目的たる債権（以下この号において「適格債権」という。）の「運用要件」は、次に掲げる要件をいう。
- イ 「同上」
- ロ 担保権の実行のために必要な措置がすべて講じられて

ること。

「ハ」ト 略」

チ 被担保債権の額と当該適格債権の額との差額には、回収費用、当該適格債権のプールにおける一の第三債務者の集中度合い、組合のエクスポージャー全体の中の集中リスクその他の勘案すべき要素が全て織り込まれていること。

リ 「略」

二 適格不動産担保の目的たる不動産（以下この号において「適格不動産」という。）の運用要件は、次に掲げるものをいう。

「イ」ヘ 略」

ト 適格不動産について、内部格付手法採用組合よりも優先される法的に有効な請求権（先順位の担保権を含む。）の設定額及びその内容が継続的に監視されていること。

チ 「略」

リ イに掲げる要件を満たす劣後する担保権が設定されている場合は、ボラティリティ調整率を考慮した担保価値から全ての先順位の担保権を保有する者のエクスポージャーの額を控除した額（以下このリにおいて「先順位の担保権考慮後の担保価値」という。）を適格不動産の担保価値とすること。この場合において、同順位の担保権を保有する者がいるときは、先順位の担保権考慮後の担保価値を当該同順位の担保権を保有する者の担保権の設定額に応じて按分して得た額を適格不動産の担保価値とするものとする。

三 適格その他資産担保の目的たる資産（以下この号におい

いること。

「ハ」ト 同上」

チ 被担保債権の額と当該適格債権の額との差額には、回収費用、当該適格債権のプールにおける一の第三債務者の集中度合い、組合のエクスポージャー全体の中の集中リスクその他の勘案すべき要素がすべて織り込まれていること。

リ 「同上」

二 適格不動産担保の目的たる不動産（以下この号において「適格不動産」という。）の「運用要件」は、次に掲げるものをいう。

「イ」ヘ 同上」

ト 適格不動産について先順位の担保権の設定額及びその内容を継続的に監視されていること。

チ 「同上」

「号の細分を加える。」

三 適格その他資産担保の目的たる資産（以下この号におい

て「適格その他資産」という。）の「運用要件」は次に掲げる要件をいう。

イ 前号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。この場合において、これらの規定中「適格不動産担保」とあるのは「適格その他資産担保」と、「不動産」とあるのは「資産」と、「適格不動産」とあるのは「適格その他資産」と、「登記」とあるのは「対抗要件が具備」と、「不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者」により当該不動産」とあるのは「担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該資産」と、「優先される法的に有効な請求権（先順位の担保権を含む。）」とあるのは「優先される法的に有効な請求権」と読み替えるものとする。

ロ 「略」

ハ 適格その他資産担保の設定に関する契約において、担保の詳細、調査権及び内部格付手法採用組合の求めに応じて担保価値が再評価されることについて記載されていること。

「ニ」ト 略」

四 適格金融資産担保の目的たる資産の運用要件は、第五十八條、第六十一条から第六十三條まで、第六十五條及び第四百四條から第四百六條までに規定するものをいう。

「項を削る。」

6

第二項及び第三項の規定にかかわらず、担保資産の区分に

て「適格その他資産」という。）の「運用要件」は次に掲げる要件をいう。

イ 前号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。この場合において、「適格不動産担保」とあるのは「適格その他資産担保」と、「不動産」とあるのは「資産」と、「適格不動産」とあるのは「適格その他資産」と、「登記」とあるのは「対抗要件が具備」と、「不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者」により当該不動産」とあるのは「担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該資産」と読み替えるものとする。

ロ 「同上」

ハ 適格その他資産担保の設定に関する契約において、担保の詳細について記載されていること。

「ニ」ト 同上」

「号を加える。」

5

前三項により一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、内部格付手法採用組合は、任意に分割した被担保債権の価額ごとに一の信用リスク削減手法のみを勘案することができる。

「項を加える。」

応じて前項各号に規定する運用要件を満たす複数の担保が事業法人等向けエクスポージャーに設定されている場合は、次の算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することがで
 る。

$$LGD^{**} = LGD_U \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - \sum_i E_{S_i}}{E \cdot (1 + H_E)} + \sum_i LGD_{S_i} \cdot \frac{E_{S_i}}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD^{*}は、複数の担保の信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDをいう。

は、設定された担保の担保資産の区分をいい、適格金融資産担保、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保をいう。

LGD_{S_i}は、設定された担保の担保資産の区分に応じ、第四項の規定により設定されるLGD_Sをいう。

E_{S_i}は、設定された担保の担保資産の区分に応じ、C・(1－H_C－H_K)により計算される値をいう。ただし、 $\sum_i E_{S_i}$ がE・(1＋H_E)を上回る場合にあつては、 $\sum_i E_{S_i}$ がE・(1＋H_E)と等しくなるよう、当該担保の担保資産の区分に応じて算出されるC・(1－H_C－H_K)を上限として値を調整するものとする。

7 第一項の規定にかかわらず、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーに該当する事業法人向けエクスポージャー（以下この条及び次条において「先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスポージャー」という。）の信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いる自組合推計したLGDは、二十五パーセントを下回らないものとする。

8 前項の規定にかかわらず、先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスポージャーに適格金融資産担保又は適

「項を加える。」

「項を加える。」

格資産担保が設定されている場合において、先進的内部格付手法採用組合は、当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いる自組合推計したLGDの下限を、次の算式により算出した信用リスク削減手法の効果を勘案した値とすることができる。

$$LGD_{floor} = LGD_{U\ floor} \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_{S\ floor} \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD_{floor}は、信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDの自組合推計値の下限をいう。

LGD_{U floor}は、二十五パーセント

LGD_{S floor}は、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、回表において設定される値をいう。

9 前項の算式を用いる場合において、先進的内部格付手法採用組合は、次の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表の下欄に定める値をLGD_{S floor}として用いるものとする。

担保資産の区分	LGD _{S floor} (パーセント)
金融資産担保	零
債権担保	十
不動産担保	十
その他資産担保	十五

10 第五項の規定は、第八項の規定によりLGDの下限に信用リスク削減手法の効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第五項中「基礎的内部格付手法採用組合」とあるのは「先進的内部格付手法採用組合」と、「事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「先進的

「項を加える。」

「項を加える。」

内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスポージャー」と読み替えるものとする。

11 先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーがレポ形式の取引又は信用取引その他これに類する海外の取引であって、適格金融資産担保の信用リスク削減効果を勘案する場合は、次条第二項の規定によりEADを算出するものとし、担保による信用リスク削減効果を勘案しないLGDを用いるものとする。

12 第二項から第五項までの規定は、先進的内部格付手法採用組合が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDを設定する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎的内部格付手法採用組合」とあるのは「先進的内部格付手法採用組合」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「事業法人等向けエクスポージャー（先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーを除く。）」と、読み替えるものとする。

13 第二項から第五項までの規定は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのうち一部の事業単位又は資産区分において、LGDの推計に係る次節に定める最低要件を充足しない場合において、当該事業単位又は資産区分に含まれるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDを設定する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎的内部格付手法採用組合」とあるのは、「先進的内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

14 先進的内部格付手法採用組合が、先進的内部格付手法を用できる事業法人等向けエクスポージャーのうち、担保が設定されていないエクスポージャー（一部が担保により保全されているエクスポージャーのうち、担保により保全されていない部分を含む。）に適用するLGDの推計についてのみ、当該推計に係る次節に定める最低要件を充足する場合は、当該担保が設定されていないエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出において自組合推計したLGDを用いることができる。この場合において、LGDの推計には担保の効果を勘案してはならず、先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスポージャーのLGDは二十五パーセントを下回らないものとする。

15 第三項から第五項までの規定は、前項の場合において先進的内部格付手法採用組合が適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのLGDを推計する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎的内部格付手法採用組合」とあるのは「先進的内部格付手法採用組合」と、第三項中「前項各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じて設定される値をいう。第六項において同じ。」とあるのは「担保が設定されていないエクスポージャー（一部が担保により保全されているエクスポージャーのうち、担保により保全されていない部分を含む。）に適用する自組合推計したLGD」と読み替えるものとする。

16 内部格付手法採用組合は、前章第六節第四款に規定する簡便手法を用いて信用リスク削減効果を勘案しないものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十二条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該エクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をデイスカウントで購入した場合の当該デイスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合計額を下回らない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、第五十八条、第六十三条、第六十六条から第八十三条まで、第九十二条、第一百零二条及び第一百零四条から第一百零六条までの規定を準用し、次の各号に定める信用リスク削減手法の効果をEADで勘案することができる。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは、「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

一 適格金融資産担保（レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に限る。）

二 「略」

3 先進的内部格付手法採用組合が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのうち、リボルビング型エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自組合推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法採用組合において百パーセントの掛目が適用される場合にあつては掛目として百パーセントを乗じた額と

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十二条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該エクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をデイスカウントで購入した場合の当該デイスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合計額を下回らない額とする。

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、第五十八条、第六十六条から第八十七条まで、第九十二条、第一百零二条及び第一百零四条から第一百零六条までの規定を準用し、次の各号に定める信用リスク削減手法の効果をEADで勘案することができる。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

一 法的に有効な相對ネットティング契約（レポ形式の取引に限る。）

二 「同上」

3 先進的内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自組合推計値を乗じた額をいう。ただし、基礎的内部格付手法採用組合において百パーセントの掛目が適用される場合は、掛目として百パーセントを乗じた額をいう。

し、リボルビング型エクスポージャーに該当しない場合にあっては第五項に規定する方法により算出した額とする。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオン・バランス資産項目及びオフ・バランス資産項目のEADの合計額は、オン・バランス資産項目のEADの合計額及び第四十九条に規定するオフ・バランス取引の与信相当額に五十パーセントを乗じて得た額の合計額を下限とする。

5 基礎的内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第四十九条第一項の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合には、内部格付手法採用組合は、適用可能な掛目のうち低い方を適用するものとする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

6・7 〔略〕

〔項を加える。〕

4 基礎的内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第四十九条に掲げる掛目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用組合は、適用可能な掛目のうち低い方を適用するものとする。

一 コミットメント、NIFs (Note Issuance Facilities) 及びRUFs (Revolving Underwriting Facilities) の掛目は七十五パーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零パーセントとする。

二 任意の時期に無条件で取消し可能な事業法人等向けの当座貸越枠の未引出額又はその他の信用供与枠の未引出額の掛目は、零パーセントとする。

5・6 〔同上〕

8 第五項の規定は、先進的内部格付手法採用組合が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADを推計する場合について準用する。この場合において、同項中「基礎的内部格付手法採用組合」とあるのは「先進的内部格付手法採用組合」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「事業法人等向けエクスポージャー（先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

9 第五項の規定は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのうち一部の事業単位又は資産区分がEADの推計に係る次節に定める最低要件を充足しない場合において、当該事業単位又は資産区分に含まれるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるEADを設定するときについて準用する。この場合において、同項中「基礎的内部格付手法採用組合」とあるのは、「先進的内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

（有価証券担保等のリスク・アセットの算出範囲）

第百三十二条の二 第六十条の二の規定は、内部格付手法採用組合が有価証券の貸付又は有価証券による担保を提供する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用組合」とあるのは、「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

「条を加える。」

(マチュリティ)

第百三十三条 「略」

2 「略」

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリティは、一日以上の実効マチュリティを用いるものとする。

一 「略」

二 次に掲げる要件の全てを満たすその他資本市場取引によるエクスポージャー

イ 「略」

ロ 毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していることが、契約上定められていること。

ハ 相手方の期限の利益喪失時又は担保額調整に係る義務が履行されない場合に担保の速やかな処分又は相殺が可能であることが、契約上定められていること。

三 短期かつ流動性の高い貿易取引及び貿易関連の信用状取引その他これに類するもの

四 前号に含まれない短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

五 「略」

4 前三項の規定にかかわらず、リボルビング型エクスポージャーに係る実効マチュリティは取引の契約が終了する日までの期間その他の保守的な値を用いるものとする。

5 派生商品取引又は第三項に規定する取引であって、法的に有効な相対ネットリング契約の適用を受けるものについて

(マチュリティ)

第百三十三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 次に掲げるすべての要件を満たすその他資本市場取引によるエクスポージャー

イ 「同上」

ロ 毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。

ハ 相手方の期限の利益喪失時又は担保額調整に係る義務が履行されない場合に担保の速やかな処分又は相殺が可能であること。

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

「号を加える。」

四 「同上」

「項を加える。」

4 派生商品取引又は前項に規定する取引であって、法的に有効な相対ネットリング契約の適用を受けるものについては、

は、第一項に定める実効マチュリティの算出に当たって、当該取引に係る想定元本額その他の名目額で加重平均したマチュリティを用いるものとする。

6 前項の規定にかかわらず、第三項に該当する取引のうち法的に有効な相対ネットイング契約の適用を受けるもののマチュリティは、第七十五条第二項第一号に規定する最低保有期間（当該相対ネットイング契約の適用対象に同号イからハまでに該当する個別取引のうち複数の最低保有期間に該当するものを含む場合にあっては、それらの個別取引の最低保有期間のうち最も長いものとする。）を下限とする。ただし、同号に定めのない場合には五日を下限とする。

7 「略」

8 前項の規定にかかわらず、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、全ての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットイング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第六項までの規定を適用する。

（リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第三百三十七条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出において適用される手法の区分に応じ、当該各号に定

第一項に定める実効マチュリティの算出に当たって、当該取引に係る想定元本額その他の名目額で加重平均したマチュリティを用いるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第三項に該当する取引のうち法的に有効な相対ネットイング契約の適用を受けるもののマチュリティは、第七十五条第二項第一号に規定する最低保有期間（当該相対ネットイング契約の適用対象に複数の最低保有期間に該当する取引を含む場合には、そのうち最も長い最低保有期間）を下限とする。ただし、同号に定めのない場合には五日を下限とする。

6 「同上」

7 前項の規定にかかわらず、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットイング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

（リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第三百三十七条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。

める方法により保証又はクレジット・デリバティブの効果を勘案することができる。

一 内部格付手法 被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分について、保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用する方法

二 標準的手法 被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分について、当該保証人又はプロテクション提供者に対する直接のエクスポージャーとみなす方法

2 第五十八条、第九十三条から第九十七条まで及び第百条から第百七条までの規定は、内部格付手法採用組合が前項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは、「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

(リテール向けエクスポージャーのPD)

第百三十八条 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるPDは、当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールに対応する一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値とする。

2 前項のリテール向けエクスポージャーのPDは、次の各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定める値を下回らないものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

(リテール向けエクスポージャーのPD)

第百三十八条 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールに対応する一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値とする。ただし、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。

「項を加える。」

- 一 トランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー以外の適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー 〇・一パーセント
- 二 前号に掲げるエクスポージャー以外のリテール向けエクスポージャー 〇・〇五パーセント

(リテール向けエクスポージャーのLGD)

第百三十九条 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDは、当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールについて、デフォルト時に生ずる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

2|| リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるLGDは、次の各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定める値を下回らないものとする。

- 一 居住用不動産向けエクスポージャー 五パーセント
- 二 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー 五パーセント

3|| 三 その他リテール向けエクスポージャー 三十パーセント

前項第三号の規定にかかわらず、その他リテール向けエクスポージャーに適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合において、内部格付手法採用組合は、当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いる自組合推計したLGDの下限を、次の算式により算出した信用リスク削減手法の効果を勘案した値とするこ

(リテール向けエクスポージャーのLGD)

第百三十九条 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールについて、デフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

とができる。

$$LGD_{R_{noor}} = LGD_{RU_{noor}} \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_{RS_{noor}} \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

$LGD_{R_{floor}}$ は、信用リスク削減手法の効果を勘案したその他リテール向けエクスポージャーに適用される LGD の由組合推計値の下限をいう。

$LGD_{RU_{floor}}$ は、三十パーセント

$LGD_{RS_{floor}}$ は、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定される値をいう。

4 前項の算式を用いる場合において、内部格付手法採用組合は、次の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表の下欄に定める値を $LGD_{RS_{floor}}$ として用いるものとする。

担保資産の区分	$LGD_{RS_{floor}}$ (パーセント)
金融資産担保	零
債権担保	十
不動産担保	十
その他資産担保	十五

5 第三百三十一条第五項の規定は、内部格付手法採用組合が第三項の規定により LGD の下限に担保の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「基礎的内部格付手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「第三項」とあるのは「第三百三十九条第三項」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「その他リテール向けエクスポージャー」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百四十条 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該リテール向けエクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をデイスカウントで購入した場合の当該デイスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合計額を下回らない額とする。

2

リテール向けエクスポージャーのうち、リボルビング型エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自組合推計値を乗じた額又は自組合推計した追加的な引出が行われ得る額とする。ただし、第四十九条において百パーセントの掛目が適用されるオフ・バランス資産項目にあつては当該未引出額に掛目として百パーセントを乗じた額、リボルビング型エクスポージャーに該当しない場合にあつては当該未引出額に同条第一項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の種類一から六までに応じた掛目を乗じた額とする。

3

前二項の規定にかかわらず、リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百四十条 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該リテール向けエクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をデイスカウントで購入した場合の当該デイスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合計額を下回らない額とする。ただし、内部格付手法採用組合は、EADについて貸出金と自組合貯金の相殺による効果を勘案するときは、第九十二条及び第百四条から第百六条までの規定を準用することができる。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

2

リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自組合推計値を乗じた額又は自組合推計した追加的な引出が行われ得る額とする。

「項を加える。」

用いるオン・バランス資産項目及びオフ・バランス資産項目のEADの合計額は、オン・バランス資産項目のEADの合計額及び第四十九条に規定するオフ・バランス取引の与信相当額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額の合計額を下限とする。

4・5 「略」

6 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーのEADの推計において貸出金と自組合貯金との相殺の効果を勘案することができる。

7 第五十八条、第九十二条及び第四百四条から第百六条までの規定は、内部格付手法採用組合が前項の規定により貸出金と自組合貯金の相殺の効果を勘案する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは、「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十一条 第四十七条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用組合が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第四百四十二条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

3・4 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十一条 株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次に掲げるいずれかの方式により算出する。ただし、標準的手法において債権のリスク・ウェイトが零パーセントとされる事業体に対する株式等エクスポージャーには、第四十七条の規定に従い信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一 マーケット・ベース方式

二 PD/LGD方式

2 内部格付手法採用組合は株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、各株式等エク

ポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式及び手法を用いなければならない。

3 第一項第一号に掲げる「マーケット・ベース方式」とは、ポートフォリオごとに次に掲げるいずれかの手法により算出する方式をいう。

一 簡易手法

二 内部モデル手法

4 前項第一号に掲げる「簡易手法」とは、株式等エクスポージャーの額に、上場株式については三百パーセント、非上場株式については四百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額をもつて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする方式をいう。

5 前項及び第九項の方式において、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションは、当該ポジションが内部格付手法採用組合の保有する特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれており、かつ、それらの残存マチュリティが一年以上である場合は、同一の個別銘柄のロング・ポジションと相殺することができる。ただし、マチュリティ・ミスマッチがある場合は第百四条から第百六条までを準用する。

6 前項に掲げる場合を除き、第一項第二号及び第三項第一号の算出においては、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションは、ロング・ポジションとみなす。

7 第三項第二号に掲げる「内部モデル手法」とは、長期の標本期間にわたって算出された、四半期の収益率と適切なリスクフリー・レートとの差につき、片側九十九パーセントの信頼区

間を前提として内部格付手法採用組合の内部のバリュー・アット・リスク・モデルを用いて算出した、内部格付手法採用組合が保有する株式に係る損失額（以下内部モデル手法の対象となる株式等エクスポージャーについては、当該損失額を所要自己資本率（ K ）とする。）を八パーセントで除して得た額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする手法をいう。ただし、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、上場株式については株式等エクスポージャーの額に二百パーセントを乗じた額を、非上場株式については株式等エクスポージャーの額に三百パーセントを乗じた額を下回らないものとする。

8 内部格付手法採用組合は、内部モデル手法により計算する場合、エクイティ・デリバティブその他の信用リスク削減手法（担保の形態を取るものを除く。）による信用リスク削減の効果を認識することができる。

9 第一項第二号に掲げる「PD/LGD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10 前項に規定するPD/LGD方式において、内部格付手法採用組合は、株式等エクスポージャーの対象となる事業法人に対して株式等エクスポージャー以外のエクスポージャーを保有しておらず、かつ、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに定める最低要件を満たしているときは、自組合推計したPDを用いて当該株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、当該信用リスク・アセットの

額は、自組合推計したPDを用いて算出された額を一・五倍したものとする。

¹¹ 第九項において、内部格付手法採用組合は、株式等エクスポージャーの対象となる事業法人に対する事業法人等向けエクスポージャーを保有していないために、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに定める最低要件を満たしていないときは、第四項に定める簡易手法により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

¹² 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

¹³ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーのEADに百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を下回らないものとする。

一 上場株式であって、当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されており、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていないもの

二 非上場株式であって、当該株式投資に対する回収が譲渡

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットのみなし計算)

第四百二十二条 「略」

2 「略」

3 前項の場合において、内部格付手法採用組合が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用組合を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二百六条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額(第四号に掲げる額を除く。)(の合計額)」と、同条第一号中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第三百三十二条第七項又は第四百十条第五項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第二号中「と読み替える」とあるのは「と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当

益ではなく定期的なキャッシュ・フローに基づいており、トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることを予定していないもの

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットのみなし計算)

第四百二十二条 「同上」

2 「同上」

3 前項の場合において、内部格付手法採用組合が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用組合を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二百六条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額(第四号に掲げる額を除く。)(の合計額)」と、同条第一号中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第三百三十二条第六項又は第四百十条第四項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第二号中「と読み替える」とあるのは「と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当

額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替える」と読み替えるものとする。

- 4 内部格付手法採用組合が前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は次章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式により算出するものとする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

5 「略」

- 6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあっては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャー

額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替える」と読み替えるものとする。

- 4 内部格付手法採用組合が前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定めるところにより算出するものとする。

- 一 内部格付手法採用組合が第二百二十二条第二項の規定により株式等エクスポージャーに標準的手法を適用している場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー 前条第三項第一号に掲げる手法

- 二 内部格付手法採用組合が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー（前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスポージャーを除く。） 前号に定める手法

- 三 前号に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポージャー 次章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式

5 「同上」

- 6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあっては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャー

の区分に¹⁾応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 前項の第三者を当該株式等エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用組合とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と読み替えるものとする。

二 「略」

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額

の区分に¹⁾応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 前項の第三者を当該株式等エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用組合とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあっては、第四百四十一条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 「同上」

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額

及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

7 「略」

8 前項の場合において、内部格付手法採用組合が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 当該内部格付手法採用組合を当該株式等エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「第一号に掲げる額」と読み替えるものとする。

二 「略」

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
一 当該内部格付手法採用組合を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）」

及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

7 「同上」

8 前項の場合において、内部格付手法採用組合が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 当該内部格付手法採用組合を当該株式等エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第四百四十一条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 「同上」

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
一 当該内部格付手法採用組合を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）」

の合計額をいう」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

「9 11 略」

（適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第二百四十五条 「略」

2 基礎的内部格付手法採用組合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプールに劣後債権が含まれない場合には、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第三百三十条に定めるPDに代えて、適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値（ただし、〇・〇五パーセントを下回らないものとする。）又はELを四十パーセントで除した値をPDとし、LGDを四十パーセントとすることができる。

3 「略」

4 先進的内部格付手法採用組合は、第三百三十一条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフ

の合計額をいう」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

「9 11 同上」

（適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第二百四十五条 「同上」

2 基礎的内部格付手法採用組合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプールに劣後債権が含まれない場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第三百三十条に定めるPDに代えて、適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する一年間のデフォルト率を百分率で表した推計値（ただし、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。）又はELを四十五パーセントで除した値をPDとし、LGDを四十五パーセントとすることができる。

3 「同上」

4 先進的内部格付手法採用組合は、第三百三十一条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフ

オルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自組合推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第百九十二条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回らないものとする。

〔5・6 略〕

7 リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係るEADは、信用供与枠の未引出額に四十パーセントを乗じた額から希薄化リスクに係る所要自己資本の額を除いた額とする。ただし、零を下回る場合は零とする。

〔8・9 略〕

（購入債権における保証の取扱い）

第百四十八条 〔略〕

〔2・6 略〕

〔項を削る。〕

（未決済取引）

オルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自組合推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第百九十二条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5・6 同上〕

7 リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係るEADは、信用供与枠の未引出額に七十五パーセントを乗じた額から希薄化リスクに係る所要自己資本の額を除いた額とする。ただし、零を下回る場合は零とする。

〔8・9 同上〕

（購入債権における保証の取扱い）

第百四十八条 〔同上〕

〔2・6 同上〕

7 第百二十九条の規定は、第一項及び第二項に規定する場合について準用する。この場合において、保証が希薄化リスクに関するものであるときは、同条第三項中「PD」とあるのは「E Dilution」^㉞、「LGDe」とあるのは「百パーセント」と、「第百三十三条に定めるマチュリティ（M）」（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることではない。）^㉟とあるのは「第百四十七条第五項に定めるマチュリティ」と読み替えるものとする。

（未決済取引）

第百五十三条 「略」	第百五十三条 「同上」
2 「略」 3 内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。	2 「同上」 3 「同上」
一 「略」 二 当該非同時決済取引の約定額に第二十七条から第三十八条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。	一 「同上」 二 当該非同時決済取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。
三 「略」 4 先進的内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、<u>第百三十一条又は第百三十九条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。</u>	三 「同上」 4 先進的内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、<u>第百三十一条第一項又は第百三十九条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。</u>
5 「略」 (他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー) 第百五十四条の三 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをこう。)に二百五十パーセント(第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては、四百パーセント)のリスク・ウェイトを乗じた額とする。	5 「同上」 (他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー) 第百五十四条の三 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをこう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。
2 「略」	2 「同上」

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第二百五十四条の四の二 「略」

2 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額（第十条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあっては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいい、第二条に規定する単体自己資本比率を算出する場合にあっては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。）を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

第二百五十四条の五 損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いるものとする。

（内部取引によるヘッジ効果の反映）

第二百五十四条の六 第九十七条の二、第九十八条第二項、第九十九条から第二百二条まで及び第二百四条から第二百六条までの規定

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第二百五十四条の四の二 「同上」

2 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

第二百五十四条の五 損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

「条を加える。」

は、内部格付手法採用組合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第九十七条の二第二項中「第五十条第一項」とあるのは「第三百三十二条第七項又は第四百四十条第五項において準用する第五十条第一項」と読み替えるものとする。

(内部格付制度)

第百五十五条 内部格付手法採用組合は、信用リスクの評価、エクスポージャーに対する内部格付の付与並びにPD、LGD及びEADの推計（先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのLGD及びEADの推計については先進的内部格付手法採用組合に限る。）を行う方法、手続、統制、データの収集及び情報システム（以下「内部格付制度」と総称する。）を設けるものとする。

2 「略」

3 内部格付手法採用組合は、前項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合には、各債務者を当該債務者のリスクを判定するのに最もふさわしい内部格付制度に割り当てるための基準を作成し、当該基準を記載した書類を整備するものとする。

4 内部格付手法採用組合は、第二項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合には、自己資本比率を向上させるために、債務者を内部格付制度に対して恣意的に割り当てないものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーの内部格付制度)

第百五十六条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付と案件格付からなる内部格

(内部格付制度)

第百五十五条 内部格付手法採用組合は、信用リスクの評価、エクスポージャーに対する内部格付の付与並びにPD、LGD及びEADの推計（事業法人等向けエクスポージャーのLGD及びEADの推計については先進的内部格付手法採用組合に限る。）を行う方法、手続、統制、データの収集及び情報システム（以下「内部格付制度」と総称する。）を設けなければならない。

2 「同上」

3 内部格付手法採用組合は、前項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、各債務者を当該債務者のリスクを判定するのに最もふさわしい内部格付制度に割り当てるための基準を作成し、当該基準を記載した書類を整備しなければならない。

4 内部格付手法採用組合は、第二項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、自己資本比率を向上させるために、債務者を内部格付制度に対して恣意的に割り当ててはならない。

(事業法人等向けエクスポージャーの内部格付制度)

第百五十六条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付と案件格付からなる内部格

付制度を設けるものとする。ただし、内部格付手法採用組合は、特定貸付債権についてスロツティング・クライテリアを適用している場合には、当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。

2 債務者格付は、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

「一・二 略」

3 内部格付手法採用組合は、信用リスク管理指針に次に掲げる性質の全てを満たすような事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に関する規定を記載するものとする。

「一・三 略」

4 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについてLGDに対応した案件格付を設けるものとする。ただし、基礎的内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの案件格付を設けるに当たっては、債務者及び取引に特有の要素を勘案することができる。

（リテール向けエクスポージャーの内部格付制度）

第百五十七条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについて債務者及びエクスポージャーに係る取引のリスクに基づく、これらの特性を考慮した内部格付制度を設けるものとする。

2 内部格付手法採用組合は、次に掲げる要件を満たすように、リテール向けエクスポージャーを各プールに割り当ててゐるものとする。

「一・三 略」

3 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる各プールへの割当

付制度を設けなければならない。ただし、内部格付手法採用組合は、特定貸付債権についてスロツティング・クライテリアを適用している場合は、当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。

2 債務者格付は、次に掲げる性質のすべてを有するものでなければならぬ。

「一・二 同上」

3 内部格付手法採用組合は、信用リスク管理指針に次に掲げる性質をすべて満たすような事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に関する規定を記載しなければならない。

「一・三 同上」

4 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについてLGDに対応した案件格付を設けなければならない。ただし、基礎的内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの案件格付を設けるに当たっては、債務者及び取引に特有の要素を勘案することができる。

（リテール向けエクスポージャーの内部格付制度）

第百五十七条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについて債務者及びエクスポージャーに係る取引のリスクに基づく、これらの特性を考慮した内部格付制度を設けなければならない。

2 内部格付手法採用組合は、次に掲げる要件を満たすように、リテール向けエクスポージャーを各プールに割り当てなければならない。

「一・三 同上」

3 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる各プールへの割当

てに当たっては、次の各号に掲げる要素その他のリスク特性を考慮するものとする。

一 「略」

二 取引のリスク特性（共同担保条項がある場合は、これを必ず考慮するものとする。）

三 「略」

4 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについてプールごとに、PD、LGD及びEADを推計するものとする。ただし、複数のプールのPD、LGD又はEADの推計値が同一となることを妨げない。

（事業法人等向けエクスポージャーの格付の構造）

第五十八条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーを各債務者格付及び案件格付に過度に集中することのないよう適切に分布させるものとする。ただし、当該債務者格付に対応するPDの範囲及び当該債務者格付が付与される債務者のデフォルト・リスクが当該範囲に収まること、十分な実証されたデータにより裏付けられている場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて、少なくともデフォルトしていないエクスポージャーについて七以上の債務者格付を、デフォルトしたエクスポージャーについて一以上の債務者格付を設けるものとする。

3 内部格付手法採用組合は、各債務者格付の定義を規定するに当たっては、当該債務者格付を付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を

てに当たっては、次の各号に掲げる要素その他のリスク特性を考慮しなければならない。

一 「同上」

二 取引のリスク特性（共同担保条項がある場合は、これを必ず考慮しなければならない。）

三 「同上」

4 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについてプールごとに、PD、LGD及びEADを推計しなければならない。ただし、複数のプールのPD、LGD又はEADの推計値が同一となることを妨げない。

（事業法人等向けエクスポージャーの格付の構造）

第五十八条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーを各債務者格付及び案件格付に過度に集中することのないよう適切に分布させなければならない。ただし、当該債務者格付に対応するPDの範囲及び当該債務者格付が付与される債務者のデフォルト・リスクが当該範囲に収まること、十分な実証されたデータにより裏付けられている場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて、少なくともデフォルトしていないエクスポージャーについて七以上の債務者格付を、デフォルトしたエクスポージャーについて一以上の債務者格付を設けなければならない。

3 内部格付手法採用組合は、各債務者格付の定義を規定するに当たっては、当該債務者格付を付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を

判断するために使用する基準を設けるものとする。

4 先進的内部格付手法採用組合は、LGDが大きく異なるエクスポージャーに対して同一の案件格付を付与することのないよう、十分な数の案件格付を設けるものとする。

5 先進的内部格付手法採用組合が案件格付の定義付けに用いる基準は、実証されたデータに基づくものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、特定貸付債権についてスロッシング・クライテリアを利用している内部格付手法採用組合は、デフォルトしていない債権について四以上の格付を、デフォルトした債権について一以上の格付を設けるものとする。

(リテール向けエクスポージャーの格付の構造)

第五十九条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーをプールに割り当てるに当たり、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一〇四 略」

(格付の基準)

第六十条 内部格付手法採用組合は、エクスポージャーに対して格付の体系の中の各格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てるために、明確な格付及びプールの定義、手続及び基準を設けるものとする。

2 内部格付手法採用組合は、事業部門、各部署及び地理的位置にかかわらず、同様のリスクを有する債務者及びエクスポージャーに対して一貫して同一の格付を付与し、又は同一のプ

判断するために使用する基準を設けなければならない。

4 先進的内部格付手法採用組合は、LGDが大きく異なるエクスポージャーに対して同一の案件格付を付与することのないよう、十分な数の案件格付を設けなければならない。

5 先進的内部格付手法採用組合が案件格付の定義付けに用いる基準は、実証されたデータに基づくものでなければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、特定貸付債権についてスロッシング・クライテリアを利用している内部格付手法採用組合は、デフォルトしていない債権について四以上の格付を、デフォルトした債権について一以上の格付を設けなければならない。

(リテール向けエクスポージャーの格付の構造)

第五十九条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーをプールに割り当てるに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

「一〇四 同上」

(格付の基準)

第六十条 内部格付手法採用組合は、エクスポージャーに対して格付の体系の中の各格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てるために、明確な格付及びプールの定義、手続及び基準を設けなければならない。

2 内部格付手法採用組合は、事業部門、各部署及び地理的位置にかかわらず、同様のリスクを有する債務者及びエクスポージャーに対して一貫して同一の格付を付与し、又は同一のプ

ールに割り当てることを可能とするように、同一の格付及び同一のプールの定義及び基準を十分に詳細に規定するものとする。

3 内部格付手法採用組合は、債務者及びエクスポージャーの種類により異なる格付の基準及びプールへの割当ての基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続を適用する場合には、不整合な点がないか監視するとともに、一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更するものとする。

4 内部格付手法採用組合は、独立した機能を有する内部の監査部署その他の第三者が格付の付与を理解し、格付を付与する手続の再現を通して当該格付の付与及びプールへの割当てが適切であることを評価することができる程度に、格付及びプールの定義及び基準を明確かつ詳細に規定するものとする。

5 格付の付与及びプールへの割当ての基準は、内部格付手法採用組合の信用供与の基準並びに問題の生じた債務者及びエクスポージャーの取扱方針と一貫したものとする。

(情報の利用)

第六十一条 内部格付手法採用組合は、エクスポージャーに対して債務者格付及び案件格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる場合には、入手可能であり、かつ、重要な関連する最新の情報を全て考慮に入れるものとする。

2 内部格付手法採用組合は、保有する情報量が少ない場合には、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの割当てを、

ールに割り当てることを可能とするように、同一の格付及び同一のプールの定義及び基準を十分に詳細に規定しなければならない。

3 内部格付手法採用組合は、債務者及びエクスポージャーの種類により異なる格付の基準及びプールへの割当ての基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続を適用する場合には、不整合な点がないか監視するとともに、一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更しなければならない。

4 内部格付手法採用組合は、独立した機能を有する内部の監査部署その他の第三者が格付の付与を理解し、格付を付与する手続の再現を通して当該格付の付与及びプールへの割当てが適切であることを評価することができる程度に、格付及びプールの定義及び基準を明確かつ詳細に規定しなければならない。

5 格付の付与及びプールへの割当ての基準は、内部格付手法採用組合の信用供与の基準並びに問題の生じた債務者及びエクスポージャーの取扱方針と一貫したものでなければならぬ。

(情報の利用)

第六十一条 内部格付手法採用組合は、エクスポージャーに対して債務者格付及び案件格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる場合は、入手可能であり、かつ、重要な関連する最新の情報をすべて考慮に入れるなければならない。

2 内部格付手法採用組合は、保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの割当てを、よ

より保守的に行うものとする。

3 「略」

（特定貸付債権の取扱い）

第六十二条 内部格付手法採用組合は、特定貸付債権にスロッピング・クライテリアを用いる場合には、当該特定貸付債権に対して、この節に定める最低要件に合致した自組合の基準、格付の体系及び手続に基づき格付を付与するものとする。

2 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる格付を第二百二十七条第四項及び第六項に定める区分に紐付けするものとする。

（格付の基準と格付付与手続の見直し等）

第六十三条 内部格付手法採用組合は、現在の自組合の資産全体の構成と外部の状況に対して格付及びプールの基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続が十分に適用可能であるかどうかを判断するために、当該基準及び当該手続を定期的に見直すものとする。

（格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間）

第六十四条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てについて、一年以上にわたる期間を評価の対象とするものとする。

「項を削る。」

り保守的に行わなければならない。

3 「同上」

（特定貸付債権の取扱い）

第六十二条 内部格付手法採用組合は、特定貸付債権にスロッピング・クライテリアを用いる場合には、当該特定貸付債権に対して、この節に定める最低要件に合致した自組合の基準、格付の体系及び手続に基づき格付を付与しなければならない。

2 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる格付を第二百二十七条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

（格付の基準と格付付与手続の見直し等）

第六十三条 内部格付手法採用組合は、現在の自組合の資産全体の構成と外部の状況に対して格付及びプールの基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続が十分に適用可能であるかどうかを判断するために、当該基準及び当該手続を定期的に見直さなければならない。

（格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間）

第六十四条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てについて、一年以上にわたる期間を評価の対象としなければならない。

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポー

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価方法)

第百六十四条の二 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向

ヤーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一 事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールについてPD及びLGDの推計を行うに当たって特定の適切なストレス・シナリオを利用すること。

二 経済状況の悪化又は予期せぬ事態に対する債務者の耐性を反映する特質を適切に考慮すること。

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3 前項に定める評価に当たって、内部格付手法採用組合は、評価対象期間及び各産業又は地域の景気循環の中で生じ得る経済状況を考慮しなければならない。

4 第二項に定める評価に当たって、内部格付手法採用組合は、将来の事象及び将来の事象が特定の債務者の財務状況に及ぼす影響を予測することが困難なことに鑑み、将来に関する予測情報を保守的に評価しなければならない。

5 第二項に定める評価に当たって、入手可能な将来に関する情報が限定的である場合は、内部格付手法採用組合は、より保守的に分析を行わなければならない。

「条を加える。」

けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を評価するものとする。

2 前項に規定する評価に当たって、内部格付手法採用組合は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 評価において考慮する経済状況の範囲に、次に掲げる経済状況が含まれていること。

イ 現在の経済状況

ロ 債務者の属する業種別又は地域別の景気循環において発生し得る経済状況

二 格付及びプールの遷移が、次に掲げる変化のいずれかに起因して行われるよう設計されていること。

イ エクスポージャー又は債務者における固有の変化

ロ エクスポージャー又は債務者が属する事業環境における固有の変化

ハ 景気循環の中で生じ得る変化

三 債務者が高いレバレッジをかけている場合又は当該債務者の保有資産が特定取引等に係る資産である場合には、ストレスがかかった状況におけるボラティリティに基づく原資産のパフォーマンスに係る評価を反映したものであること。

四 将来の事象及び将来の事象が特定の債務者の財務状況に及ぼす影響を予測することが困難なことに鑑み、将来に関する予測情報が保守的に評価されていること。

五 入手可能な将来に関する情報が限定的である場合には、より保守的に分析が行われること。

(モデルの利用)

第百六十五条 内部格付手法採用組合は、債務者格付若しくは案件格付の付与又はPD、LCD及びEADの推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」という。）を用いる場合には、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 モデル及び入力値は、次に掲げる全ての性質を有するものであること。

「イ」ハ 略」

「二・三 略」

四 モデルを人的判断と組み合わせ用いている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 人的判断は、モデルにおいて考慮されていない全ての関連する重要な情報を網羅したものであること。

ロ 「略」

「五・六 略」

（内部格付制度及び運用に関する書類の作成）

第百六十六条 内部格付手法採用組合は、信用リスク管理指針に内部格付制度の設計及び運用について詳細に記載するものとする。

2 前項に掲げる信用リスク管理指針は、内部格付手法採用組合がこの節（第七款から第九款までを除く。）に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものとする。

3 内部格付手法採用組合は、信用リスク管理指針に次に掲げ

(モデルの利用)

第百六十五条 内部格付手法採用組合は、債務者格付若しくは案件格付の付与又はPD、LCD及びEADの推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」と総称する。）を用いる場合は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならぬ。

一 モデル及び入力値は、次に掲げるすべての性質を有するものであること。

「イ」ハ 同上」

「二・三 同上」

四 モデルを人的判断と組み合わせ用いている場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

イ 人的判断は、モデルにおいて考慮されていないすべての関連する重要な情報を網羅したものであること。

ロ 「同上」

「五・六 同上」

（内部格付制度及び運用に関する書類の作成）

第百六十六条 内部格付手法採用組合は、信用リスク管理指針に内部格付制度の設計及び運用について詳細に記載しなければならない。

2 前項に掲げる信用リスク管理指針は、内部格付手法採用組合がこの節（ただし、第七款から第九款までを除く。）に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものでなければならない。

3 内部格付手法採用組合は、信用リスク管理指針に次に掲げ

る事項その他の事項を記載するものとする。

「一〇六 略」

（モデルに関する追加事項の記載）

第百六十七條 内部格付手法採用組合は、格付の付与及びプールへの割当ての手続においてモデルを使用している場合には、信用リスク管理指針に次に掲げる事項を記載するものとする。

「一〇三 略」

（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与）

第百六十八條 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについては、当該エクスポージャーの債務者及び保証人又はプロテクション提供者（当該保証人又はプロテクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブにつき信用リスク削減効果を勘案する場合に限る。）に対して債務者格付を付与し、かつ、審査手続において案件の特性に応じて当該エクスポージャーを案件格付と関連付けるものとする。

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合には、事業体等単位で個別に付与するものとする。ただし、内部格付手法採用組合が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

3 内部格付手法採用組合が第五十二条第一項の承認を受けて

る事項その他の事項を記載しなければならない。

「一〇六 同上」

（モデルに関する追加事項の記載）

第百六十七條 内部格付手法採用組合は、格付の付与及びプールへの割当ての手続においてモデルを使用している場合は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇三 同上」

（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与）

第百六十八條 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについては、当該エクスポージャーの債務者及び保証人又はプロテクション提供者（当該保証人又はプロテクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブにつき信用リスク削減効果を勘案する場合に限る。）に対して債務者格付を付与し、かつ、審査手続において案件の特性に応じて当該エクスポージャーを案件格付と関連付けなければならない。

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用組合が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

「項を加える。」

いる場合には、個別誤方向リスクを特定する方法を定めるものとする。

(リテール向けエクスポージャーのプールへの割当て)

第百六十九条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについては、各エクスポージャーを信用供与の審査手続においてプールに割り当てするものとする。

2 前項におけるプールへの割当てにおいて、保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案している場合は、前項に掲げる割当ての他に、保証又はクレジット・デリバティブがないと仮定した場合のプールへの割当て並びにそれに基づくPD、LGD及びEADの推計を行うものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与手続の健全性の維持)

第百七十条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについては一年に一回以上、リスクの高い債務者や問題のあるエクスポージャーについてはより頻繁に、債務者格付及び案件格付を見直すものとする。

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者又はエクスポージャーについて重要な情報が判明した場合には、速やかに債務者格付又は案件格付を見直すものとする。

3 最終的な格付の付与及び前二項に掲げる格付の見直しは、信用供与によって直接利益を受けることがない立場にある者が行うか又はその者の承諾を得るものとする。

(リテール向けエクスポージャーのプールへの割当て)

第百六十九条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについては、各エクスポージャーを信用供与の審査手続においてプールに割り当てなければならない。

2 前項におけるプールへの割当てにおいて、保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案している場合は、前項に掲げる割当ての他に、保証又はクレジット・デリバティブがないと仮定した場合のプールへの割当て並びにそれに基づくPD、LGD及びEADの推計を行わなければならない。

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与手続の健全性の維持)

第百七十条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについては一年に一回以上、リスクの高い債務者や問題のあるエクスポージャーについてはより頻繁に、債務者格付及び案件格付を見直さなければならない。

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者又はエクスポージャーについて重要な情報が判明した場合は、速やかに債務者格付又は案件格付を見直さなければならない。

3 最終的な格付の付与及び前二項に掲げる格付の見直しは、信用供与によって直接利益を受けることがない立場にある者が行うか又はその者の承諾を得なくてはならない。

4 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて、PDに影響する債務者の特性並びにLGD及びEADに影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を更新する有効な手続を設けるものとする。

(リテール向けエクスポージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持)

第七十一条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについて、年一回以上の割合で各プールの損失特性及び延滞状況を見直すものとする。

2 内部格付手法採用組合は、各リテール向けエクスポージャーが継続的に適切なプールに割り当てられていることを確認するために、当該プールに属するリテール向けエクスポージャーの代表的な標本の調査その他の方法により、年一回以上各プール内の個々の債務者の状況を見直すものとする。

(格付の書換え)

第七十二条 内部格付手法採用組合は、人的判断に基づく内部格付制度の運用を行っている場合には、次に掲げる事項その他の格付及び推計値の変更に係る事項について明確な規定を設けるものとする。

「一三 略」

2 内部格付手法採用組合は、モデルに基づく内部格付制度の運用を行っている場合には、次に掲げる事項を監視するための手続及びガイドラインを設けるものとする。

4 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて、PDに影響する債務者の特性並びにLGD及びEADに影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を更新する有効な手続を設けなければならない。

(リテール向けエクスポージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持)

第七十一条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについて、年一回以上の割合で各プールの損失特性及び延滞状況を見直さなければならない。

2 内部格付手法採用組合は、各リテール向けエクスポージャーが継続的に適切なプールに割り当てられていることを確認するために、当該プールに属するリテール向けエクスポージャーの代表的な標本の調査その他の方法により、年一回以上各プール内の個々の債務者の状況を見直さなければならない。

(格付の書換え)

第七十二条 内部格付手法採用組合は、人的判断に基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、次に掲げる事項その他の格付及び推計値の変更に係る事項について明確な規定を設けなければならない。

「一三 同上」

2 内部格付手法採用組合は、モデルに基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、次に掲げる事項を監視するための手続及びガイドラインを設けなければならない。

「一〇三 略」 3 前項に掲げるガイドラインは、格付付与又は推計結果の変更に関する責任者を特定するものとする。 4 内部格付手法採用組合は、格付及び推計値について変更を行った場合には、当該変更ごとに変更後の実績を記録するものとする。	「一〇三 同上」 3 前項に掲げるガイドラインは、格付付与又は推計結果の変更に関する責任者を特定するものでなければならない。 4 内部格付手法採用組合は、格付及び推計値について変更を行った場合は、当該変更ごとに変更後の実績を記録しなければならない。
(事業法人等向けエクスポージャーに関するデータの維持管理) 第百七十三条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存するものとする。 「一〇三 略」 2 先進的内部格付手法採用組合は、先進的内部格付手法を用でできる事業法人等向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存するものとする。 「一〇四 略」 (リテール向けエクスポージャーに関するデータの維持管理) 第百七十四条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存するものとする。 「一〇四 略」 (自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト) 第百七十五条 内部格付手法採用組合は、自己資本の充実度を	(事業法人等向けエクスポージャーに関するデータの維持管理) 第百七十三条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。 「一〇三 同上」 2 先進的内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。 「一〇四 同上」 (リテール向けエクスポージャーに関するデータの維持管理) 第百七十四条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。 「一〇四 同上」 (自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト) 第百七十五条 内部格付手法採用組合は、自己資本の充実度を

評価するために適切なストレス・テストを実施するものとする。

2 前項に掲げるストレス・テストは、経済状況の悪化、市場環境の悪化及び流動性の悪化その他の内部格付手法採用組合の信用リスクに係るエクスポージャーに好ましくない効果を与える事態の発生又は経済状況の将来変化を識別するものであつて、こうした好ましくない変化に対する内部格付手法採用組合の対応能力の評価を含むものとする。

（信用リスクのストレス・テスト）

第七十六条 内部格付手法採用組合は、特定の条件が信用リスクに対する所要自己資本の額に及ぼす影響を評価するために、自組合のエクスポージャーの大部分を占めるポートフォリオについて、少なくとも緩やかな景気後退シナリオの効果を考慮した有意義かつ適度に保守的な信用リスクのストレス・テストを定期的に実施するものとする。

2 内部格付手法採用組合は、前項に定めるストレス・テストを実施するに当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

「一 三 略」

「項を削る。」

評価するために適切なストレス・テストを実施しなければならない。

2 前項に掲げるストレス・テストは、経済状況の悪化、市場環境の悪化及び流動性の悪化その他の内部格付手法採用組合の信用リスクに係るエクスポージャーに好ましくない効果を与える事態の発生又は経済状況の将来変化を識別するものであつて、かつ、こうした好ましくない変化に対する内部格付手法採用組合の対応能力の評価を含むものでなければならない。

（信用リスクのストレス・テスト）

第七十六条 内部格付手法採用組合は、特定の条件が信用リスクに対する所要自己資本の額に及ぼす影響を評価するために、自組合のエクスポージャーの大部分を占めるポートフォリオについて、少なくとも緩やかな景気後退シナリオの効果を考慮した有意義かつ適度に保守的な信用リスクのストレス・テストを定期的に実施しなければならない。

2 内部格付手法採用組合は、前項に定めるストレス・テストを実施するに当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

「一 三 同上」

3 内部格付手法採用組合は、第二百二十九条の規定を適用する場合は、第一項に定めるストレス・テストを実施するに当たつて、前項の要件に加えて次に掲げる要件も満たさなければならない。

一 保証人又はプロテクション提供者が格付の変化により同条第二項第三号の要件を満たさないこととなる時の影響を考慮すること。

(理事会等の関与)

第一百七十七条 内部格付手法採用組合は、内部統制について次に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 格付付与手続（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当て並びに各エクスポージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手続を総称していう。以下この款において同じ。）に関する全ての重要事項は、理事会等及び担当理事の承認を得ていること。

〔二〇七 略〕

(信用リスク管理部署)

第一百七十八条 内部格付手法採用組合は、内部格付制度の設計又は選択、実施及び実績について責任を負い、独立して信用リスクを管理する部署（以下「信用リスク管理部署」という。）を設けるものとする。

- 2 信用リスク管理部署は、与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものとする。

- 3 信用リスク管理部署は、次に掲げる事項について責任を負うものとする。

〔一〇六 略〕

- 4 信用リスク管理部署は、格付付与手続で使用するモデルの開発、選択、実施及び検証に積極的に参画するものとする。

二 保証人若しくは被保証債権の債務者のいずれか又はプロテクション提供者若しくは原債権の債務者のいずれかがデフォルトした場合の影響を考慮すること。

(理事会等の関与)

第一百七十七条 内部格付手法採用組合は、内部統制について次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 格付付与手続（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当て並びに各エクスポージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手続を総称していう。以下この款において同じ。）に関するすべての重要事項は、理事会等及び担当理事の承認を得ていること。

〔二〇七 同上〕

(信用リスク管理部署)

第一百七十八条 内部格付手法採用組合は、内部格付制度の設計又は選択、実施及び実績について責任を負い、独立して信用リスクを管理する部署（以下「信用リスク管理部署」という。）を設けなければならない。

- 2 信用リスク管理部署は、与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものでなければならない。

- 3 信用リスク管理部署は、次に掲げる事項について責任を負うものでなければならない。

〔一〇六 同上〕

- 4 信用リスク管理部署は、格付付与手続で使用するモデルの開発、選択、実施及び検証に積極的に参画しなければならない。

5 信用リスク管理部署は、前項に掲げるモデルについて管理及び監督並びに当該モデルの継続的な見直し及び変更について責任を負うものとする。

(監査)

第七十九条 独立した機能を有する内部の監査部署は、年一回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD及びEADの推計値、該当する全ての最低要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を見直し、その結果に関する監査報告書を作成するものとする。

(格付の利用)

第八十条 格付並びにPD及びLGDは、内部格付手法採用組合の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものとする。

2 自己資本比率の算出のために使用するPD又はLGDと与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制のために用いる推計値が相違する場合には、内部格付手法採用組合は、信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載するものとする。

(デフォルトの定義)

第八十一条 この章においてデフォルトとは、債務者について次に掲げる事由（以下「デフォルト事由」という。）が生ずることをいう。

一 内部格付手法採用組合が、債務者に対するエクスポージ

い。

5 信用リスク管理部署は、前項に掲げるモデルについて管理及び監督並びに当該モデルの継続的な見直し及び変更について責任を負わなければならない。

(監査)

第七十九条 独立した機能を有する内部の監査部署は、年一回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD及びEADの推計値、該当するすべての最低要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を見直し、その結果に関する監査報告書を作成しなければならない。

(格付の利用)

第八十条 格付並びにPD及びLGDは、内部格付手法採用組合の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものでなければならない。

2 自己資本比率の算出のために使用するPD又はLGDと与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制のために用いる推計値が相違する場合は、内部格付手法採用組合は、信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しなければならない。

(デフォルトの定義)

第八十一条 この章においてデフォルトとは、債務者について次に掲げる事由（以下「デフォルト事由」という。）が生ずることをいう。

一 内部格付手法採用組合が、債務者に対するエクスポージ

「ヤ」を金融再生法施行規則第四条第二項に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、同条第三項に規定する「危険債権」又は同条第四項に規定する「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生ずること。ただし、リテール向けエクスポージャーについては、同項に規定する「三月以上延滞債権」に該当する事由が生じた場合であっても、元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間が、六月を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないときは、除くものとする。

「二・三 略」

2 「略」

3 デフォルト事由が生じたエクスポージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合には、内部格付手法採用組合は、当該エクスポージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用組合は、LGD及びEADを推計するものとする。

4 前項のエクスポージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、内部格付手法採用組合は、新たにデフォルト事由が生じたものとして扱わなければならない。

5 第一項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる延滞の月数の長さの区分に応じ、当該各号に定める日数をデフォルト事由の判定に用いることができる。

- 一 三月 九十日
- 二 六月 百八十日

「ヤ」を金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、同条第三項に規定する「危険債権」又は同条第四項に規定する「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生ずること。ただし、リテール向けエクスポージャーについては、同項に規定する「三月以上延滞債権」に該当する事由が生じた場合であっても、元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間が、百八十日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないときは、除くものとする。

「二・三 同上」

2 「同上」

3 デフォルト事由が生じたエクスポージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合は、内部格付手法採用組合は、当該エクスポージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用組合は、LGD及びEADを推計しなければならない。

4 前項のエクスポージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、内部格付手法採用組合は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱わなければならない。

「項を加える。」

(延滞日数の見直し等)

第八十二条 内部格付手法採用組合は、エクスポージャーの延滞日数の見直し並びに既存の債務に関する返済の猶予、繰延べ、契約内容の更改及び借換えの承認その他の延滞日数の計算に関する事項（以下この条において「延滞日数の見直し等」という。）について、次に掲げる事項を含む、明確かつ書面に記載された方針を有しているものとする。

「一五 略」

2 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる方針を一貫して長期にわたって利用するものとする。

3 内部格付手法採用組合は、延滞日数の見直し等を行ったエクスポージャーを組合の内部のリスク管理においてデフォルトしたエクスポージャーと同様に取り扱いしている場合には、当該エクスポージャーを内部格付手法の適用上デフォルトしたエクスポージャーとして取り扱うものとする。

(当座貸越)

第八十三条 内部格付手法採用組合は、当座貸越の供与の対象となる者の信用度を評価するための厳格な基準を設けるものとする。

(推計の対象)

第八十四条 内部格付手法採用組合は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスポージャーについて第三目の定めに従って各債務者格付に対応するPDを、第三目から第六目までの規定によりリテール向けエクスポージャーについて各プールに対応するPD、LGD及びEADを推計するものとする。

(延滞日数の見直し等)

第八十二条 内部格付手法採用組合は、エクスポージャーの延滞日数の見直し並びに既存の債務に関する返済の猶予、繰延べ、契約内容の更改及び借換えの承認その他の延滞日数の計算に関する事項（以下この条において「延滞日数の見直し等」という。）について、次に掲げる事項を含む、明確かつ書面に記載された方針を有していなければならない。

「一五 同上」

2 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる方針を一貫して長期にわたって利用しなければならない。

3 内部格付手法採用組合は延滞日数の見直し等を行ったエクスポージャーを組合の内部のリスク管理においてデフォルトしたエクスポージャーと同様に取り扱いしている場合は、当該エクスポージャーを内部格付手法の適用上デフォルトしたエクスポージャーとして取り扱わなければならない。

(当座貸越)

第八十三条 内部格付手法採用組合は、当座貸越の供与の対象となる者の信用度を評価するための厳格な基準を設けなければならない。

(推計の対象)

第八十四条 内部格付手法採用組合は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスポージャーについて第三目の定めに従って各債務者格付に対応するPDを、第三目から第六目までの規定によりリテール向けエクスポージャーについて各プールに対応するPD、LGD及びEADを推計しなければならない。

る。

2 先進的内部格付手法採用組合は、別段の定めのある場合を除き、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーについて第四目及び第五目の規定によりLGD並びに第六目の規定によりEADを推計するものとする。

(デフォルトの定義の参照)

第百八十五条 内部格付手法採用組合は、デフォルト事由に基づき、内部格付手法の対象となる資産区分ごとにデフォルト事由の発生を記録し、PD並びに（関連があれば）LGD及びEADの推計を行うものとする。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、デフォルト事由と異なる定義に基づく内部データ及び外部データを用いることができる。

「一・二 略」

(推計の共通要件)

第百八十六条 内部格付手法採用組合は、PD、LGD及びEADを推計するに当たり、推計に関連する全ての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いるものとする。ただし、内部データ及び外部データ（プールされたデータを含む。）の利用は、当該データに基づく推計値が長期的な実績を表している場合に限る。

2 内部格付手法採用組合は、格付の付与及びプールの評価対象期間中において信用供与実務及び回収の手続に変更があった場合には、当該変更を考慮に入れるものとする。

3 内部格付手法採用組合は、技術的進歩及び新規データその他の情報を利用することが可能になり次第速やかに推計にお

らない。

2 先進的内部格付手法採用組合は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスポージャーについて第四目及び第五目の規定によりLGD並びに第六目の規定によりEADを推計しなければならない。

(デフォルトの定義の参照)

第百八十五条 内部格付手法採用組合は、デフォルト事由に基づき、内部格付手法の対象となる資産区分ごとにデフォルト事由の発生を記録し、PD並びに（関連があれば）LGD及びEADの推計を行わなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、デフォルト事由と異なる定義に基づく内部データ及び外部データを用いることができる。

「一・二 同上」

(推計の共通要件)

第百八十六条 内部格付手法採用組合は、PD、LGD及びEADを推計するに当たり、推計に関連するすべての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いなければならない。ただし、内部データ及び外部データ（プールされたデータを含む。）の利用は、当該データに基づく推計値が長期的な実績を表している場合に限る。

2 内部格付手法採用組合は、格付の付与及びプールの評価対象期間中において信用供与実務及び回収の手続に変更があった場合には、当該変更を考慮に入れるなければならない。

3 内部格付手法採用組合は、技術的進歩及び新規データその他の情報を利用することが可能になり次第速やかに推計にお

いてそれらを勘案するものとする。

4 内部格付手法採用組合は、実績値及び実証的な根拠に基づいてPD、LGD及びEADを推計するものとする。

5 内部格付手法採用組合は、一年に一回以上の頻度でPD、LGD及びEADの推計値を見直すものとする。

(データの抽出に関する要件)

第百八十七条 推計に用いるデータによって代表されるエクスポージャーの母集団、データが抽出された時の信用供与基準及びその他の重要な特性は、内部格付手法採用組合のエクスポージャー全体のそれとほぼ同様であるか、少なくとも類するものとする。

2 データの前提となっている経済的条件又は市場環境は、現在及び予見可能な将来の経済的条件又は市場環境に対応したものとする。

3 抽出標本中のエクスポージャーの数及び定量化に用いるデータの期間は、当該推計が正確かつ頑健なものであると内部格付手法採用組合が信頼するに足りる程度とする。

4 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものとする。

(推計の誤差に応じた保守的な修正)

第百八十八条 内部格付手法採用組合は、予測される推計に誤差が生ずることを考慮してPD、LGD及びEADの推計値を保守的に修正するものとする。

いてそれらを勘案しなければならない。

4 内部格付手法採用組合は、実績値及び実証的な根拠に基づいてPD、LGD及びEADを推計しなければならない。

5 内部格付手法採用組合は、一年に一回以上の頻度でPD、LGD及びEADの推計値を見直さなければならない。

(データの抽出に関する要件)

第百八十七条 推計に用いるデータによって代表されるエクスポージャーの母集団、データが抽出された時の信用供与基準及びその他の重要な特性は、内部格付手法採用組合のエクスポージャー全体のそれとほぼ同様であるか、少なくとも類するものでなければならない。

2 データの前提となっている経済的条件又は市場環境は、現在及び予見可能な将来の経済的条件又は市場環境に対応したものではない。

3 抽出標本中のエクスポージャーの数及び定量化に用いるデータの期間は、当該推計が正確かつ頑健なものであると内部格付手法採用組合が信頼するに足りる程度でなければならない。

4 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものでなければならない。

(推計の誤差に応じた保守的な修正)

第百八十八条 内部格付手法採用組合は、予測される推計に誤差が生じることを考慮してPD、LGD及びEADの推計値を保守的に修正しなければならない。

(事業法人等向けエクスポージャーのPD)

第百八十九条 内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる手法又はこれに類するその他の長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いるものとする。この場合において、内部格付手法採用組合は、債務者の数に基づく単純平均で計算された一年間のデフォルト確率の平均により、各格付のPDを推計するものとし、エクスポージャーの額の加重平均によるPDの推計は行わないものとする。

「一〇三 略」

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データからPDを推計する手法を用いる場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 内部格付手法採用組合は、信用供与の基準並びにデータ生成時の内部格付制度及び現在の内部格付制度の相違点を反映し、信用リスク管理指針に当該反映方法に関する分析を記載するものとする。

二 内部格付手法採用組合は、入手可能なデータが限定されている場合又は信用供与の基準若しくは内部格付制度が変更された場合には、PDの推計を保守的に修正するものとする。

三 内部格付手法採用組合が複数の金融機関でプールしたデータを使用する場合には、プールにデータを提供する他の金融機関の内部格付制度及び基準が、当該内部格付手法採用組合の内部格付制度及び基準と著しく乖離するものでないものとする。

3 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャ

(事業法人等向けエクスポージャーのPD)

第百八十九条 内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる手法又はこれに類するその他の長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いなければならない。

「一〇三 同上」

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データからPDを推計する手法を用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 内部格付手法採用組合は、信用供与の基準並びにデータ生成時の内部格付制度及び現在の内部格付制度の相違点を反映し、信用リスク管理指針に当該反映方法に関する分析を記載しなければならない。

二 内部格付手法採用組合は、入手可能なデータが限定されている場合又は信用供与の基準若しくは内部格付制度が変更された場合は、PDの推計を保守的に修正しなければならない。

三 内部格付手法採用組合が複数の金融機関でプールしたデータを使用する場合は、プールにデータを提供する他の金融機関の内部格付制度及び基準が、当該内部格付手法採用組合の内部格付制度及び基準と著しく乖離するものであつてはならない。

3 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャ

ーの債務者格付のPDを推計するに当たって、マッピングを用いる場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。

「一〇四 略」

- 4 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーのPDを推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用するものとする。

- 5 内部格付手法採用組合は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めるものとし、かつ、当該データには代表的な好景気に当たる年度及び不景気に当たる年度を含めるものとする。ただし、PDを推計するに当たって関連性が低いもの又は重要でないものについては、この限りでない。

(リテール向けエクスポージャーのPD等)

- 第九十条 内部格付手法採用組合は、プールのPD、LGD及びEADを推計するに当たって、内部データを一次的な情報源とするものとする。ただし、全ての関連する重要なデータ・ソースに照らし、内部格付手法採用組合がエクスポージャーを各プールに割り当てる基準と外部のデータ提供者が用いている基準及び内部データの構成と外部のデータの構成の間に、強い関連性がある場合には、内部格付手法採用組合は、外部のデータ又はモデルを推計に用いることができる。

- 2 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーの長期平均PDを推計するに当たって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ーの債務者格付のPDを推計するに当たって、マッピングを用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

「一〇四 同上」

- 4 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーのPDを推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

- 5 内部格付手法採用組合は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。ただし、PDを推計するに当たって関連性が低いもの又は重要でないものについては、この限りでない。

(リテール向けエクスポージャーのPD等)

- 第九十条 内部格付手法採用組合は、プールのPD、LGD及びEADを推計するに当たって、内部データを一次的な情報源としなければならない。ただし、すべての関連する重要なデータ・ソースに照らし、内部格付手法採用組合がエクスポージャーを各プールに割り当てる基準と外部のデータ提供者が用いている基準及び内部データの構成と外部のデータの構成の間に、強い関連性がある場合は、内部格付手法採用組合は、外部のデータ又はモデルを推計に用いることができる。

- 2 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーの長期平均PDを推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

一 五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用すること。

二 前号に規定するデータには、当該内部格付手法採用組合のポートフォリオに関連する景気循環期の代表的な好景気に当たる年度及び不景気に当たる年度を含むものとする。

三 一年間のデフォルト確率の平均に基づくこと。

3 内部格付手法採用組合は、前項第一号及び第二号に規定するデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータであつて、関連性のあるものについては、その対象に含めるものとする。この場合において、PDを推計するに当たって関連性が低い観測期間のデータについては、関連性の高い観測期間のデータと同等に扱うことを要しない。

4 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーのPD及びLGDを推計するに当たって、次の各号に掲げる推計値の区分に応じ、当該各号に定める影響を考慮し、保守的な修正を加えるものとする。

一 PD 債権に係る貸付が行われた時点又は取引を開始した時点からの経過年数の影響

二 LGD デフォルトが発生した時点からの経過年数の影響

(損失の定義)

第百九十一条 内部格付手法採用組合は、LGDを推計するに当たり、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一・二 略」

三 当該内部格付手法採用組合の回収に関する能力が勘案さ

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

3 内部格付手法採用組合は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータであつて、関連性のあるものについては、その対象に含めなければならない。この場合において、PDを推計するに当たって関連性が低い観測期間のデータについては、関連性の高い観測期間のデータと同等に扱うことを要しない。

4 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについて、PDが信用供与の時期又は経過期間に依存するものであつて、短期的なPDの推計値を用いることが不適切である場合は、PDの推計値を上方に修正することを検討しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

(損失の定義)

第百九十一条 内部格付手法採用組合は、LGDを推計するに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

「一・二 同上」

三 当該内部格付手法採用組合の回収に関する能力が勘案さ

れていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合には、内部格付手法採用組合は、回収の能力に基づくLGDの調整を保守的に行うものとする。

(LGDの推計)

第九十二条 内部格付手法採用組合は、LGDを推計するに当たっては、LGDが次に掲げる性質の全てを満たす景気後退期を勘案したものとなるように、エクスポージャーごとに推計するものとする。

一 当該エクスポージャーの種類のデータ・ソース内で生じた全てのデフォルト債権に伴う平均的な経済的損失に基づいて計算した長期平均デフォルト時損失率（以下この項において「長期平均デフォルト時損失率」という。）を下回るものでないこと。

二 「略」

2 内部格付手法採用組合は、LGDの推計に当たり、債務者のリスクと担保又は担保提供者のリスクの相関を考慮し、顕著な正の相関がある場合には、保守的に取り扱うものとする。

3 内部格付手法採用組合は、原債務と担保との表示通貨が異なる場合には、LGDの推計に当たり、これを保守的に考慮するものとする。

4 内部格付手法採用組合は、LGDの推計に当たり、担保について推定される市場価値のみならず、回収の実績値を基礎とするものとする。

5 内部格付手法採用組合は、LGDの推計に当たり、担保によ

れていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合は、内部格付手法採用組合は、回収の能力に基づくLGDの調整を保守的に行わなければならない。

(LGDの推計)

第九十二条 内部格付手法採用組合は、LGDを推計するに当たっては、LGDが次に掲げる性質をすべて満たす景気後退期を勘案したものとなるように、エクスポージャーごとに推計しなければならない。

一 当該エクスポージャーの種類のデータ・ソース内で生じたすべてのデフォルト債権に伴う平均的な経済的損失に基づいて計算した長期平均デフォルト時損失率（以下この項において「長期平均デフォルト時損失率」という。）を下回るものでないこと。

二 「同上」

2 内部格付手法採用組合は、LGDの推計に当たり、債務者のリスクと担保又は担保提供者のリスクの相関を考慮し、顕著な正の相関がある場合は、保守的に取り扱わなければならない。

3 内部格付手法採用組合は、原債務と担保との表示通貨が異なる場合は、LGDの推計に当たり、これを保守的に考慮しなければならない。

4 内部格付手法採用組合は、LGDの推計に当たり、担保について推定される市場価値のみならず、回収の実績値を基礎としなければならない。

5 内部格付手法採用組合は、LGDの推計に当たり、担保によ

る信用リスク削減効果を勘案する場合には、標準的手法で必要となる基準とおおむね合致するような、担保管理、運用手続、法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作るものとする。

6 内部格付手法採用組合は、デフォルトしたエクスポージャーについては、経済状況及び当該エクスポージャーの状態に鑑みて当該エクスポージャーに生じ得る期待損失（ $EL_{def\&fault}$ ）を推計するものとする。ただし、第三百三十一条及び第三百二十九条に定めるLGDの自組合推計値の下限を下回らないものとする。

（事業法人等向けエクスポージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間）

第九十三条 先進的内部格付手法採用組合は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのLGDを推計するに当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用するものとする。

2 先進的内部格付手法採用組合は、前項に定める観測期間にわたるデータが複数ある場合には、最も長い観測期間にわたるデータを利用するものとする。ただし、LGDを推計するに当たって関連性が低いものについては、この限りでない。

（リテール向けエクスポージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間）

第九十四条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーのLGDを推計するに当たり、五年以上の観測期間

る信用リスク削減効果を勘案する場合は、標準的手法で必要となる基準とおおむね合致するような、担保管理、運用手続、法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作らなくてはならない。

6 内部格付手法採用組合は、デフォルトしたエクスポージャーについては、経済状況及び当該エクスポージャーの状態に鑑みて当該エクスポージャーに生じ得る期待損失（ $EL_{def\&fault}$ ）を推計しなければならない。

（事業法人等向けエクスポージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間）

第九十三条 先進的内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーのLGDを推計するに当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

2 先進的内部格付手法採用組合は、前項に定める観測期間にわたるデータが複数ある場合には、最も長い観測期間にわたるデータを利用しなければならない。ただし、LGDを推計するに当たって関連性が低いものについては、この限りでない。

（リテール向けエクスポージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間）

第九十四条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーのLGDを推計するに当たり、五年以上の観測期間

にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用するものとする。

（保証による信用リスク削減効果の勘案）

第九十五条 先進的内部格付手法採用組合は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

2 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該リテール向けエクスポージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、当該調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

3 内部格付手法採用組合は、前二項の調整方法について、それぞれいずれか一を選択し、継続的に用いるものとする。

4 内部格付手法採用組合は、規制上の最低所要自己資本を算定する上で、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が不完全であることを想定して信用リスク削減効果を勘案しないものとする。

にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

（保証による信用リスク削減効果の勘案）

第九十五条 先進的内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該事業法人等向けエクスポージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、第二百九条に規定する場合を除き、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

2 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該リテール向けエクスポージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、第二百九条に規定する場合を除き、当該調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

3 内部格付手法採用組合は、前二項の調整方法について、それぞれいずれか一を選択し、継続的に用いなければならない。

4 内部格付手法採用組合は、第二百九条に規定する場合を除き、規制上の最低所要自己資本を算定する上で、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が不完全であることを想定して信用リスク削減効果を勘案してはならない。

(保証人に対する債務者格付等の付与)

第九十六条 先進的内部格付手法採用組合は、前条第一項に従って先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。

〔一・二 略〕

三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関する全ての関連性のある情報を保有すること。

2 内部格付手法採用組合は、前条第二項に従ってリテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

〔一・二 略〕

三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関する全ての関連性のある情報を保有すること。

(適格保証)

第九十七条 内部格付手法採用組合は、第九十五条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出で用いる保証人の種類について特定された基準を設けるものとする。

2 内部格付手法採用組合が、第九十五条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該保証は、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

〔一・四 略〕

(保証人に対する債務者格付等の付与)

第九十六条 先進的内部格付手法採用組合は、前条第一項に従って事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

〔一・二 同上〕

三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報を保有すること。

2 内部格付手法採用組合は、前条第二項に従ってリテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

〔一・二 同上〕

三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報を保有すること。

(適格保証)

第九十七条 内部格付手法採用組合は、第九十五条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出で用いる保証人の種類について特定された基準を設けなければならない。

2 内部格付手法採用組合が、第九十五条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該保証は、次に掲げるすべての性質を有するものでなければならない。

〔一・四 同上〕

3 内部格付手法採用組合は、保証が第九十三条第六号の条件を満たしていない場合には、信用リスク削減手法として用いないものとする。ただし、保証が付されたエクスポージャーが次の各号のいずれかに該当する場合において、債権回収完了後に残存する損失のみが保証されているときは、被保証部分について第九十五条第一項及び第二項の規定により保証を信用リスク削減手法として用いることができる。

一 自組合推計LGDを適用する先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャー

二 内部格付手法を適用するリテール向けエクスポージャー

(調整に関する基準)

第九十八条 第九十五条第一項又は第二項に基づき信用リスク削減効果を勘案する場合には、内部格付手法採用組合は、次に掲げる性質の全てを満たす明確な基準を設けるものとする。

「一、四 略」

(クレジット・デリバティブについての取扱い)

第九十九条 「略」

2 「略」

3 内部格付手法採用組合は、シングルネームのクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合には、次に掲げる性質の全てを満たす基準を設けるものとする。
「一、二 略」

(EADの推計方法)

3 内部格付手法採用組合は、保証が第九十三条第四号の条件を満たしていない場合であつて、保証に付された条件のために信用リスクの削減効果が減少する場合を想定して保証の効果を調整するための基準を設けているときは、第九十五条第一項及び第二項並びに当該基準に基づいて保証を信用リスク削減手法として用いることができる。

(調整に関する基準)

第九十八条 第九十五条第一項又は第二項に基づき信用リスク削減効果を勘案する場合は、内部格付手法採用組合は、次に掲げる性質をすべて満たす明確な基準を設けなければならない。

「一、四 同上」

(クレジット・デリバティブについての取扱い)

第九十九条 「同上」

2 「同上」

3 内部格付手法採用組合は、シングルネームのクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合は、次に掲げる性質をすべて満たす基準を設けなければならない。
「一、二 同上」

(EADの推計方法)

第二百条 内部格付手法採用組合は、オン・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、現在において実行済の信用供与の額を下回る値を用いないものとする。ただし、第三百十二条第二項並びに第四百四十条第六項及び第七項の規定により信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用組合は、オフ・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、エクスポージャーの種類ごとに次に掲げる要件の全てを満たす手続を設けるものとする。

一 デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性を勘案すること。ただし、デフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性については、クレジット・カードその他の将来の不確実な引出を伴うリテール向けエクスポージャーのLGD推計において、デフォルト事由発生後の追加引出の実績又は見込みを勘案している場合は、この限りでない。

二 「略」

3 内部格付手法採用組合は、EADを推計するに当たり、EADが次に掲げる性質の全てを満たすものとなるように、エクスポージャーごとに推計するものとする。

「一」四 略」

4 内部格付手法採用組合は、EADを推計するに当たり、次に掲げる性質の全てを満たすEADを推計する基準を設けるものとする。

「一」三 略」

5 内部格付手法採用組合は、EADの推計の対象となる全ての種類のエクスポージャーについて、新しい重要な情報が明

第二百条 内部格付手法採用組合は、オン・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、現在において実行済の信用供与の額を下回る値を用いてはならない。ただし、第三百十二条第二項及び第四百四十条第一項ただし書の定めにより信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用組合は、オフ・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、エクスポージャーの種類ごとに次に掲げる要件を満たす手続を設けなければならない。

一 デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性を勘案すること。ただし、デフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性については、クレジット・カードその他の将来の不確実な引出を伴うリテール向けエクスポージャーのLGD推計において、デフォルト事由発生前の追加引出の実績又は見込みを勘案している場合は、この限りでない。

二 「同上」

3 内部格付手法採用組合は、EADを推計するに当たり、EADが次に掲げる性質をすべて満たすものとなるように、エクスポージャーごとに推計しなければならない。

「一」四 同上」

4 内部格付手法採用組合は、EADを推計するに当たり、次に掲げる性質をすべて満たすEADを推計する基準を設けなければならない。

「一」三 同上」

5 内部格付手法採用組合は、EADの推計の対象となるすべての種類のエクスポージャーについて、新しい重要な情報が明

かになった場合及び少なくとも年一回、EADの推計値を見直すものとする。

(監視)

第二百一条 内部格付手法採用組合は、EADの推計の対象となるエクスポージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払うものとする。

〔一・二 略〕

(EADの推計に係る参照データ)

第二百一条の二 内部格付手法採用組合は、EADデータベース(EADの自組合推計値を算出する際に参照するデータ)をいう。次条及び第二百一条の四において同じ。)に、観測起日(対象となるエクスポージャーのデフォルト事由が生じた日として管理する日をいう。)から十二月間にわたる過去における債務者及びエクスポージャーの特性を反映するものとする。

(エクスポージャーに係るEADの推計)

第二百一条の三 内部格付手法採用組合は、エクスポージャーに係るEADの推計において、当該エクスポージャーの債務者、取引及び内部管理の特性を十分に反映するものとし、かつ、当該エクスポージャーとは異なる特性を有するエクスポージャーの影響を十分に排除したEADデータベースに基づくものとする。

らかになった場合及び少なくとも年一回、EADの推計値を見直さなければならない。

(監視)

第二百一条 内部格付手法採用組合は、EADの推計の対象となるエクスポージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わなければならない。

〔一・二 同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(EADの推計値の安定性の確保)

第二百一条の四 内部格付手法採用組合は、EADの推計において信用供与枠の未引出額に乗じる掛目の自組合推計値を用いる場合には、当該自組合推計値の推計に用いるEADデータベースに含まれる僅少な信用供与枠の未引出額に起因して、不適切なEADの推計値が算出され得る可能性を考慮に入れるものとする。

(EADの参照データの上限)

第二百一条の五 EADの参照データは、想定元本額又は債権の約定の限度額を上限としてはならず、未収利息、他の支払額及び限度超過額を含めるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD推計に係る最低所要観測期間等)

第二百二条 先進的内部格付手法採用組合は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのEADの推計に当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用するものとする。

2 先進的内部格付手法採用組合は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めるものとする。ただし、EADを推計するに当たって関連性が低いものについてはこの限りでない。

3 先進的内部格付手法採用組合は、EADを推計するに当たり、デフォルトした件数の加重平均を用いるものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD推計に係る最低所要観測期間等)

第二百二条 先進的内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーのEADの推計に当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

2 先進的内部格付手法採用組合は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。ただし、EADを推計するに当たって関連性が低いものについてはこの限りでない。

3 先進的内部格付手法採用組合は、EADを推計するに当たり、デフォルトした件数の加重平均を用いなければならない。

(リテール向けエクスポージャーのEAD推計に係る最低所要観測期間等)

第二百三条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーのEADの推計に当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用するものとする。

第二百五条 内部格付手法採用組合は、EL dilutionを推計するものとする。ただし、購入債権の譲渡人が購入債権に係る希薄化リスクの全部を保証している場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用組合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いてPD若しくはLGD(PD及びLGDについてはELを用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。)を推計する場合又はEL dilutionを推計する場合及び購入リテール向けエクスポージャーについてPD、LGD又はEL dilutionを推計する場合には、適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプールと類似のプールについて当該内部格付手法採用組合が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他全ての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案するものとする。

3 内部格付手法採用組合は、購入債権の譲渡人から提供されるデータが、当該購入債権の譲渡契約で定める当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質その他の点に合致しているか否かを確認し、合致していない場合には、当該購入債権に関連するより多くの情報を取得し、これを勘案するものとする。

(リテール向けエクスポージャーのEAD推計に係る最低所要観測期間等)

第二百三条 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーのEADの推計に当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

第二百五条 内部格付手法採用組合は、EL dilutionを推計しなければならない。ただし、購入債権の譲渡人が購入債権に係る希薄化リスクの全部を保証している場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用組合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いてPD若しくはLGD(PD及びLGDについてはELを用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。)を推計する場合又はEL dilutionを推計する場合及び購入リテール向けエクスポージャーについてPD、LGD又はEL dilutionを推計する場合には、適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプールと類似のプールについて当該内部格付手法採用組合が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案しなければならない。

3 内部格付手法採用組合は、購入債権の譲渡人から提供されるデータが、当該購入債権の譲渡契約で定める当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質その他の点に合致しているか否かを確認し、合致していない場合は、当該購入債権に関連するより多くの情報を取得し、これを勘案しなければならない。

4 「略」

（購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則）

第二百六条 内部格付手法採用組合は、購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分のPD、LGD（トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては、先進的内部格付手法採用組合の場合に限る。）及びEL_{dilution}を正確に、かつ、一貫して推計するに足りる程度に当該エクスポージャーを均質なプールに割り当てるものとする。

2 内部格付手法採用組合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクを定量化する場合には、第百九十五条の規定（第百九十九条により準用される場合を含む。）にかかわらず、PD及びLGDの推計において譲渡人又は第三者による保証又は補償を考慮しないものとする。

3 「略」

（トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件）

第二百八条 内部格付手法採用組合は、購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いてPD、LGD及びEADを推計する場合、EL_{dilution}を推計する場合並びに購入リテール向けエクスポージャーについてPD、LGD、EAD及びEL_{dilution}を推計する場合には、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一」四 略」

4 「同上」

（購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則）

第二百六条 内部格付手法採用組合は、購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分のPD、LGD（トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては、先進的内部格付手法採用組合の場合に限る。）及びEL_{dilution}を正確に、かつ、一貫して推計するに足りる程度に当該エクスポージャーを均質なプールに割り当てなければならない。

2 内部格付手法採用組合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクを定量化する場合には、第百九十五条の規定（第百九十九条により準用される場合を含む。）にかかわらず、PD及びLGDの推計において譲渡人又は第三者による保証又は補償を考慮してはならない。

3 「同上」

（トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件）

第二百八条 内部格付手法採用組合は、購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いてPD、LGD及びEADを推計する場合、EL_{dilution}を推計する場合並びに購入リテール向けエクスポージャーについてPD、LGD、EAD及びEL_{dilution}を推計する場合には、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

「一」四 同上」

五 <u>全ての</u>の主要な組合内の指針及び手続の遵守に関する基準を満たしていること。	2 「略」	3 第一項第一号の「法的枠組みに関する基準」とは、次に掲げるものをいう。	一 エクスポージャーに係る取引の仕組上、購入債権の譲渡人又はサービサーの業況の悪化又は倒産その他の予測可能な<u>全ての</u>状況において、内部格付手法採用組合が購入債権の元利払い等について法的に有効な権利を有しており、かつ、当該元利払い等を監督していること。	「二・三 略」	4 第一項第二号の「監視に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。	「一・三 略」	四 内部格付手法採用組合が、特定又は<u>全ての</u>購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続を設けていること。ただし、第二項に規定する購入リテール向けエクスポージャーについては、この限りでない。	五 「略」	5 「略」	6 第一項第四号の「担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準」は、次に掲げる性質の<u>全て</u>を満たすものとする。	一 利率、適格となる担保、必要書類、信用供与の集中制限、回収金の取扱いその他の債権購入に関する<u>全ての</u>の主要な事
五 <u>すべての</u>の主要な組合内の指針及び手続の遵守に関する基準を満たしていること。	2 「同上」	3 「同上」	一 エクスポージャーに係る取引の仕組上、購入債権の譲渡人又はサービサーの業況の悪化又は倒産その他の予測可能な<u>すべての</u>状況において、内部格付手法採用組合が購入債権の元利払い等について法的に有効な権利を有しており、かつ、当該元利払い等を監督していること。	「二・三 同上」	4 「同上」	「一・三 同上」	四 内部格付手法採用組合が、特定又は<u>すべての</u>購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続を設けていること。ただし、第二項に規定する購入リテール向けエクスポージャーについては、この限りでない。	五 「同上」	5 「同上」	6 第一項第四号の「担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準」は、次に掲げる性質を<u>すべて</u>満たすものでなければならない。	一 利率、適格となる担保、必要書類、信用供与の集中制限、回収金の取扱いその他の債権購入に関する<u>すべての</u>の主要な事

項が書面で定められており、かつ、当該主要事項を定めるに当たって、購入債権の譲渡人又はサービサーの財務状態、リスクの集中、購入債権の質及び購入債権の譲渡人の顧客基盤の傾向その他全てのに関連する重要な要素が考慮されていること。

二 「略」

7 第一項第五号の「全ての主要な組合内の指針及び手続の遵守に関する基準」とは、次に掲げる事項並びにその他全ての主要な指針及び手続に係る遵守状況を評価するための実効的な内部手続が設けられていることをいう。

一 購入債権の購入がプログラムに基づく場合は、当該プログラムにおける全ての重要な段階における定期的な内部査定又は外部査定

「二・三 略」

(検証)

第二百九条 内部格付手法採用組合は、内部格付制度及びその運用、PD、LGD及びEADの推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けるものとする。

(バック・テストイング)

第二百十条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付ごとに年一回以上の割合で定期的にPDの推計値と実績値を比較し、PDの推計値と実績値の乖離の度合いが当該格付について想定された範囲内にあることを検証するものとする。

2 先進的内部格付手法採用組合は、先進的内部格付手法を適

事項が書面で定められており、かつ、当該主要事項を定めるに当たって、購入債権の譲渡人又はサービサーの財務状態、リスクの集中、購入債権の質及び購入債権の譲渡人の顧客基盤の傾向その他すべてのに関連する重要な要素が考慮されていること。

二 「同上」

7 第一項第五号の「すべての主要な組合内の指針及び手続の遵守に関する基準」とは、次に掲げる事項並びにその他すべての主要な指針及び手続に係る遵守状況を評価するための実効的な内部手続が設けられていることをいう。

一 購入債権の購入がプログラムに基づく場合は、当該プログラムにおけるすべての重要な段階における定期的な内部査定又は外部査定

「二・三 同上」

(検証)

第二百九条 内部格付手法採用組合は、内部格付制度及びその運用、PD、LGD及びEADの推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けなければならない。

(バック・テストイング)

第二百十条 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付ごとに年一回以上の割合で定期的にPDの推計値と実績値を比較し、PDの推計値と実績値の乖離の度合いが当該格付について想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

2 先進的内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポ

用できる事業法人等向けエクスポージャーについて年一回以上の頻度で定期的にLGDの推計値と実績値を比較し、LGDの推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポージャーに付与された案件格付又は当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証するものとする。

3 先進的内部格付手法採用組合は、先進的内部格付手法を用でできる事業法人等向けエクスポージャーについてエクスポージャーごとに年一回以上の割合で定期的にEADの推計値と実績値を比較し、EADの推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証するものとする。

4 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについてプールごとに年一回以上の割合で定期的にPD、LGD及びEADの推計値とそれぞれの実績値を比較し、それぞれのPD、LGD及びEADの推計値と実績値の乖離の度合いが当該プールについて想定された範囲内にあることを検証するものとする。

5 前各項に掲げる比較及び検証は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

〔一・二 略〕

(外部データによる内部格付制度の検証)

第二百十一条 内部格付手法採用組合は、前条に掲げる検証の手法以外の定量的な検証の手法及び関連する外部のデータ・ソースとの比較を行うものとする。

2 前項に掲げる検証の手法は、次に掲げる性質の全てを満たすものとする。

ージャーについて年一回以上の頻度で定期的にLGDの推計値と実績値を比較し、LGDの推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポージャーに付与された案件格付又は当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならぬ。

3 先進的内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーについてエクスポージャーごとに年一回以上の割合で定期的にEADの推計値と実績値を比較し、EADの推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならぬ。

4 内部格付手法採用組合は、リテール向けエクスポージャーについてプールごとに年一回以上の割合で定期的にPD、LGD及びEADの推計値とそれぞれの実績値を比較し、それぞれのPD、LGD及びEADの推計値と実績値の乖離の度合いが当該プールについて想定された範囲内にあることを検証しなければならぬ。

5 前各項に掲げる比較及び検証は、次に掲げるすべての条件を満たすものでなければならぬ。

〔一・二 同上〕

(外部データによる内部格付制度の検証)

第二百十一条 内部格付手法採用組合は、前条に掲げる検証の手法以外の定量的な検証の手法及び関連する外部のデータ・ソースとの比較を行わなければならない。

2 前項に掲げる検証の手法は、次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない。

「一〇四 略」

(推計値の是正)

第二百十二条 内部格付手法採用組合は、PD、LGD又はEADの推計値と実績値が著しく乖離し、推計値の妥当性が疑われる状況について明確な基準を設けるものとする。

2 前項に掲げる基準を設けるに当たっては、内部格付手法採用組合は、事業環境の変化その他デフォルトの実績率の構造的な変動要因を考慮に入れるものとする。

3 PD、LGD又はEADの実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、内部格付手法採用組合は、PD、LGD又はEADの実績値を反映するように、推計方法及び推計値を修正するものとする。

(開示)

第二百十三条 内部格付手法採用組合は、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を開示するものとする。

第九款

法的に有効な相對ネットインギ契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用

(エクスポージャー変動額推計モデルの使用の承認等)

第二百十五条 内部格付手法採用組合は、行政庁の承認を受けた場合又は内部モデル方式採用組合である場合には、法的に有効な相對ネットインギ契約下にある複数のレポ形式の取引

「一〇四 同上」

(推計値の是正)

第二百十二条 内部格付手法採用組合は、PD、LGD又はEADの推計値と実績値が著しく乖離し、推計値の妥当性が疑われる状況について明確な基準を設けなければならない。

2 前項に掲げる基準を設けるに当たっては、内部格付手法採用組合は、景気循環その他デフォルトの実績率の構造的な変動要因を考慮に入れるなければならない。

3 PD、LGD又はEADの実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、内部格付手法採用組合は、PD、LGD又はEADの実績値を反映するように、推計方法及び推計値を修正しなければならない。

(開示)

第二百十三条 内部格付手法採用組合は、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない。

第九款

株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百十五条 内部格付手法採用組合は、第四百一条第七項に規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、行政庁の承認を受けるものとする。

及び信用取引その他これに類する海外の取引について、エクスポージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュエーション・アット・リスクと同様の方法を用いてエクスポージャー変動額（複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引におけるネットティング後のエクスポージャーの変動額をいう。以下この款において同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出することができる。ただし、エクスポージャー変動額推計モデルを使用する場合には、行政庁による承認の取消しがあつた場合を除き、これを継続して使用するものとする。

2 第七十八条の規定は、エクスポージャー変動額推計モデルを使用する内部格付手法採用組合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用組合」とあるのは、「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

（内部モデル方式採用組合におけるエクスポージャー変動額推計モデル使用に係る届出）

第二百十六条 内部格付手法を採用した場合の内部モデル方式採用組合は、エクスポージャー変動額推計モデルを使用する場合には、あらかじめ、その旨及びその内容を記載した届出書を行行政庁に提出するものとする。

2 内部モデル方式採用組合である内部格付手法採用組合は、前項に規定する届出書に変更があつたとき、又はやむを得ない理由によりエクスポージャー変動額推計モデルの利用を中

（承認申請書の提出）

第二百十六条 内部モデル手法の使用について前条の承認を受けようとする組合は、承認申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

止するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を行政庁に提出するものとする。

(承認申請書の提出)

第二百十七条 第二百十五条第一項の承認を受けようとする内部格付手法採用組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

- 一 名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 エクスポージャー変動額推計モデル及びその運用が承認の基準に適合していることを示す書類
 - 四 その他参考となるべき事項を記載した書類

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 当該組合が用いる内部モデルの手法及び内部モデル推計値の利用方法が、次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

四 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

(内部モデル手法の承認の基準)

第二百十七条 行政庁は、第二百十五条の内部モデル手法の承認をしようとする場合、承認申請書を提出した組合が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 リスクの定量化に関する基準を満たすための態勢を整備していること。
- 二 内部統制に関する基準を満たすための態勢を整備していること。
- 三 検証に関する基準を満たすための態勢を整備していること。
- 2 前項第一号の「リスクの定量化に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 内部モデルに基づき算出された損失額が、当該組合が保有する株式等エクスポージャーの長期のリスク特性に関連する市況の悪化に対して頑健なものであること。
 - 二 株式投資の収益率分布を導出するに当たって、当該組合が保有する株式等エクスポージャーのリスク特性を表すのに入手可能かつ有効な限りにおいて、最も長期の標本期間

にわたるデータが用いられていること。

三 所要自己資本の額の算出に当たって、保守的かつ統計的に信頼できる推計結果を得るのに十分なデータが用いられていること。

四 第一号に掲げる市況の悪化を考慮する結果、関連する長期の市況又は景気の循環における潜在的な損失の推計が保守的に導出されていること。

五 内部モデル及び推計に用いるデータその他所要自己資本の額の算出の過程に加える調整が、保守的かつ一貫性のあるものであつて、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 内部モデルによる推計の際に、当該組合の保有する株式等エクスポージャーに関連する景気後退期を含む長期のデータを用いていない場合は、内部モデルに適切な調整が加えられたものであること又は内部モデルの推計結果が長期のデータを用いた場合と同様に保守的かつ実際的なものとなるよう入手可能なデータの実証分析に基づき様々な要因に調整が加えられていること。

ロ バリュース・アット・リスク・モデルを構築する際に四半期より短いデータを四半期データと同等なものへと変換して用いる場合は、当該変換手法が実証的根拠に基づく適切なものであること。

ハ データが不十分な場合又は適切な推計が困難となるような技術的制約がある場合は、推計値が適切となるように保守的な修正が加えられていること。

六 内部モデルが、当該組合の保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオの信用リスクの特性及び複雑性に見

合ったものであること。

七 株式等エクスポージャーの収益率のボラティリティを推計するに当たって、利用可能で関連のある重要なデータ及び手法が用いられており、かつ、次に掲げる要件がすべて満たされていること。

イ 抽出標本の数及びデータ期間が、当該推計値が正確かつ頑健であることを信頼させるに足りるものであること。

ロ 収益率のボラティリティを推計するに当たっては、標本バイアス及び生存者バイアスを抑制するために、適切な措置が取られていること。

八 厳格かつ包括的なストレス・テストが実施されていること。

九 内部モデルが次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 一般的な市場リスク及び当該組合が保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオに特有のリスクその他の株式等エクスポージャーの収益に関するすべての重要なリスクを適切に捕捉できるものであること。

ロ 過去の価格変動を適切に説明し、潜在的な集中の構成の程度及び変化を捕捉し、かつ、市場環境の悪化に対して頑健なものであること。

ハ 推計に用いるデータとして抽出されたエクスポージャーの母集団が、組合が保有する株式等エクスポージャーの母集団と類似又は合致したものであること。

十 分散・共分散法その他の手法により株式等エクスポージャーのポートフォリオの明示的な相関を内部モデルに組み

込む場合は、当該相関が実証分析によって裏付けられていること。

十一 個別の株式等エクスポージャーと代理変数、市場指標及びリスク・ファクターを紐付ける場合は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 当該紐付けの方法は信頼するに足りるものであって、確からしく、かつ、概念的に健全なものであること。

ロ 紐付けの手法及び過程が、当該組合が保有する個別の株式等エクスポージャーに対して適切であることが理論的及び実証的な根拠によって裏付けられていること。

ハ 当該組合の保有に係る株式等エクスポージャーの収益率のボラティリティを推計するに当たって、人的判断が定量的手法と組み合わされている場合は、定量的手法では考慮されなかった関連する重要な情報が人的判断において考慮されていること。

十二 ファクター・モデルを使用する場合は、当該ファクター・モデルは、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ 使用されるリスク・ファクターは、当該組合の保有に係る株式等エクスポージャーのポートフォリオに固有のリスク特性を捕捉するのに十分なものであること。

ロ 使用されるリスク・ファクターは、当該組合の保有に係る株式等エクスポージャーの主要な部分が属する市場の適切な特性に対応したものであること。

ハ 一般的な市場リスク及び当該組合の保有に係る株式等エクスポージャーに特有のリスクを捕捉できることその他の当該リスク・ファクターの選択の適切性が実証的な

分析によって裏付けられていること。

3 第一項第二号の「内部統制に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 内部モデルと内部モデルを構築する過程について確立した指針、手続及び統制が設けられていること。
- 二 内部モデルが、組合全体の経営情報システム及び内部格付手法の適用対象である株式等エクスポージャーのポートフォリオの管理と統合されており、かつ、次に掲げる事項について利用されていること。
 - イ 最低投資利回りの設定及び代替的な投資の評価
 - ロ 株式等エクスポージャーのポートフォリオのリスク調整後の実績その他の運用実績の測定及び評価
 - ハ 保有株式に対する資本の配賦及び総合的な自己資本の適切性の評価
- 三 内部モデルの修正の承認、内部モデルの入力値の審査、内部モデルの出力値の検証その他の内部モデルを構築する過程に係るすべての要素について定期的かつ独立した見直しが行われるように、確立した経営システム、手続及び統制機能が設けられていること。
- 四 投資限度が設けられており、かつ、株式等エクスポージャーの額を監視する適切なシステム及び手続が設けられていること。
- 五 内部モデルの設計及び運用について責任を負う部署が、個々の投資の管理について責任を負う部署から機能的に独立していること。
- 六 内部モデルの設計に関わるすべての部署が十分な能力を保持しており、かつ、十分な技能をもった人員が当該部署に配

属されていること。

4 第一項第三号の「検証に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 内部モデル及び内部モデルを構築する過程の有効性及び一貫性について検証を行うシステムが設けられており、かつ、当該検証は、当該組合をして内部モデル及び内部モデルを構築する過程について有意義かつ一貫性のある評価を行うことを可能ならしめるものであること。

二 一年以上、景気循環を含む可能な限り長期のデータを用いて、実現及び未実現の損益から算出される収益率の実績値と内部モデルに基づく収益率の推計値との乖離の度合いを比較し、当該実績値が当該組合の保有する個別の株式等エクスポージャー及び株式等エクスポージャーのポートフォリオについて予想された範囲内に収まっていることを示すことができること。

三 次に掲げる要件を満たす外部データを用いて定量的な手法に基づく検証及び比較を実施していること。

イ 当該組合の保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオに照らして適切なものであること。

ロ 定期的に更新され、適切な観測期間を包含するものであること。

ハ 様々な経済的状況を含む長期にわたるものであること。

四 前号に掲げる定量的な検証の手法及び用いるデータが一貫性を持つこと。

五 次に掲げる要件を満たす内部モデルを見直すための明確な基準を設けていること。

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第二百十八条 行政庁は、第二百十五条第一項の規定に基づき、エクスポージャー変動額推計モデルの使用を承認するとき、は、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査するものとする。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスポージャー変動額推計モデルの承認に先立って一定期間にわたるモニタリング及び実際の取引データを利用したテストが実施されていること。

二 エクスポージャー変動額の管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「エクスポージャー変動額の管理部

イ 内部モデルに基づく推計値が実績値から有意に乖離した場合その他の内部モデルの有効性が疑わしくなった場合における対処方法が設けられていること。

ロ 景気循環その他の株式等エクスポージャーの収益の構造的な変動要因の影響が考慮されていること。

六 当該組合の株式等エクスポージャーに対する投資における四半期収益の実績値及び内部モデルに基づく推計値のデータを保存する適切なデータベースが構築され、かつ、維持されていること。

七 内部モデルでボラティリティを用いている場合はその推計値及び内部モデルで用いた代理変数の適切性について事後的な検証が行われていること。

八 四半期の予測に関するデータを異なる期間の予測に関するデータに変換した上で保存されており、かつ、保存された当該データを基に事後的な検証が行われていること。

(書類の整備)

第二百十八条 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法採用組合は、内部モデル及び当該内部モデルを作成する過程に係るすべての主要な事項を記載した書類を整備しなければならない。

2 前項に掲げる書類は、内部モデルの設計及びその運用の詳細にわたるものであって、かつ、リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準及び検証に関する基準を遵守していることを証するものでなければならない。

3 第一項に掲げる書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

署」という。)が、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

三 エクスポージャー変動額を管理するシステムにおいて、エクスポージャー変動額推計モデルを用いる内部格付手法採用組合が保有する重要なリスクが網羅的に把握され、かつ、可能な限り考慮されていること。

四 フロント・オフィス部門のみならず、リスク管理部門及び内部監査を行う部門並びに必要に応じてバック・オフィス部門において、高度なモデルの使用に習熟した人員が十分に確保されていること。

五 エクスポージャー変動額に係るストレス・テスト(エクスポージャー変動額推計モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合におけるエクスポージャー変動額に関する分析を行うことをいう。)が定期的に実施されていること。

六 前号のストレス・テストが第二百四十六条の十の九に規定する内部モデル方式に係るストレス・テストの要件と同等であること。

七 エクスポージャー変動額の管理部署によるエクスポージャー変動額に係るレボVaRモデルバック・テストイング(第二百四十六条の九の三第三項第七号に規定するバック・テストイングによりエクスポージャー変動額推計モデルの正確性の検定を行うことをいう。)が実施されていること。

八 エクスポージャー変動額推計モデルを用いる場合は、エクスポージャー変動額推計モデルに係るリスク理論損益(エクスポージャー変動額推計モデルに関連するフロン

一 内部モデルを当該モデルの作成の際に用いたポートフォリオのセグメントと異なるポートフォリオのセグメントに属する株式等エクスポージャーへの適用状況

二 当該内部モデルに基づく推計の手法

三 内部モデルの作成、内部モデルの承認及び内部モデルの検証を担当する部署の責任

四 内部モデルの承認及び内部モデルの見直しに関する手続
五 内部モデルの手法を採用した理由(当該内部モデル及び内部モデル作成の手続によれば、当該組合が保有する株式等エクスポージャーのリスクを適切に判別する推計結果が導かれることを裏付ける分析を含むもの)

六 内部モデルの主要な変更履歴及び直近の検証結果に基づく内部モデルを作成する手続の変更並びに当該変更と前条第四項第五号に掲げる内部モデルの検証基準との整合性(当該検証基準に基づき当該変更が行われた場合に限る。)

七 当該内部モデルの基礎となる理論、前提、係数及び変数の数学的及び実証的な根拠並びにモデルの推計に使用したデータ・ソースの詳細な内容

八 モデルの作成に利用した評価対象期間以外の期間及びモデルの作成に利用した標本以外の標本を利用したテストその他の説明変数の選択の適切性を検証するための統計的な手続

九 当該内部モデルが十分に機能しなくなる状況

4 前条第二項第十一号に掲げる代理変数、市場指標及び紐付けを用いている場合は、第一項に掲げる書類に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該組合が保有する株式等エクスポージャーのリスクと

ト・オフィス部門が用いるリスク管理モデルにより計算される損益をいう。)とエクスポージャー変動額推計モデルに係る仮想損益とを比較することにより、当該エクスポージャー変動額推計モデルの頑健性を説明できること。

九 エクスポージャー変動額推計のモデル検証部署(エクスポージャー変動額推計モデルの設計・運用を行う部署から独立し、十分な能力を有する者が属する部署又は機能をいう。次号において同じ。)は、エクスポージャー変動額推計モデルに用いる全てのモデルについて、承認時及びその後一年に一回以上の頻度で検証すること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

イ エクスポージャー変動額推計モデルの全ての過程が適切であつて、リスクを過小評価していないことを証明する検証(モデルが仮定する分布及び時価評価モデルの適切性の検証を含む。)が行われていること。

ロ モデルの検証には、仮想的なポートフォリオを用いた検証(市場の構造的な変更又はポートフォリオ構成の大きな変化(以下この号において「構造的特性」という。))によって、モデルの正確性が失われる可能性を把握する検証をいう。)が含まれ、かつ、当該仮想的なポートフォリオを用いて、発生可能性のある構造的特性をエクスポージャー変動額推計モデルで説明可能であるかどうかを確認されていること。

ハ ロの仮想的なポートフォリオを用いた検証において、代理変数を使用する場合は、次に掲げる事項が確保されていること。

(1) 代理変数を用いるリスク・ファクターが保守的な結

用いる代理変数及び紐付けが整合的であること。

二 代理変数及び紐付けは、当該組合が保有する株式等エクスポージャーに関連する重要な過去の経済状況及び市場状況に基づくものであるか、又は適切な調整が行われたものであること。

三 代理変数及び紐付けが、当該組合の保有する株式等エクスポージャーの潜在的リスクの推計を頑健なものとしていること。

5 前条第二項第五号イからハまでに掲げる調整、変換又は修正の内容及びこれらの基礎となる分析

6 前条第二項第十号に掲げる相関を内部モデルに組み込む際に用いる手法の詳細

7 前条第四項第二号に掲げる実績値と内部モデルに基づく推計値の乖離の度合いの比較及び同項第三号に掲げる内部モデルに基づく推計の結果と外部データ・ソースとの比較において用いた手法及び手法の変更履歴並びにデータ及びデータの変更履歴

果を算出することを確認すること。

(2) 重要なベ－シス・リスク(第二百四十六条の十の七第二項第四号ロに規定するベ－シス・リスクをいう。)が十分に反映されていること。

(3) 分散化されていないポートフォリオで生ずる可能性がある集中リスクが反映されていること。

十 エクスポージャー変動額推計のモデル検証部署は、第五号に規定するエクスポージャー変動額に係るストレ－テストの結果、第七号に規定するエクスポージャー変動額に係るレポVarモデルバック・テストイングの結果、第八号に規定するエクスポージャー変動額推計モデルの頑健性、前号に規定するモデルの検証の結果及び取引相手方の信用リスクの管理状況を定期的に理事会等に報告すること。

十一 理事会等は、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に係る取引相手方の信用リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営資源を投入すること。

十二 エクスポージャー変動額の管理者は、各トレーダーのポジションの削減を指示する権限を有すること。

十三 エクスポージャー変動額の計測の正確性を示す記録が保存されていること。

十四 エクスポージャー変動額推計モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

十五 エクスポージャー変動額の計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

3| 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスポージャー変動額の推計のための信頼水準が、片

側九十九パーセントであること。

二 取引対象資産の保有期間（エクスポージャー変動額の推計値を算出する際に、当該取引対象資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この款において同じ。）が、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該イ又はロに定める営業日以上であること。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの
五営業日

ロ イに掲げる取引以外の取引 十営業日

三 エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が、一年以上であること。

四 エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

五 エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われるものとする。

4 推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合は、保有期間を前項第二号に規定する営業日より長い期間とするものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたネットティング・セットは、次の連続する二の四半期の間は、当該最低保有期間に二十

営業日を適用するものとする。

(計算方法)

第二百十九条 内部格付手法採用組合は、エクスポート・ジャー変動額推計モデルを用いる場合には、法的に有効な相對ネット・イング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスポート・ジャー額を次の算式により算出するものとする。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスポート・ジャー変動額推計モデルによるエクスポート・ジャー変動額の推計値})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポート・ジャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引のエクスポート・ジャーの合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の担保の額の合計額

(変更に係る届出)

第二百二十条 第二百十五条第一項の承認を受けた内部格付手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した届出書を行政庁に提出するものとする。

- 一 承認申請書の記載事項に変更があつた場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があつた

(届出)

第二百十九条 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出なければならない。

- 一 第二百十六条第一項各号の事項に変更があつた場合
- 二 内部モデルを変更した場合
- 三 リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満たさない事由が生じた場合

(要件逸脱時の改善計画)

第二百二十条 前条第三号に掲げる事由が生じた場合、第二百十五条の承認を受けた内部格付手法採用組合は、速やかに当該事由を改善するための計画について行政庁の承認を得なければならない。

- 2 前項に規定する場合において、当該内部格付手法採用組合は、当該事由を改善する旨の計画の完了について行政庁の承認

場合

三 第二百十八条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する場合において、内部格付手法採用組合は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該内部格付手法採用組合のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

3 第一項第三号に規定する場合において、内部格付手法採用組合は、前項の書面に記載する事項について行政庁の承認を得るまでの間は、エクスポージャー変動額推計モデルに代えて第七十九条に定めるところによりレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に係るエクスポージャーを算出するものとする。

(承認の取消し)

第二百二十一条 行政庁は、前条第一項各号に掲げる場合又は内部格付手法採用組合が同条第二項に定める提出義務を怠った場合において、エクスポージャー変動額推計モデルを継続して使用させることが不相当と判断したときは、当該内部格付手法採用組合について第二百十五条第一項の承認を取り消すことができる。

認を得るまでの間は、内部モデル手法に代えて簡易手法を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(承認の取消し)

第二百二十一条 行政庁は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合において、内部格付手法採用組合が内部モデル手法を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することが不相当と判断したときは、当該内部格付手法採用組合の第二百十五条の承認を取り消すことができる。

一 リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満たさない事由が生じたとき。

二 第二百十八条に掲げる書類を作成しなかった場合又は整備しなかった場合

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)
第二百二十四条の四 「略」

2 「略」

3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じ、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。

一 適切なサービサー・キャツシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 十パーセント

二 「略」

〔4・5 略〕

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{IRB}))
第二百三十条 証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{IRB}) は、裏付資産のエクスポージャー(オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。以下この条及び次条において同じ。)について内部格付手法により算出される所要自己資本の額(期待損失額及び信用リスク・アセットの額)の八パーセントを合計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。)の合計額(以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。)を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとする。

〔2・8 略〕

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)
第二百二十四条の四 「同上」

2 「同上」

3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じ、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。

一 適切なサービサー・キャツシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

二 「同上」

〔4・5 同上〕

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{IRB}))
第二百三十条 証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{IRB}) は、裏付資産のエクスポージャー(オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。以下この条及び次条において同じ。)について内部格付手法により算出される所要自己資本の額(期待損失額及び信用リスク・アセットの額)に一・〇六を乗じて得た額の八パーセントを合計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。)の合計額(以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。)を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとする。

〔2・8 同上〕

(承認申請書の提出) 第二百三十七条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法採用組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。 一 名称 二 「略」 〔2・3 略〕	(承認の基準) 第二百三十七条の三 「略」 2 「略」 3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。 〔一〕七 略 八 前号の監査を行う者が、組合内の顧客対応及びABCPを担当する事業部門から独立していること。 〔九・十 略〕 (原資産プールの延滞率 (W)) 第二百四十二条 第二百四十条第一項の原資産プールの延滞率 (W) は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第四十二条第一項に規定する延滞エクスポージャー及び次に掲げる事由のいずれかが発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。 〔一〕三 略
(承認申請書の提出) 第二百三十七条の二 「同上」 一 商号 二 「同上」 〔2・3 同上〕	(承認の基準) 第二百三十七条の三 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 〔一〕七 同上 八 前号の監査を行う者が、組合内の顧客対応及びABCPを担当する営業部門から独立していること。 〔九・十 同上〕 (原資産プールの延滞率 (W)) 第二百四十二条 第二百四十条第一項の原資産プールの延滞率 (W) は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第四十二条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー及び次に掲げる事由のいずれかが発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。 〔一〕三 同上

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百四十三条 組合は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

一 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化エクスポージャーである場合 前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

二 「略」

三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、組合が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものにあつては前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のもの

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百四十三条 組合は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

一 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化エクスポージャーである場合 前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

二 「同上」

三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、組合が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十三号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものにあつては前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトと

にあつては第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四 「略」

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

第二百四十三条の二 「略」

2 「略」

3 第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引に係るエクスポージャー（次条第二項各号に掲げる証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージャーを除く。）をいう。

「一十九 略」

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号並びに第二百四十三条の四第一項第一号及び第二号において同じ。）において、原資産が事業用不動産関連エクスポージャーではなく、かつ、第四章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトを原資産のポートフォリオにおける金額により

して使用し、それ以外のものにあつては第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四 「同上」

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

第二百四十三条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一十九 同上」

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号並びに第二百四十三条の四第一項第一号及び第二号において同じ。）において、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第四章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン 個々の原資産のリスク・ウェイトを原資産のポートフォリオにおける金額により加重平均して得たリス

加重平均して得たリスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中堅中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ 「略」

「二十一・二十二 略」

（適格短期STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト）

第二百四十三条の三 「略」

2 「略」

3 前項各号の「トランザクションの適格要件」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。

「一〇十五 略」

十六 債権の取得日において、当該債権が事業用不動産関連エクスポージャーではなく、かつ、第四章の規定により算出される当該債権のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を実施することができるときにあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる当該債権の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー 個々のABCPの裏付資産（当該債権を含む。）のリスク・ウェイトを当該裏付資産のポートフォリオにおける金額により加重平均して得たリスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ 「同上」

「二十一・二十二 同上」

（適格短期STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト）

第二百四十三条の三 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇十五 同上」

十六 債権の取得日において、当該債権が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第四章の規定により算出される当該債権のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を実施することができるときにあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる当該債権の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン 個々のABCPの裏付資産（当該債権を含む。）のリスク・ウェイトを当該裏付資産のポートフォリオにおける金額により加重平均して得たリスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中堅中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の当該債権のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ 「略」

4 「略」

（証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則）

第二百四十四条 組合が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める担保（証券化目的導管体から提供される担保を含む。）による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合に掲げる担保

イ 「略」

ロ 第三十一条第五項に規定する運用要件を満たす適格資産担保

二 「略」

2 第四章第六節並びに第二百二十八条第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用組合」とあ

ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の当該債権のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ 「同上」

4 「同上」

（証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則）

第二百四十四条 組合が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める担保（証券化目的導管体から提供される担保を含む。）による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 第三十一条第四項に規定する適格資産担保

二 「同上」

2 第四章第六節並びに第二百二十八条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用組合」とあるのは

るのは「組合」と、第九十七条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、3―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、3―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第五百五条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。」と、第二百二十八条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項及び第五項中「第九十九条」とあるのは「第九十九条、第百二条」と読み替えるものとする。

3 「略」

4 3
第百三十一条第三項（ただし書を除く。）から第五項（第四号を除く。）までの規定は、第一項（第一号口に係る部分に限る。）の規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎的内部格付手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「又は適格金融資産担保が設定されている場合」とあるのは「が設定されている場合」と、「事業

「組合」と、第九十七条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第五百五条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第二百二十八条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項中「第九十九条から第百三条まで」とあるのは「第九十九条、第百二条、第百三条」と読み替えるものとする。

3 「同上」

4 3
第百三十一条第四項の規定は、第一項（第一号口に係る部分に限る。）の規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第百三十一条第四項中「第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

第六章の二 CVAリスク
第一節 総則

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 組合は、CVAカバー取引を有する場合
には、CVAリスク相当額を算出するものとする。

「号を削る。」

「号を削る。」

第六章の二 「同上」
第一節 算出方式

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 組合は、次節に定める標準的リスク測定
方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方と
する派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければ
ならない。

一 中央清算機関

二 組合が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合で
あって、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清
算参加者

イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについ
て、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発
生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参
加者が講じていること。

(1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となつた
場合

(2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能とな
つた場合

ロ 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレ
ード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託して
いる直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適
格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合
においても、間接清算参加者が追加的な負担をすること
なく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該ト
レード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継

「号を削る。」

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者
を取引相手方とする派生商品取引又は組合の財務会計におい
て時価評価の対象となるレポ形式の取引及び信用取引その他
これに類する海外の取引（重要性が低いものを除く。）をい
う。

一 適格中央清算機関

二 組合が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合で
あつて、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清
算参加者

イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについ
て、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発
生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参
加者が講じていること。

(1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となつた
場合

(2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能とな
つた場合

ロ 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレ
ード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託して
いる直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適
格中央清算機関の清算参加者としての資格を失つた場合
においても、間接清算参加者が追加的な負担をすること
なく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該ト
レード・エクスポージャーに関する契約を継続し、又は
承継するための枠組みが存在していること。

三 資金清算機関等

するための枠組みが存在していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれ
にも該当しない組合にあつては、第三節に定める簡便的リス
ク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相
手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出す
ることができる。

一 内部格付手法採用組合

二 先進的計測手法採用組合

三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十二条第
一項（第三百三十二条第六項及び第四百四十条第四項において
準用する場合を含む。）の承認を受けた組合

三 資金清算機関等
「項を削る。」

(CVAリスク相当額の算出手法及び算出範囲)

第二百四十六条の二の二 組合は、BA|CVA又はSA|CVAを用いてCVAリスク相当額を算出するものとする。

2 組合は、前条第二項に規定するCVAカバー取引及び第二百四十六条の三の二に規定する適格BA|CVAヘッジ取引又は第二百四十六条の四の十三第一項に規定する適格SA|CVAヘッジ取引（以下この章において「CVAポートフォリオ」という。）を対象としてCVAリスク相当額を算出するものとする。

(CVAリスクに係るヘッジ取引)

第二百四十六条の二の三 外部CVAヘッジ取引がその取引の取引相手方の取引として第二百四十六条の二第二項に規定するCVAカバー取引に該当する場合には、当該外部CVAヘッジ取引の取引相手方に対するCVAリスク相当額を算出するものとする。

第二節 BA|CVA

3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてCVAリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ行政庁に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。

「条を加える。」

「条を加える。」

第二節 標準的リスク測定方式

(完全なB A―C V Aと限定的なB A―C V A)

第二百四十六条の三 B A―C V Aを用いてC V Aリスク相当額を算出しようとする組合が次条に規定する適格B A―C V Aヘッジ取引のヘッジ効果を反映するときは、第二百四十六条の三の三に定める方法(次条及び第二百四十六条の三の三第一項において「完全なB A―C V A」という。)によるものとする。ただし、組合がC V Aヘッジ取引のヘッジ効果を反映しないときは、第二百四十六条の三の四に定める方法(同条において「限定的なB A―C V A」という。)によるものとする。

(標準的リスク測定方式によるC V Aリスク相当額)

第二百四十六条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するC V Aリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(K)とする。

$$\text{所要自己資本額}(K) = 2.33 \times h^{0.5} \times \left(\sum_i 0.5 \times w_i \times (M_i \times EAD_i^{\text{total}} - M_i^{\text{hedge}} \times B_i) - \sum_{\text{ind}} W_{\text{ind}} \times M_{\text{ind}} \times B_{\text{ind}} \right)^2 + \sum_i 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{\text{total}} - M_i^{\text{hedge}} \times B_i)^2)^{0.5}$$

hは、保有期間(ただし、hの値は一とする。)

w_iは、取引相手方iに係る掛目

M_iは、第三十三条第一項に規定する実効マチュリテイであつて取引相手方iに係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_i^{total} は、取引相手方iに係るネットインデング・セットの与信相当額の割引現在価値

M_i^{hedge} は、C V Aリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方iに係る取引のマチュリテイ

B_iは、C V Aリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方iに係る取引の想定元本額の割引現在価値

W_{ind}は、C V Aリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

M_{ind}は、C V Aリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリテイ

$Bind$ は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2 前項の W_i は、適格格付機関により付与された取引相手方 i に係る格付に対応する信用リスク区分（第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1	1
ウエイト W_i （パーセン	1	1
ト）	七	〇・
	八	〇・
	〇	一・
	〇	二・
	〇	三・
	〇	十・

3 第一項の W_{ind} は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4 第一項の $EAD_{i, total}$ は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方 i に係るネットティング・セットごとに算出した額とする。

- 一 SA—CCRを用いる場合 第五十一条第一項に規定する与信相当額の割引現在価値
- 二 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十二条第二項に規定する与信相当額
- 三 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章

第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

5 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\begin{aligned} & \text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \\ & \times (1 - EXP(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_x) \end{aligned}$$

M_x は、対応する M_i 、 M_i^{hedge} 又は $M_{i\text{ind}}$

6 第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするものに限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ

二 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ

三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

7 第四項第三号に掲げる場合において、第一項の EAD_i^{total} （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、同号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットティング・セットの EAD_i^{total} とすることができる。

(B A―C V Aにおけるヘッジの適格要件)

第二百四十六條の三の二 組合は、完全なB A―C V AによりC V Aリスク相当額を算出するに当たっては、C V Aリスクに係るヘッジ取引のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの(次条第一項において「適格B A―C V Aヘッジ取引」という。)に限り、C V Aリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一 内部C V Aヘッジ取引が第六章の四第三節に定めるところによりカーベチャー・リスク、デフォルト・リスク及び残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額の計測対象となる場合には、C V Aデスクの取引相手方となるトレーディング・デスクがC V Aデスクに対するポジションを完全に相殺する取引を第三者との間で実行していること。

二 C V Aリスクにおける取引相手方のクレジット・スプレッドの変動を低減させる目的で使用され、及び管理される取引であって、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る文書が作成されていること。

第田 $=\sqrt{(T_m/10)}$

T_mは、第五十二條第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二百四十六條の三第七項」と、同項第一号中「ネットティング・セット 二十営業日」とあり及び「ネットティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

「条を加える。」

三 次に掲げる取引であること。

イ 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ又は単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップであつて、次のいずれかを参照するもの

- (1) 取引相手方
 - (2) 取引相手方と法的に関連する企業
 - (3) 取引相手方と同一のセクター及び地域に属する企業
- ロ インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

(完全なB A－C V AによるC V Aリスク相当額)

第二百四十六条の三の三 組合が適格B A－C V Aヘッジ取引のヘッジ効果を反映して算出する完全なB A－C V AによるC V Aリスク相当額は、次の算式により算出した所要自己資本額 (K_{full}) に割引係数 (DS_{BA-CVA}) ○・六五を乗じて得た額とする。

$$K_{full} = \beta \cdot K_{reduced} + (1 - \beta) \cdot K_{hedged}$$

$$K_{reduced} = \sqrt{\left(\rho \cdot \sum_c SCVA_c \right)^2 + (1 - \rho^2) \cdot \sum_c SCVA_c^2}$$

K_{hedged}

$$= \sqrt{\left(\rho \cdot \sum_c (SCVA_c - SNH_c) - IH \right)^2 + (1 - \rho^2) \cdot \sum_c (SCVA_c - SNH_c)^2 + \sum_c HMA_c}$$

β は、○・二五

$SCVA_c$ は、取引相手方 c との全てのネットインデグ・セットに対するCVA資本賦課

「条を加える。」

ρ は、〇・五

SNH_cは、取引相手方 c のCVAリスクに対する全てのシングル・ネーム・ヘッジを用いたヘッジ効果の値

IH_cは、インデックスを用いたヘッジ取引から生ずる全ての取引相手方のCVAリスクに対するヘッジ効果の値

HMA_cは、取引相手方 c のCVAリスクに対する全てのヘッジ取引の値

2 振替の SCVA_c は、振替による振出と入金の合計、取引相手方 c への対外的クレジット・デビットを合計したものである。

$$SCVA_c = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_c \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

α は、第五十条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には一とし、S A—C C Rを用いる場合及び第五十二条第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いる場合には一・四とする。ただし、同項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出する場合であって、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、当該特徴に応じたより保守的な α を用いるものとする。

RW_cは、次項の表に定める値

M_{NS}の算出に当たっては、第百三十三条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする」とあるのは、「一年に満たない場合は、一年とする」と読み替えるものとする。ただし、組合が第五十二条第一項の承認を受けた場合には、M_{NS}は、第百三

十三条第一項の規定により算出される実効マチュリティとする。

EAD_{NS}は、ネットインゾグ・セットの与信相当額であり、第五十条第二項の規定によりカレント・エクスボージャー方式を用いる場合には第五十三条第一項の規定により算出される与信相当額（第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合にあっては、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額）とし、S A—C C Rを用いる場合には第五十一条第一項の規定により算出される与信相当額とし、第五十二条第一項の承認を受けて期待エクスボージャー方式を用いる場合には同条第二項の規定により算出される与信相当額とする。ただし、これらの与信相当額に対しCVAの影響は、勘案しないものとする。

DF_{NS}は、次の算式により算出する値。ただし、第五十二条第一項の承認を受けた組合は一を用いる。

$$DF_{NS} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

3 前項のRW₀は、次の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関が取引相手方に格付を付与していない場合には、内部格付手法採用組合は、内部格付を適格格付機関が付与する格付に紐付けすることにより判断された取引相手方の信用力に基づき、同表に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

取引相手方のセクタ	取引相手方の信用力	
	投資適格 (IG) (パーセント)	投機的格付 (HY) 及び無 格付 (NR) (パーセン ト)
ソブリン（中央銀行 及び国際開発銀行を 含む。）	〇・五	二・〇
地方自治体、政府支 援法人（非金融）、教 育機関及び行政機関	一・〇	四・〇
金融（政府系金融機 関を含む。）	五・〇	十二・〇
素材、エネルギー、 工業、農業、製造 業、鉱業及び採石業	三・〇	七・〇
消費財・サービス、 運輸及び倉庫並びに 行政支援サービス業	三・〇	八・五
テクノロジー及び通 信	二・〇	五・五
ヘルスケア、公益事 業及び専門・技術関 連業	一・五	五・〇
その他のセクター	五・〇	十二・〇

4 単一の SNH_c は、次の算式による算出される。

$$SNH_c = \sum_{h \in C} r_{hc} \cdot RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN}$$

r_{hc} は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める値（以下この節において同じ。）

取引相手方 c の単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップによるヘッジ h	r_{hc} の値 (パーセント)
取引相手方 c を直接参照するもの	100
取引相手方 c と法的に関連する組織を参照するもの	80
取引相手方 c と同じセクターで同じ地域に属する組織を参照するもの	50

RW_h は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h のリスク・ウェイトであり、前項の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイト（以下この節において同じ。）

M_h^{SN} は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h の実効マチュリティ（以下この節において同じ。）

B_h^{SN} は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h の想定元本額（以下この節において同じ。）。なお、単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップを用いる場合には、参照ポートフォリオ又は参照商品の市場価格を想定元本額とする。

DF_h^{SN} は、デイスカウント・ファクターであり、次の算式に

より算出される値（以下この節において同じ。）

$$DF_h^{SN} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_h^{SN})}{0.05 \cdot M_h^{SN}}$$

5 第一項のIHは、次の算式により算出するものとする。

$$IH = \sum_i RW_i \cdot M_i^{ind} \cdot B_i^{ind} \cdot DF_i^{ind}$$

M_i^{ind} は、インデックス・ヘッジiの残存バリュエー

B_i^{ind} は、インデックス・ヘッジiの想定元本額

DF_i^{ind} は、デイスカウント・ファクターであり、次の算式により算出される値

$$DF_i^{ind} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_i^{ind})}{0.05 \cdot M_i^{ind}}$$

6 前項のRW_iは、インデックス・ヘッジに適用されるリスク・ウェイトであり、第三項の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める調整を行うものとする。

一 インデックスの全ての構成銘柄が同一のセクターに属し、かつ、同一の信用力である場合 第三項の表に定めるリスク・ウェイトに〇・七を乗じて得た値をリスク・ウェイトとする。

二 インデックスの全ての構成銘柄が同一のセクターに属する場合でない場合又はインデックスが投資適格並びに投機的格付及び無格付の双方を含む場合 第三項の表に定めるリスク・ウェイトを銘柄数に応じて加重平均し、〇・七を

乗じて得た値をリスク・ウェイトとする。

7 第一項の HMA_c は、次の算式により算出するものとする。

$$HMA_c = \sum_{hec} (1 - r_{hc}^2) \cdot (RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN})^2$$

(限定的な $BA|CVA$ による CVA リスク相当額)

第二百四十六条の三の四 限定的な $BA|CVA$ による CVA リスク相当額は、前条第一項の算式において α を一として算出した K_{FRI} の値に割引係数 0.65 を乗じて得た額とする。

第三節 $SA|CVA$

第一款 承認手続等

($SA|CVA$ の承認)

第二百四十六条の四 組合は、 $SA|CVA$ を用いるときは、あらかじめ、行政庁の承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けた組合は、第二百四十六条の四の五の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、 $SA|CVA$ を継続して用いるものとする。

($SA|CVA$ に係る承認申請書の提出)

第二百四十六条の四の二 $SA|CVA$ を用いることについて前条第一項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

「条を加える。」

第三節 簡便的リスク測定方式

(簡便的リスク測定方式による CVA リスク相当額)

第二百四十六条の四 簡便的リスク測定方式を用いて算出する CVA リスク相当額は、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 CVAリスク相当額の算出並びにエクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他のSA-CVAの運用が第三款に規定する承認の基準に適合していることを示す書類
四 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

(SA-CVAに係る承認の基準)

第二百四十六条の四の三 行政庁は、第二百四十六条の四第一項の承認をしようとする場合には、エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって組合のリスク管理において運用されており、かつ、SA-CVAの使用を開始する日以降において、第三款に規定する承認の基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

(SA-CVAに係る変更に係る届出)

第二百四十六条の四の四 SA-CVA採用組合は、次のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出るものとする。

一 承認申請書の記載事項に変更があった場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があった場合

三 第三款に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する事由が生じた場合には、S A | C V A採用組合は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該S A | C V A採用組合のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(S A | C V Aに係る承認の取消し)

第二百四十六条の四の五 行政庁は、前条第一項第三号に掲げる場合において、S A | C V Aを用いてC V Aリスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、第二百四十六条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(行政庁への報告)

第二百四十六条の四の六 S A | C V A採用組合は、月ごとに、C V Aリスク相当額を行政庁に報告するものとする。

第二款 S A | C V AによるC V Aリスク相当額の

算出方法

第一目 総則

(S A | C V AによるC V Aリスク相当額)

第二百四十六条の四の七 S A | C V Aを用いて算出するC V Aリスク相当額は、デルタ・リスクに係るC V Aリスク相当額及びベガ・リスクに係るC V Aリスク相当額を合計して得た額とする。

2 前項の「デルタ・リスクに係るCVAリスク相当額」とは、次に掲げるリスク・クラスごとに算出されるデルタ・リスクに係るCVAリスク相当額を合計したものをいう。 一 金利リスク 二 外国為替リスク 三 取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク 四 参照先のクレジット・スプレッド・リスク 五 株式リスク 六 コモディティ・リスク	3 第一項の「ベガ・リスクに係るCVAリスク相当額」とは、前項各号（第三号を除く。）に掲げるリスク・クラスごとに算出されるベガ・リスクに係るCVAリスク相当額を合計したものをいう。	（リスク・クラスごとのCVAリスク相当額） 第二百四十六条の四の八 前条第二項のリスク・クラスごとに算出されるデルタ・リスクに係るCVAリスク相当額及び同条第三項のリスク・クラスごとに算出されるベガ・リスクに係るCVAリスク相当額は、この款の規定により次に掲げる項目を計測することにより算出するものとする。 一 ネット感応度 二 加重感応度 三 ネット加重感応度 四 バケットごとのCVAリスク相当額	2 前項第一号に掲げる「ネット感応度」とは、次に掲げる感応度をいう。 一 第二百四十六条の二第二項に規定するCVAカバー取引
---	---	--	--

を対象に計測されるCVAの合計値に対するリスク・ファクターごとの感応度（次項において「ネット感応度 s_k^{CVA} 」という。）

- 二 全ての第二百四十六条の四の十三第一項に規定する適格SA—CVAヘッジ取引の市場価格の合計値に対するリスク・ファクターごとの感応度（次項において「ネット感応度 s_k^{Hdg} 」という。）

3

第一項第二号に掲げる「加重感応度」とは、次の算式によりリスク・ファクターごとに計測したものをいう。

$$WS_k^{CVA} = RW_k \cdot s_k^{CVA}$$

$$WS_k^{Hdg} = RW_k \cdot s_k^{Hdg}$$

加重感応度 WS_k^{CVA} は、ネット感応度 s_k^{CVA} に対して、第二百四十六条の四の十五第五項、第二百四十六条の四の十六第四項、第二百四十六条の四の十七第四項、第二百四十六条の四の十九第三項、第二百四十六条の四の二十第三項、第二百四十六条の四の二十二第三項、第二百四十六条の四の二十五第三項、第二百四十六条の四の二十七第三項及び第六項並びに第二百四十六条の四の二十九第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得たリスク・ファクターごとの値

加重感応度 WS_k^{Hdg} は、ネット感応度 s_k^{Hdg} に対して、第二百四十六条の四の十五第五項、第二百四十六条の四の十六第四項、第二百四十六条の四の十七第四項、第二百四十六条の四の十九第三項、第二百四十六条の四の二十第三項、第二百四十六条の四の二十二第三項、第二百四十六条の四の二十五第三項、第二百四十六

十六条の四の二十七第三項及び第六項並びに第二百四十六
 条の四の二十九第三項に定めるリスク・チャートを用いて
 得たリスク・ファクターごとの値

4 第一項第三号に掲げる「ネット加重感応度」とは、次の算
 式によりリスク・ファクターごとに計測したものをいう。

$$WS_k = WS_k^{CVA} - WS_k^{Hdg}$$

5 第一項第四号に掲げる「バケットごとのCVAリスク相当
 額」とは、前項において計測することにより算出したネット
 加重感応度を次の算式によりバケットごとに計測したものを
 いう。

$$K_b$$

$$= \max \left(0, \sum_{k \in b} WS_k^2 + \sum_{k \in b} \sum_{l \in b, l \neq k} \rho_{kl} WS_k WS_l \right) + R \cdot \sum_{k \in b} (WS_k^{Hdg})^2$$

ρ_{kl} は、リスク・ファクターの感応度の相関係数

Rは、ヘッジング・デイトレードシス（CVAリスクが完
 全にヘッジされない可能性を考慮したCVAリスク相当額
 の追加分をいう。）であり、〇・〇ーとする。

6 リスク・クラスごとに算出されるデルタ・リスクに係るC
 VAリスク相当額及びリスク・クラスごとに算出されるベガ
 ・リスクに係るCVAリスク相当額は、前項において計測し
 たバケットごとのCVAリスク相当額を用いて、次の算式に
 より算出する。

$$K = m_{CVA} \sqrt{\sum_b K_b^2 + \sum_{b \neq c} y_{bc} S_b S_c}$$

y_{bc} は、各リスク・クラスに適用される相関係数

S_b は、次の算式により、バケットbに含まれる全てのリスク・ファクターkに係る加重感応度 WS_k を合計して計測するものとし、 $-K_b$ を下限、 K_b を上限とする。この場合において、 S_c は、 S_b と同様の方法で計測する。

$$S_b = \max \left\{ -K_b; \min \left(\sum_{k \in b} WS_k; K_b \right) \right\}$$

$$S_c = \max \left\{ -K_c; \min \left(\sum_{k \in c} WS_k; K_c \right) \right\}$$

(ネット感応度の計測)

第二百四十六条の四の九 ネット感応度（前条第二項に規定するネット感応度をいう。以下この節において同じ。）は、リスク・ファクターの現在価値の微小な変化幅に対するCVAの合計値又は全ての適格ヘッジ手段の市場価格の合計値の変化率とする。

2 各リスク・ファクターの変化幅は、第二百四十六条の四の十五第三項及び第四項、第二百四十六条の四の十六第二項及び第三項、第二百四十六条の四の十七第二項及び第三項、第二百四十六条の四の十九第二項、第二百四十六条の四の二十第二項、第二百四十六条の四の二十二第二項、第二百四十六条の四の二十四第二項、第二百四十六条の四の二十五第二項

、第二百四十六条の四の二十七第二項及び第五項並びに第二百四十六条の四の二十九第二項及び第五項の規定にかかわらず、組合の内部のリスク管理における計算方法と整合する限りにおいて、より小さな変化幅を用いることができる。

3| ベガ・リスクに係るネット感応度は、エクスポージャー計測モデルにおいて、次に掲げるボラティリティを変化させることにより算出する。この場合において、ベガ・リスクに係るネット感応度は、CVAポートフォリオにオプション性を有する取引が含まれていない場合であつても算出するものとする。

一| リスク・ファクターのパスの生成に用いるボラティリティ
イ| オプションの公正価値の評価に用いるボラティリティ

(乗数)

第二百四十六条の四の十 第二百四十六条の四の八第六項の算式
式中乗数 M_{CVA} は一とする。

2| 行政庁は、組合のCVAの計算に係るモデル・リスクに対処するために必要と判断した場合には、前項の乗数を引き上げるものとする。

(インデックスをヘッジ手段に用いる場合のネット感応度の計測)

第二百四十六条の四の十一 第二百四十六条の四の九第一項の規定にかかわらず、インデックスを用いてCVAリスクのヘッジを行う場合における当該インデックスのネット感応度は、当該インデックスの価格に影響を及ぼす全てのリスク・フ

アクターの現在価値の微小な変化幅に対するリスク・ファクターの影響を受ける全ての構成銘柄に対する影響を通して計測された当該インデックスの市場価格の変化率とする。

（適格インデックスの指定）

第二百四十六条の四の十二 S A－C V A採用組合は、一定の要件を満たすインデックス（クレジット・インデックス又は株式インデックスであつて、デルタ・リスクに係るネット感応度の計測における第二百四十六条の十七の四第四項各号に掲げる要件を満たすインデックス及びベガ・リスクに係るネット感応度の計測における全てのインデックスをいう。以下この節において「適格インデックス」という。）を第二百四十六条の四の二十一第一項、第二百四十六条の四の二十三第一項又は第二百四十六条の四の二十六第一項の表における適格インデックスのバケットに割り当てることにより、バケットごとに計測された複数のネット感応度を当該適格インデックスに対する単一のネット感応度とすることができる。ただし、当該適格インデックスを構成する銘柄のうち同一のセクターに区分される銘柄の割合（ただし、当該適格インデックスに定められた構成銘柄の重み付けを考慮して算出された割合とする。）が七十五パーセントを超える場合には、当該適格インデックスのバケットに代えて、当該セクターが属するバケットを割り当てるものとする。

（S A－C V Aにおけるヘッジの適格要件）

第二百四十六条の四の十三 S A－C V Aを用いてC V Aリスク相当額を算出するに当たっては、次に掲げる要件の全てを

満たすヘッジ取引（以下この節において「適格S A－C V Aヘッジ取引」という。）に限り、C V Aリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。ただし、第二百四十六条の九の二第六項各号に掲げる商品を用いたヘッジ取引については、これを適格S A－C V Aヘッジ取引とはしないものとする。

一 C V Aリスクを軽減する目的で使用され、かつ、管理されている取引であつて、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る文書が作成されていること。

二 内部C V Aヘッジ取引が第六章の四第三節に定めるところによりカーベチャー・リスク、デフォルト・リスク及び残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額の計測対象となる場合には、C V Aデスクの取引相手方となるトレーディング・デスクがC V Aデスクに対するポジションを完全に相殺する取引を第三者との間で実行していること。

2 適格S A－C V Aヘッジ取引は、ヘッジ期間にわたり一の取引として扱い、複数に分割しないものとする。

3 クレジット・スプレッド・リスクのデルタ・リスクに対する適格S A－C V Aヘッジ取引がある場合には、適格S A－C V Aヘッジ取引の全体を取引相手方のクレジット・スプレッド・リスクのリスク・クラス又は参照先のクレジット・スプレッド・リスクのリスク・クラスに割り当てるものとする。

（S A－C V AとB A－C V Aとの併用）

第二百四十六条の四の十四 S A－C V A採用組合は、S A－

CVAを用いることが適切でないと判断するネットティング・セットに対しては、BA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、SA-CVA採用組合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、一のネットティング・セットを二に分割し、その一方に対しSA-CVAを用い、かつ、他方に対しBA-CVAを用いるものとする。

一 ネットティング・セットの分割の方法が、会計CVA（財務会計に反映させることを目的として計測されたCVAをいう。以下この章において同じ。）における分割の方法と一致していること。

二 ネットティング・セットに含まれる取引のうち、SA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出することが適切でない取引があること。

第二目 金利リスクに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関

（金利リスクのバケットにおける感応度等）

第二百四十六条の四の十五 金利リスクに係るデルタ・リスク及びベガ・リスクのバケットは、個々の通貨ごとに定めるものとする。

2 組合の報告通貨（組合の財務報告において用いられる通貨をいう。以下同じ。）、アメリカ合衆国通貨（USD）、欧州経済通貨統合参加国通貨（EUR）、英国通貨（GBP）、オーストラリア通貨（AUD）、カナダ通貨（CAD）、スウェーデン通

貨（SEK）及び本邦通貨に対する金利リスクのデルタ・リスク・ファクターは、インフレ率の絶対変化及び次に掲げるテナー（満期までの年限をいう。以下同じ。）の種類ごとのリスクフリー・イールドカーブの絶対変化とする。

- 一 一年
- 二 二年
- 三 五年
- 四 十年
- 五 三十年

3| 前項の「インフレ率の絶対変化」とは、インフレ率をベース・ポイント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇〇〇一で除して得た値をいう。

4| 第二項の「リスクフリー・イールドカーブの絶対変化」とは、特定の通貨のリスクフリー・イールドカーブを一ベシ・ポイントの幅で変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇〇〇一で除して得た値をいう。

5| 第二項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトは、次の表の当該リスク・ファクターの区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

リスク・ウェイト	リスク・ファクター	リスク	インフレ率
一一	〇・	一年	
九三	〇・	二年	
七四	〇・	五年	
七四	〇・	十年	
七四	〇・	年三十	
一一	〇・		率

第二百四十六条の四の十六 前条第二項に規定する通貨以外の通貨に対する金利リスクのデルタ・リスク・ファクターは、インフレ率の絶対変化及びリスクフリー・イールドカーブの平行・シフトの絶対変化とする。

2 前項の「インフレ率の絶対変化」とは、インフレ率を一ベシス・ポイント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇〇〇一で除して得た値をいう。

3 第一項の「リスクフリー・イールドカーブの平行・シフトの絶対変化」とは、通貨のリスクフリー・イールドカーブを一ベシス・ポイントの幅で平行・シフトさせた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇〇〇一で除して得た値をいう。

4 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRW_Δは、一・五八パーセントとする。

5 第一項に規定するリスクフリー・イールドカーブとインフレ率との間の相関係数 ρ_{Δ} は、四十パーセントとする。

(金利リスクのベガ・リスク・ファクターの感応度等)

第二百四十六条の四の十七 金利リスクのベガ・リスク・ファクターは、通貨のインフレ率に対する全てのボラティリティの絶対変化及び金利に対する全てのボラティリティの相対変化とする。

2 前項の「通貨のインフレ率に対する全てのボラティリティの相対変化」とは、インフレ率に対する全てのボラティリティを現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇一

で除して得た値をいう。

3 第一項の「金利に対する全てのボラティリティの相対変化」とは、金利に対する全てのボラティリティを現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇一で除して得た値をいう。

4 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイト RW_i は、百パーセントとする。

5 第一項に規定する通貨のインフレ率に対するボラティリティと金利に対するボラティリティとの間の相関係数 ρ_{Ri} は、四十パーセントとする。

第三目

外国為替に係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び
相関

（外国為替リスクのバケットにおける感応度等）

第二百四十六条の四の十八 外国為替に係るデルタ・リスク及びベガ・リスクのバケットは、組合の報告通貨を除く個々の通貨ごとに定めるものとする。

2 前項に規定する外国為替に係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 ρ_{bc} は、全ての通貨について〇・六とする。

（外国為替に係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百四十六条の四の十九 外国為替に係るデルタ・リスク・ファクターは、外国通貨と組合の報告通貨との間における直

物為替レート（組合の報告通貨で表示された当該外国通貨一単位の市場価格をいう。次項及び次条第二項において同じ。）の相対変化とする。	2 前項の「直物為替レートの相対変化」とは、直物為替レートをその現在価値に対して一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇一で除して得た値をいう。この場合において、組合の報告通貨でない通貨（以下この項及び次条第二項において「非報告通貨」という。）間の為替レートを参照する取引を行うときは、組合の報告通貨と各非報告通貨との間の直物為替レートの感応度を計測するものとする。	3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRW_iは、十一パーセントとする。	（外国為替に係るベガ・リスク・ファクターの感応度等） 第二百四十六条の四の二十 外国為替に係るベガ・リスク・ファクターは、外国通貨と組合の報告通貨との間における為替レートに対する全てのボラティリティの相対変化とする。 2 前項の「為替レートに対する全てのボラティリティの相対変化」とは、外国通貨と報告通貨との間の為替レートに対する全てのボラティリティを現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段に生じた価値の変動を〇・〇一で除して得た値をいう。この場合において、非報告通貨間の為替レートを参照する取引を行うときは、組合の報告通貨と各非報告通貨との間の直物為替レートのボラティリティを計測するものとする。	3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイト
---	---	--	---	--------------------------------------

RW₁は、百パーセントとする。

第四目 取引相手方のクレジット・スプレッドに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関

(取引相手方のクレジット・スプレッドに係る感応度等)

第二百四十六条の四の二十一 取引相手方のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケットは、取引相手方のセクターの区分に応じ、次の表のとおりとする。ただし、取引相手方のクレジット・スプレッドに係るベガ・リスクについては、CVAリスク相当額の算出を要しないものとする。

バケット番号	取引相手方のセクター
1 ^a)	ソブリン（中央銀行及び国際開発銀行を含む。）
1 ^b)	地方自治体、政府支援法人（非金融）、教育機関及び行政機関
2)	金融（政府系金融機関を含む。）
3)	素材、エネルギー、工業、農業、製造業、鉱業及び採石業
4)	消費財・サービス、運輸及び倉庫並びに行政支援サービス業
5)	テクノロジー及び通信
6)	ヘルスケア、公益事業及び専門・技術関連業
7)	その他のセクター

2 取引相手方のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リス										8
適格インデックス										
バ	ツ	番	(	に	め	値	パ	セ	ト	
ケ	ト	号	表	定	る	は	ー	ン	)	
1										百
2										十
3										二十
4										五 二十
5										百
6										
7										
8										

定のバケット間の相関係数 y_{bc} は、バケット番号（前項の規定により分類したバケットに対応して定めた番号をいう。次条第三項において同じ。）に応じ、次の表に定めるものとする。

8	7	6
五 四十	零	十五
五 四十	零	五
五 四十	零	五
五 四十	零	五
五 四十	零	五
五 四十	零	百
零	百	
百		

（取引相手方に対するクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百四十六条の四の二十二 取引相手方に対するクレジット

・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターは、次に掲げるテナーの種類ごとの個社（取引相手方及び取引相手方に対するクレジット・スプレッドのヘッジ手段に係る参照銘柄をいう。）及び適格インデックスのクレジット・スプレッドの絶対変化とする。

- 一| 半年
- 二| 一年
- 三| 三年
- 四| 五年
- 五| 十年

2 前項の「クレジット・スプレッドの絶対変化」とは、クレジット・スプレッドを一ベシス・ポイント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を○・○〇〇一で除して得た値をいう。

3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイト^{RW}は、テナーの全ての種類について、バケット番号及び信

用力の区分に応じ、次の表に定めるものとする。

【表 別葉一を挿入】

4 前項の表のバケット番号1から7までに係る加重感応度 WS_k 及び WS_1 の相関係数 ρ_{ki} は、次の算式により得た値とする。

$$\rho_{ki} = \rho_{tenor} \cdot \rho_{name} \cdot \rho_{quality}$$

5 前項の場合において、次の各号に掲げる相関係数の値は、当該各号に定めるものとする。

一 相関係数 ρ_{tenor} 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める値

イ 双方のテナーが同一の場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十パーセント

二 相関係数 ρ_{name} 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める値

イ 双方の銘柄が同一の場合 百パーセント

ロ 双方の銘柄が同一ではなく、かつ、法的に関連する場合 九十パーセント

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 五十パーセント

三 相関係数 $\rho_{quality}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める値

イ 双方の銘柄の信用力が同一の場合（双方の銘柄が投資適格である場合、双方の銘柄が投機的格付である場合、双方の銘柄が無格付である場合又は一方の銘柄が投機的格付であって他方の銘柄が無格付である場合をいう。）

百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 八十パーセント

6| 第三項の表のバケット番号8に係るネット加重感応度 WS_i 及び WS_i の相関係数 ρ_{ki} は、次の算式により得た値とする。

$$\rho_{ki} = \rho_{tenor} \cdot \rho_{name} \cdot \rho_{quality}$$

7| 前項の場合において、次の各号に掲げる相関係数の値は、当該各号に定めるものとする。

一| 相関係数 ρ_{tenor} 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める値

イ| 双方のテナーが同一の場合 百パーセント

ロ| イに掲げる場合以外の場合 九十パーセント

二| 相関係数 ρ_{name} 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める値

イ| 双方のインデックスの名称が同一であつて、双方のインデックスのシリーズが同一である場合 百パーセント

ロ| 双方のインデックスの名称が同一であつて、双方のインデックスのシリーズが同一でない場合 九十パーセント

ハ| イ及びロに掲げる場合以外の場合 八十パーセント

三| 相関係数 $\rho_{quality}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める値

イ| 双方のインデックスの信用力が同一の場合（双方のインデックスが投資適格である場合又は双方のインデックスが投機的格付である場合をいう。） 百パーセント

ロ| イに掲げる場合以外の場合 八十パーセント

第五目

参照先のクレジット・スプレッドに係るバケット、リスク・ファクター、感応度

リスク・ウェイト及び相関

(参照先のクレジット・スプレッドに係るCVA感応度等)
 第二百四十六条の四の二十三 参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク及びベガ・リスクのバケットは、参照先の信用力及びセクターの区分に応じ、次の表のとおりとする。

バケ ット 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
信用力	投資適格 (IG)								付 (NR)
参照先のセクター	ソブリン (中央銀行及び国際開発銀行を含む。)	地方自治体、政府支援法人 (非金融)、教育機関及び行政機関	金融 (政府系金融機関を含む。)	素材、エネルギー、工業、農業、製造業、鉱業及び採石業	消費財・サービス、運輸及び倉庫並びに行政支援サービス業	テクノロジー及び通信	ヘルスケア、公益事業及び専門・技術関連業	ソブリン (中央銀行及び国際開発銀行を含む。)	地方自治体、政府支援法人 (非

【表 別葉二を挿入】

二 双方のバケットの信用力が同一でない場合 バケット番号に応じ、前号の表に定める値を二で除して得た値

(参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等)

第二百四十六条の四の二十四 参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターは、バケット内の全ての参照先に係る全てのテナーのクレジット・スプレッドの絶対変化とする。

2 前項の「クレジット・スプレッドの絶対変化」とは、バケット内の全ての参照先に係る全てのテナーのクレジット・スプレッドを一ベシス・ポイント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇〇〇一で除して得た値をいう。

3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウエイト RW_i は、バケット番号に応じ、次の表に定めるものとする。

【表 別葉三を挿入】

(参照先のクレジット・スプレッドに係るベガ・リスク・ファクター)

第二百四十六条の四の二十五 参照先のクレジット・スプレッドに係るベガ・リスク・ファクターは、バケット内の全ての参照先に係る全てのテナーのクレジット・スプレッドの全てのボラティリティの相対変化とする。

2 前項の「クレジット・スプレッドの全てのボラティリティの相対変化」とは、バケット内の全ての参照先に係る全ての

テナーのボラティリティを現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を○・○で除して得た値をいう。

3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRWは、百パーセントとする。

第六目

株式に係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関

(株式リスクのバケットに係るCVA感応度)

第二百四十六条の四の二十六 株式リスクのバケットは、次の表に掲げる時価総額、経済及び株式の発行体のセクターの各区分に応じ、同表のとおりとする。

バケット ト番号	時価 総額	経済	株式の発行体のセクター
1	大	新興市場	消費財・サービス、運輸及び倉庫、行政支援サービス業、ヘルスケア並びに公益事業
2			通信及び工業
3			素材、エネルギー、農業、製造業、鉱業及び採石業
4			金融（政府系金融機関を含む）、不動産業及びテクノロジー

5	先進市場			消費財・サービス、運輸及び倉庫、行政支援サービス業、ヘルスケア並びに公益事業
6	通信及び工業			通信及び工業
7	素材、エネルギー、農業、製造業、鉱業及び採石業			素材、エネルギー、農業、製造業、鉱業及び採石業
8	金融（政府系金融機関を含む）、不動産業及びテクノロジー			金融（政府系金融機関を含む）、不動産業及びテクノロジー
9	小	新興市場	バケット番号1から4までの全てのセクター	バケット番号1から4までの全てのセクター
10		先進市場	バケット番号5から8までの全てのセクター	バケット番号5から8までの全てのセクター
11	その他のセクター			その他のセクター
12	時価総額が大である先進市場における株式インデックス			時価総額が大である先進市場における株式インデックス
13	その他の株式インデックス			その他の株式インデックス

（注1）表の「時価総額」欄の分類に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

1. 世界各国の証券市場において、同一の上場法人又は法人グループの発行済株式総数の市場価額に基づく時価総額の合計を用いること。
2. 法人グループの発行済株式総数は、グループ内の上場親会社の発行済株式総数とすること。

3. 法人グループの発行済株式総数に複数の関連上場法人の時価総額を含めないこと。
4. 時価総額が二十億合衆ドル以上の場合には「大」に分類し、それ以外の場合には「小」に分類すること。
(注2) 表の「経済」欄の分類に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。
1. 「先進市場」は、カナダ、米国、メキシコ、ユーロ圏、非ユーロ圏の西欧諸国（英国、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク及びスイス）、日本、オセアニア（オーストラリア及びニュージーランド）、シンガポール及び香港特別行政区とすること。
2. 「新興市場」は、「先進市場」以外の国又は地域とすること。
(注3) 表の「株式の発行体のセクター」欄の分類に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
1. 市場で一般的に使用されるセクターを基に割り当てるものとする。
2. 各発行体は表のセクターのいずれかに割り当てるものとし、同一の業に属する発行体は同一のセクターに割り当てるものとする。
3. 適切なセクターに割り当てることが困難な場合には、バケット番号11に割り当てるものとする。
4. 異なる経済に属する発行体又は複数のセクターに属する発行体については、当該発行体が事業活動を行う最も重要な経済又はセクターに該当するバケットに割り当てるもの

を定める。

2| 株式のデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{bc} は、バケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。次条第三項において同じ。）に応じ、次の表のとおりとする。

【表 別葉四を挿入】

（株式に係るデルタ及びベガ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百四十六条の四の二十七 株式に係るデルタ・リスク・ファクターは、バケット内の全ての参照銘柄のスポット価格の相対変化とする。

2| 前項の「参照銘柄のスポット価格の相対変化」とは、バケット内の全ての参照銘柄のスポット価格を現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を○・○で除して得た値をいう。

3| 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイト α_i は、参照銘柄のバケット番号に応じ、次の表のとおりとする。

バケット番号	
1	五十五 (パーセント)
2	六十
3	四十五
4	五十五

13	12	11	10	9	8	7	6	5
二十五	十五	七十	五十	七十	五十	四十	三十五	三十

4 株式に係るベガ・リスク・ファクターは、バケット内の全ての参照銘柄のボラティリティの相対変化とする。

5 前項の「参照銘柄のボラティリティの相対変化」とは、バケット内の全ての参照銘柄に係る全てのボラティリティを現在価値に対して同時に一パーセント相対変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇一で除して得た値をいう。

6 第四項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトは、前条第一項の表のバケット番号1から8まで及び12にあつては七十八パーセントとし、バケット番号9から11まで及び13にあつては百パーセントとする。

第七目 コモディティに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関

(コモディティ・リスクのバケット) 第二百四十六条の四の二十八 コモディティに係るデルタ・リスク及びベガ・リスクのバケットは、コモディティ・グループの区分に応じ、次の表のとおりとする。			
バケット 番号	1	2	3
コモディティ・グループ	エネルギーのうち 固体可燃物	エネルギーのうち 液体可燃物	エネルギーのうち 電力及び炭素排出権取引
例	石炭、木炭、木質ペレット 及び核燃料（ウラン等）	原油（軽質スイート原油、 重質油、WTI、ブレント 等）、バイオ燃料（バイオ エタノール、バイオディ ーゼル等）、石油化学製品 （プロパン、エタン、ガ ソリン、メタノール、ブ タン等）及び精製燃料（ ジェット燃料、ケロシン 、軽油、重油、燃料油、 ナフサ、灯油、ディーゼ ル等）	電力（スポット、先日付 、ピーク、オフピーク等 ）、炭素排出権取引（認証 排出削減量、排出枠）

7	6	5	4	
貴金属	ガス燃料	金属・非貴金属	貨物輸送	
金、銀、プラチナ及びパラジウム	天然ガス及び液化天然ガス	ブデン等 鉄鉱石、タングステン、バナジウム、チタン、タタル等）、希少金属（コバルト、マンガン、モリブデン等）	ドライバルク船（ケーブサイズ、パナマックス、ハンディサイズ、スーパーマックス等）、リキッドバルク船及び天然ガス輸送船（スエズマックス、アフラマックス、超大型タンカー等）	限月）、温室効果ガス地域イニシアチブ（RGIT）における二酸化炭素排出枠、グリーン電力証書等）

2				
コモディティのデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リ	11	10	9	8
	その他のコモディティ	ソフト・コモディティ及びその他の農産物	畜産及び乳製品	穀物及び油糧種子
	工業鉱物（カリ、肥料、リン鉱石等）、レアアース、テレフタル酸及び板ガラス	木材・パルプ及びゴム、芋、砂糖、綿、羊毛、	畜牛（生牛及び肥育素牛）、豚、家きん、子羊、魚、エビ、乳製品（牛乳、ホエー、バター、チーズ等）及び卵	トウモロコシ、小麦、大豆（大豆種子、大豆油、大豆ミール等）、オート麦、ヤシ油、キャノーラ油、大麦、菜種（菜種種子、菜種油及び菜種ミール等）、小豆、モロコシ、コナツツ油、オリーブ油、ピーナツツ油、ヒマワリ油及び米

スクのバケット間の相関係数 γ_{bc} は、一方又は双方が前項の表のバケット番号11である場合にあっては零パーセントとし、それ以外の場合にあっては二十パーセントとする。

（コモディティに係るデルタ及びベガ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百四十六条の四の二十九 コモディティに係るデルタ・リスク・ファクターは、バケット内の全てのコモディティのスポット価格の相対変化とする。

2| 前項の「コモディティのスポット価格の相対変化」とは、バケット内の全てのコモディティのスポット価格を現在価値に対して同時に一パーセント相対変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を○・○一で除して得た値をいう。

3| 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイト α_i は、バケット番号（前条第一項の規定により分類したバケット番号をいう。）に応じ、次の表のとおりとする。

【表 別葉五を挿入】

4| コモディティに係るベガ・リスク・ファクターは、バケット内の全てのコモディティのボラティリティの相対変化とする。

5| 前項の「コモディティのボラティリティの相対変化」とは、バケット内の全てのコモディティに係る全てのボラティリティを現在価値に対して同時に一パーセント相対変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を○・○一で除して得た値をいう。

6| 第四項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイト

RW_レは、百パーセントとする。

第三款 承認の基準

第一目 CVAの計測方法

(取引相手ごとのCVAの計測)

第二百四十六条の四の三十 SA-CVA採用組合は、第二百四十六条の四の八第一項第一号に掲げるネット感応度を計測するために、次条から第二百四十六条の四の三十五までに規定するところにより取引相手方ごとにCVAを計測するものとする。

(CVAの計測要素)

第二百四十六条の四の三十一 CVAは、取引相手方のデフォルトによって生ずる損失の額の期待値(正の値とする。)として計測するものとする。この場合において、SA-CVA採用組合のデフォルト・リスクは、考慮しないものとする。

2 CVAは、次に掲げる要素に基づき計測するものとする。

- 一 マーケット・インプライドPD
- 二 マーケット・コンセンサスELGD
- 三 将来エクスポージャー

(マーケット・インプライドPD)

第二百四十六条の四の三十二 前条第二項第一号に掲げる「マーケット・インプライドPD」とは、市場で観測されるクレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標(次項において「クレジット指標」という。)から推計して得た期間構

造を有するデフォルト確率をいう。

2

前項の規定にかかわらず、クレジット指標の流動性が低い取引相手方（以下この項において「流動性の低い取引相手方」という。）に係る前項に規定するマーケット・インプライドは、当該流動性の低い取引相手方のクレジット指標を代替するクレジット指標から推計するものとする。この場合において、その推計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 流動性の低い取引相手方と信用力を構成する要素に関して類似する企業（以下この号及び第三号において「類似企業」という。）のクレジット指標が存在し、その流動性が高い場合 当該類似企業の流動性の高いクレジット指標を用い、かつ、次に掲げる変数その他クレジット指標に影響を及ぼす変数を考慮した分析手法を用いること。

イ 信用力指標

ロ セクター

ハ 地域

二 流動性の低い取引相手方を流動性の高いクレジット指標を有する参照銘柄に割り当てる場合 マッピングの妥当性を確保すること。

三 流動性の低い取引相手方の類似企業の流動性の高いクレジット指標が存在しない場合 信用リスクに関する包括的な分析に基づくこと。ただし、ヒストリカル²⁰（過去に実際に発生した信用力の変動を表すデータを用いて得たデフォルト確率をいう。）のみを包括的な分析に用いてはならず、デフォルト確率はクレジット指標に関連するものとする。

(マーケット・コンセンサスELGD)

第二百四十六条の四の三十三 第二百四十六条の四の三十一第二項第二号に掲げる「マーケット・コンセンサスELGD」とは、クレジット・スプレッドからリスク中立的なデフォルト確率を算出するために用いたLGDと同一のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、エクスポージャーが無担保のシニア債よりも優先する場合にあつては、同項に規定するマーケット・コンセンサスELGDの値に必要な調整を加えたものを用いることができる。ただし、取引相手方が差し入れた担保によつて、エクスポージャーの優先順位は変更されないものとする。

(将来エクスポージャー)

第二百四十六条の四の三十四 第二百四十六条の四の三十一第二項第三号に掲げる「将来エクスポージャー」とは、シミュレーションにより生成されるパスを用いて得られた将来のエクスポージャーを現在価値に割り引いたものをいう。

2 将来エクスポージャー（前項に規定する将来エクスポージャーをいう。以下この款において同じ。）の計測は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 関連するマーケット・リスク・ファクター（CVAリスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この項及び第二百四十六条の四の三十八第四項第三号において同じ。）をシミュレーションすることにより生成されるパスに基づき取引相手方との全てのデリバティブ取引を評価し、リスクフリー

	・レートをを用いて現時点までの割引計算を行うことによつて構築すること。
二	取引相手方との取引において重要な全てのマーケット・リスク・ファクターは、満期が最も長い取引の期間にわたり、適切な時点に設定された適切な数のパスを発生させるように確率過程を用いてシミュレーションされること。
三	取引相手方の信用力との間に高い相関関係がある取引については、当該相関関係を考慮すること。
四	リスク・ファクターのドリフト（確率変数の単位時間当たりの平均的な方向性をいう。以下この号において同じ。）は、リスク中立測度で求めること。ただし、ヒストリカル・データに基づくドリフトの水準調整は認められないものとする。
五	マーケット・リスク・ファクターのボラティリティ及び相関係数は、十分な市場データが存在する場合には、当該市場データを用いて水準を調整すること。ただし、十分な市場データが存在しない場合には、ヒストリカル・データに基づき水準の調整をすることが認められるものとする。
六	モデル化されたリスク・ファクターの分布は、将来エクスポージャーの分布が正規分布でない可能性（ファット・テールである可能性を含む。）を考慮すること。
三	将来エクスポージャーは、会計CVAを計測するために組合が用いるモデルに基づき計測するものとする。この場合において、会計CVAがこの目に規定するCVAの計測方法を満たさないときは、必要な調整を行うものとする。
四	将来エクスポージャーを計測する際に用いる次に掲げる要素は、会計CVAを計測する際に用いるものと同一とする。

- 一 リスクのマージン期間を除くモデルの水準調整プロセス
- 二 CVAの算出に用いる市場データ及び実際の取引データ
- 5 ネットティングの認識は会計CVAの計測における取扱いと同様とし、かつ、ネットティングの不確実性はCVAの計測において考慮するものとする。

(マージン・アグリーメント)

第二百四十六条の四の三十五 マージン・アグリーメントを締結した取引相手方との取引においては、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、受け入れた担保の効果を認識することができる。

一 第五十二条の三第十二号に掲げる基準を満たしていること。

二 担保付取引で使用される全ての文書が、取引に係する全ての当事者を拘束し、全ての関連する法域において強制執行を行うことを可能にさせるものであること。

三 前号に掲げる要件が、十分な法的調査及び法的論拠に基づいて導かれており、強制執行可能性が継続的に維持されていることを適時に確認していること。

2 | マージン・アグリーメントを締結した取引相手方に係る将来エクスポージャーの算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 将来エクスポージャーにリスク削減手法として認識される担保効果をパスに沿って勘案すること。

二 マージン・アグリーメントの性質、担保徴求の頻度、担保種別、閾値、独立担保額、当初証拠金及び最低引渡担保額その他関連する全ての契約上の特徴をエクスポージャー

計測モデルにおいて適切に勘案すること。

三 エクスポート・ジャーの計測をする時点の直前の一定期間内に取引相手方との間で担保の授受をしないことを前提とすること。この場合において、当該一定期間の日数は、次のイ又はロに掲げるリスクのマージン期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める最低期間を下回らないものとする。

イ レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引並びに間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・ジャーに係るリスクのマージン期間 四十N営業日（Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。）

ロ イに掲げるリスクのマージン期間以外のリスクのマージン期間 九十N営業日

第二目 体制整備

（CVAリスク相当額の計算体制）

第二百四十六条の四の三十六 SA-CVA採用組合は、前款の規定によりCVAリスク相当額を月ごとに算出する体制を整備するものとする。

（CVAリスク相当額の報告体制）

第二百四十六条の四の三十七 SA-CVA採用組合は、CVAリスク相当額を行政庁に月ごとに報告する体制を整備するものとする。

(CVAの管理体制)

第二百四十六条の四の三十八 SA-CVA採用組合は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 内部統制に関する要件
- 二 エクスポージャー計測モデルの運用に関する要件
- 三 エクスポージャー計測モデルの検証に関する要件
- 四 内部監査に関する要件

2 前項第一号に掲げる「内部統制に関する要件」とは、次に掲げる要件をいう。

- 一 CVAに関するリスク管理（組合が有するCVAリスクについて、識別、計測、管理、承認及び内部報告の枠組みに基づき管理することをいう。）の体制が整備されており、かつ、適切に運用されていること。
- 二 エクスポージャー計測モデルによりCVA及び感応度が計測され、承認に先立って一年以上にわたって適切に運用されていること。
- 三 次に掲げる要件の全てを満たすCVAデスクが設置されていること。
 - イ エクスポージャー計測モデルの利用に関する責任を負い、CVAに関するリスク管理方針の策定及びCVAに関するリスク管理業務の運営において、主導的な役割を果たしていること。
 - ロ 内部ヘッジ取引又は外部ヘッジ取引を執行するトレーダー（ハにおいて「CVAトレーダー」という。）を配置すること。
 - ハ CVAデスク及びCVAトレーダーの役割及び権限が明確に規定され、当該役割及び権限に基づき適切に運営

されていること。

ニ 一週間に一回以上の頻度でCVAに関するリスク管理の状況を示す書類が作成され、CVAに関するリスク管理の状況その他必要な情報が理事に定期的に報告されていること。

ホ CVAの残高、その変動による損益その他のCVAを管理するための指標が定義され、CVAデスクの運営に組み込まれていること。

四 理事が、CVAに関するリスク管理に積極的に関与しており、かつ、CVAに関するリスク管理の適切な遂行に必要な経営資源を投入していること。

五 会計CVAのエクスポートジャーを計測するためのシステムを適切に運用するために、文書化された内部方針、内部統制及び手続を遵守する体制が整備されていること。

六 エクスポートジャー計測モデルを検証する部署（第五項において「CVAエクスポートジャー計測モデル検証部署」という。）であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが設置されていること。

イ エクスポートジャー計測モデルの開発時の検証及び運用後の定期的な検証を実施する責任を負うこと。

ロ 信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署及びCVAデスクから独立して設置されていること。

ハ 十分な能力を有する人員が配置されていること。

ニ 理事に対してエクスポートジャー計測モデルの管理状況を直接報告するものであること。

第一項第二号に掲げる「エクスポージャー計測モデルの運用に関する要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 取引固有の情報を正確に捕捉し、取引をネットティング・セットに適切に割り当てることにより、ネットティング・セット単位でエクスポージャーを適切に計測するものであること。

二 エクスポージャー計測モデルが次に掲げる要件に従って適切に管理されていること。

イ 取引条件がエクスポージャー計測モデルに適時に反映されており、かつ、網羅的及び保守的なものであること。

ロ 取引条件がエクスポージャー計測モデルに正確かつ保守的に反映されていることを継続的に確認するために、エクスポージャー計測モデルと取引条件を蓄積するシステムとの間に照合プロセスが整備されていること。

三 CVAリスク相当額を算出するために用いる市場データが次に掲げる要件に従って管理されていること。

イ 市場データは、フロント・オフィス部門から独立して取得すること。

ロ 財務会計において使用するデータと整合的なものであること。

ハ エクスポージャー計測に必要な全ての市場データが適時に取得されており、かつ、当該市場データが必要な期間にわたり保存されていること。

ニ 不正確又は異常な市場データを適切に把握できる体制が整備されていること。

ホ エクスポージャー計測モデルが必要とする市場データ

を取得できない場合であつて代替的な市場データ（以下
ホにおいて「代理変数」という。）を使用するときは、
あらかじめ文書で適切な代理変数を特定し、かつ、当該
代理変数が市況の悪化を保守的に反映していることを示
すこと。

4 第一項第三号に掲げる「エクスポージャー計測モデルの検
証に関する要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 エクスポージャー計測モデルの開発時の検証及び運用後
の継続的な検証のプロセスを明確に記載した規程が、次に
掲げる要件に従つて作成されていること。

イ モデルの運用方法、前提及び利用制限について第三者
が理解可能なものとなっており、かつ、検証の再現の可
能性が確保されていること。

ロ 定期的な検証の最低限の頻度及び追加的な検証の実施
の条件（市場の急激な変化を含む。）が定められている
こと。

ハ データ・フロー（データの入力、処理及びモデル間の
データの受渡しの状況をいう。第二百四十六条の十の八
第二項第五号において同じ。）及びポートフォリオに関
する検証方法並びに組合の代表的なCVAポートフォリ
オの構築方法が定められていること。

二 次に掲げる事項を定めた指針が策定されていること。

イ エクスポージャー計測モデル及び当該エクスポージャ
ー計測モデルへのインプット（将来エクスポージャーを
計測する際に用いる仮定及び市場データをいう。）を評
価する要件

ロ エクスポージャー計測モデルについて、その正確性の

評価及び継続的な改善に係るプロセス

三| エクスポージャー計測モデルの開発時及び運用後の継続的な検証において、マーケット・リスク・ファクターをシミュレーションすることにより生成されるパスに基づきエクスポージャーを算出する価格評価モデルを、幅広い市況に対応した独立した適切なベンチマークに照らして検証すること。この場合において、オプションの価格評価モデルにおいては、マーケット・リスク・ファクターに関して、オプション価値の非線形性を考慮すること。

四| 取引が適切なネットティング・セットに割り当てられることを確認すること。

5| 第一項第四号に掲げる「内部監査に関する要件」とは、CVAに係るリスク管理の全体のプロセス（CVAデスク及びCVAエクスポージャー計測モデル検証部署の運用を含む。）に対し、少なくとも一年に一回以上の頻度で内部監査を行う部門による独立した監査が実施されることをいう。

第四節 簡便法

（簡便法によるCVAリスク相当額）

第二百四十六条の四の三十九 組合は、直近の期末から算出基準日までの間における第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の想定元本の合計額が十兆円以下である場合には、第二百四十六条の二の二第一項の規定にかかわらず、第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額を

「節を加える。」

CVAリスク相当額とすることができる。

- 2 前項の規定を適用する場合において、組合は、CVAポータルフォリオ全体に同項の規定を適用するものとし、かつ、CVAリスクのヘッジ手段によるヘッジ効果を反映させることはできないものとする。

(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

- 第二百四十六条の五 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

「一・二 略」

- 三 組合が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十六条の二第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。）

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条の六 「略」

「2・3 略」

- 4 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待エクスポージャー方式を用いるときは、第五十二条第十一項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中

(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条の五 「同上」

「一・二 同上」

- 三 組合が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十六条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。）

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条の六 「同上」

「2・3 同上」

- 4 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待エクスポージャー方式を用いるときは、第五十二条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「

「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となった場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間中は、ネットティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

5 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七十五条第二項第一号ホ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット」とあるのは、「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネットティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

6
「略」

イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となった場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間中は、ネットティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

5 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット」とあるのは、「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネットティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

6
「同上」

第六章の四 マーケット・リスク

第一節 マーケット・リスク相当額の算出方式及び計測対象

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百四十六条の九 マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、次に掲げるものとする。

- 一 トレーディング勘定の商品に係るデフォルト・リスク、金利リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、外国為替リスク及びコモディティ・リスク
- 二 バンキング勘定の商品に係る外国為替リスク及びコモディティ・リスク
- 三 前二号に掲げるリスクに類似するリスク

2 組合は、保有している構造為替ポジションが次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、あらかじめ行政庁に届け出た場合限り、当該構造為替ポジションをマーケット・リスク相当額に算入しないことができる。

- 一 為替レートの変動によって生ずる自己資本比率の低下を完全に又は部分的にヘッジする目的で保有していること。
 - 二 取引を行う前提で保有するものでないこと。
 - 三 為替レートの変動によって生ずる自己資本比率の低下を相殺する範囲内で行うものであること。
 - 四 六月以上の期間にわたってマーケット・リスク相当額から除外する前提で行われるものであること。
 - 五 当該構造為替ポジションの構築及び変更に係る方針を整備していること。
-

「章を加える。」

六 当該構造為替ポジションのマーケット・リスク相当額からの除外は一貫した手法で行うものであること。

七 当該構造為替ポジションの概要及び金額を記した文書を作成し、当該文書について行政庁の求めに応じて提出できるように整備していること。

3 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

- 一 前項各号に掲げる要件を満たす旨の説明
- 二 その他参考とすべき事項

(マーケット・リスク相当額の算出方式)

第二百四十六条の九の二 マーケット・リスク相当額の合計額は、内部モデル方式、標準的方式及び簡易的方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2 内部モデル方式採用組合は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおいて、次に掲げるマーケット・リスク相当額を算出し、その額を行政庁に一月に一回報告するものとする。

一 内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの保有する商品について、標準的方式を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額

二 内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの保有する商品について、トレーディング・デスク間の相殺を考慮せずに内部モデル方式を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額

3 組合は、内部モデル方式を用いないトレーディング・デス

クにおいて、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、内部モデル方式を用いない組合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、簡易的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することができる。

一 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が千億円未満であること。

二 直近の期末から算出基準日までの間における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額が千億円未満であること。

三 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が千億円未満であること。

四 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が千億円未満であること。

5 前項各号に定める要件を満たさない組合は、その連結子法人等のマーケット・リスク相当額が当該組合のマーケット・リスク相当額の一パーセント未満である場合には、あらかじめ行政庁に届け出たときに限り、当該連結子法人等のマーケット・リスク相当額の算出に簡易的方式を用いることができる。

6 内部モデル方式採用組合は、次に掲げる商品については、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一 証券化エクスポージャー	二 第七条の四第三項第二号ロ又は第十六条の四第三項第二号ロに掲げる要件に該当し、かつ、マーケット・リスク相当額の算出対象となるファンドへの出資であつて、リスクスルーができないもの	7 組合は、第三項の規定により算出したマーケット・リスク相当額を行政庁に一月に一回報告するものとする。	第二百四十六条の九の三 内部モデル方式採用組合又は標準的方式採用組合は、トレーディング・デスクを設置するものとする。 (トレーディング・デスクの要件)	2 各トレーディング・デスクは、次の各号に掲げる算出方式の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。 一 内部モデル方式 次項各号に掲げる要件の全て（バンキング勘定の商品に係る外国為替リスク及びコモディティ・リスクを扱うトレーディング・デスク又は内部取引担当デスクである場合にあつては、同項第十号に掲げる要件） 二 標準的方式 次項各号（第十号ロを除く。）に掲げる要件の全て（バンキング勘定の商品に係る外国為替リスク及びコモディティ・リスクを扱うトレーディング・デスク又は内部取引担当デスクである場合にあつては、同項第十号（ロを除く。）に掲げる要件）	3 。	一 各トレーディング・アカウントは、一つのトレーディン
---------------	---	---	--	--	-----	-----------------------------

グ・デスクに対してのみ割り当てるものとし、トレーディング業務における収益を管理するための区分となっていること。

二 トレーダー又はトレーディング・アカウントのグループを直接管理するヘッド・トレーダーを一名のみ置くものであること。ただし、ヘッド・トレーダーの役割、責任及び権限が明確に区分されている場合又は一方が他方に対して最終的な監督権限を有する場合には、二名のヘッド・トレーダーを置くことができる。

三 トレーダー又はトレーディング・アカウントの役割及び権限が明確に定められていること。

四 トレーディング・デスクの目的と整合的なリスク許容範囲を設定しており、かつ、当該リスク許容範囲に当該トレーディング・デスクが許容するリスク・クラス及びそれに関連するリスク・ファクターが含まれていること。

五 理事会等への明確な報告態勢が整備されていること。

六 トレーダーの報酬がトレーディング・デスクの業績と連動する報酬体系である場合には、トレーディング・デスクの目的と整合的な報酬体系が整備されていること。

七 トレーダーは、一つのトレーディング・デスクにのみ配置させるものであること。ただし、健全な管理及び業務運営並びに資源配分の観点から適当であることを行政庁に対して説明することができる場合には、トレーダーは複数のトレーディング・デスクに配置することができる。この場合において、トレーダーの複数のトレーディング・デスクへの配置は、バック・テストイング（バリュー・アット・リ

スクに対して日次の仮想損益及び実損益を比較するプロセスをいう。第十号ロ及び次節において同じ。）又は損益要因分析テストの結果を操作することを目的としてはならない。

八 事業戦略（次に掲げる事項を含む。）に係る文書が作成されていること。

イ 事業戦略の背景となる経済的側面

ロ 取引可能な商品の種類及び頻繁に取引される商品の種類

ハ ヘッジについての方法、乖離の特定方法及びポジションの予想保有期間

ニ トレーディング・デスクの管理者（ヘッド・トレーダーを含む。）が承認した年次計画（予算及び人員計画を含む。）

ホ 定期的な経営情報（トレーディング・デスクの収益、費用及びマーケット・リスク相当額を含む。）

九 次に掲げる要件の全てを満たすトレーディング・デスクに係るリスク管理態勢を整備していること。

イ トレーディング・デスクの業務を独立して監視する部署及び担当理事等（マーケット・リスクの管理について業務執行権限を授権されたものをいう。）を設置していること。

ロ トレーディング・デスクの事業戦略に基づいたトレーディング・リミット（次に掲げる事項を含む。）が明確に定められており、かつ、当該トレーディング・リミットが理事会等により一年に一回以上見直されていること

-
- 。
- (1) トレーディング・デスクごとに設定された残高限度額（想定元本による残高限度額を含む。）
 - (2) トレーディング勘定全体の残高限度額
 - (3) トレーディング・デスクの運営方針
- 十一 一週間に一回以上の頻度でトレーディング・デスクに係るリスク管理報告書（次に掲げるものを含む。）が作成されていること。
- イ 損益報告（プロダクト・コントローラー（公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者という。）により定期的に又は必要に応じて行われる検証の結果を含む。）
- ロ バリュール・アット・リスク及び期待ショート・フォールに関する報告（バリュール・アット・リスクを算出した結果、期待ショート・フォールを算出した結果、リスク・ファクターに対する感応度、バック・テストイング及びP値（仮想損益又は実損益が九十九パーセントの信頼水準のバリュール・アット・リスクの棄却域に含まれる確率をいう。第二百四十六条の十二の八第一項において同じ。）を含む内部管理及び規制上のリスク計測に関する報告を含む。）
- 十一 次に掲げる報告書が作成され、かつ、行政庁の求めに応じて提出できるように整備されていること。
- イ 商品の保有期間報告書
- ロ トレーディング・リミットの超過の事実及びそれに対する措置に関する日次報告書
-

- ハ 高頻度かつ多額な日中取引を行う組合については、日中トレーディング・リミットの利用状況及び超過の事実に関する日次報告書
- ニ 市場流動性の評価に係る報告書

（内部モデル方式に関するトレーディング・デスクに係る承認の申請）

第二百四十六条の九の四 第二百四十六条の十の承認を受けようとする組合は、行政庁の承認を受けた場合に、トレーディング・デスクを設置することができる。

2 前項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

一 名称

二 トレーディング・デスクを管理する責任者の氏名及び役職名

3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 前項第二号に規定する責任者の履歴書

二 各トレーディング・デスクが前条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

（承認の基準）

第二百四十六条の九の五 行政庁は、前条第一項の承認をしようとするときは、第二百四十六条の九の三第三項各号に掲げる要件を満たしているかどうかを審査するものとする。

（内部モデル方式に関するトレーディング・デスクに係る変更の届出）

第二百四十六条の九の六 第二百四十六条の九の四第一項の承認を受けた組合は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を行政庁に提出するものとする。

一 承認申請書の記載事項に変更があつた場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があつた場合

三 そのトレーディング・デスクが第二百四十六条の九の三第三項各号に掲げる要件を満たさない事由が生じた場合

2 第二百四十六条の九の四第一項の承認を受けた組合は、前項第三号に規定する事由が生じた場合には、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該組合のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

（承認の取消し）

第二百四十六条の九の七 行政庁は、内部モデル方式採用組合が第二百四十六条の九の三第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合には、第二百四十六条の九の四第一項の承認を取り消すことができる。

（標準的方式採用組合によるトレーディング・デスクの届出

）

第二百四十六条の九の八 標準的方式採用組合は、標準的方式を用いるトレーディング・デスクを設置しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を行政庁に提出するものとする。

一 名称

二 トレーディング・デスクを管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 前項第二号に規定する責任者の履歴書

二 各トレーディング・デスクが第二百四十六条の九の三第三項各号（第十号口を除く。）に掲げる要件を満たしていることを示す書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

（標準的方式採用組合によるトレーディング・デスクに係る変更の届出）

第二百四十六条の九の九 前条の届出書を提出した標準的方式採用組合は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を行政庁に提出するものとする。

一 届出書の記載事項に変更があった場合

二 届出書の添付書類の記載事項に重要な変更があった場合

三 そのトレーディング・デスクが第二百四十六条の九の三第三項各号（第十号口を除く。）に掲げる要件を満たさない事由が生じた場合

2 標準的方式採用組合は、前項第三号に規定する事由が生じ

た場合には、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該標準的方式採用組合のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

第二節 内部モデル方式

第一款 一般的規定

（内部モデル方式の承認）

第二百四十六条の十 組合は、行政庁の承認を受けた場合に、内部モデル方式を用いることができる。

（内部モデル方式に係る承認の申請）

第二百四十六条の十の二 内部モデル方式の使用について前条の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 次条に規定する内部モデル方式の承認の基準に適合していることを示す書類

四 次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ参考となすべき事項を記載した書類

-
- イ 第二百四十六条の十一の四第一項第一号に掲げる方法を使用する場合
- ロ 第二百四十六条の十一の五第二項第一号ロに定める手法を使用する場合
- ハ 第二百四十六条の十二の五第四項に規定する実損益からマーケット・リスクに関する時価調整を控除する場合
- ニ 第二百四十六条の十二の五第五項に規定する仮想損益からマーケット・リスクに関する時価調整を控除する場合
- ホ 第二百四十六条の十二の六第一項に規定するリスク理論損益の入力データの調整をする場合
- ヘ 第二百四十六条の十三の二第三項に規定する流動性ホライズンの水準を調整する場合
- ト 第二百四十六条の十三の三第一項に規定する低減したリスク・ファクターを使用する場合
- チ 第二百四十六条の十三の六第三項第十八号に規定する簡素化したモデルを使用する場合
- リ 第二百四十六条の十三の六第三項第十九号イに規定する市場価格に基づく $\mathcal{E}$ を使用する場合
- 五 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

(内部モデル方式に係る承認の基準)

第二百四十六条の十の三 行政庁は、内部モデル方式の使用について第二百四十六条の十の承認をしようとするときは、第二百四十六条の十の六から第二百四十六条の十の九まで並び

に次款及び第三款に規定する要件に適合しているかどうかを審査するものとする。

（内部モデル方式に係る変更に係る届出）

第二百四十六条の十の四 内部モデル方式採用組合は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を行政庁に提出するものとする。

一 承認申請書の記載事項に変更があつた場合
二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があつた場合

三 前条に規定する要件を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する事由が生じた場合には、内部モデル方式採用組合は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該内部モデル方式採用組合のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

（内部モデル方式に係る承認の取消し）

第二百四十六条の十の五 行政庁は、前条第一項第三号に掲げる場合であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、第二百四十六条の十の承認を取り消すことができる。

（内部モデル方式の一般的要件）

第二百四十六条の十の六 内部モデル方式採用組合は、次に掲

げる要件の全てを満たすものとする。

一 マーケット・リスクの管理システムにおいて、組合が保有する重要なリスクが網羅的に把握され、かつ、可能な限り考慮されていること。

二 フロント・オフィス部門のみならず、リスク管理部門及び内部監査を行う部門並びに必要に応じてバック・オフィス部門において、高度なモデルの使用に習熟した人員が十分に確保されていること。

三 内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額の計測の正確性を示す記録が保存されていること。

四 ストレス・テスト（第二百四十六条の十の九に規定するストレス・テストをいう。次号において同じ。）が定期的に実施され、かつ、当該ストレス・テストの結果が次に掲げるものに利用されていること。

イ 理事会等による一月に一回以上の頻度で行われる議論
ロ 自己資本の充実度の評価

ハ 理事等によるリスク管理に関する方針の策定及び残高
限度額をはじめとするリミットの設定

五 ストレス・テストの実施により、特定の事象に対する脆弱性が明らかとなった場合には、当該脆弱性に適切に対処する方策を速やかに講ずる態勢が整備されていること。

六 内部モデル方式を使用することが承認されたトレーディング・デスクが第二百四十六条の十二の三に規定する各トレーディング・デスクに対するバック・テストイング及び第二百四十六条の十二の四に規定する損益要因分析テストに合格していること。

-
- 七 内部モデル方式の承認に先立って第二百四十六条の十二の二に規定する全組合的なバック・テストの結果を十二月分提出すること。
- 八 内部モデル方式の承認に先立って一定期間にわたるモニタリング及び実際の取引データを利用したテストが実施されていること。
- 九 内部モデル方式を採用するポートフォリオの範囲は、直近の各トレーディング・デスクのリスク・ファクターのモデル化可能性テスト、バック・テストインク及び損益要因分析テストの結果に基づき、四半期ごとに更新すること。
- 十 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクが、次に掲げる要件の全てを満たしたものであること。
- イ 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクの指定が次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスク及び使用しないトレーディング・デスクを指定し、その指定の根拠を文書により明確化すること。
- (2) 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額の合計額が組合全体のマーケット・リスク相当額の十パーセント以上となっていることを四半期ごとに評価すること。
- (3) 標準的方式により算出されたマーケット・リスク相当額が内部モデル方式により算出されたマーケット・リスク相当額よりも小さいことを理由に、トレーディング・デスクに内部モデル方式を使用しないものとして指定しないこと。
-

む報告書を日次で作成すること。

イ 各トレーダーのポジションの状況

ロ トレーディング・デスクのリスク管理モデルから得られる結果及びその分析（エクスポージャーの計測値及びトレーディング・リミットとの関係に係る分析を含む。）

十三 マーケット・リスク管理部署は、理事会等にマーケット・リスクの管理状況を報告すること。

十四 理事等は、マーケット・リスク管理部署から第十二号に規定する報告書について日次で報告を受け、確認すること。

十五 モデル検証部署（内部モデル方式の設計・運用を行う部署から独立し、かつ、十分な能力を有する者が属する部署又は機能をいう。次号及び第二十二号イにおいて同じ。）

は、内部モデル方式に用いる全てのモデルについて、承認時及びその後一年に一回以上の頻度で検証すること。

十六 モデル検証部署は、前号に規定する検証の結果について、理事会等に報告すること。

十七 理事会等は、マーケット・リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営資源を投入すること。

十八 マーケット・リスク管理部署の管理者は、各トレーダーのポジションの削減を指示する権限を有すること。

十九 内部モデル方式が内部モデル方式採用組合の内部管理で用いられるモデル（以下「内部管理モデル」という。）と異なる場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 内部モデル方式及び内部管理モデルに用いられる時価

評価モデルが可能な限り同一のものであること。

ロ トレーディング・デスクが有する価格変動リスクの特定、計測、管理及び内部報告について、内部モデル方式及び内部管理モデルが可能な限り同一のものであること。

ハ 内部管理モデルは、マーケット・リスク相当額の計測対象となっている全てのポジションを計測対象にしていること。

ニ トレーディング・デスクのリスク管理モデルにおけるリスク・ファクターの特定、パラメーターの推計及び代理変数の設計が、原則として内部管理モデルで用いる手法に基づき行われていること。

ホ マーケット・リスク相当額の算出に用いるモデルと内部管理モデルは、原則として同一のリスク・ファクターを対象とすること。

二十 内部管理モデルの運用、方針、管理及び手続に係る文書が作成され、かつ、それらを遵守する態勢が整備されていること。

二十一 内部モデル方式、標準的方式又は簡易的方式によるマーケット・リスク相当額の算出に用いる全てのモデルについて、適切な理論及び計算に基づく数値を正確に報告する態勢を整備すること。

二十二 内部モデル方式を含むマーケット・リスク計測に関連するシステムが次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 内部監査を行う部門及びモデル検証部署又は外部監査を行う者のいずれかによって一年に一回以上の頻度で検

証が行われるものであること。

ロ イの検証の対象には、トレーディング部署及びリスク管理部署の双方の業務を含むものであること。

ハ イの検証は、マーケット・リスク計測に関連するシステムに欠陥があった場合における当該欠陥が影響を及ぼすトレーディング・デスクを特定できるものであること。

ニ イの検証は、次に掲げる事項を含むものであること。

- (1) マーケット・リスク管理部署の体制の適切性
- (2) リスク管理モデルの理論及びモデル管理の手順に係る文書の十分性
- (3) リスク管理モデルの正確性及び適切性
- (4) リスク管理モデルに用いる入力データの整合性、適時性、信頼性及び独立性
- (5) フロント・オフィス部門及びバック・オフィス部門の担当者が用いている時価評価モデルの運用体制（時価評価の承認過程を含む。）の適切性
- (6) トレーディング・デスクのリスク管理モデルが対象とするマーケット・リスクの範囲の適切性
- (7) 経営情報システムの完全性
- (8) ポジションに関するデータの正確性及び網羅性
- (9) ボラティリティ及び相関に関する仮定の正確性及び適切性
- (10) 時価評価及びリスク量に係る算定方法の正確性
- (11) 定期的なバック・テスト・ディング及び損益要因分析テストを通じたトレーディング・デスクのリスク管理モ

デルの正確性に係る検証の適切性

- (12) マーケット・リスク相当額の算出に用いるモデルと
内部管理モデルとの整合性

(内部モデル方式に係る検証基準)

第二百四十六条の十の七 内部モデル方式採用組合は、使用する内部モデル方式の検証を実施するものとする。

2 前項の検証は、次に掲げる基準を満たすものとする。

一 内部モデル方式の全ての仮定が適切であつて、リスクを過小評価していないことを証明する検証（モデルが仮定する分布及び時価評価モデルの適切性の検証を含む。）が行われていること。

二 モデルの検証にはバック・テストイング及び損益要因分析テストが含まれ、かつ、当該バック・テストイングにおいては仮想損益の算出方法を検証すること。

三 モデルの検証には、仮想的なポートフォリオを用いた検証（市場の構造的な変更又はポートフォリオ構成の大きな変化（以下この号において「構造的特性」という。）によつて、モデルの正確性が失われる可能性を把握する検証をいう。）が含まれ、かつ、当該仮想的なポートフォリオを用いて、発生可能性のある構造的特性を内部モデル方式で説明可能であるかどうかを確認されていること。

四 代理変数を使用する場合は、次に掲げる事項が確保されていること。

イ 代理変数を用いるリスク・ファクターが保守的な結果を算出することを確認すること。

ロ 重要なベシス・リスク（同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクをいう。以下この章において同じ。）が十分に反映されていること。

ハ 分散化されていないポートフォリオで生ずる可能性がある集中リスクが反映されていること。

（内部モデル方式に係る外部調査）

第二百四十六条の十の八 内部モデル方式採用組合は、使用する内部モデル方式について、外部監査による検証の実施を検討するものとする。

2 前項の外部監査による検証は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 組合による内部モデル方式の検証が前条第二項に規定する基準を満たしているかどうかを確認すること。

二 マーケット・リスク相当額の算出及びオプション取引その他の複雑な商品の時価評価に当たって使用される算式の適切性がフロント・オフィス部門から独立した部署によって検証されていることを確認すること。

三 内部モデル方式が業務の観点及び地理的な観点から適切なものであるかどうかを確認すること。

四 内部モデル方式が潜在的な損失に関する信頼性の高い数値を算出できることを確保する観点から内部モデル方式に係るバック・テスト・テスティング及び損益要因分析テストの結果を確認すること。

五 リスク計測システム（マーケット・リスク相当額を算出するモデルを含む。）に関連するデータ・フローの透明性及び利用可能性を確認すること。

（内部モデル方式に係るストレス・テスト）

第二百四十六条の十の九 内部モデル方式採用組合に求められるストレス・テストは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 ストレス・テストの計測対象には、マーケット・リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクその他の組合全体の主要なリスク（発生確率が低い事象を含む。）を含むものとなっていること。

二 各トレーディング・デスク及び組合全体のストレスを含むものとなっており、かつ、内部モデル方式採用組合のリスク特性を反映したものとなっていること。

三 ストレス・テストに用いるストレス・シナリオ（以下この条において単に「ストレス・シナリオ」という。）が、次に掲げる要素を含むものとなっていること。

イ トレーディング・ポートフォリオに大きな損失が生ずる可能性

ロ ポートフォリオのリスク管理を困難にする状況

四 ストレス・シナリオが、価格の線形及び非線形の特徴を捕捉できるものとなっていること。

五 ストレス・シナリオが、市場混乱時において潜在的に被り得るマーケット・リスク及び市場流動性リスクを適切に勘案したものとなっていること。

六 ストレス・シナリオは、次のイからニまでに掲げるシナリオの区分に応じ、当該イからニまでに定めるものを用いること。

イ 当局設定シナリオ 必要に応じて行政庁が提示するシナリオ

ロ ヒストリカル・シナリオ 過去のストレス期における商品の価格変動及び流動性の急激な低下を勘案したシナリオ

ハ ボラティリティ・相関シナリオ ボラティリティ及び相関に極端な数値を適用したシナリオ

ニ 仮想シナリオ 自己のポートフォリオの特性に基づき発生し得る最大損失を想定し、開発するシナリオ

七 潜在的に被り得る重大な損失に対する自己資本の吸収能力評価及びリスクを削減し自己資本を保持するための措置を特定していること。

八 ストレス・テストの結果について、日常的に理事に報告するとともに、定期的に理事会へ報告するものであること。

九 ストレス・テストの結果について、行政庁の求めに応じ提出できるよう整備していること。

第二款 内部モデル方式の要件

（リスク・ファクターの特定）

第二百四十六条の十一 内部モデル方式のリスク・ファクターは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

-
- 一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレイディング・デスクのリスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。
 - 二 次節に定める標準的方式に対応するリスク・クラスに係るリスク・ファクター（第二百四十六条の十六第三項及び第四項に定める証券化商品に係るリスク・ファクターを除く。）が含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターが内部モデル方式に含まれない場合には、その理由を示すものとする。
 - 三 期待ショート・フォール、市場混乱時を想定した期待ショート・フォール及びストレステスト・ショート・フォールは、オプションその他の関連商品の非線形リスク、相関リスク及び関連するベシス・リスクを含むこと。
 - 四 リスク・ファクターに係る市場データの取得が困難な場合において代理変数を使用するときは、当該代理変数を使用することの合理性を示すこと。
 - 五 内部モデル方式の一般金利リスクに係るリスク・ファクターは、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
イトレーディング・デスクのリスク管理モデルにおいては、一般的に用いられる方法を用いてイールド・カーブをモデル化していること。
 - 六 イールド・カーブは、複数の期間を設定し、当該期間に対応するイールド・カーブに沿った金利のボラティリティを含めること。
 - 七 主要通貨及び市場における金利変動に対する重要なエ
-

クスポートジャーについては、少なくとも六個のリスク・ファクターを用いてイールド・カーブをモデル化すること。

ニ 使用するリスク・ファクターの数は、トレーディングの方針を考慮して定めること。

六 信用スプレッド・リスクのリスク・ファクターは、一般金利リスクと分離された信用スプレッド・リスクを捕捉するためのリスク・ファクターが含まれていることを前提とした上で、特定されるものであること。

七 内部モデル方式の外国為替リスクに関して、次に掲げる要件の全てを満たしたリスク・ファクターが特定されているものであること。

イ 外貨建てのポジションの各外国通貨に対応するリスク・ファクターを含むこと。

ロ 報告通貨及び重要なエクスポージャーを有する為替レートに対するリスク・ファクターを含むこと。

八 内部モデル方式の株式リスクに関して、次に掲げる方法のいずれかにより、重要なポジションを有する株式市場に対応するリスク・ファクターが特定されるものであること。この場合において、株式市場全体又は株式市場のセクターにおける個別銘柄のポジションの集中度を考慮するものとする。

イ 株式市場全体の株価の変動を反映するリスク・ファクターを使用する方法（個別銘柄又は業種別指数のポジションを市場全体の指数と対比したベータ換算額によって表す方法を含む。）

ロ 株式市場のセクターに対応するリスク・ファクターを使用する方法（各セクターに属する個別銘柄のポジションを当該セクターの指数と対比したベータ換算額によって表す方法を含む。）

ハ 個別銘柄のボラティリティに対応するリスク・ファクターを使用する方法

九 内部モデル方式のコモディティ・リスクに関して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法により重要なポジションを有するコモディティ商品に対応するリスク・ファクターが特定されるものであること。

イ コモディティを原資産とする商品ポジションが限定的である場合 簡便的な手法を用いてリスク・ファクターを特定する方法（各コモディティ価格に対して一個のリスク・ファクターを用いる方法及び受渡地域の異なるコモディティのリスク・ファクターを代用する方法を含む。）

ロ コモディティ取引を活発に行っている場合 デリバティブ・ポジションとコモディティの現物ポジションとの間のコンビニエンス・イールド（現物コモディティを直接所持することによる便益及び費用を反映する率をいう。）の変動を考慮する方法

十 内部モデル方式のファンダメンタルズへの出資に係るリスクに関して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法によりリスク・ファクターが特定されるものであること。

イ トレーディング勘定へ分類されたファンドへの出資についてリスクスルーができる場合 ファンドを構成する個別のポジションのリスクを特定する方法（当該方法において、当該ファンドが割り当てられたトレーディング・デスクにこれらのポジションを割り当てるものに限る。）

ロ トレーディング勘定へ分類されたファンドへの出資についてリスクスルーができず、かつ、当該ファンドの日の価格及び運用基準又はマーケット・リスク相当額に関する情報を取得している場合 当該ファンドのマーケット・リスク相当額の算出に標準的方式を使用する方法

（実在価格の観測に関する要件）

第二百四十六条の十一の二 内部モデル方式採用組合は、前条の規定により特定されたリスク・ファクターについてリスク・ファクターのモデル化可能性テストを実施し、モデル化可能なリスク・ファクターとモデル化不可能なリスク・ファクターとに分類するものとする。ただし、金融市場又は資本市場の状況その他の事情を勘案して必要であるときは、リスク・ファクターのモデル化可能性テストにおいて不合格としたリスク・ファクターについて、あらかじめ行政庁に届け出た場合限り、モデル化可能なリスク・ファクターに分類を変更することができる。

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストにおいては、次に掲げる要件のいずれかに該当する実在価格を用いるものとする。

一 次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、直近十二月に二十四個以上の実在価格の観測値を特定すること。

イ 直近十二月におけるいずれの九十日間においても実在価格の観測値が四個以上存在すること。

ロ 実在価格の観測値の特定は、一日につき一個とするにと。

ハ イ及びロに掲げる要件を満たしているかどうかについて、一月に一回の頻度でモニタリングすること。

二 直近十二月に百個以上（一日につき一個に限る。）の実在価格の観測値を特定すること。

3

実在価格は、次に掲げる価格のいずれかに該当するものとする。ただし、証拠金（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第一項第二十一号の十に規定する変動証拠金及び同項第二十一号の十一に規定する当初証拠金をいう。）に係る担保授受において参照される価格は、実在価格に含まないものとする。

一 自己が行った取引の価格

二 第三者の間で行われた実際の取引の価格（価格について妥当性を検証できるものに限る。）

三 確定気配値（第三者ベンダー（金融取引に係る情報を提供するものであって、組合及びその連結子法人等以外のものをいう。以下この条において同じ。）、取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所若しくは商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所又は海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）又は取引基盤（第三者ベンダー又は取引所に類するものであつ

て、金融取引に係る情報を提供する仕組みをいう。)によって認証された価格をいう。次号において同じ。)を参照した価格

四 第三者ベンダーから取得した価格であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

イ 当該第三者ベンダーにより収集された確定気配値及び取引価格であること。

ロ 確定気配値及び取引価格を証する書類を行政庁の求めに応じて提出することを第三者ベンダーとの間で合意していること。

ハ 前三号に掲げる価格のいずれかに該当するものであること。

4 前項第四号に該当する实在価格を用いる場合には、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 当該实在価格の観測数及び観測日に係る情報を第三者ベンダーから取得できること。

二 リスク・ファクターとの関連付けを確認するために必要な情報を第三者ベンダーから取得できること。

三 第三者ベンダーが当該实在価格について外部監査を受けており、かつ、行政庁の求めに応じ当該外部監査の結果を提出することについて、第三者ベンダーとの間で合意していること。

5 内部モデル方式採用組合は、リスク・ファクターのモデル化可能性テストで用いた实在価格及び当該实在価格とリスク・ファクターを関連付ける手順について、その適切性を判断するために必要な情報を記した文書を作成するものとする。

第二百四十六条の十一の三 前条第二項に規定する实在価格の観測値の特定に当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 パラメトリック関数のパラメーターをリスク計測システムにおけるリスク・ファクターとして設定する場合 パラメトリック関数のパラメーターの水準調整に用いた市場データが、前条第二項から第四項までに規定する要件を満たすものであること。

二 信用スプレッド及び株式のリスク・ファクターを設定する場合 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 特定の経済、地域及びセクター全体の変動を表すリスク・ファクター（ロ及びハにおいて「全般的なリスク・ファクター」という。）を用いること。

ロ 市場指数及び個別の発行体の商品に係る实在価格については、全般的なリスク・ファクターと同じ属性を有する場合に限り、当該全般的なリスク・ファクターの实在価格の観測値に含めるものとする。

ハ 全般的なリスク・ファクターが期間構造を有するものである場合には、当該全般的なリスク・ファクターを満期ごとに分類し、实在価格の観測をすること。

（リスク・ファクターのリスク・バケットへの分類）

第二百四十六条の十一の四 内部モデル方式採用組合は、次に掲げる方法のいずれかにより、リスク・ファクターをリスク・バケットに分類するものとする。

一 内部管理において使用するリスク・バケットへ分類する方法

二 第三項で定めるリスク・バケットへ分類する方法

2 前項第一号に掲げる方法を用いる場合にあつては、次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、行政庁の承認を受けるものとする。

一 リスク・ファクターは、一つのリスク・バケットに分類すること。

二 リスク・バケットは重複していないこと。

3 第一項第二号に掲げる方法を用いる場合には、次の各号に掲げるリスク・ファクターの種類の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・バケットにリスク・ファクターを分類するものとする。

一 満期の区分を一つ有する一般金利、外国為替及びコモディティのリスク・ファクター（インプライド・ボラティリティを除く。） 次の表の上欄に掲げる満期の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク・バケット

満期	リスク・バケット
零年以上〇・七五年未満	A 1
〇・七五年以上一・五年未満	A 2
一・五年以上四年未満	A 3
四年以上七年未満	A 4
七年以上十二年未満	A 5
十二年以上十八年未満	A 6
十八年以上三十五年未満	A 7
三十五年以上	A 8

三十五年以上		A 9
二 満期の区分を複数有する一般金利、外国為替及びコモデ イティのリスク・ファクター（インプライド・ボラティリ ティを除く。） 次の表の上欄に掲げる満期の区分に応じ 、同表の下欄に定めるリスク・バケット		
満期	リスク・バケット	
零年以上〇・七五年未満	B 1	
〇・七五年以上四年未満	B 2	
四年以上十年未満	B 3	
十年以上十八年未満	B 4	
十八年以上三十年未満	B 5	
三十年以上	B 6	
三 満期の区分を一つ又は複数有する信用スプレッド・リス ク及び株式のリスク・ファクター（インプライド・ボラテ イリティを除く。） 次の表の上欄に掲げる満期の区分に 応じ、同表の下欄に定めるリスク・バケット		
満期	リスク・バケット	
零年以上一・五年未満	C 1	
一・五年以上三・五年未満	C 2	
三・五年以上七・五年未満	C 3	
七・五年以上十五年未満	C 4	
十五年以上	C 5	
四 権利行使価格の区分を一つ又は複数有するリスク・ファ クター 次の表の上欄に掲げる原資産に対する感応度の区 分に応じ、同表の下欄に定めるリスク・バケット		
原資産に対する感応度	リスク・バケット	

		満期		
三・五	上・一 年・五 以	満年一・五 未	以上 零年	
D 1	C 2	D 1	C 1	満五〇上零 未〇以
D 2	C 2	D 2	C 1	未〇上五〇 満・三以〇
D 3	C 2	D 3	C 1	未〇〇以上〇 満・七〇・三
D 4	C 2	D 4	C 1	満五〇以上〇 未・九〇・七
D 5	C 2	D 5	C 1	満〇一上五〇 未・〇〇以九

五 権利行使期限の区分及び権利行使価格の区分を有するインプライド・ボラティリティのリスク・ファクター（金利スワップションのものを除く。） 次の表に掲げる原資産に対する感応度及び満期の区分に応じ、同表に定めるリスク・バケット

〇・九五以上一・〇〇未満	D 5	〇・七以上〇・九五未満	D 4	〇・三以上〇・七未満	D 3	〇・〇五以上〇・三未満	D 2	零以上〇・〇五未満	D 1
--------------	-----	-------------	-----	------------	-----	-------------	-----	-----------	-----

六 満期の区分、権利行使期限の区分及び権利行使価格の区分を有する金利スワップションのインプライド・ボラティリティのリスク・ファクター 満期の区分、権利行使期限の区分及び権利行使価格の区分の組合せにより作成されるリスク・バケット

前項第六号の「満期の区分」、「権利行使期限の区分」及び「権利行使価格の区分」とは、それぞれ次の各号の表に定めるものをいう。

一 満期の区分の表

上 年 十 以 五	滿 年 十 上 年 七 未 五 以 五	滿 年 七 上 年 三 未 五 以 五	滿 年	未
D C 1 5	D C 1 4	D C 1 3		
D C 2 5	D C 2 4	D C 2 3		
D C 3 5	D C 3 4	D C 3 3		
D C 4 5	D C 4 4	D C 4 3		
D C 5 5	D C 5 4	D C 5 3		

5	第一項第二号に掲げる方法を用いる場合において、負債性商品が直近の十二月以内に満期を迎えたときは、その期間内に特定した実在価格の観測値を当初のリスク・バケットの区分に分類するものとする。	満期		リスク・バケット
		零年以上〇・七五年未満		B 1
		〇・七五年以上四年未満		B 2
		四年以上十年未満		B 3
		十年以上十八年未満		B 4
		十八年以上三十年未満		B 5
		三十年以上		B 6
		二 権利行使期限の区分の表		
		権利行使期限		リスク・バケット
		零年以上一・五年未満		C 1
一・五年以上三・五年未満		C 2		
三・五年以上七・五年未満		C 3		
七・五年以上十五年未満		C 4		
十五年以上		C 5		
三 権利行使価格の区分の表				
原資産に対する感応度		リスク・バケット		
零以上〇・〇五未満		D 1		
〇・〇五以上〇・三未満		D 2		
〇・三以上〇・七未満		D 3		
〇・七以上〇・九五未満		D 4		
〇・九五以上一・〇〇未満		D 5		

6 第一項第二号に掲げる方法を用いる場合において、ある特定の満期のリスク・バケットに属する信用スプレッド・リスク・ファクターのモデル化の必要がなくなったときは、当該リスク・バケットに隣接するリスク・バケットのうち、短い満期の区分に分類することができる。

（リスク・ファクターのモデル化可能性テスト）

第二百四十六条の十一の五 内部モデル方式採用組合は、リスク・ファクターのモデル化可能性テストを四半期ごとに実施するものとする。

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 モデル化可能なリスク・ファクターへの分類に当たっては、モデル化可能なリスク・ファクターの組合せにより得られたリスク・ファクターのみを用い、かつ、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める手法を用いること。

イ モデル化可能なリスク・ファクターの組合せによる内挿（観測された複数の順序付けされたデータに基づいて、その間にある観測されていない値を算出することを行う。以下このイにおいて同じ。）を用いる場合 内挿がリスク理論損益を算出する際に用いた内挿の手法と整合していること。この場合において、情報量を可能な限り保ちながらリスク・ファクターの数を圧縮するときは、モデル化可能なリスク・ファクターの観測値からパラメーターを導出することができる。

ロ モデル化可能なリスク・ファクターの組合せによる外挿（観測された複数の順序付けされたデータに基づいて、その外側にある観測されていない値を算出することを行う。以下このロにおいて同じ。）を用いる場合 外挿が複数のモデル化可能なリスク・ファクターのデータを用いて算出する方法によることとし、かつ、当該外挿がリスク理論損益を算出する際に用いた外挿の手法と整合していること。この場合において、当該外挿を用いるときは、あらかじめ、行政庁の承認を受けるものとする。

二 期待シヨート・フォールを算出するモデル（以下この条及び第二百四十六条の十二の六第二項第二号において「期待シヨート・フォールモデル」という。）は、一般市場リスク及び個別リスクを捕捉するものとし、一方又は双方のリスクを捕捉していない場合には、モデル化不可能なリスク・ファクターを用いてマーケット・リスク相当額を算出すること。

三 期待シヨート・フォールモデルにあつてはリスク・ポジションのボラティリティ及び相関係数を勘案し、当該ボラティリティ及び相関係数のデータにあつては次に掲げる事項を勘案すること。

イ 実在価格のデータを用いていること。

ロ ボラティリティが過小に評価されていないこと。

ハ 相関係数が実在価格間の相関に適切に近似した値であること。

ニ リスク・ファクターを変換する場合は、ボラティリティが過小に評価されておらず、かつ、期待シヨート・フ

オールモデルにおいて用いたリスク・ファクターから生ずる相関が正確に反映されていること。

四 内部モデル方式に用いるデータは、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 実在価格に基づかないデータを用いる場合は、当該データが実在価格を代替するものであることを疎明すること。この場合においては、当該データとフロント・オフィス部門及びバック・オフィス部門で用いる価格データとの整合性を確認するものとする。

ロ 市場で観測された価格からリスク・ファクターを導出する場合は、導出の手法を記した文書を作成すること。

ハ データ・ソースを更新するための業務手続が整備されており、かつ、データが月次の頻度で更新されていること（当該データが日次の頻度で更新可能なものである場合にあつては、当該データが日次の頻度で更新されていること。）。

ニ リスク・ファクターのパラメーターを推計するために回帰分析を用いる場合は、当該パラメーターの推計値を定期的に再計算すること。

ホ 時価評価モデルにおけるキャリブレーション（期待シヨート・フォールモデルその他のマーケット・リスク相当額の算出に関連するモデルから算出される価格の理論値が、市場価格を含む実際の取引の価格に可能な限り適合するよう推計することをいう。）は、十分な頻度で実施すること。

ヘ リスク・ファクターの欠損値を補完する場合には、明

確な方針を策定すること。

五 第二百四十六条の十三の三第一項に規定する市場混乱時を想定した期待ショート・フォールのリスク・ファクターは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

イ 実際の取引の価格又は気配値から推計された価格が用いられていること。

ロ 景気循環を含む可能な限り長期のデータ入手すること。

ハ 現在取引される金融商品の性質がストレス期間において取引される金融商品の性質と異なる場合において、現在取引される金融商品を用いることが過去のデータに基づき適切であることを疎明すること。

ニ 現在取引される金融商品がストレス期間に存在しなかった場合は、リスク・ファクターがストレス期間の類似する金融商品の価格やスプレッドの変動とおおむね同等であることを疎明し、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすこと。この場合において、ストレス期間以降に性質が変化した金融商品については、現在の市場データを用いることが妥当であることを十分に説明できないときは、ストレス期間のリスク・ファクターから除くものとする。

(1) 第二百四十六条の十三の三第二項第一号ロに掲げる要件を満たすこと。

(2) 期待ショート・フォールの算出に係る特定の金融商品のリスク・ファクターについて、ストレス期間に係る当該金融商品のデータが入手できない場合は、当該

金融商品のリスク・ファクターの個別リスクは、第二百四十六条の十三の三第一項に規定する低減したリスク・ファクターに含めないこと。

- (3) 現在取引される金融商品のリスク・ファクターに含まれ、かつ、第二百四十六条の十三の三第一項に規定する低減したリスク・ファクターに含まれないリスク・ファクターに対するエクスポージャーは、当該低減したリスク・ファクターに含まれる最も適切なリスク・ファクターに分類すること。

六 代理変数の利用に当たっては、対象となる金融商品の取引に係る地域、種類その他の性質を適切に反映し、かつ、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ マルチ・ファクター（金融商品の取引に係る地域、種類その他の性質に係る各要素をいう。）に基づくモデル（以下このイにおいて「マルチ・ファクターモデル」という。）において代理変数を生成する場合 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) マルチ・ファクターモデルにおいて複数のインデックスを利用する場合は、それぞれのインデックスの間にある相関関係を捕捉すること。この場合において、相関関係で説明できないインデックスの間のリスクについては、無相関を前提とすること。

- (2) マルチ・ファクターモデルが資産の価格変動に対して有意な説明力を有し、かつ、代理変数の使用により説明できない誤差の存在を把握すること。
-

(3) マルチ・ファクターモデルの係数は、過去のデータに基づいて推計すること。この場合において、当該係数を主観的な判断に基づき設定するときは、モデル化不可能なリスク・ファクターに分類するものとする。

ロ 期待シヨート・フォールモデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・ファクターとの間のベシスを特定し、当該ベシスをモデル化可能なリスク・ファクター又はモデル化不可能なリスク・ファクターに分類すること。この場合において、当該ベシスがモデル化可能なリスク・ファクターに分類されたときは、次に掲げるリスク・ファクターのいずれかをマーケット・リスク相当額及びリスク理論損益に反映すること。

(1) 代理変数のリスク・ファクター及びベシスのリスク・ファクター

(2) 市場で観測されるリスク・ファクター

第三款 バック・テストイング及び損益要因分析テストに係る要件

（バック・テストイング及び損益要因分析テストに係る総則）

第二百四十六条の十二 内部モデル方式採用組合は、次に掲げるテストを行うものとする。

- 一 全組合的なバック・テストイング
- 二 各トレーディング・デスクに対するバック・テストイング

-
- 三 各トレーディング・デスクに対する損益要因分析テスト
- 2 内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクは、前項第二号及び第三号に掲げるテストに合格したものとする。

(全組合的なバック・テストイングに係る要件)

- 第二百四十六条の十二の二 内部モデル方式採用組合は、全組合的なバック・テストイングにおいて、評価日を含む直近二百五十営業日の日次のバリュウ・アット・リスクと日次の仮想損益及び実損益とを比較するものとする。

- 2 全組合的なバック・テストイングは、九十九パーセントの信頼水準のバリュウ・アット・リスクを次に掲げる要件に基づき算出するものとする。

一 トレーディング・ポートフォリオ全体において、バック・テストイングの超過（仮想損益又は実損益がバリュウ・アット・リスクを上回ることをいう。以下この節において同じ。）の回数（以下この条及び次条において「超過回数」という。）を算出し、仮想損益又は実損益のいずれが多い超過回数をバック・テストイングの結果に用いること。

- 二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める超過回数の調整を行うこと。

イ 実損益のみが観測できない場合 実損益の超過回数に一を加える。

ロ 仮想損益のみが観測できない場合 仮想損益の超過回数に一を加える。

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合（仮想損益、実損益及び日次のバリュウ・アット・リスクの全てが観測でき

る場合を除く。） 仮想損益及び実損益の超過回数にそれぞれ一を加える。

3 バック・テストイングの超過の要因がモデル化不可能なリスク・ファクターに関連するものであるときは、行政庁に届け出た場合に限り、当該バック・テストイングの超過を超過回数に含めないことができる。この場合においては、関連するマーケット・リスク相当額の変動の推移及び超過の要因について文書に記録し、保存するものとする。

4 全組合的なバック・テストイングの結果は、次の表の上欄に掲げる超過回数の区分に応じ、同表の下欄に定めるバック・テストイングゾーン（グリーン・ゾーン（モデルの品質及び精度に問題がないとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。））、アンバー・ゾーン（モデルに問題がある可能性が示唆されるが決定的でないとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。）又はレッド・ゾーン（モデルに問題がある可能性が非常に高いとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。）をいう。）に区分するものとする。

超過回数		乗数	バック・テスト イングゾーン
零	一・五〇	グリーン・ゾーン	
一	一・五〇		
二	一・五〇		
三	一・五〇		
四	一・五〇		
五	一・七〇		

六	一・七六	アンバー・ゾーン
七	一・八三	
八	一・八八	
九	一・九二	
十以上	二・〇〇	レッド・ゾーン

5 前項の規定に基づき区分した結果については、前項の表のとおりマーケット・リスク相当額に乗数を乗じるものとする。

6 内部モデル方式採用組合は、全組合的なバック・テストイングの超過について、内容及び要因を文書に記録し、保存するものとする。

7 内部モデル方式採用組合は、九十九パーセント以外の信頼水準に基づいたバック・テストイングその他統計的な手法により内部モデル方式を検証することができる。

(各トレディング・デスクのバック・テストイング)
第二百四十六条の十二の三 内部モデル方式採用組合は、各トレディング・デスクに対するバック・テストイングにおいて、評価日を含む直近二百五十営業日の日次のバリュエーション・リスク・リスクと日次の仮想損益及び実損益とを比較するものとする。

2 各トレディング・デスクに対するバック・テストイングは、各トレディング・デスクに対し、九十七・五パーセント及び九十九パーセントの信頼水準のバリュエーション・リスクを次に掲げる要件に基づき算出するものとする。この場合において、バリュエーション・リスクは、直近十二月の時

系列データについて均等に重み付けたものを用いるものとする。

一 仮想損益又は実損益のいずれが多い超過回数をバック・テストイングの結果に用いること。

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める超過回数の調整を行うこと。

イ 実損益のみが観測できない場合 実損益の超過回数に一を加える。

ロ 仮想損益のみが観測できない場合 仮想損益の超過回数に一を加える。

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合（仮想損益、実損益及び日次のバリュウ・アット・リスクの全てが観測できる場合を除く。） 仮想損益及び実損益の超過回数にそれぞれ一を加える。

3 バック・テストイングの超過の要因がモデル化不可能なリスク・ファクターに関連するものであるときは、行政庁に届け出た場合に限り、当該バック・テストイングの超過を超過回数に含めないことができる。この場合においては、モデル化不可能なリスク・ファクターに関連するマーケット・リスク相当額の変動の推移及びモデル化不可能なリスク・ファクターがバック・テストイングの超過の要因について、文書に記録し、保存するものとする。

4 各トレードイング・デスクに対するバック・テストイングの結果について、次の各号に掲げる信頼水準の区分に応じ、当該各号に定める回数を超える超過が直近十二月に生じた場合には、当該トレードイング・デスクに対するマーケット・

リスク相当額は標準的方式を用いて算出するものとする。

一 九十七・五パーセントの信頼水準 三十回

二 九十九パーセントの信頼水準 十二回

5 内部モデル方式採用組合は、各トレーディング・デスクに
対するバック・テストイングの超過について、内容及び要因
を文書で記録し、保存するものとする。

6 内部モデル方式採用組合は、九十九パーセント以外の信頼
水準に基づいたバック・テストイングその他統計的な手法に
より内部モデル方式を検証することができる。

（損益要因分析テストに係る要件）

第二百四十六条の十二の四 損益要因分析テストは、フロント・
オフィス部門のモデルと内部モデル方式とを比較し、内部モ
デル方式の簡易化（内部モデル方式の時価評価モデルにおい
て、フロント・オフィス部門の時価評価モデルよりも計算負
荷を軽減させることをいう。以下この条において同じ。）の重
要性を評価するため、トレーディング・デスクごとにリスク
理論損益と仮想損益とを日次で比較するものとする。

2 内部モデル方式採用組合は、損益要因分析テストにおいて
、内部モデル方式の簡易化が重要性を有すると判断された場
合には、当該内部モデル方式の使用を制限し、又は停止する
ものとする。

3 内部モデル方式採用組合は、各トレーディング・デスクに
対する損益要因分析テストについて、内部モデル方式の簡易
化の内容、リスク理論損益及び仮想損益の定義並びに当該損
益要因分析テストの結果及び当該結果を受けた対応方針に係

る文書を作成するものとする。

（バック・テストイング及び損益要因分析テストに用いる損益）

第二百四十六条の十二の五 損益要因分析テストにおいて、リスク理論損益の算出に用いるトレーディング・デスクのリスク管理モデルのリスク・ファクターは、全てのモデル化可能なリスク・ファクター及び全てのモデル化不可能なリスク・ファクターを含むものとする。

2 損益要因分析テストにおけるリスク理論損益の算出に当たって、トレーディング・デスクのリスク管理モデルが追加的な残余リスク（トレーディング・デスクのリスク管理モデルのリスク・ファクターでは捕捉されていないが、内部モデル方式に係る内部モデルでは捕捉されていないリスクをいう。）を含むデータを使用している場合には、当該トレーディング・デスクのリスク管理モデルに用いている全てのリスク・ファクターの変動を含むものとする。

3 バック・テストイング及び損益要因分析テストに用いる仮想損益は、同一のものとする。

4 実損益は、日次で更新できるかどうかにかかわらず、マーケット・リスクに関する時価調整を含むものとする。この場合において、行政庁の承認を受けたときは、当該マーケット・リスクに関する時価調整を控除することができる。

5 仮想損益は、日次で更新できるマーケット・リスクに関する時価調整を含むものとする。この場合において、行政庁の承認を受けたときは、当該マーケット・リスクに関する時価

調整を控除することができる。

6 トレーディング・デスクのリスク管理モデルにおいて算出できない時価調整は、各トレーディング・デスクに対するバック・テストイングに用いる仮想損益と実損益に含めることを要しない。

7 仮想損益及び実損益の算出に当たっては、同一の時価評価モデルを用いるものとする。

（損益要因分析テストの入力データの調整）

第二百四十六条の十二の六 内部モデル方式採用組合は、損益要因分析テストに使用する場合において、行政庁の承認を受けたときに限り、リスク理論損益のリスク・ファクターに係る入力データを仮想損益で用いる入力データに合わせるための調整（以下この条において「リスク理論損益の入力データの調整」という。）を行うことができる。

2 リスク理論損益の入力データの調整は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 リスク理論損益の入力データを仮想損益の入力データに置き換える方法

二 仮想損益の入力データをリスク理論損益及び期待シヨート・フォールモデルで使用するリスク・ファクターの入力データとする方法

3 リスク理論損益の入力データの調整を行う場合には、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 リスク理論損益の入力データの調整を適切に実施するために組合内規則（方針及び手続を含む。）を定めているこ

と。

二 使用するリスク・ファクター及び算出手法の差異が適切であることを実証していること。

三 リスク理論損益の入力データの調整に係る検証を適切に実施するものであること。

四 リスク理論損益の入力データの調整がリスク理論損益及び損益要因分析テストに与える影響度についての評価（入力データの調整前後の比較を含む。）を実施するものであること。

4 リスク理論損益の入力データの調整において、同一の市場データから評価に必要なパラメーターを算出する場合において、リスク理論損益及び仮想損益の当該パラメーターに係る算出方法が異なるときは、算出方法の差異をリスク理論損益又は仮想損益の算出結果に反映するものとする。

5 損益要因分析テストにおけるリスク理論損益の入力データの調整においては、次に掲げる調整を行わないものとする。

一 仮想損益とリスク理論損益のリスク・ファクターを一致させるための調整

二 リスク理論損益及び仮想損益の算出において、異なるシステム及び時点による差異を解消するための調整

三 前項に規定する場合において算出されたパラメーターの調整

（損益要因分析テストの指標）

第二百四十六条の十二の七 損益要因分析テストの指標は、次に掲げるものとする。

一 リスク理論損益と仮想損益との間の順位相関を評価するスピアマンの順位相関指標（第三項及び次条第一項において単に「スピアマンの順位相関指標」という。）

二 リスク理論損益と仮想損益との間の分布の近似性を評価するコルモゴロフ・スミルノフ検定（第四項及び次条第一項において「KS検定」という。）のテスト指標

2 前項各号に掲げる指標の算出に当たっては、直近二百五十営業日に観測されたリスク理論損益及び仮想損益の時系列データを用いるものとする。

3 スピアマンの順位相関指標は、次の算式により算出するものとする。

$$r_s = \frac{\text{cov}(R_{HPL}, R_{RTPL})}{\sigma_{R_{HPL}} \times \sigma_{R_{RTPL}}}$$

r_s は、スピアマンの順位相関指標

$\text{cov}(R_{HPL}, R_{RTPL})$ は、 R_{HPL} と R_{RTPL} との間の共分散

$\sigma_{R_{HPL}}$ は、 R_{HPL} の標準偏差

$\sigma_{R_{RTPL}}$ は、 R_{RTPL} の標準偏差

R_{HPL} は、仮想損益を大きさに基づいて変換した順位データ

R_{RTPL} は、リスク理論損益を大きさに基づいて変換した順位データ

4 KS検定の指標は、次に掲げる経験的累積分布関数の間で観測される差額の絶対値のうち最大のものとする。

一 リスク理論損益の各損失額に対応する順位に〇・〇〇四（一営業日を二百五十営業日で除して得た値をいう。次号において同じ。）を乗じて得た経験的累積分布関数

二 仮想損益の各損失額に対応する順位に〇・〇〇四を乗じ

て得た経験的累積分布関数

(損益要因分析テストの実施)

- 第二百四十六条の十二の八 内部モデル方式採用組合は、内部モデル方式を用いる各トレーディング・デスクに対して実施した損益要因分析テストの結果を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるゾーンに分類するものとする。
- 一 スピアマンの順位相関指標が〇・八〇を超え、かつ、~~〇・二六~~ 検定のテスト指標が〇・〇九（P値にあつては、〇・二六
 - 四）未満の場合 グリーン・ゾーン
 - 二 スピアマンの順位相関指標が〇・七〇未満の場合又は~~〇・五~~ 検定のテスト指標が〇・一二（P値にあつては、〇・〇五
 - 五）を超える場合 レッド・ゾーン
 - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 アンバー・ゾーン
 - 2 損益要因分析テストの結果がグリーン・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、内部モデル方式を用いることができる。
 - 3 損益要因分析テストの結果がレッド・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、標準的方式を用いるものとする。
 - 4 前項の規定により標準的方式を用いるものとされたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限る、内部モデル方式の使用を再開することができる。
 - 一 改めて実施した損益要因分析テストにおいて、グリーン・ゾーンに分類されるものであること。
 - 二 直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクに対

するバック・テストイングの結果について第二百四十六條の十二の三第四項に規定する超過が生じていないものであること。

5 損益要因分析テストの結果がアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、第二百四十六條の十三の八に規定する資本サーチャージの適用対象とすることにより、内部モデル方式を継続して用いることができる。

6 損益要因分析テストの結果がアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、グリーン・ゾーンに分類するものとする。

- 一 改めて実施した損益要因分析テストにおいて、グリーン・ゾーンの要件に該当すること。
- 二 直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクに対するバック・テストイングの結果について第二百四十六條の十二の三第四項に規定する超過が生じていないものであること。

（バック・テストイング及び損益要因分析テストの結果に係る届出）

第二百四十六條の十二の九 内部モデル方式採用組合は、トレーディング・デスクが次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書に原因及び対処方針を記載した書類を添付して行政庁に提出するものとする。

- 一 第二百四十六條の十二の二に規定する全組合的なバック・テストイングにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・

ゾーンに分類された場合

二 各トレーディング・デスクに対するバック・テストイン
グの結果について第二百四十六条の十二の三第四項に規定
する超過が生じた場合

三 前条に規定する各トレーディング・デスクに対する損益
要因分析テストにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・
ゾーンに分類された場合

（市場の特殊要因等に起因するバック・テストイングの超過
及び損益要因分析テストの不合格時の対応）

第二百四十六条の十二の十 内部モデル方式採用組合は、前条
各号に規定する分類を行った場合において、当該分類に市場
の特殊な要因等に起因する事象が含まれていると認められる
ときは、当該分類に用いたバック・テストイングの超過及び
損益要因分析テストの不合格の結果を取り消すことができる
。

第四款 内部モデル方式によるマーケット・リスク
相当額

（モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・
リスク相当額）

第二百四十六条の十三 内部モデル方式採用組合は、内部モデ
ル方式を用いるトレーディング・デスクにおけるモデル化可
能なリスク・ファクターについて、次条から第二百四十六条
の十三の四までの規定により期待シヨート・フォールにより

マーケット・リスク相当額を算出するものとする。

（期待ショート・フォール算出に係る流動性ホライズンの勘案）

第二百四十六条の十三の二 内部モデル方式採用組合は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスク全体及びトレーディング・デスク単位のポートフォリオにおいて、次の算式を用いて期待ショート・フォールを日次で算出するものとする。この場合において、当該算式には、片側九十七・五パーセントの信頼水準及び十日間の流動性ホライズン（以下この項において「ベース・ホライズン」という。）を用いるものとする。

$$ES = \sqrt{\left(ES_T(P)^2 + \sum_{j \geq 2} \left(ES_T(P, j) \sqrt{\frac{(LH_j - LH_{j-1})}{T}} \right)^2 \right)}$$

ES は、期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_T(P)$ は、ベース・ホライズンを前提としたボジション $P = (p_i)$ に対する全てのリスク・ファクターのショックに係る期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

T は、ベース・ホライズンの長さ

LH_j は、次項に規定する期間

$ES_T(P, j)$ は、ボジション $P = (p_i)$ のリスク・ファクターの集合 Q (p_i, j) の各ボジション p_i へのショック（第三項に規定する流動性ホライズン n が LH_j 以上であるリスク・ファクターを変

動させた場合における各ホリズン p_i に対するショックをいう。)を勘案した期待ショック・フォールにより算出したマーケット・リスク当量

2 前項の LH は、次の表の上欄に掲げる流動性ホライズンの区分に応じ、同表の下欄に定める期間とする。

流動性ホライズンの区分()		期間(日)
1		十
2		二十
3		四十
4		六十
5		百二十

3 流動性ホライズン h は、次の表の上欄に掲げるリスク・クラス及び中欄に掲げるリスク・ファクター・カテゴリーの区分に応じ、同表の下欄に定める期間とする。ただし、内部モデル方式採用組合は、行政庁の承認を受けた場合は、当該期間よりも長い期間を設定することができる。この場合において、当該期間よりも長い期間は、二十日、四十日、六十日又は百二十日とするものとする。

金利リスク				リスク・クラス	リスク・ファクター・カテゴリー	期間(日)
金利リスク	金利	特定通貨以外の通貨	金利(特定通貨)			十
	貨					二十
	ボラティリティ					六十
	その他の種類					六十

信用スプレッド・リスク										株式リスク							外国為替リスク												
ソブリン（投資適格（IG））	二十	ソブリン（投機的格付（HY））	四十	コーポレート（投資適格（IG））	四十	コーポレート（投機的格付（HY））	六十	ボラティリティ	百二十	その他の種類	百二十	株価（大型株）	十	株価（小型株）	二十	株価（大型株）に係るボラティリティ	二十	株価（小型株）に係るボラティリティ	六十	その他の種類の株式	六十	為替レートに係る特定通貨ペア	十	為替レートに係る通貨ペア（特定通貨ペアを除く。）	二十	為替に係るボラティリティ	四十	為替に係るその他	四十

コモディティ・リスク	の種類	
	エネルギー及び二酸化炭素排出権取引価格	二十
	貴金属及び非鉄金属価格	二十
	その他のコモディティ価格	六十
	エネルギー及び二酸化炭素排出権取引価格に係るボラティリティ	六十
	貴金属及び非鉄金属価格に係るボラティリティ	六十
	その他のコモディティ価格に係るボラティリティ	百二十
	コモディティに係るその他の種類	百二十

(注1) 特定通貨とは、欧州経済通貨統合参加国通貨 (EUR)、アメリカ合衆国通貨 (USD)、英国通貨 (GBP)、オーストラリア通貨 (AUD)、スウェーデン通貨 (SEK)、カナダ通貨 (CAD) 及び本邦通貨をいう (第二百四十六条の十八の二第四項において同じ。)

(注2) 特定通貨ペアとは、特定通貨、スイス通貨 (CHF)

、メキシコ通貨 (MXN)、中華人民共和国通貨 (CNY)、ニュージーランド通貨 (NZD)、ロシア通貨 (RUB)、中華人民共和国 (香港特別行政区) 通貨 (HKD)、シンガポール通貨 (SGD)、トルコ通貨 (TRY)、大韓民国通貨 (KRW)、南アフリカ共和国通貨 (ZAR)、インド通貨 (INR)、ノルウェー通貨 (NOK) 及びブラジル通貨 (BRL) のうち二の通貨の組合せによる通貨ペアをいう。

4 前項ただし書の承認を受けようとする内部モデル方式採用組合は、次に掲げる要件の全てに適合していることを示す書類を添付した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

一 リスク・ファクター・カテゴリーごとの流動性ホライズンについて、行政庁の求めに応じて情報を提出できる態勢を整備すること。

二 流動性ホライズンの設定に係る方針を策定すること。

三 流動性ホライズンの設定について、リスク管理部門による検証及び内部監査を定期的に実施する態勢を整備すること。

(市場混乱時を想定した期待シヨート・フォールの算出)
第二百四十六条の十三の三 内部モデル方式採用組合は、内部モデル方式を用いる全てのトレーディング・デスクに対して、市場混乱時を想定した期待シヨート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額を次の算式により算出するものとする。

$$ES = ES_{RS} \times \max\left(\frac{ES_{FC}}{ES_{RC}}, 1\right)$$

ES は、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

ES_{RS} は、低減したリスク・ファクターについて、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

ES_{RC} は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

ES_{FC} は、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

2 前項の規定による算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 低減したリスク・ファクターが次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、行政庁の承認を受けたものであること。

イ 十分な観測期間を有したモデル化可能なリスク・ファクターであること。

ロ 低減したリスク・ファクターの期待ショート・フォールを全てのリスク・ファクターに基づく期待ショート・フォールで除して得た割合に係る直近十二週間の平均値が七十五パーセント以上であること。

二 ストレス期間に算出した期待ショート・フォールに係るデータは、均等に重み付けすること。

三 前項の算式中 ES_{RS} に係るストレス期間の見直しは、四半

期に一回以上の頻度及びリスク・ファクターに重要な変更が生じた場合に行うこと。

四 前項の算式中 ES_{RS} に係るストレス期間を変更する場合には、低減したリスク・ファクターを見直すこと。

五 前二号の見直しの参照日は、リスク・ファクターのモデル化可能性テストの参照日と一致するものとする。

六 前項の算式中 ES_{RS} の算出に用いたデータの更新は、四半期に一回以上の頻度及び市場価格の著しい変動が生じた場合に行うこと。

3 第一項の期待ショート・フォールが同一のリスク・クラスの場合は、過去のデータから観測される相関を反映することができる。この場合においては、相関をリスク・ファクターごとの前条第三項に規定する流動性ホライズンと整合的なものとし、かつ、相関の算出及び使用方法に係る文書を作成するものとする。

4 第一項の期待ショート・フォールは、前条第三項に規定するリスク・ファクター・カテゴリーにおいて、オプションの非線形リスク及びボラティリティ曲面を適切に勘案するものとする。

5 第一項の算出に当たって、内部モデル方式は、トレーディング・デスクが設定するリスク許容範囲に係る重要なリスク・ファクターを全て含むものとする。

6 第一項の算出に当たっては、ヒストリカル・シミュレーション法、モンテカルロ・シミュレーション法その他適切な計測手法を使用することができる。

7 行政庁は、価格のボラティリティが短期間に大きく上昇し

、価格変動をより適切に反映させることが妥当と判断した場合には、より短期の観測期間を使用した市場混乱時を想定した期待ショート・フォールの算出を求めることができる。この場合において、観測期間は、六月以上とする。

（市場混乱時を想定したモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額）

第二百四十六条の十三の四 内部モデル方式採用組合は、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールを用いて、モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を、次の算式により算出するものとする。

$$IMCC = \rho(IMCC(C)) + (1 - \rho) \left(\sum_{i=1}^B IMCC(C_i) \right)$$

$$IMCC(C) = ES_{RS} \times \frac{ES_{FC}}{ES_{RC}}$$

$$IMCC(C_i) = ES_{RS,i} \times \frac{ES_{FC,i}}{ES_{RC,i}}$$

$IMCC$ は、モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額

$IMCC(C)$ は、全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$IMCC(C_i)$ は、五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{RS,i}$ は、低減したリスク・ファクターについて、五つの各リスク・クラスを対象とし、ストレス期間を想定して算出した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{RC,i}$ は、五つの各リスク・クラスを対象とし、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

$ES_{FC,i}$ は、五つの各リスク・クラスを対象の全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

ρ は、〇・五

B は、リスク・クラスの総数

(モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額)

第二百四十六条の十三の五 内部モデル方式採用組合は、トレーディング・デスクにおけるモデル化不可能なリスク・ファクターについて、ストレス・シナリオを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。この場合において、マーケット・リスク相当額は、それぞれのモデル化不可能なリスク・ファクターに基づき算出されたマーケット・リスク相当額を合計したものである。

2 前項のマーケット・リスク相当額を合計したものは、次の算式を用いて算出するものとする。

$$SES = \sqrt{\sum_{i=1}^I ISES_{NM,i}^2 + \sum_{j=1}^J ISES_{NM,j}^2} + \sqrt{\left(\rho \cdot \sum_{k=1}^K SES_{NM,k}\right)^2 + (1-\rho^2) \cdot \sum_{k=1}^K SES_{NM,k}^2}$$

SESは、モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの

*i*は、信用スプレッドに係るモデル化不可能なリスク・ファクター

*j*は、株式の個別リスクに係るモデル化不可能なリスク・ファクター

*k*は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおけるモデル化不可能なリスク・ファクター（*i*又は*j*に該当するものを除く。）

$ISES_{NM,i}$ は、信用スプレッドのリスク・ファクター*i*に対するマーケット・リスク相当額

$ISES_{NM,j}$ は、株式の個別リスクのリスク・ファクター*j*に対するマーケット・リスク相当額

$SES_{NM,k}$ は、モデル化不可能なリスク・ファクター*k*に対するマーケット・リスク相当額

ρ は、〇・六

3 第一項のストレス・シナリオは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 九十七・五パーセントの信頼水準に基づき損失を算出するものであること。

二 ストレス期間は、同一のリスク・クラスにおける全てのモデル化不可能なリスク・ファクターについて、共通の十二月を使用するものであること。

三 前号に規定する共通の十二月に係る妥当性を記した文書を作成すること。ただし、当該妥当性を説明できない場合には、発生可能性のある最大損失額を勘案したストレス・シナリオを用いること。

4 第二項のモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額の算出に用いる流動性ホライズンは、第二百四十六条の十三の二第三項の表の上欄に掲げるリスク・クラス及び中欄に掲げるリスク・ファクター・カテゴリーの区分に応じ、同表の下欄に定める期間（当該期間が二十日未満の場合にあつては、二十日）とする。

5 行政庁は、市場の流動性の低下を適切に反映させることが妥当と判断した場合には、前項の流動性ホライズンを、より長い期間にすることを求めることができる。

6 内部モデル方式採用組合は、第二項の算式中の信用スプレッドの個別リスクと株式の個別リスクとの合算において、その相関係数を零とすることができる。この場合において、内部モデル方式採用組合は、その妥当性を示す文書を作成し、当該文書について行政庁の求めに応じて提出できるように整備するものとする。

（デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額）
第二百四十六条の十三の六 内部モデル方式採用組合は、DRCモデルを用いて、トレーディング・デスクにおけるクレジ

-
- ット商品及び株式に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を算出するものとする。
- 2 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、DRCモデルにより算出された次に掲げる額のいずれか大きい額とする。
- 一 直近の計測値に基づく額
- 二 直近十二週間の計測の平均値に基づく額
- 3 DRCモデルは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
- 一 片側九十九・九パーセントの信頼水準により、週次でデフォルト・リスクに係る信用バリュ・アット・リスク（特定のポジションを一定期間（第五号において「保有期間」という。）保有すると仮定した場合において、将来の債務者又は株式等の発行体（以下この項において「債務者等」という。）のデフォルトにより一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。）を計測すること。
- 二 二種類の全般的なリスク・ファクターを用いたデフォルト・シミュレーション・モデル（債務者のデフォルト時損失（債務者のデフォルト前の格付の低下による損失を除く。）を見積もるモデルをいう。）を用いること。
- 三 債務者等に係るデフォルトの相関は、信用スプレッド又は上場株式の価格に基づき推計すること。
- 四 前号の規定による推計は、少なくとも十年間（ストレス期間を含む。）のデータに基づくものであること。
- 五 保有期間は一年間と仮定すること。ただし、株式に係るポートフォリオの場合は、六十日間と仮定することができ
-

-
- る。
- 六 株式に係るポジションは、株価が零になることを想定して発行体のデフォルトをモデル化すること。
- 七 デフォルト・リスクは、債務者等ごとに計測すること。
- 八 デフォルト・リスクには、評価日時点の評価損益に加え、デフォルト時に生ずる損失を考慮すること。
- 九 債務者等がデフォルトした場合には、対象となる全てのポジションについて、自己が被ると想定される現在の時価評価に対する追加的な損失額を算出すること。
- 十 モデルが想定する損失額に、景気循環の影響が反映されていること。
- 十一 同一の債務者等に対するロング・エクスポージャーとこれに対応するショート・エクスポージャーとを相殺すること。この場合において、エクスポージャーが同一の債務者等に対する異なる商品を含むものであるときは、当該異なる商品間の優劣後関係等を勘案すること。
- 十二 異なる債務者等に対するロング・エクスポージャーとショート・エクスポージャーとの間のベシス・リスクをモデルに含めること。この場合において、異なる債務者等にまたがるロング・エクスポージャーとショート・エクスポージャーとの間のデフォルト・リスクの相殺は、デフォルト・リスクのモデル化を通じて行うこと。
- 十三 モデルに投入する前のポジションの相殺は行わないこと。
- 十四 異なる債務者等との間のデフォルトの相関は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
-

-
- イ 相関は客観的なデータに基づき、自己のポジションの構成に基づく恣意的な相関の水準の調整をしないこと。
- ロ 自己のポートフォリオに係る相関のモデル化の手法及び全般的なリスク・ファクターの選択の適切性を検証すること。この場合において、内部モデル方式採用組合は、当該手法に係る文書を作成すること。
- ハ 相関は一年以上の保有期間を想定すること。
- ニ 全ての重要なベークシス・リスクを相関に反映すること。
- 十五 ポジションとそのヘッジの間で生ずる重要なミスマッチを全て捕捉すること。
- 十六 ストレス期間における特定の債務者等又は市場への集中による効果を全ての商品の種別について適切に勘案すること。
- 十七 オプション及びその他のポジションに係る非線形リスクの影響を反映すること。
- 十八 複数の原資産を有する株式デリバティブのポジションに対して、簡素化したモデルを使用する場合は、行政庁の承認を受けること。
- 十九 モデルに投入するものは、○・○三パーセントを下限とし、信用リスクに係る内部格付手法に使用する推計値が存在する場合には当該推計値を用い、当該推計値が存在しない場合には次に掲げる要件の全てを満たすことを算出すること。ただし、当該推計値が存在しない場合において、第二十七条から第二十九条まで及び第三十一条第三項の規定によりリスク・ウェイトを零パーセントとすることが認めら
-

れるエクスポージャーについては、当該下限を適用しないことができる。

イ 市場価格に基づくEDは使用しないこと。ただし、当該使用について、行政庁の承認を受けている場合は、この限りでない。

ロ 観測した過去のデフォルト実績に基づくPDを使用すること。ただし、内部モデル方式採用組合は、過去のデフォルト実績に基づくPDと乖離していないことを疎明できる場合には、理論値に基づくEDを使用することができる。

ハ 取引所に上場されている有価証券のデータに基づきPDの水準を調整する場合には、景気循環を含む最低五年の観測期間とすること。

ニ 外部データ・ソースから提供されるPDを用いる場合は、自己のポートフォリオに関連性があることを疎明すること。

二十 モデルに投入するLGDは、信用リスクに係る内部格付手法に使用する推計値が存在する場合には当該推計値を用い、当該推計値が存在しない場合には次に掲げる要件の全てを満たすLGDを算出すること。

イ ポジションの現在市場価値からデフォルト時点のポジションの期待市場価値を差し引いた金額に基づき算出すること。

ロ ポジションの種類と優先劣後構造を反映するものであること。ただし、零を下回る場合にあっては、零とする。

ハ 十分な過去データに基づくものであること。

ニ 外部データ・ソースから提供されるLGDを用いる場合は、自己のポートフォリオに関連性があることを疎明すること。

二十一 PD及びLGDの入手方法に関する優先順位付けを行い、恣意的に選択しないこと。

4 内部モデル方式採用組合は、DRCモデルについて、適切な運用に必要な管理規程（信用スプレッド又は株価の使用要件、相関並びにPD及びLGDに係る管理手続（水準調整及び検証を含む。）を含む。）を文書で定めるものとする。

5 内部モデル方式採用組合は、DRCモデルについて、ストレス・テスト、感応度分析、シナリオ分析その他これらに類する手法により評価するものとする。この場合において、内部モデル方式採用組合は、過去の経験から得られた事象その他の事象を想定した検証を実施するものとする。

6 内部モデル方式採用組合は、DRCモデルの全般的な正確性を評価するためのベンチマークを構築するものとする。

7 内部モデル方式採用組合は、DRCモデルの検証について、具体的な検証手続を整備するものとする。

8 DRCモデルを使用してマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクは、期待シヨート・フォール又はストレステストシヨート・フォールを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

（内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクによるマーケット・リスク相当額の算出）

第二百四十六条の十三の七 内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクに関連するマーケット・リスク相当額は、標準的方式又は簡易的方式を用いて算出するものとする。

(マーケット・リスク相当額の合算)

第二百四十六条の十三の八 内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\begin{aligned} &ACR_{total} \\ &= \min\{IMA_{G,A} + \text{資本サーチャージ} + C_U; SA_{all\ desk}\} \\ &\quad + \max\{0; IMA_{G,A} - SA_{G,A}\} \end{aligned}$$

$$C_A = \max\{IMC_{t-1} + SES_{t-1} \cdot m_c \cdot IMC_{avg} + SES_{avg}\}$$

$$\text{資本サーチャージ} = k \cdot \max\{0, SA_{G,A} - IMA_{G,A}\}$$

$$k = 0.5 \times \frac{\sum_{i \in A} SA_i}{\sum_{i \in G,A} SA_i}$$

ACR_{total} は、内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額

$IMA_{G,A}$ は、 C_A 及び DRC の合計額

DRC は、第二百四十六条の十三の六第二項の規定により算出された内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

C_U は、内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額

$SA_{all\ desk}$ は、全てのトレードインゲ・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額

$SA_{G,A}$ は、第二百四十六条の十二の八第一項の規定によりグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレードインゲ・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額

SA_A は、第二百四十六条の十二の八第一項の規定によりアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレードインゲ・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額

C_A は、DRC以外の内部モデル方式による資本賦課の合計額

$IMCC_{t-1}$ は、算出基準日におけるIMCC (第二百四十六条の十三の四の規定に基づくモデル化可能なリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額。以下この条において同じ。)

SES_{t-1} は、算出基準日におけるSES (第二百四十六条の十三の五第二項の規定に基づくモデル化不可能なリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額。以下この条において同じ。)

m_c は、第二百四十六条の十二の二第四項の表の中欄に掲げる乗数又は当該乗数に行政庁が指定する定性的アドオンを加えたもの

$IMCC_{avg}$ は、算出基準日を含む直近六十営業日のIMCCの平均値
 SES_{avg} は、算出基準日を含む直近六十営業日のSESの平均値
 SA_i は、トレードインゲ・デスク*i*について標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額

第三節 標準的方式

第一款 標準的方式に係る一般的規定及び構造

（標準的方式）

第二百四十六条の十四 標準的方式によるマーケット・リスク相当額とは、次に掲げるマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

- 一 リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額
- 二 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額
- 三 残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額

第二款 標準的方式に係るリスク感応度方式

第一目 リスク感応度方式による算出方法

（リスク感応度方式における用語）

第二百四十六条の十五 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 リスク・クラス 次に掲げる区分をいう。

イ 一般金利リスク

ロ 信用スプレッド・リスク（非証券化商品に係るものに限る。）

ハ 信用スプレッド・リスク（証券化商品のうち非コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ（以下この節において「証券化商品（非CTP）」という。）に係るも

のに限る。)

ニ 信用スプレッド・リスク（証券化商品のうちコリレーション・トレーディング・ポートフォリオ（以下この節において「証券化商品（CTP）」という。）に係るものに限る。）

ホ 株式リスク

ヘ コモディティ・リスク

ト 外国為替リスク

二 コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ次に掲げるポジションをいう。

イ 次に掲げる要件の全てを満たす証券化商品のポジション

(1) コリレーション・トレーディング（証券化商品のトランシェの受取額に対して比例した持分を提供しない証券化商品のエクスポージャーに係る派生商品取引を除く。）であること。

(2) 第三十八条から第四十一条の二までに規定するエクスポージャーに係る原資産を参照していないこと。

(3) 証券化目的導管体に対する債権を参照していないこと。

ロ 証券化商品に該当しないポジション（以下この節において「非証券化商品」という。）であってイに掲げるポジションをヘッジする目的であるもの

（リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額）

第二百四十六条の十五の二 リスク感応度方式に基づくマ

ット・リスク相当額とは、デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

（リスク感応度方式の対象商品）

第二百四十六条の十五の三 デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスクの対象となる商品は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 デルタ・リスク 標準的方式を用いる全てのトレーディング・デスクが保有する商品（証券化商品（非CTP）を除く。）

二 ベガ・リスク 次に掲げる商品

イ オプション性を有する商品

ロ 繰上返済のオプションが組み込まれている商品

三 カーベチャー・リスク 前号イ及びロに掲げる商品。ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、同号イ及びロ以外の商品のうち標準的方式を用いる全てのトレーディング・デスクで保有する商品をカーベチャー・リスクの対象とすることができる。

イ 第一号に定めるデルタ・リスクの対象となる商品のうちオプション性を有さないものであること。

ロ カーベチャー・リスクの対象商品は継続して適用すること。

（デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額）

第二百四十六条の十五の四 デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出は、次項から第七項までに定めるところによる。

2 デルタ・リスク及びベガ・リスクに対する各リスク・ファクターの感応度(s_k)は第三目の規定に基づき自己の計算により算出し、同一のリスク・ファクターに関する感応度はネットィングするものとする。

3 各リスク・ファクター(k)に対するリスク加重後の感応度(リスク・ウェイトを乗じた後の感応度をいう。以下同じ。)は、次の算式により算出するものとする。

$$WS_k = RW_k \cdot s_k$$

WS_k は、各リスク・ファクターに対するリスク加重後の感応度
 RW_k は、リスク・ファクター k に適用されるリスク・ウェイト
4 各バケットに対するマーケット・リスク相当額(K_b)は、次の算式により算出するものとする。

$$K_b = \sqrt{\max\left(0, \sum_k WS_k^2 + \sum_{k \neq l} \sum_l p_{kl} WS_k WS_l\right)}$$

K_b は、各バケットに対するマーケット・リスク相当額

p_{kl} は、リスク・ファクター k と l との間の相関係数

5 各リスク・クラスにおけるマーケット・リスク相当額は、次の算式により算出するものとする。

各リスク・クラスにおけるデルタ・リスク及びベガ・リスクに対する各バケット・リスク相当額

$$= \sqrt{\sum_b K_b^2 + \sum_{b \neq c} \gamma_{bc} S_b S_c}$$

$$S_b = \sum_k W S_{k,b}$$

$$S_c = \sum_k W S_{k,c}$$

γ_{bc} は、バケット**b**と**c**との間の相関係数

S_b は、リスク加重後の感応度 $W S_b$ のバケット**b**の合計額

S_c は、リスク加重後の感応度 $W S_c$ のバケット**c**の合計額

6 前項の算式における平方根の計算において実数解が得られない場合は、 S_b 及び S_c を次の算式により算出し、当該 S_b 及び S_c を用いて同項の算式により各リスク・クラスにおけるデルタ・リスク及びベガ・リスクに対する各マーケット・リスク相当額を算出するものとする。

$$S_b = \max \left[\min \left(\sum_k W S_{k,b}, K_b \right), -K_b \right]$$

$$S_c = \max \left[\min \left(\sum_k W S_{k,c}, K_c \right), -K_c \right]$$

7 デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、前二項の規定により算出した各リスク・クラスのマーケット・リスク相当額を合算した額とする。

(カーベチャー・リスクに対するマーケット・リスク相当額

）

第二百四十六条の十五の五 カーベチャー・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出は、次項から第七項までに定めるところによる。

2 カーベチャー・リスクを有するリスク・ファクターにおいて、リスク・ウェイトを上方及び下方に移動した場合の感応度（デルタ・リスクの加重平均感応度を除く。）は、次の算式により算出するものとする。

$$CVR_k^+ = - \sum_i \left\{ V_i \left(x_k^{(Curvature)^+} \right) - V_i(x_k) - RW_k^{(Curvature)} \times S_{ik} \right\}$$

$$CVR_k^- = - \sum_i \left\{ V_i \left(x_k^{(Curvature)^-} \right) - V_i(x_k) + RW_k^{(Curvature)} \times S_{ik} \right\}$$

CVR_k^+ は、リスク・ファクター k が上方に移動した場合におけるカーベチャー・リスクのリスク加重後の感応度（デルタ・リスクのリスク加重後の感応度を除く。）

CVR_k^- は、リスク・ファクター k が下方に移動した場合におけるカーベチャー・リスクのリスク加重後の感応度（デルタ・リスクのリスク加重後の感応度を除く。）

i は、リスク・ファクター k に関連するカーベチャー・リスクを有する商品

x_k は、リスク・ファクター k の現在の水準

$V_i(x_k)$ は、リスク・ファクター k の x_k における商品 i の時価

$V_i \left(x_k^{RW(Curvature)^+} \right)$ は、リスク・ファクター k が上方に移動した場合の商品 i の時価

$V_i \left(x_k^{RW(Curvature)^-} \right)$ は、リスク・ファクター k が下方に移動した場合の商品 i の時価

$RW_k^{(Curvature)}$ は、商品*i*のリスク・ファクター*k*に適用されるリスク・ウェイト

s_{ik} は、商品*i*のリスク・ファクター*k*のデルタ・リスクの感応度

3 前項の感応度の算出に当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手法を用いるものとする。

一 一般金利リスクの場合 ある通貨内の全てのリスクフリー・イールド・カーブを全てのテナーについて上方及び下方に移動することにより算出する。

二 商品価格が複数のリスク・ファクターにより決定される場合 各リスク・ファクターに対して個別に算出する。

4 前項のリスク・ファクター*k*のデルタ・リスクの感応度（ s_{ik} ）は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 外国為替リスク及び株式リスク 商品*i*のデルタ・リスクの感応度

二 一般金利リスク、信用スプレッド・リスク及びコモディティ・リスク リスク・ファクター*k*に関して、商品*i*の関連するイールド・カーブの全てのテナーに対するデルタ・リスクの感応度の合計

5 各バケットにおけるマーケット・リスク相当額（ K_b ）は、次の算式により算出するものとする。

$$K_b = \max(K_b^+, K_b^-)$$

$$K_b^+ = \max \left(0, \sum_k \max(CVR_k^+, 0)^2 + \sum_{i \neq k} \sum_l p_{kl} CVR_k^+ CVR_l^+ \psi(CVR_k^+, CVR_l^+) \right)$$

$$K_b^- = \max \left(0, \sum_k \max(CVR_k^-, 0)^2 + \sum_{i \neq k} \sum_l p_{kl} CVR_k^- CVR_l^- \psi(CVR_k^-, CVR_l^-) \right)$$

ρ_{ki} は、リスク・ファクター間の相関係数であり、デルタ・リスクの相関関数を二乗した値

$\psi(CVR_k, CVR_l)$ は、 CVR_k 及び CVR_l がいずれも負の場合には零、それ以外の場合には一

6 各リスク・クラスのカベチャ－・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、次の算式により算出するものとする。

各リスク・クラスにおけるカベチャ－・リスクに対する各マーケット・リスク相当額

$$= \sqrt{\max \left(0, \sum_b K_b^2 + \sum_{c \neq b} \sum_b \gamma_{bc} S_b S_c \psi(S_b, S_c) \right)}$$

γ_{bc} は、デルタ・リスクの相関関数を二乗した値

$$S_b = \begin{cases} \sum_k CVR_k^+ & , \text{上方に移動した場合} \\ \sum_k CVR_k^- & , \text{下方に移動した場合} \end{cases}$$

$\psi(S_b, S_c)$ は、 S_b 及び S_c のいずれも負の場合には零、それ以外の場合には一

7 カベチャ－・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、前項の規定により算出した各リスク・クラスのカベチャ－・リスクに対するマーケット・リスク相当額を合算した額とする。

(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)

第二百四十六条の十五の六 第二百四十六条の十五の四第四項

及び第五項並びに前条第五項及び第六項の算式においては、次の各号に掲げるシナリオの区分に応じ、当該各号に定める方法により設定された相関係数を用いるものとする。

一 中間相関のシナリオ 第四目又は第五目の規定により算出された相関係数 (ρ_{kl}) 及び相関係数 (γ_{bc}) に調整を加えずに用いる方法

二 高相関のシナリオ 第四目又は第五目の規定により算出された相関係数 (ρ_{kl}) 及び相関係数 (γ_{bc}) を、それぞれ一・二五を乗じて得た相関係数 (一を超える場合は一とする) に置き換える方法

三 低相関のシナリオ 第四目又は第五目の規定により算出された相関係数 (ρ_{kl}) 及び相関係数 (γ_{bc}) を、それぞれ $\max(2 \times \rho_{kl} - 100\%; 75\% \times \rho_{kl})$ 及び $\max(2 \times \gamma_{bc} - 100\%; 75\% \times \gamma_{bc})$ により算出した相関係数に置き換える方法

2 前項の規定により算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額を同項各号に掲げるシナリオごとに合算して得た額を、当該シナリオのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。

3 前項の規定により算出されたシナリオごとのマーケット・リスク相当額のうち最も大きい額を、リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。

第二目 リスク感応度方式に係るリスク・ファクター

(デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスク

に対するリスク・ファクター）

第二百四十六条の十六 一般金利リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 次のイからハまでに掲げるカーブの区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより設定すること。

イ 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 各通貨において、マーケット・リスク相当額の計測対象となる信用リスクが最も低いマネー・マーケット商品又はポジションを時価評価するために用いるマーケット・インプライド・スワップ・カーブに基づくカーブを一以上設定すること。

(2) 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブのテナーは、〇・二五年、〇・五年、一年、二年、三年、五年、十年、十五年、二十年及び三十年を用いること。

(3) 中央政府の発行する債券の市場データを用いて作成されたカーブによりリスクフリー・イールド・カーブに代替しようとするときは、マーケット・インプライド・スワップ・カーブに関するデータが不十分な場合に限ること。この場合において、同一通貨の域内に複数国の中央政府が発行する債券があるときは、当該域内のリスクを代表する適切な中央政府を選ぶこと。

(4) 一般金利リスクについて債券から決定される感応度にスワップ・カーブを適用する場合には、信用スプレ

ッド・リスク・クラスにおいて債券カーブとクレジット・デフォルト・スワップ・カーブとの間のベシス・リスクを捕捉すること。

- (5) 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブの構築に当たっては、次に掲げるカーブの組合せの場合には、当該組合せにおけるカーブを異なるカーブとして設定すること。

(i) 翌日物金利スワップ (OIS) ・カーブ及び銀行間取引 (BOR) スワップ・カーブ

(ii) テナーが異なる複数の銀行間取引 (BOR) カーブ
(iii) オンショア市場及びオフショア市場のカーブ

各通貨の市場におけるインフレ率のフラット・カーブ次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ロ

- (1) イールド・カーブの期間構造を認識しないこと。

(2) インフレ型商品 (キャッシュ・フローがインフレーションの指標に関連する商品をいう。以下この(2)及び(3)において同じ。) のインプライド・クーポン (インフレ型商品の市場で観測された価格から逆算された当該商品の予想される利率をいう。) からインフレ率に対する感応度を算出し、各通貨のインフレ・リスク (物価の変動により保有商品の価格が下落するリスクをいう。以下この項において同じ。) を合算すること。

(3) インフレ率のリスク・ファクターは、インフレ型商品にのみ含まれることとし、インフレ・リスク以外の一般金利リスクのリスク・ファクターは、インフレ・リスクの対象とする商品に含まれること。

(4) インフレ・リスクは、同一通貨の関連するリスクフリー・イールド・カーブの期間構造に割り当てること。

ハ 各通貨（基軸通貨（組合が設定する一の通貨であつて、アメリカ合衆国通貨（USD）又は欧州経済通貨統合参加国通貨（EUR）をいう。以下このハにおいて同じ。）を除く。）のクロスカレンシー・ベーススのフラット・カーブ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) イールド・カーブの期間構造を認識しないこと。

(2) クロスカレンシー・ベーススは、基軸通貨に対するベーススとすること。

(3) 基軸通貨に関連しないクロスカレンシー・ベーススは、基軸通貨に対するクロスカレンシー・ベーススを組み合わせて設定すること。

(4) 同一商品の一般金利リスクに対する感応度に加えて、クロスカレンシー・ベースス・リスクを含むこと。この場合において、クロスカレンシー・ベースス・リスクは、同一通貨の関連するリスクフリー・イールド・カーブの期間構造に割り当てること。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 各通貨において、一般金利リスクに対して感応度を有する原資産を参照するオプションのインプライド・ボラティリティをリスク・ファクターとして設定すること。

ロ オプションの満期については、オプションのインプライド・ボラティリティを一以上のテナー（〇・五年、一

年、三年、五年又は十年とする。)のいずれかに関連付けること。

ハ オプションの行使期間満了日時点におけるオプションの原資産の残存満期については、オプションのインプライド・ボラティリティを満期までの一以上の残存満期のテナー(○・五年、一年、三年、五年又は十年とする。)のいずれかに関連付けること。

ニ 一般金利リスクについて債券から決定される感応度に基づいてスワップ・カーブを適用する場合には、信用スプレッド・リスク・クラスにおいて債券カーブとクレジット・デフォルト・スワップ・カーブとの間のベシス・リスクを捕捉すること。

三 カーベチャール・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 各通貨のリスクフリー・イールド・カーブを平行移動することにより算出すること。

ロ インフレ・リスク及びクロスカレンシー・ベシス・リスクについては、カーベチャール・リスクの計測の対象外とすること。

ハ 一般金利リスクについて債券から決定される感応度に基づいてスワップ・カーブを適用する場合には、信用スプレッド・リスク・クラスにおいて債券カーブとクレジット・デフォルト・スワップ・カーブとの間のベシス・リスクを捕捉すること。

2 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、

当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 債券及びクレジット・デフォルト・スワップに関連する発行体の信用スプレッド・カーブの特性に応じて定めるものであること。

ロ テナ―（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に応じて定めるものであること。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 債券及びクレジット・デフォルト・スワップに関連する発行体の銘柄を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラティリティであること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

三 カーベチャ―・リスク 債券及びクレジット・デフォルト・スワップに関連する発行体の信用スプレッド・カーブに設定されたテナ―の全てを平行移動することにより算出すること。

3 証券化商品（非CTH）に係る信用スプレッド・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 当該証券化商品（非CTP）の原資産のスプレッドではな

く、保有するトランシェのспредであること。

ロ トランシェの信用спред・カーブの特性に基づくこと。

ハ テナ―（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に基づくこと。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 証券化商品（非CTP）を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラティリティであること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

三 カーベチャー・リスク 保有するトランシェの信用спред・カーブに設定されたテナ―の全てを平行移動することにより算出すること。

4 証券化商品（CTP）に係る信用спред・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号（インプライド・ボラティリティを取得できないトランシェにあつては、第二号を除く。）に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 証券化商品の原資産の銘柄又は特定順位参照型商品に對するものであること。

ロ 保有する原資産の信用спред・カーブの特性に応じて定めるものであること。

ハ テナ―（○・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に基づくこと。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 証券化商品（ＣＴＰ）を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラティリティであること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（○・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

三 カーベチャ―・リスク 保有するトランシェの信用スプレッド・カーブに設定されたテナ―の全てを平行移動することにより算出すること。

５ 株式リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク 株式等の現物価格及び株式等レポ・レート（配当回りを含む。以下同じ。）を勘案すること。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 株式等の現物価格を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラティリティであること。

ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（○・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

ハ 株式等レポ・レートは、ベガ・リスク・ファクターに含めないこと。

三 カーベチャー・リスク 株式等の現物価格について設定すること。この場合において、株式等レポ・レートは、カーベチャー・リスク・ファクターに含めないこと。

コモディティ・リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 デルタ・リスク コモディティの現物価格とし、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。ただし、先物価格での取引が現物価格での取引よりも頻繁に行われるコモディティについては、関連するリスク・ファクターに先物価格を用いることができる。

イ コモディティの取引条件に含まれる受渡場所を勘案して定めること。

ロ 満期までの残存期間（零年、〇・二五年、〇・五年、一年、二年、三年、五年、十年、十五年、二十年又は三十年とする。）に基づくこと。

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ コモディティの現物価格を原資産として参照するオプションのインプライド・ボラティリティとすること。

ロ 原資産の満期又は受渡場所に応じてコモディティの現物価格を区別することは求めないものとする。

ハ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。

三 カーベチャー・リスク 各コモディティの現物価格に設

定されたテナーの全てを平行移動することにより算出すること。

7

外国為替リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。この場合において、同一為替レート・オンショア又はオフショアを異なる為替レートとして区分することは要しないものとする。

一 デルタ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

イ 商品の通貨と報告通貨との間の全ての為替レートを用いて設定すること。ただし、報告通貨以外の通貨間の為替レートを参照する取引の場合には、為替のデルタ・リスク・ファクターは、報告通貨と報告通貨以外の通貨との間の全ての為替レートを用いて設定すること。

ロ 基準通貨方式（行政庁に届け出て、報告通貨の代わりに報告通貨以外の通貨（以下この条及び第二百四十六条の十七の二第一項第六号において「基準通貨」という。）を用いる方式をいう。以下この条において同じ。）を用いる場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 基準通貨は、単一通貨であること。

(2) 基準通貨に対する為替リスクを算出することにより、自己のポートフォリオの適切なリスクを表すこと及び基準通貨と報告通貨との間の換算リスクの考慮を説明できること。

(3) 次に掲げる外国為替リスクも含めてマーケット・リスク相当額を算出すること。

-
- (i) 基準通貨に対する外国為替リスク
- (ii) 報告通貨と基準通貨との間の外国為替リスク
- (4) 基準通貨方式に基づく外国為替リスクは、基準通貨と報告通貨との間の外国為替リスクを反映した算出基準日の直物為替レートを用いて、報告通貨のマーケット・リスク相当額に換算すること。
- 二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。
- イ 為替レートを参照するオプションのインプライド・ボラティリティとすること。
- ロ オプションの満期においては、インプライド・ボラティリティを満期（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）に関連付けること。
- 三 カーベチャー・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。
- イ 商品の通貨と報告通貨との間の全ての為替レートを用いて特定すること。ただし、報告通貨以外の通貨間の為替レートを参照する取引の場合には、次に掲げる通貨間の全ての為替レートを用いて特定すること。
- (1) 報告通貨
- (2) 当該商品の通貨及び当該商品が参照する当該通貨以外の通貨
- ロ 基準通貨方式に基づく外国為替リスクは、基準通貨と報告通貨との間の外国為替リスクを反映した算出基準日の直物為替レートを用いて、報告通貨のマーケット・リスク相当額に換算すること。
-

第三目 リスク感応度方式に係る感応度

(感応度)

第二百四十六条の十七 組合は、各リスク・クラスに対する感応度について、報告通貨により表示するものとする。

2 感応度の算出は、独立したリスク管理部署がマーケット・リスク相当額又は実損益を理事に報告するために使用する商品価格又は時価評価モデルに基づくものとする。

(デルタ・リスクの感応度)

第二百四十六条の十七の二 デルタ・リスクの感応度は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 一般金利リスク 次の算式によるものとする。

$$S_{k,r_t} = \frac{V_i(r_t + 0.0001, cs_t) - V_i(r_t, cs_t)}{0.0001}$$

S_{k,r_t} は、一般金利リスクのデルタ・リスクの感応度

r_t は、期間 t におけるリスクフリー・レート

cs_t は、期間 t における信用スプレッド

$V_i(r_t, cs_t)$ は、リスクフリー・レート及び信用スプレッドを変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

二 非証券化商品、証券化商品（非CTP）及び証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスク 次の算式によるものとする。

$$S_{k,cs_t} = \frac{V_i(r_t, cs_t + 0.0001) - V_i(r_t, cs_t)}{0.0001}$$

S_{k,cs_t} は、非証券化商品、証券化商品（非CTP）及び証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクの感応度

r_t は、期間 t におけるリスクフリー・レート

cs_t は、期間 t における信用スプレッド

$V_i(r_t, cs_t)$ は、リスクフリー・レート及び信用スプレッドを変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

三 株式等の現物価格に係る株式リスク 次の算式によるもの。

$$S_k = \frac{V_i(1.01EQ_k) - V_i(EQ_k)}{0.01}$$

S_k は、株式等のデルタ・リスクの感応度

k は、所与の株式等の商品

EQ_k は、株式等 k の現物価格

$V_i(EQ_k)$ は、株式等 k の現物価格を変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

四 株式等レボ・レートに係る株式リスク 次の算式によるもの。

$$S_k = \frac{V_i(RTS_k + 0.0001) - V_i(RTS_k)}{0.0001}$$

S_k は、株式等レボ・レートのデルタ・リスクの感応度

k は、所与の株式等の商品

RTS_k は、株式等 k のレボ・レート

$V_i(RTS_k)$ は、株式等 k のレボ・レートを変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

五 コモディティ・リスク 次の算式によるものとする。

$$S_k = \frac{V_i(1.01CTY_k) - V_i(CTY_k)}{0.01}$$

S_k は、コモディティのデルタ・リスクの感応度

k は、所与のコモディティ

CTY_k は、コモディティ k の現物価格

$V_i(CTY_k)$ は、コモディティ k の現物価格を変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

六 外国為替リスク 次の算式によるものとする。

$$S_k = \frac{V_i(1.01FX_k) - V_i(FX_k)}{0.01}$$

S_k は、外国為替リスクのデルタ・リスクの感応度

k は、所与の通貨（報告通貨以外のもの）

FX_k は、所与の通貨に対する組合の報告通貨又は基準通貨との間の為替レート

$V_i(FX_k)$ は、通貨 k の直物為替レートを変数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

2 前項の規定にかかわらず、組合は、内部リスク管理のために必要と認めるときは、独自の手法を用いてデルタ・リスクの感応度を算出することができる。この場合において、独自の手法を用いる組合は、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。

(ベガ・リスクの感応度)

第二百四十六条の十七の三 ベガ・リスクの感応度は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一 次の算式によるものとする。

$$S_k = \frac{V_i(\sigma_i + \Delta\sigma_i) - V_i(\sigma_i)}{\Delta\sigma_i} \times \sigma_i \quad (= \text{vega} \times \sigma_i)$$

S_k は、オプション・リスクのベガ・リスクの感応度

σ_i は、オプション性を含む商品 i のインプライド・ボラティリティ

$\sigma_i + \Delta\sigma_i$ は、商品 i のインプライド・ボラティリティを微小な変化幅 ($\Delta\sigma_i$) で変化させた値

$V_i(\sigma_i)$ は、商品 i のインプライド・ボラティリティを係数とする関数であり、商品 i の市場価値を表すもの

二 オプション性を有する商品のうち、次のイ又はロに掲げる商品に該当するものは、当該イ又はロに定める方法を用いること。

イ 満期のないオプション 所定の最長の満期テナーを適用する方法。この場合において、最長の満期テナーを適用することにより捕捉できないリスクについては、第二百四十六条の二十三第一項に規定する残余リスク・アドオンの対象とすること。

ロ 権利行使価格及びバリアのないオプション性商品並びに複数の権利行使価格又はバリアを有するオプション性商品 内部管理で用いるオプション時価評価と同様に権利行使価格及び満期を認識する方法

三 インプライド・ボラティリティについては、次のいずれ

かを用いること。

イ スティッキー・ストライク（原資産価格の変化に伴ってボラティリティ曲面の位置又は形状が変化しないことをいう。）の手法に基づくインプライド・ボラティリティ

ロ スティッキー・デルタ（原資産価格の変化と同じ方向及び量だけボラティリティ曲面の位置が変化することをいう。）の手法に基づくインプライド・ボラティリティであって、デルタ・リスクの感応度の水準に対して変化しないもの

四 ベガ・リスクの感応度の算出に用いる時価評価モデルの分布は、次のイ又はロに掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該イ又はロに定めるものを用いること。

イ 一般金利リスク及び信用スプレッド・リスク 対数正規分布又は正規分布

ロ 株式リスク、コモディティ・リスク及び外国為替リスク 対数正規分布

五 CVAリスクの影響を考慮しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、内部リスク管理のために必要と認めるときは、独自の手法を用いてベガ・リスクの感応度を算出することができる。この場合において、独自の手法を用いる組合は、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。

（複数の原資産を有する商品に対するデルタ・リスク及びカ
ーベチャー・リスクの取扱い）

第二百四十六条の十七の四 組合は、複数の原資産を有する商品に係るデルタ・リスク及びカーベチャール・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出に当たっては、ルックスル・アプローチ（資産を直接保有しているとみなして、構成資産を把握することによりマーケット・リスク相当額を算出する手法をいう。以下同じ。）を用いるものとする。

2 ルックスル・アプローチの使用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 証券化商品（CTP）のインデックス商品については、当該商品を単一のリスク・ファクターとし、発行体レベルでの感応度の相殺は行わないこと。

二 インデックス商品ごとに一貫した手法を用いること。

3 ルックスル・アプローチを用いて証券化商品（CTP）以外のインデックス商品及び複数の原資産を有するオプションのマーケット・リスク相当額を算出する場合は、インデックス商品又はオプションの構成銘柄のリスク・ファクターに対する感応度と単一銘柄に対する感応度とを相殺することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、上場されている株式インデックス又はクレジット・インデックスを参照している商品について、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、次項に定めるところによりマーケット・リスク相当額を算出することができる。

一 構成資産を把握することができること。

二 インデックスが二十以上の銘柄で構成されていること。

三 インデックス商品を構成する銘柄のうちの構成銘柄の

価値のインデックス商品全体の価値に占める割合が二十五パーセント未満であること。

四 インデックス商品を構成する銘柄の価値の上位十パーセントの構成銘柄の価値のインデックス商品全体の価値に占める割合が六十パーセント未満であること。

五 インデックス商品を構成する銘柄全体の価値が四百億合衆国ドル以上であること。

5 デルタ・リスク及びカーベチャール・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出に当たって、前項の規定によりリスクスルー・アプローチを用いない場合は、次に定めるところによりマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一 市場で一般的に取引されるインデックスの指標ごとに単一の感応度を用いること。

二 インデックス商品に対する感応度は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるバケットに分類すること。

イ インデックス商品を構成する銘柄のうち七十五パーセントを超える構成銘柄が特定のセクター・バケット（第二百四十六条の十八の三第一項第一号の表中バケット番号1から16までのいずれか及び第二百四十六条の十八の六第一項第一号の表中バケット番号1から11までのいずれかに該当するバケットをいう。以下このイ及び第二百四十六条の十七の六第二号イにおいて同じ。）に分類される場合 特定のセクター・バケット

ロ イに掲げる場合以外の場合 第二百四十六条の十八の三第一項第一号の表中バケット番号17又は18及び第二

百四十六条の十八の六第一項第一号の表中バケット番号
12又は13のバケット

(ファンドへの出資の取扱い)

第二百四十六条の十七の五 構成銘柄についてルックスルーができるファンド(次に掲げるものを除く。)への出資については、ルックスルー・アプローチを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

- 一 前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たすファンド
- 二 インデックス・ベンチマークをトラッキングしているファンド(次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)
 - イ ファイ及びコミッションを除いたファンドのトラッキングの差異(ファンドとそのトラッキング対象のインデックス・ベンチマークとの間の直近十二月における年率リターンの差異をいう。)の絶対値が、一パーセント・ポイント未満であること。

ロ イのファンドのトラッキングの差異について、一年に一回以上の頻度で検証が行われていること。

2 構成銘柄についてルックスルーができないファンドであつて、日々の相場価格及び運用基準に関する情報を入手できるものへの出資については、次に掲げる方法のいずれかを用いてマーケット・リスク相当額を算出することができる。この場合において、第一号に掲げる方法は、ファンドが前項第二号に掲げるものであるときに限り、用いることができる。

- 一 当該ファンドがトラッキングしているインデックスを保有しているものとみなして、前条第五項第二号の規定に基

づき当該ファンドの感応度をバケットに分類する方法

二 あらかじめ行政庁に届け出て、ファンドの構成商品を、段階的に投資する仮想ポートフォリオ（当該ファンドの運用基準において許容される最大限（リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額が最大となる状態をいう。）まで投資することを想定した後に、マーケット・リスク相当額が低くなる資産に段階的に投資することを想定したポートフォリオをいう。）とみなす方法。この場合において、当該仮想ポートフォリオのマーケット・リスク相当額は、単独で、かつ、次のイ又はロに掲げるリスク相当額の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法により算出するものとする。

イ 派生商品取引の信用リスク・アセットの額 内部格付手法を採用しない場合は第四十七条の五第七項に定める方法、内部格付手法を採用した場合は第四百四十二条第八項に定める方法

ロ CVAリスク相当額 取引相手方との派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額に第十九条から第四十七条の四の二までに定めるリスク・ウェイトを乗じる方法

三 第二百四十六条の十八の六第二項の表中のバケット番号11に分類される無格付の株式に対するエクスポージャーとしてマーケット・リスク相当額を算出する方法

3 ファンドへのエクイティ出資が第七条の四第三項第二号又は第十六条の四第三項第二号に掲げる出資に該当しない場合には、当該ファンドへの出資に対する所要自己資本の計算は

、次の各号に掲げるポジションの区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 ネット・ロング・ポジション 内部格付手法を採用しない場合は第四十七条の五第七項に定める方法、内部格付手法を採用した場合は第四百十二条第八項に定める方法

二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに百パーセントを乗じて得た額を自己資本の額から控除する方法

（複数の原資産を有する商品のベガ・リスクの取扱い）

第二百四十六条の十七の六 複数の原資産を有する商品のベガ・リスクに係る感応度は、次の各号に掲げる感応度の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 複数の原資産を有するオプションの感応度 ルックスルーをせず、当該複数の原資産を有するオプションのインプライド・ボラティリティに基づき算出する方法

二 インデックス商品の感応度 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるバケットに分類する方法

イ インデックス商品を構成する銘柄のうち、特定のセクター・バケットに分類される銘柄の価値が七十五パーセントを超える場合 特定のセクター・バケット

ロ イに掲げる場合以外の場合 インデックス商品用のバケット

第四目 リスク感応度方式に係るデルタ・リスク
のバケット、リスク・ウェイト及び相関

(デルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百四十六条の十八 デルタ・リスクに対するマーカー・
リスク相当額を算出する場合において、各リスク・クラス
のバケット、リスク・ウェイト及び相関係数については、次
から第二百四十六条の十八の八までに定めるところによる。

2 リスク・ウェイト及び相関係数は、各リスク・クラスに係
る流動性ホライズンを勘案するものとする。

(一般金利リスクに係るデルタ・リスクのバケット、リスク
・ウェイト及び相関)

第二百四十六条の十八の二 一般金利リスクのデルタ・リス
クについて、同一通貨のリスクフリー・イールド・カーブに
含まれる全てのリスク・ファクターは、同一のバケットに
分類するものとする。

2 リスクフリー・イールド・カーブにおけるリスク加重後の
感応度の計算に用いる各テナーのリスク・ウェイトは、次
の表の上欄に掲げるテナーの区分に応じ、同表の下欄に
定める値とする。

テナー			リスク・ウェイト (パーセント)
	〇・二五年		一・七
	〇・五年		一・七
一年			一・六

二年	一・三
三年	一・二
五年	一・一
十年	一・一
十五年	一・一
二十年	一・一
三十年	一・一

3 インフレ率のフラット・カーブ及びクロスカレンシー・ベ
ーシスのフラット・カーブにおけるリスク加重後の感応度の
計算に用いるリスク・ウェイトは、一・六パーセントとする
。

4 特定通貨のカーブについては、前二項に規定するリスク・
ウェイトを二の平方根で除した値をリスク・ウェイトとする
ことができる。

5 一般金利リスクのデルタ・リスクにおける同一バケット内
のリスク加重後の感応度の合算に当たっては、次の各号に掲
げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相関係数 (ρ_{ki}) を
用いるものとする。

一 同一テナーかつ異なるカーブの合算の場合 九十九・九
パーセント

二 異なるテナーかつ同一のカーブの合算の場合 カーブが
分類されたテナーの年限に基づき、次の表に掲げる値

【表 別葉六を挿入】

三 異なるテナー及び異なるカーブを合算する場合 WS_k と
 WS_i が関連付けられたテナーの年限に基づき前号の表に
定める相関係数に九十九・九パーセントを乗じて得た値

四 インフレ率のフラット・カーブのリスク加重後の感応度に対し、リスクフリー・イールド・カーブの各テナーのリスク加重後の感応度を合算する場合 四十パーセント 五 クロスカレンシー・ベシスのフラット・カーブのリスク加重後の感応度に対し、次に掲げるカーブのリスク加重後の感応度を合算する場合 零パーセント イ リスクフリー・イールド・カーブの各テナーの感応度 ロ インフレ率のフラット・カーブの感応度 ハ 当該クロスカレンシー・ベシスのフラット・カーブ以外のクロスカレンシー・ベシスのフラット・カーブの感応度	6 前項の規定にかかわらず、同一通貨内のオンショアカーブに関連するクロスカレンシーのフラット・カーブのリスク加重後の感応度とオフショアカーブに関連するクロスカレンシーのフラット・カーブのリスク加重後の感応度とを合算する場合には、リスク加重後の感応度を単純合計することができる。 7 一般金利リスクのデルタ・リスクにおける異なるバケット間のリスク加重後の感応度を合算する際に用いる相関係数（γ_{bc}）は、五十パーセントとする。	（非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関） 第二百四十六条の十八の三 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、次に定めるところにより分類するものとする。
--	--	---

一 次の表の中欄に掲げる信用度及び下欄に掲げるセクターの区分に応じ、十八のバケットに分類すること。

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	バ ケ ッ ト 番 号	信用度	セクター
投機的格付(II) (C) 及び無格付 (NR)				投資適格 (IG)										
														ソブリン（中央銀行及び国際開 発銀行を含む。） 地方自治体、政府支援法人（非 金融）、教育機関及び行政機関 金融（政府系金融機関を含む。 ） 素材、エネルギー、工業、農業 、製造業、鉱業及び採石業 消費財・サービス、運輸及び倉 庫並びに行政支援サービス業 テクノロジー及び通信 ヘルスケア、公益事業及び専門 ・技術関連業 カバード・ボンド ソブリン（中央銀行及び国際開 発銀行を含む。） 地方自治体、政府支援法人（非 金融）、教育機関及び行政機関 金融（政府系金融機関を含む。 ） 素材、エネルギー、工業、農業 、製造業、鉱業及び採石業

13		消費財・サービス、運輸及び倉庫並びに行政支援サービス業
14		テクノロジー及び通信
15		ヘルスケア、公益事業及び専門・技術関連業
16	その他のセクター	
17	ハイインデックス	
18	ハイインデックス	

二 前号のセクターの分類に当たっては、市場で一般に用いられる分類に基づくとともに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 各発行体をいずれか一のバケット番号に分類すること。

ロ 各発行体を個別のセクターに分類できない場合には、バケット番号 16 に分類すること。

2

非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるバケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定めるものとする。この場合において、各バケット内の全てのテナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）のリスク・ウェイトは、同一とする。

バケット番号	リスク・ウェイト (パーセント)
1	〇・五
2	一・〇

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
五・〇	一・五	十二・〇	五・〇	五・五	八・五	七・〇	十二・〇	四・〇	二・〇	二・五	一・五	二・〇	三・〇	三・〇	五・〇

(注)

バケット番号8に分類された発行体が第三十四条の二第六項各号に掲げる要件の全てを満たしており、かつ、信用リスク区分が3の2―1である場合は、リスク・ウェイトを一・五パーセントとすることができる。

3

非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{ki}) は、バケット番号1から18まで(バケット番号16を除く。)のいずれかに該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$p_{kl} = p_{kl}^{(name)} \cdot p_{kl}^{(tenor)} \cdot p_{kl}^{(basis)}$$

4 前項の算式中 $p_{kl}^{(name)}$ 、 $p_{kl}^{(tenor)}$ 及び $p_{kl}^{(basis)}$ の値は、バケット番号1から15までのいずれかに該当する場合には、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 $p_{kl}^{(name)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
イ 感応度 k と感応度 l の銘柄が同一である場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 三十五パーセント

二 $p_{kl}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 感応度 k と感応度 l のテナーが同一である場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 六十五パーセント

三 $p_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 感応度 k と感応度 l が同一のカーブに関連する場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント

5 第三項の算式中 $p_{kl}^{(name)}$ 、 $p_{kl}^{(tenor)}$ 及び $p_{kl}^{(basis)}$ の値は、バケット番号17又は18に該当する場合には、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 $p_{kl}^{(name)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 感応度 κ と感応度 λ の銘柄が同一である場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 八十パーセント

二 $\rho_{kt}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該

イ又はロに定めるもの

イ 感応度 κ と感応度 λ のテナーが同一である場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 六十五パーセント

三 $\rho_{kt}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該

イ又はロに定めるもの

イ 感応度 κ と感応度 λ が同一のカーブに関連する場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント

6 第二百四十六条の十五の四第四項の規定にかかわらず、非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについて、バケット番号16に該当するセクター内でリスク加重後の感応度を合算する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \sum_k |WS_k|$$

7 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関関数(γ_{bc})は、次の算式により算出するものとする。

$$\gamma_{bc} = \gamma_{bc}^{(rating)} \cdot \gamma_{bc}^{(sector)}$$

8 前項の算式中 $\gamma_{bc}^{(rating)}$ 及び $\gamma_{bc}^{(sector)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 $r_{bc}^{(rating)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 合算するバケットの双方がバケット番号1から15までのいずれかに該当し、かつ、バケット番号に対応する信用度が異なる場合 五十パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 百パーセント

二 $r_{bc}^{(sector)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 合算するバケットの双方が同一のセクターに該当する場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 次の表のバケット番号の組合せに応じて定める相関係数

【表 別葉七を挿入】

(証券化商品(CTP)に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び相関)

第二百四十六条の十八の四 証券化商品(CTP)に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、次に定めるところにより分類するものとする。

一 次の表の中欄に掲げる信用度及び下欄に掲げるセクターの区分に応じ、十六のバケットに分類すること。

バケット ト番号	信用度	セクター
1		ソブリン(中央銀行及び国際開発銀行を含む。)
2		地方自治体、政府支援法人(非

られる分類に基づくとともに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 各発行体をいずれか一のバケット番号に分類すること。

ロ 各発行体を個別のセクターに分類できない場合には、バケット番号16に分類すること。

2

証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるバケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定めるものとする。この場合において、各バケット内の全てのテナー（〇・五年、一年、三年、五年又は十年とする。）のリスク・ウェイトは同一とする。

バケット番号	リスク・ウェイト (パーセント)
1	四・〇
2	四・〇
3	八・〇
4	五・〇
5	四・〇
6	三・〇
7	二・〇
8	六・〇
9	十三・〇
10	十三・〇
11	十六・〇

12	十・〇
13	十二・〇
14	十二・〇
15	十二・〇
16	十三・〇

3 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数（ ρ_{kl} ）は、次の算式により算出するものとする。

$$\rho_{kl} = \rho_{kl}^{(name)} \cdot \rho_{kl}^{(tenor)} \cdot \rho_{kl}^{(basis)}$$

4 前項の算式中 $\rho_{kl}^{(name)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 $\rho_{kl}^{(name)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
 - イ 感応度 k と感応度 l の銘柄が同一である場合 百パーセント
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 三十五パーセント
- 二 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
 - イ 感応度 k と感応度 l のテナーが同一である場合 百パーセント
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 六十五パーセント
- 三 $\rho_{kl}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
 - イ 感応度 k と感応度 l が同一のカーブに関連する場合 百

パーセント

- 5 ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント
- 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関関数（ γ_{bc} ）は、次の算式により算出するものとする。

$$\gamma_{bc} = \gamma_{bc}^{(rating)} \cdot \gamma_{bc}^{(sector)}$$

- 6 前項の算式中 $\gamma_{bc}^{(rating)}$ 及び $\gamma_{bc}^{(sector)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 $\gamma_{bc}^{(rating)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 合算するバケットの双方がバケット番号1から15までのいずれかに該当し、かつ、バケット番号に対応する信用度が異なる場合 五十パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 百パーセント

- 二 $\gamma_{bc}^{(sector)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 合算するバケットの双方が同一のバケット番号に該当する場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 前条第八項第二号ロの表のバケット番号の組合せに応じて定める相関係数

（証券化商品（非CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関）

第二百四十六条の十八の五 証券化商品（非CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファ

クターは、次に定めるところにより分類するものとする。
 一 次の表の中欄に掲げる信用度及び下欄に掲げるセクター
 の区分に応じ、二十五のバケットに分類すること。

バケツ ト番号		信用度	セクター
1	シニア投資 適格 (IG)	住宅ローン担保証券 (RMBS) — プ ライム	
2			
3			RMBS — ミッド・プライム
4			RMBS — サブ・プライム
5			商業用不動産担保証券 (CMBS)
6			資産担保証券 (ABS) — 学生ローン
7			ABS — クレジットカード
8			ABS — 自動車
9			ローン担保証券 (CLO) — 非 CTP
10			RMBS — プライム
11	非 シニア投 資適格 (IG)	RMBS — ミッド・プライム	
12			RMBS — サブ・プライム
13			CMBS
14			ABS — 学生ローン
15			ABS — クレジットカード
16			ABS — 自動車
17			CLO — 非 CTP
18			RMBS — プライム
19			RMBS — ミッド・プライム
20			RMBS — サブ・プライム
投機的格付			CMBS

21	(HY) 及び	ABS—学生ローン
22	無格付 (NR)	ABS—クレジットカード
23		ABS—自動車
24		CLO—非 CTP
25	その他のセクター	

二 前号のセクターの分類に当たっては、市場で一般に用いられる分類に基づくとともに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 各トランシェをいずれか一のバケット番号に分類すること。

ロ 各トランシェを個別のセクターに分類できない場合には、バケット番号 25 に分類すること。

2 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるバケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定めるものとする。

バケット番号							リスク・ウェイト (パーセント)
1							〇・九
2							一・五
3							二・〇
4							二・〇
5							〇・八
6							一・二
7							一・二

25	三・五
24	二・四五
23	二・一
22	二・一
21	一・四
20	三・五
19	三・五
18	二・六二五
17	一・五七五
16	一・七五
15	一・五
14	一・五
13	一・〇
12	二・五
11	二・五
10	一・八七五
9	一・一二五
8	一・四

3 証券化商品（非CP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数（ ρ_{kl} ）は、バケット番号1から24までのいずれかに該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$\rho_{kl} = \rho_{kl}^{(tranche)} \cdot \rho_{kl}^{(tenor)} \cdot \rho_{kl}^{(basis)}$$

4 前項の算式中 $\rho_{kl}^{(tranche)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ の値は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 $p_{kt}^{(tranche)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの	イ 感応度kと感応度lの銘柄が同一であり、かつ、同一の証券化商品のトランシェとみなされる場合 百パーセント
二 $p_{kt}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの イ 感応度kと感応度lのテナーが同一である場合 百パーセント	ロ イに掲げる場合以外の場合 八十パーセント
三 $p_{kt}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの イ 感応度kと感応度lが同一のカーブに関連する場合 百パーセント	ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント 5 第二百四十六条の十五の四第四項の規定にかかわらず、証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクについて、バケット番号 25 に該当するセクター内でリスク加重後の感応度を合算する場合には、次の算式により算出するものとする。
6 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに用いるバケット（バケット番号 25 を除く。）間の相関係数（γ_{bc}）は、零パーセントとする。	7 証券化商品（非 CTP）のマーケット・リスク相当額は、第五

$$K_{b(other\ bucket)} = \sum_k |WS_k|$$

項の算式により算出したバケット番号25のリスク加重後の感応度と、前項に規定する相関係数(ρ_{bc})を用いて第二百四十六條の十五の四第五項の算式により算出したバケット番号25以外のバケット番号のマーケット・リスク相当額の合算値を合計して得た額とする。

(株式リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百四十六條の十八の六 株式リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、次に定めるところにより分類するものとする。

一 次の表の第二欄に掲げる時価総額、同表の第三欄に掲げる経済及び同表の第四欄に掲げるセクターの区分に応じ、十三のバケットに分類するものとする。

バケット 番号	時価 総額	経済	セクター
1		新興市場	消費財・サービス、運輸及び倉庫、行政支援サービス業、ヘルスケア並びに公益事業
2			通信及び工業
3			素材、エネルギー、農業、製造業、鉱業及び採石業
4			金融(政府系金融機関を含む。)、不動産関連業及びテクノロジー
5	大		消費財・サービス、運輸及び倉庫

二 前号の表の「時価総額」欄における「大」及び「小」の分類は、次に定めるところによる。

イ 時価総額が二十億合衆ドル以上の場合にあつては「大」と、それ以外の場合にあつては「小」と分類するものとする。

ロ 世界各国の証券市場において、同一の上場法人又は法人グループの発行済株式総数の市場価額に基づく時価総額の合計を用いるものとする。

ハ 法人グループの発行済株式総数は、グループ内の上場

親会社の発行済株式総数とするものとする。

ニ 法人グループの発行済株式総数には、複数の関連上場法人の時価総額を含まないものとする。

三 第一号の表の「先進市場」とは、米国、カナダ、メキシコ、ユーロ圏、英国、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、スイス、日本、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール及び香港特別行政区をいう。

四 第一号の分類に当たっては、市場で一般に用いられる分類に基づくとともに、次に定めるところによる。

イ バケットのうちいずれか一つに分類（複数の地域及びセクターに該当する場合には、経済及びセクターに応じた一つのバケットに分類）するものとする。

ロ 個別のセクターに分類できない場合は、バケット番号11に分類するものとする。

2 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるバケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、同表の中欄又は下欄に定めるものとする。

バケット ト番号	株式の現物価格に係 るリスク・ウェイト （パーセント）	株式のレポ・レートに係 るリスク・ウェイト （パーセント）
1	五十五	〇・五五
2	六十	〇・六〇
3	四十五	〇・四五
4	五十五	〇・五五
5	三十	〇・三〇

13	二十五	○・二五
12	十五	○・一五
11	七十	○・七〇
10	五十	○・五〇
9	七十	○・七〇
8	五十	○・五〇
7	四十	○・四〇
6	三十五	○・三五

3 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{ki}) は、バケット番号1から13まで（バケット番号11を除く。）のいずれかに該当する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合 九十九・九パーセント
 - イ 感応度の一方が株式等の現物価格に対するものであり、かつ、他方が株式等レポ・レートに対するものであること。
 - ロ 感応度の双方が同一の株式等に関連しているものであること。
- 二 感応度の双方が株式等の現物価格又は株式等レポ・レートに対するものである場合 次のイからホまでに掲げるバケット番号の区分に応じ、当該イからホまでに定めるものとする。
 - イ バケット番号1から4まで（時価総額が大、かつ、新興市場） 十五パーセント

ロ バケット番号5から8まで（時価総額が大、かつ、先進市場） 二十五パーセント

ハ バケット番号9（時価総額が小、かつ、新興市場）七・五パーセント

ニ バケット番号10（時価総額が小、かつ、先進市場）十二・五パーセント

ホ バケット番号12又は13 八十パーセント

三 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じた値とする。

イ 感応度の一方が株式等の現物価格に対するものであり、かつ、他方が株式等レポ・レートに対するものであること。

ロ 感応度の双方がそれぞれ異なる株式等に関連しているものであること。

4 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数（ ρ_{ki} ）は、バケット番号11に該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \sum_k |WS_k|$$

5 株式リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関係数（ γ_{bc} ）は、次の各号に掲げるバケット番号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 合算するバケットの双方がバケット番号1から10までのいずれかに該当する場合 十五パーセント

二 合算するバケットの一方がバケット番号11に該当する

場合 零パーセント

三 バケット番号 12 とバケット番号 13 との合算である場合
七十五パーセント

四 前三号に掲げる場合以外の場合 四十五パーセント

(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百四十六条の十八の七 コモディティ・リスクのデルタ・リスクについて、リスク・ファクターは、次の表の中欄に掲げるコモディティのバケット及び下欄に掲げる各コモディティのバケットに割り当てられたコモディティの例の区分に応じ、十一のバケットに分類するものとする。

バケ ット 番号	1	2
コモ ディ ティ の バ ケ ッ ト	エ ネ ル ギ ー の う ち 、 固 体 可 燃 物	エ ネ ル ギ ー の う ち 、 液 体 可 燃 物
各コモディティのバケットに割 り当てられたコモディティの例（ ただし、これらに限定されない。 ～）	石炭、木炭、木質ペレット及び核 燃料（ウラン等）	原油（軽質スイート原油、重質油 、MTL、ブレント等） バイオ燃料（バイオエタノール、 バイオディーゼル等） 石油化学製品（プロパン、エタン 、ガソリン、メタノール、ブタン 等）

7	6	5	4	3	
貴金属	ガス燃料	金属・非貴金属	貨物輸送	エネルギーのうち、電力及び炭素排出権取引	
金、銀、プラチナ及びパラジウム	天然ガス及び液化天然ガス	モリブデン等） 希少金属（コバルト、マンガン、	ベースメタル（アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、すず、亜鉛等） 鋼素材（鋼片、鋼線、鋼コイル、鋼くず、鋼鉄筋、鉄鉱石、タンゲステン、バナジウム、チタン、タ	電力（スポット、先日付、ピーク、オフピーク等） 炭素排出権取引（認証排出削減量、 ^② 排出枠（限月）、温室効果ガス地域イニシアチブ（RGGI）における二酸化炭素排出枠、グリーン電力証書等）	精製燃料（ジェット燃料、灯油、軽油、重油、ナフサ、暖房用石油、ディーゼル等）

2		コモディティ・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるバケット番号（前項の規定により分類したバケット番号をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定めるものとする。			
バケット番号	リスク・ウェイト （パーセント）	11	10	9	8
		その他のコモディティ	ソフト・コモディティ及びその他の農作物	畜産及び乳製品	穀物及び油糧種子
		工業鉱物（カリ、肥料、リン鉱石等） レアアース、テレフタル酸及び板ガラス	ココア、コーヒー（アラビカ、ロブスタ等）、茶、かんきつ類ジュース（オレンジジュースを含む）、芋、砂糖、綿、羊毛、木材、パルプ及びゴム	等）及び卵 畜牛（生牛及び肥育素牛）、豚、家きん、子羊、魚、エビ、乳製品（牛乳、ホエー、バター、チーズ等）及び卵	トウモロコシ、小麦、大豆（大豆種子、大豆油、大豆ミール等）、オート麦、パーム油、カローナ、大麦、菜種（菜種種子、菜種油、菜種ミール等）、小豆、モロコシ、ココナッツ油、ピーナッツ油、ヒマワリ油及び米

1	三十
2	三十五
3	六十
4	八十
5	四十
6	四十五
7	二十
8	三十五
9	二十五
10	三十五
11	五十

3 コモディティ・リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kl}) は、バケット番号1から11までのいずれかに該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$\rho_{kl} = \rho_{kl}^{(cxy)} \cdot \rho_{kl}^{(tenor)} \cdot \rho_{kl}^{(basis)}$$

4 前項の算式中 $\rho_{kl}^{(cxy)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 $\rho_{kl}^{(cxy)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
 - イ 感応度 k と感応度 l のコモディティが同一である場合百パーセント
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 次の表のバケット番号の区分に応じ、同表の下欄に定めるもの

バケツ	コモディティのバケツ	相関係数 $\rho_{kl}^{(cxy)}$
-----	------------	--------------------------

ト番号		(パーセント)
1	エネルギーのうち、固体可燃物	五十五
2	エネルギーのうち、液体可燃物	九十五
3	エネルギーのうち、電力及び排出権取引	四十
4	貨物輸送	八十
5	金属・非貴金属	六十
6	ガス燃料	六十五
7	貴金属	五十五
8	穀物及び油糧種子	四十五
9	畜産及び乳製品	十五
10	ソフト・コモディティ及びその他の農産物	四十
11	その他のコモディティ	十五

二 $P_{Rt}^{(tenor)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 感応度 α と感応度 β のテナーが同一である場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント

三 $P_{Rt}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 二つの感応度に係るコモディティの受渡場所が同一である場合 百パーセント

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント

5 コモディティ・リスクのデルタ・リスクに係る同一バケツト内のリスク加重後の感応度の合算において、次に掲げるコモディティの合算に当たっては、合算する感応度のそれぞれを個別のコモディティとして認識するものとする。

一 同一の商品種類であり、かつ、受渡場所が異なるコモディティ間の合算

二 バケツト番号3に該当する場合は、次のイ又はロに掲げるコモディティの合算

イ 電力供給時間帯又は金融市場で締結された電力契約時間帯が異なるコモディティ間の合算

ロ 別々の地域で発電された電力に係るコモディティ間の合算

三 バケツト番号4に該当する場合は、次のイ又はロに掲げるコモディティの合算

イ 運輸種別又は運用航路が異なるコモディティ間の合算

ロ 貨物の受渡週が異なるコモディティ間の合算

6 コモディティ・リスクのデルタ・リスクに用いるバケツト間の相関係数(γ_{bc})は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 合算するバケツトの双方がバケツト番号1から10までのいずれかに該当する場合 二十パーセント

二 合算するバケツトの一方がバケツト番号11に該当する場合 零パーセント

(外国為替リスクのバケツト、リスク・ウェイト及び相関)

第二百四十六条の十八の八 外国為替リスクのデルタ・リスク

について、リスク・ファクターは、商品が表示されている外国通貨と報告通貨との間の為替レートごとに各バケットに分類するものとする。

2 外国為替リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、全ての為替レートの感応度に対し十五パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨 (USD)、欧州経済通貨統合参加国通貨 (EUR)、本邦通貨、英国通貨 (GBP)、オーストラリア通貨 (AUD)、カナダ通貨 (CAD)、スイス通貨 (CHF)、メキシコ通貨 (MXN)、中華人民共和国通貨 (CNY)、ニュージーランド通貨 (NZD)、ロシア通貨 (RUB)、中華人民共和国 (香港特別行政区) 通貨 (HKD)、シンガポール通貨 (SGD)、トルコ通貨 (TRY)、大韓民国通貨 (KRW)、スウェーデン通貨 (SEK)、南アフリカ共和国通貨 (ZAR)、インド通貨 (INR)、ノルウェー通貨 (NOK) 及びブラジル通貨 (BRL) のうちの二つの間の為替レートの場合は、前項に規定するリスク・ウェイトを二の平方根で除して得た値をリスク・ウェイトとすることができる。

4 外国為替リスクのデルタ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、六十パーセントとする。

第五目

リスク感応度方式に係るベガ・リスク及びカーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関

(ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百四十六条の十九 各リスク・クラスのベガ・リスクについて、リスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより各バケツトに分類するものとする。

一 一般金利リスク 第二百四十六条の十八の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の四第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品（非CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百四十六条の十八の六第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百四十六条の十八の七第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるもの

とする。

七 外国為替リスク 前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

2 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、同表の下欄に定めるものとする。

リスク・クラス	流動性ホライズン	リスク・ウェイト (パーセント)
一般金利リスク	六十	百
非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク	百二十	百
証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスク	百二十	百
証券化商品（非CTP）に係る信用スプレッド・リスク	百二十	百
株式リスク（大型株及びインデックス）	二十	七十七・七八
株式リスク（小型株及びその他のセクター）	六十	百
コモディティ・リスク	百二十	百
外国為替リスク	四十	百

3 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数（ ρ_{ki} ）は、次の各号に掲げるリスク・クラ

スの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 一般金利リスク 次の算式によるものとする。

$$\rho_{kl} = \min[\rho_{kl}^{(\text{option maturity})}, \rho_{kl}^{(\text{underlying maturity})}, 1]$$

二 一般金利リスク以外のリスク・クラス 次の算式によるものとする。

$$\rho_{kl} = \min[\rho_{kl}^{(\text{DELTA})}, \rho_{kl}^{(\text{option maturity})}, 1]$$

4 前項各号の算式中 $\rho_{kl}^{(\text{option maturity})}$ 、 $\rho_{kl}^{(\text{underlying maturity})}$ 及び $\rho_{kl}^{(\text{DELTA})}$ の値は、次の各号に掲げる関係係数の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 $\rho_{kl}^{(\text{option maturity})}$ 次の算式によるものとする。

$$\rho_{kl}^{(\text{option maturity})} = \exp\left(-\alpha \cdot \frac{|T_k - T_l|}{\min\{T_k, T_l\}}\right)$$

α は、一パーセント

T_k は、オプション商品 k のオプション権利行使日までの年数

T_l は、オプション商品 l のオプション権利行使日までの年数

$\exp(x)$ は、自然対数の底を x 乗した値

二 $\rho_{kl}^{(\text{underlying maturity})}$ 次の算式によるものとする。

$$\rho_{kl}^{(\text{underlying maturity})} = \exp\left(-\alpha \cdot \frac{|T_k^U - T_l^U|}{\min\{T_k^U, T_l^U\}}\right)$$

α は、一パーセント

T_k^U は、オプション商品 k の原資産となる金利派生商品の契約期間の年数

T_l^U は、オプション商品 l の原資産となる金利派生商品の契約期間の年数

$\exp(x)$ は、自然対数の底を x 乗した値

三 $\rho_{kt}^{(DELTA)}$ ベガ・リスク・ファクター k とベガ・リスク・ファクター l に対応するデルタ・リスク・ファクター間に適用される相関係数を用いるものとする。

5 第二百四十六条の十五の四第四項及び前二項の規定にかかわらず、各リスク・クラスのベガ・リスクに係る同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算については、バケットが第二百四十六条の十八の三第一項第一号の表中バケット番号16、第二百四十六条の十八の四第一項第一号の表中バケット番号16、第二百四十六条の十八の五第一項第一号の表中バケット番号25又は第二百四十六条の十八の六第一項第一号の表中バケット番号11に該当する場合には、次の算式により算出するものとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \sum_k |WS_k|$$

6 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 一般金利リスク 第二百四十六条の十八の二第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の三第七項及び第八項の規定を準用する。こ

の場合において、同条第七項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品（ＣＴＰ）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の四第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同条第五項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品（非ＣＴＰ）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の五第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。ただし、第一項第四号の規定による分類におけるバケット番号25とバケット番号25以外のバケット番号との間の相関係数（ γ_{bc} ）は、百パーセントとする。

五 株式リスク 第二百四十六条の十八の六第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百四十六条の十八の七第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 前条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

（カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相関）

第二百四十六条の十九の二 各リスク・クラスのカバー・リスクにおいて、リスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところにより各バケットに分類するものとする。

一 一般金利リスク 第二百四十六条の十八の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カバー・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カバー・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の四第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カバー・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品（非CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カバー・リスク」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百四十六条の十八の六第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カバー・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百四十六条の十八の七第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ

・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 第二百四十六条の十八の八第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

各リスク・クラスのカーベチャー・リスクに用いるリスク・ウェイトは、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一般金利リスク 次に掲げるカーブの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

イ リスクフリー・イールド・カーブ 第二百四十六条の十八の二第二項の表の下欄に定めるリスク・ウェイトのうち最大の値とする。

ロ インフレ率のフラット・カーブ及びクロスカレンシー・ベシスのフラット・カーブ 第二百四十六条の十八の二第三項の規定を準用する。

ハ 特定通貨のカーブ 第二百四十六条の十八の二第二項の表の下欄に定めるリスク・ウェイトのうち最大のものを二の平方根で除した値とする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の三第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の四第二項の規定を準用する。この場合

において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百四十六条の十八の六第二項の規定（株式の現物価格に係るリスク・ウェイトに係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百四十六条の十八の七第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 第二百四十六条の十八の八第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

3 各リスク・クラスのカーベチャー・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数（ ρ_{ki} ）は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めた値を二乗した値とする。

一 一般金利リスク 第二百四十六条の十八の二第五項の規定を準用して算出した相関係数 ρ_{ki} の値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチ

「カー・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 次のイ又はロに掲げる第一項第二号の規定により分類したバケットの区分に応じ、当該イ又はロの場合に応じた値とする。

イ バケット番号1から15まで 第二百四十六条の十八の三第四項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{ki}^{(name)}$ の値

ロ バケット番号16又は17 第二百四十六条の十八の三第五項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{ki}^{(name)}$ の値

三 証券化商品（CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の四第四項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{ki}^{(name)}$ の値とする。

四 証券化商品（非CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の五第四項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{ki}^{(tranche)}$ の値とする。

五 株式リスク 第二百四十六条の十八の六第三項又は第四項の規定を準用して算出した ρ_{ki} の値とする。この場合において、同条中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャ―・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百四十六条の十八の七第四項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{ki}^{(com)}$ の値とする。

4 第二百四十六条の十五の五第五項及び前項の規定にかかわらず、各リスク・クラスのカ―ベチャ―・リスクにおいて、同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算は、第一項の規定により分類したバケットが第二百四十六条の十八の三第一項第一号の表中バケット番号16、第二百四十六条の十八の四第一項第一号の表中バケット番号16、第二百四十六条の十

八の五第一項第一号の表中バケット番号25又は第二百四十六条の十八の六第一項第一号の表中バケット番号11に該当する場合には、次の算式によるものとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k \max(CVR_k^-, 0) \right)$$

5 各リスク・クラスのカーベチャー・リスクに用いるバケット間の相関係数 (y_{bc}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定める相関係数 (y_{bc}) の値を二乗した値とする。

一 一般金利リスク 第二百四十六条の十八の二第七項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の三第七項及び第八項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同条第七項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

三 証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の四第五項及び第六項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同条第五項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャー・リスク」と読み替えるものとする。

四 証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の五第六項及び第七項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同条第六項中「

デルタ・リスク」とあるのは「カーベチャ・リスク」と、「バケット（バケット番号25を除く。）間」とあるのは「バケット間」と読み替えるものとする。

五 株式リスク 第二百四十六条の十八の六第五項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャ・リスク」と読み替えるものとする。

六 コモディティ・リスク 第二百四十六条の十八の七第六項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャ・リスク」と読み替えるものとする。

七 外国為替リスク 第二百四十六条の十八の八第四項の規定を準用して算出した値とする。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「カーベチャ・リスク」と読み替えるものとする。

（外国為替リスクに係るカーベチャ・リスクの感応度の調整）

第二百四十六条の十九の三 外国為替リスクに係るカーベチャ・リスクを計測する組合は、報告通貨以外の通貨の組合せを原資産とした商品について、第二百四十六条の十五の五第二項において算出した感応度の値を一・五で除することができる。

2 外国為替リスクに係るカーベチャ・リスクを計測する組合は、行政庁に届け出た場合に限り、報告通貨を含む全ての通貨の組合せを原資産とした商品について、第二百四十六条

の十五の五第二項において算出した感応度の値を一・五で除することができる。

第三款 標準的方式に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

第一目 総則

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出の概要)

第二百四十六条の二十 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、リスク感応度方式では捕捉できない「 Γ 」リスクを捕捉し、次に定めるところにより算出するものとする。

一 次に掲げる商品の区分に分類して算出する。

イ 非証券化商品（ハに分類される商品を除く。）

ロ 証券化商品（非 CTP）

ハ 証券化商品（CTP）

二 エクスポージャーごとにグロスの JTD リスク・ポジション（商品の現在価値のうち、債務者等のデフォルトにより損失が生ずる可能性のある部分をいう。以下同じ。）を算出する。

三 グロスの JTD リスク・ポジションのうち、同一の債務者等に対するロング・ポジションの額とショート・ポジションの額とを相殺し、ネットの JTD リスク・ポジションを算出する。

四 前号のロング・ポジションとショート・ポジションの区

分に当たっては、デフォルト時に損失が生ずるポジションをロング・ポジションとする。

五 ネットの「TDリスク・ポジション」を各バケットに分類する。

六 ネットの「TDリスク・ポジション」にリスク・ウェイトを乗じて、同一バケットに属するものを合算する。この場合においては、ロング・ポジションとショート・ポジションとの間のヘッジ効果を勘案するため、ロング・ポジションからショート・ポジションにヘッジ効果比率を乗じた額を控除する。

七 前号で算出した各バケットのマーケット・リスク相当額を単純合算した額をデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額とする。

2 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 前項第一号イからハまでに掲げるポートフォリオの間では、分散効果を認識しないこと。

二 非証券化商品であるバケット型の上場クレジット・デリバティブ及び株式デリバティブに係る構成銘柄の各発行体の「TDリスク・ポジション」の算出は、ルックスルー・アプローチを用いること。

三 証券化商品（CTP）における非証券化商品によるヘッジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出を要しないこと。

四 第二十七条から第二十九条まで及び第三十一条第三項の

信用リスクのリスク・アセットの額の算出において、リスク・ウェイトを零パーセントとするエクスポージャーについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができること。

五 第二百四十六条の十七の五第二項第三号に掲げる方法によりマーケット・リスク相当額を算出しているファンドへの出資は、無格付の株式関連商品とすること。

六 ファンドの運用基準において投機的格付又は財務不振の銘柄への投資を許容する場合には、当該運用基準において想定される最大のリスクに係る仮想ポジションを用いて実効平均リスク・ウェイトを算出すること。この場合において、当該実効平均リスク・ウェイトの算出のための仮想ポジションにより生じたエクスポージャーと他のエクスポージャーとの間の相殺及び分散の勘案は行わないこと。

第二目 非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

(非証券化商品のグロスの JTD リスク・ポジション)
第二百四十六条の二十の二 非証券化商品に係るグロスの JTD リスク・ポジションは、次に定めるところにより算出するものとする。

一 エクスポージャーごとに、グロスの JTD リスク・ポジションについてロング・ポジションとショート・ポジションを次の算式により算出する。

$$JTD(\text{ロング}) = \max[LGD \times \text{想定元本} + P\&L, 0]$$

$$JTD(\text{ショート}) = \min[LGD \times \text{想定元本} + P\&L, 0]$$

*LGD*は、デフォルト時損失率（ただし、商品の価格が参照する債務者のデフォルト時の回収率に連動していない場合には、*LGD*は用いない。）

*P&L*は、時価評価損益（債券の市場価額に相当する価額から想定元本を差し引いたもの）

二 前号の算式中想定元本又は*P&L*の符号は、次のイ又はロに掲げる変数の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものとする。

イ 想定元本 ロング・ポジションの場合にあつては正の値、ショート・ポジションの場合にあつては負の値

ロ *P&L* 評価益の場合にあつては正の値、評価損の場合にあつては負の値

三 第一号の算式中*LGD*は、次のイからハまでに掲げる商品の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ 株式関連商品及び負債性商品（ロ及びハに掲げる商品を除く。） 百パーセント

ロ シニア債務商品（ハに掲げる商品を除く。） 七十五パーセント

ハ カバード・ボンド 二十五パーセント

四 第一号の算式中想定元本及び*P&L*の額は、次の表の第一欄に掲げる商品の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に定める想定元本及び同表の第四欄に定める*P&L*とする。

ロング・クレジット・ポジションに係る *JTD* の算出の構成要素の例

債券に相当

商品	想定元本	する市場価額	P&L
債券	債券の額面価額	債券の市場価額	市場価額－額面価額
CDS	CDSの想定元本	CDSの想定元本－CDSの時価評価(MtM)額	－CDSのMtM額
債券の売建 プット・オプション	オプションの想定元本	権利行使価格－オプションのMtM額	(権利行使価格－オプションのMtM額)－想定元本
債券の買建 コール・オプション	零	オプションのMtM額	オプションのMtM額

五 前号の表の第一欄に掲げる商品の区分に分類できない「FDリスク・ポジション」は、同欄に掲げる商品の区分に可能な限り分解し、マーケット・リスク相当額を算出する。

六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める満期までの残存期間の範囲に含まれるように、満期までの残存期間が一年未満の全てのエクスポージャーに対する「FDリスク・ポジション」に満期までの残存期間を年換算した値（〇・二五を下回らない値に限る。）を乗じる（以下この号及び次条において「スケール調整」という。）。

ただし、満期までの残存期間が一年以上の場合には、スケ

ール調整を行わないものとする。

イ 株式等の現物ポジションの場合 一年以上の残存期間又は三月の残存期間

ロ 派生商品取引のエクスポージャーの相殺の基準を定める場合 当該派生商品取引の契約上の残存期間（三月を下らない期間に限る。）

（非証券化商品のネット JTD 額）

第二百四十六条の二十の三 非証券化商品のネット JTD 額は、次に定めるところにより同一のエクスポージャーに対するグロス JTD 額のロング・ポジション額とショート・ポジション額とを相殺して算出するものとする。

一 ショート・ポジションは、ロング・ポジションと比較してデフォルト時の弁済順位が同一又は劣後する場合に相殺することができる。

二 満期までの残存期間が一年に満たない複数のエクスポージャーは、ポジション額をスケール調整した上で相殺するものとする。

2 前項のロング・ポジション及びショート・ポジションの相殺において、双方のポジションの満期までの残存期間が一年未満の場合には、スケール調整した上で相殺するものとする。

3 非証券化商品のネット JTD 額の算出に当たって、保証付債券が第九十三条及び第九十四条に定める信用リスク削減手法に係る条件に適合する場合には、当該債券の保証割合に応じ、債務者に対するエクスポージャーを保証人に対するエクス

ポージャーとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前三項の規定により算出された債務者ごとのネット「TD 額」が正の値となった場合はこれをロング・ポジションとなつて
いるネット「TD リスク・ポジション」とし、当該ネット「TD 額」
が負の値となった場合はこれをショート・ポジションとなつ
ているネット「TD リスク・ポジション」とする。

（非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマーケッ
ト・リスク相当額の算出）

第二百四十六条の二十四 非証券化商品に係るネットの「TD
リスク・ポジション」は、次の各号に掲げるエクスポージャー
の区分に応じ、当該各号に定めるバケットに分類するものと
する。

- 一 第三十四条に定める金融機関向けエクスポージャー、第
三十五条に定める第一種金融商品取引業者向けエクスポ
ージャー、第三十五条の二に定める保険会社向けエクスポ
ージャー、第三十六条に定める法人等向けエクスポージャー
、第三十八条に定める適格中堅中小企業等向けエクスポ
ージャーその他これらに類するもの 事業法人等のバケット
- 二 第二十七条に定める中央政府及び中央銀行向けエクスポ
ージャー、第二十八条に定める国際決済銀行等向けエクス
ポージャー、第三十一条に定める国際開発銀行向けエク
スポージャー、第三十二条に定める我が国の政府関係機
関向けエクスポージャーその他これらに類するもの 中央
政府等のバケット

三 第二十九条に定める我が国の地方公共団体向けエク
スポ

ージャー、第三十条に定める外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー、第三十一条の二に定める地方公共団体金融機構向けエクスポージャー、第三十三条に定める地方三公社向けエクスポージャーその他これらに類するもの 地方公共団体等のバケット

2 非証券化商品に係るネットの「TDリスク・ポジションに乘じるリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げる信用リスク区分の区分に応じ、同表の下欄に定めるものとする。

信用リスク区分	デフォルトのリスク・ウェイト (パーセント)
8ー1	〇・五
8ー2	二・〇
8ー3	三・〇
8ー4	六・〇
8ー5	十五・〇
8ー6	三十・〇
8ー7	五十・〇
無格付	十五・〇
デフォルト	百

3 非証券化商品に係る同一バケットに属するリスク加重後のネットの「TDリスク・ポジションの合算に当たって、ロング・ポジションとショート・ポジションとの間のヘッジ効果を勘案するために用いる係数は、次の算式により得た値とする。

$$HBR_b = \frac{\sum_{i \in long} netJTD_i}{\sum_{i \in long} netJTD_i + \sum_{i \in short} |netJTD_i|}$$

HBR_b は、バケット**b**におけるヘッジ効果の係数（次項の算式において同じ。）

いは、バケット**b**に属する商品

$\sum_{i \in long} netJTD_i$ は、バケット**b**におけるロング・ポジションとなっている商品*i*のネットのJTDリスク・ポジションの合計額（次項及び第二四十六条の二十二の二第三項の算式において同じ。）

$\sum_{i \in short} |netJTD_i|$ は、バケット**b**におけるショート・ポジションとなっている商品*i*のネットJTDリスク・ポジションの絶対値の合計額（次項及び第二四十六条の二十二の二第三項の算式において同じ。）

- 4 非証券化商品に係る同一バケット内に属するリスク加重後のネットのJTDリスク・ポジションの合算は、次の算式によるものとする。

DRC_b

$$= \max \left[\left(\sum_{i \in long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_b \cdot \left(\sum_{i \in short} RW_i \cdot |netJTD_i| \right), 0 \right]$$

DRC_b は、バケット**b**におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

いは、バケット**b**に属する商品

RW_i は、第二項に定めるリスク・ウェイト

- 5 非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、前項で算出した各バケットのマーケット

ト・リスク相当額を単純合算して得た額とする。

第三目 証券化商品（非CTP）に係るデフォルト・
リスクに対するマーケット・リスク相当
額

（証券化商品（非CTP）に係るネットのJTDリスク・ポジション）

第二百四十六条の二十一 証券化商品（非CTP）のグロスのJTDリスク・ポジションについては、次に掲げるエクスポージャー間において相殺しないものとする。

一 異なる原資産を参照する証券化エクスポージャー等（原資産に係る信用リスクを第三者に移転する性質を有する取引をいう。以下同じ。）の間（アタッチメント・ポイント（証券化エクスポージャーに最初に損失が生ずるポイントをいう。第二百四十六条の二十二第三項において同じ。）及びデタッチメント・ポイント（証券化エクスポージャーに割り当てる信用損失が元本全体に及ぶポイントをいう。同項において同じ。）が同一の証券化エクスポージャー間を含む。）

二 同一の原資産を参照する証券化商品に係る異なるトランシェから生ずる証券化エクスポージャー等の間

2 証券化商品（非CTP）のデフォルト・リスクについては、次に掲げるエクスポージャー間において相殺をすることができ
る。

一 満期以外の条件が同一である証券化エクスポージャー等

の間

二 ロング・ポジション及びショート・ポジションの証券化エクスポージャー等の原資産を参照する個別の資産に分解することを得た同一の個別の参照資産間

3 第二百四十六条の二十の二から前条までの規定は、証券化商品（非CTP）のJTDリスク・ポジションの算出について準用する。この場合において、これらの規定中「非証券化商品」とあるのは、「証券化商品（非CTP）」と読み替えるものとする。

（証券化商品（非CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出）

第二百四十六条の二十一の二 証券化商品（非CTP）のデフォルト・リスクについては、次の表の中欄に掲げるセクターの区分及び同表の下欄に掲げる地域の区分に応じ、四十六のバケットに分類するものとする。

バケット ト番号	セクター	地域
1	事業法人向け債権等を担保とする証券（資産担保コマーシャルペーパー、中小企業向け債権等を担保とする証券及びCDOスクエアドを除く。）	全地域
2	資産担保コマーシャルペーパー（ABCP）	アジア
3		欧州
4		北米

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
中小企業向け債権等を担保とす	CDO スクエアド (CDO を担保とする証券)				ローン担保証券 (CLO)				商業用不動産担保証券 (CMBS)				クレジットカード債権を担保とする証券				住宅ローン担保証券 (RMBS)				自動車ローン及びリースを担保とする証券				
アジア	その他地域	北米	欧州	アジア	その他地域	北米	欧州	アジア	その他地域	北米	欧州	アジア	その他地域	北米	欧州	アジア	その他地域	北米	欧州	アジア	その他地域	北米	欧州	アジア	その他地域

2	前項の分類に当たっては、市場で一般的に用いられている分類に基づくとともに、次に定めるところによるものとする。	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
		その他バケット（バケット番号1から45までのいずれにも属さない証券化商品）	その他バケット（バケット番号1から45までのいずれにも属さない証券化商品）	その他バケット（バケット番号1から45までのいずれにも属さない証券化商品）	その他バケット（バケット番号1から45までのいずれにも属さない証券化商品）	その他バケット（バケット番号1から45までのいずれにも属さない証券化商品）	その他バケット（バケット番号1から45までのいずれにも属さない証券化商品）	その他バケット（バケット番号1から45までのいずれにも属さない証券化商品）	その他バケット（バケット番号1から45までのいずれにも属さない証券化商品）	その他バケット（バケット番号1から45までのいずれにも属さない証券化商品）	学生ローンを担保とする証券				る証券（資産担保コマーシャルペーパー及びローン担保証券を除く。）		
		全地域	その他地域	北米	欧州	アジア	その他地域	北米	欧州	アジア	その他地域	北米	欧州	アジア	その他地域	北米	欧州

一 いずれか一のバケットに分類すること。 二 原資産の種類と地域が同一の証券化商品エクスポージャーは同一のバケット番号に分類すること。 三 個別のセクターに分類できない場合には、バケット番号46に分類すること。	3 証券化商品（非CTP）のネットのJTDリスク・ポジションに乘じるリスク・ウェイトは、第六章第二節第二款に規定する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算出方式に基づき算出したものを十二・五で除して得た値とする。この場合において、JTDリスク・ポジションとなる証券化商品の満期までの期間は、一年を想定するものとする。	4 証券化商品（非CTP）内の個々の証券化エクスポージャー等の現物ポジションに対する標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額は、取引の公正価値を上限とするものとする。 5 証券化商品（非CTP）に係る同一のバケット番号に属するマーケット・リスク相当額の合算は、第二百四十六条の二十四第三項及び第四項に規定する算式により算出するものとする。	6 証券化商品（非CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額は、前項で算出した各バケットのマーケット・リスク相当額を単純合算して得た額とする。 第四目 証券化商品（CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額	（証券化商品（CTP）に係るグロスのJTDリスク・ポジション
--	--	--	---	---------------------------------------

）

第二百四十六条の二十二 第二百四十六条の二十一の規定は、証券化商品（CTP）のうち証券化エクスポージャー等に該当する商品のグロスのJTDリスク・ポジションの算出について準用する。この場合において、同条中「証券化商品（非CTP）」とあるのは、「証券化商品（CTP）」と読み替えるものとする。

2 証券化商品（CTP）に含まれる証券化エクスポージャー等に該当しない商品のポジションのグロスのJTDリスク・ポジションは、当該商品の市場価値とする。

3 特定順位参照型クレジット・デリバティブは、次の算式により算出されたアタッチメント・ポイント及びデタッチメント・ポイントを有するランシェ分けした証券化商品として扱うものとする。

$$\frac{\text{アタッチメント・ポイント}}{\text{デタッチメント・ポイント}} = \frac{N}{N - \text{総銘柄数}}$$

Nは、あらかじめ特定された順位に相当する数値
総銘柄数は、原資産のプールにおける銘柄の総数

4 前条第三項の規定は、証券化商品（CTP）のネットのJTDリスク・ポジションの算出について準用する。この場合において、同項中「証券化商品（非CTP）」とあるのは、「証券化商品（CTP）」と読み替えるものとする。

5 証券化商品（CTP）のネットのJTDリスク・ポジションの算出に当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相殺をすることができる。

一 インデックス参照型の証券化商品のロング・ポジションとショート・ポジションが参照するインデックスの種類及

びそのシリーズ並びに保有トランシェが同一である場合
証券化エクスポージャー等のロング・ポジションとショ
ート・ポジションとの相殺（満期が異なる場合における相殺
を含む。）

二 インデックス参照型の証券化商品を個別の債務者のエク
スポージャーに分解し、次に掲げる要件の全てを満たす場
合 同一の個別の債務者のロング・ポジションとショート
・ポジションとの相殺

イ 評価モデルを用いた分解をする場合にあつては、証券
化商品の構成銘柄である単一の債務者のグロスのJTDリ
スク・ポジションは、単一の債務者のデフォルトによる
回収を零と想定した場合の証券化商品の価値と市場慣行
に従った回収率を用いた場合の証券化商品の価値との差
額とすること。

ロ 個別の債務者のJTDリスク・ポジションに分解するに
当たって、証券化商品の個別の債務者のデフォルトの影
響を考慮し、分解した個別の債務者に係るJTDリスク・
ポジションの合計は、分解前の証券化商品のJTDリスク
・ポジションと一貫性があるものとする。

ハ 分解はバニラ証券化商品（エキゾチックな証券化商品
以外の証券化商品をいう。）に限定すること。

三 インデックス参照型商品のうち、トランシェ分けされた
もの並びにトランシェ分けされていない証券化エクスポ
ージャー等のロング・ポジション及びショート・ポジション
のインデックスの種類及びそのシリーズが同一である場合
当該証券化エクスポージャー等のロング・ポジション及

びショート・ポジションを分解及び複製（前号ロに掲げる要件を満たすように分解前の証券化エクスポージャー等を再現することをいう。）することによる相殺

四 インデックス参照型商品のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、一方のポジションの複数のトランシェの証券化商品のエクスポージャーの組合せにより、他方のポジションのトランシェ分けされていないインデックス参照型商品のエクスポージャーを複製できる場合、当該複製後の証券化商品のポジションと当該インデックス参照型商品のポジションとの相殺

五 インデックス参照型商品とインデックス参照型商品に含まれる単一の債務者の構成銘柄によるロング・ポジションとショート・ポジションの組合せの場合 インデックス参照型商品を分解することにより得られた単一の構成銘柄に対応するロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺

6 次に掲げる相殺は行わないものとする。

一 同一のインデックス及び同一のシリーズにおける異なるトランシェ間の相殺

二 同一のインデックスにおける異なるシリーズのポジション間の相殺

三 異なるインデックス・ファミリーのポジション間の相殺
（証券化商品（CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出）

第二百四十六条の二十二の二 証券化商品（CTP）のデフォルト・

リスクについては、インデックスごとにバケットを設定するものとする。この場合において、トランシェ分けされた証券化エクスポージャー等は、トランシェ分け前のポートフォリオと整合的なインデックスのバケットに分類するものとする。

2 証券化商品（CTP）のデフォルト・リスクに係るリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる商品の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 トランシェ分けされた商品 第六章第二節第二款に規定する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算出方式に基づき算出されたリスク・ウェイトを十二・五で除して得た値

二 前号に掲げる商品以外の商品 第二百四十六条の二十四第二項に定める非証券化商品のリスク・ウェイトと同一の値

3 証券化商品（CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\begin{aligned} DRG_{CTP} &= \max_b \left[\sum_b (\max[DRG_b, 0] + 0.5 \times \min[DRG_b, 0]), 0 \right] \\ DRG_b \\ &= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot netTD_i \right) - HBR_{CTP} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot |netTD_i| \right) \end{aligned}$$

$$HBR_{CTP} = \frac{\sum_{i \in long} net/TD_i}{\sum_{i \in long} net/TD_i + \sum_{i \in short} |net/TD_i|}$$

DRC_{CTP} は、証券化商品（CTP）のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

DRC_b は、バケット**b**におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

i は、バケット**b**に属する商品

RW_i は、商品*i*に適用するリスク・ウェイト

HBR_{CTP} は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオに含まれる全てのポジションを用いて算出した証券化商品（CTP）のヘッジ効果の係数

第四款 標準的方式に係る残余リスク・アドオン

（残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額）

第二百四十六条の二十三 標準的方式においては、リスク感応度方式によるマーケット・リスク相当額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額では捕捉できないリスクに対するマーケット・リスク相当額（以下この条において「残余リスク・アドオン」という。）を算出するものとする。

2 残余リスク・アドオンの算出は、次に掲げる商品を対象とする。

一 複雑な原資産を有する商品（デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスクについてリスク感応度方式

で捕捉できないリスクが含まれる商品又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出において捕捉できないリスクが含まれる商品をいう。)

二 前号に掲げる商品以外のものであって、残余リスクを有する商品

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる商品は残余リスク・アドオンの算出対象から除外するものとする。

一 第三者取引と同一条件の取引の対象となっている商品

二 上場商品及び清算集中されている商品

4 第二項第二号に掲げる商品は、次に掲げる商品を含むものとする。

一 ベガ・リスク又はカーベチャール・リスクに対するマーケット・リスク相当額の計測対象であり、かつ、株価、コモディティ価格、為替レート、債券価格、CDS価格又は金利スワップを単一の前資産として有するプレン・オプションの結合によって再現できないペイオフを有する商品

二 コリレーション・トレーディングに該当する商品（マーケット・リスク相当額の算出においてコリレーション・トレーディングを適切にヘッジする商品を除く。）

三 次に掲げるリスクのいずれかが含まれる商品

イ ギャップ・リスク（前資産の微小な変化によりオプションのベガ・パラメータが大幅に変化するリスクをいう。）

ロ コリレーション・リスク（複数の前資産を有する商品の価値を決定するために必要となるコリレーション・パラメータの変動リスクをいう。）

ハ 行動オプション・リスク（人口統計学的な特性や社会的要因等の要因に基づき、権利行使が行われることにより生ずるリスクをいう。）

5 次に掲げるリスクは、残余リスク・アドオンの算出は要しない。

一 最割安銘柄オプションによるリスク

二 スマイル・リスク（同一の原資産と満期を有するオプション性商品の権利行使の水準が異なることによりインプライド・ボラティリティが変化するリスクをいう。）

三 複数の原資産を有するヨーロッパ・タイプ又はアメリカン・タイプのプレーン・オプション及びこれらのオプションの一次結合として表されるオプションから生ずる相関リスク

四 原資産が配当金の支払のみで構成されているものでないデリバティブ商品から生ずる配当リスク

6 次に掲げる商品のいずれかに該当する場合には、残余リスク・アドオンの算出は要しない。

一 第二百四十六条の十七の四に定める方法によりデルタ・リスク及びカーベチャール・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出がされているインデックス参照型商品（オプション性を有する商品を除く。）

二 第二百四十六条の十七の四に定める方法によりデルタ・リスク及びカーベチャール・リスクに対するマーケット・リスク相当額が算出されており、かつ、第二百四十六条の十七の六に定める方法によりベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出がされている複数の原資産を有す

るオプション

三 第二百四十六条の十七の五第二項各号に掲げる方法によりマーケット・リスク相当額の算出がされているファンドへの出資

7 残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる商品の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該商品のグロスの想定元本額の単純合計に乗じて得た額を単純合算したものである。

- 一 第二項第一号に掲げる商品 一・〇パーセント
- 二 第二項第二号に掲げる商品 〇・一パーセント

第四節 簡易的方式

第一款 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

（簡易的方式によるマーケット・リスク相当額）

第二百四十六条の二十四 簡易的方式においては、次に掲げるリスク・カテゴリー（これらのリスク・カテゴリーに分類されるオプション取引を含む。）に対するマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

- 一 金利リスク・カテゴリー
- 二 株式リスク・カテゴリー
- 三 外国為替リスク・カテゴリー
- 四 コモディティ・リスク・カテゴリー

2 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額の合計額は、前項各号に掲げるリスク・カテゴリー（これらのリスク・カ

テゴリーに分類されるオプション取引を含む。)ごとに算出したマーケット・リスク相当額を、次の算式を用いて合算して得た額とする。

$$CR_{IRR} * SF_{IRR} + CR_{Eq} * SF_{Eq} + CR_{FX} * SF_{FX} + CR_{COMM} * SF_{COMM}$$

CR_{IRR} は、金利リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額

CR_{Eq} は、株式リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額

CR_{FX} は、外国為替リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額

CR_{COMM} は、コモディティ・リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額

SF_{IRR} は、一・三〇

SF_{Eq} は、三・五〇

SF_{FX} は、一・二〇

SF_{COMM} は、一・九〇

第二款 金利リスク・カテゴリー

(金利リスク・カテゴリー)

第二百四十六条の二十五 前条第一項第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、債券、譲渡性貯金、転換権のない優先株その他の金融商品並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション(以下「債券等」という。)に係る個別リスクの額及び一般市場リ

スクの額の合計額とする。この場合において、異なる通貨間でポジションを相殺してはならない。なお、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、次条及び第二百四十六条の二十五の三に定める要領に留意して、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、組合は債券等のショート・ポジションの個別リスクの額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスクの額とすることができる。

(クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺)

第二百四十六条の二十五の二 クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺の要領は次の各号に定めるところによる。

一 発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一商品の両側のポジションについては、現物のポジション又は想定上のポジションのいずれの場合であっても、簡易的方式によるリスク算出対象から、個別リスク及び一般市場リスクの双方について除外することができる。

二 先物取引又は先渡取引のポジションとこれらの取引に対応する原資産のポジションが対当している場合は、これらを相殺することができる。また、先物取引又は先渡取引に対して二以上の引渡しが可能なる商品がある場合において、引渡しを行う組合にとって最も有利な原資産が特定されて

おり、かつ、当該先物取引又は先渡取引の価格と原資産価格との間に強い相関係数が認められるときは、当該先物取引又は先渡取引のポジションと原資産のポジションを相殺することができる。

三 債券等の派生商品取引のロング・ポジション又はショート・ポジションは、同一の原資産に関連するものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める条件を満たせば、相殺することができる。なお、異なるスワップ取引の片側のポジション同士も、同様の条件を満たせば相殺することができる。

イ 先物取引 満期の差が七日以内であること。

ロ スワップ及び CDS 変動金利のポジションについて、指標となるレートが同一のものであり、かつ、表面利率の差が十五ベシス・ポイント以内であること。

ハ スワップ、 CDS 及び先渡取引 対象となる取引の残存期間等の差が次に定める限度内であること。

- (1) 双方又は一方の残存期間等が一月未満の場合は同日
- (2) 双方又は一方の残存期間等が一年以上一年以下の場合（(1)に規定する場合を除く。）は七日以内
- (3) 残存期間等がともに一年超の場合は三十日以内

（クレジット・デリバティブのポジションの相殺）

第二百四十六条の二十五の三 クレジット・デリバティブによりヘッジされたポジションに関する個別リスクの相殺の要領は次の各号に定めるところによる。

一 組合は、次のイ又はロに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは、双方のポジションを完全に相殺することができる。

イ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の商品であるとき。

ロ 現物のロング・ポジションをトータル・リターン・スワップでヘッジする場合又はその逆の場合であつて、トータル・リターン・スワップの参照債務及び当該現物資産が完全に同一であるとき。

二 組合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスクの高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができ。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項や第九十九条に定める場合等の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮するものとする。

イ 現物のロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップ若しくはクレジット・リンク債でヘッジした場合又はその逆の場合であること。

ロ ヘッジ対象ポジションの資産が、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のため

の参照債務及び信用事由判断のための参照債務に含まれていること。

ハ ヘッジ対象ポジションの資産と、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債のマチュリティが同一であること。

ニ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に、ヘッジ対象ポジションと同一の通貨建ての債務を含んでいること。

ホ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由、決済方法その他の主要な契約条件に基づき、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の価格変動幅がヘッジ対象ポジションの価格変動幅と大きく乖離していないこと。

三 組合は、次のいずれかに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスクの高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。

イ ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号ロの条件を満たす場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第九十五条第五号の要件を満たさなければならない。

ロ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第一号イの条件を満たす場合

ハ ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ

又はクレジット・リンク債と同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第二号イからホまでに定める全ての条件を満たす場合

ニ ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由判断のための参照債務に含まれないことを除き、第二号イからホまでに定める全ての条件を満たす場合。ただし、ヘッジ対象資産が決済のための参照債務に含まれていることを要する。

四 前三号に該当しない場合には、ロング・ポジション及びショート・ポジションの双方に対して個別リスクに係る自己資本賦課を行う。

（金利リスク・カテゴリーの個別リスク）

第二百四十六条の二十五の四 第二百四十六条の二十四第一項第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト (パーセント)
政府債（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―1であるもの）	零

同 （適格格付機関により付与され た格付に対応する信用リスク区分が 1―2又は1―3であるもののう ち、残存期間等が六月以内のもの）	〇・二五
同 （適格格付機関により付与され た格付に対応する信用リスク区分が 1―2又は1―3であるもののう ち、残存期間等が六月超二十四月以 内のもの）	一・〇〇
同 （適格格付機関により付与され た格付に対応する信用リスク区分が 1―2又は1―3であるもののう ち、残存期間等が二十四月超のもの）	一・六〇
同 （適格格付機関により付与され た格付に対応する信用リスク区分が 1―4又は1―5であるもの）	八・〇〇
同 （適格格付機関により付与され た格付に対応する信用リスク区分が 1―6であるもの）	十二・〇〇
同 （無格付であるもの）	八・〇〇
優良債（残存期間等が六月以内のも の）	〇・二五
同 （残存期間等が六月超二十四月 以内のもの）	一・〇〇
同 （残存期間等が二十四月超のも の）	一・六〇

その他（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―4であるもの）	八・〇〇
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―5又は5―4であるもの）	十二・〇〇
同（無格付であるもの）	八・〇〇

（注1） 「政府債」とは、中央政府又は我が国の地方公共団体の発行する債券及びそれらの保証する債券をいう。

（注2） 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関（第一条第七号に掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、経営管理会社、保険会社及び保険持株会社の発行した債券等のうち第三十四条、第三十五条又は第三十五条の二の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。

（金利リスク・カテゴリーの一般市場リスク）

第二百四十六条の二十五の五 第二百四十六条の二十四第一項第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、次条に定めるマチュリティ法又は第二百四十六条の二

十五の七に定めるデュレーション法を用いて通貨ごとに算出した次に掲げるものの合計額とする。ただし、デュレーション法を用いる組合は、価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存するとともに当該計測方法を継続して使用するものとする。

一 債券等の全体のネット・ポジションの額

二 マチュリティ法を用いる場合は次のイの表、デュレーション法を用いる場合は次のロの表に掲げる各期間帯内で対当しているポジション間のバーティカル・ディスアローアンス（同一期間帯内において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう。以下同じ。）の額
イ マチュリティ法の期間帯等

期間帯（残存期間等）		リスク・ウェイト（パーセント）		想定金利変動幅（パーセント・ポイント）	
一月以下	一月以下	〇・二〇	〇・七〇	一・〇〇	一・〇〇
三月以下	三月以下	〇・四〇	〇・七〇	一・〇〇	一・〇〇
六月以下	六月以下	〇・七〇	〇・七〇	一・〇〇	一・〇〇
三月超	三月超	一・〇〇	〇・七〇	一・〇〇	一・〇〇
六月超	六月超	一・〇〇	〇・七〇	一・〇〇	一・〇〇
十二月以下	十二月以下	一・〇〇	〇・七〇	一・〇〇	一・〇〇

一月以下	期間帯（残存期間等）	（注） ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うものとする。 ロ デュレーション法の期間帯等			二十年超	二十年以下	十五年超 十五年以下	十年超 十年以下	七年超 七年以下	五年超 五年以下	四年超 四年以下	三年超 三年以下	二年超 二年以下	一年超 一年以下
			二十年超	二十年以下	十二年超 十二年以下	十・六年超 十・六年以下	九・三年超 九・三年以下	七・三年超 七・三年以下	五・七年超 五・七年以下	四・三年超 四・三年以下	三・六年超 三・六年以下	二・八年超 二・八年以下	一・九年超 一・九年以下	一・〇年超 一・〇年以下
一・〇〇	想定金利変動幅 （パーセント・ポイント）		十二・五 〇	八・〇〇	六・〇〇	五・二五	四・五〇	三・七五	三・二五	二・七五	二・二五	一・七五	一・二五	一・二五
			〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六五	〇・七〇	〇・七五	〇・七五	〇・八〇	〇・九〇	〇・九〇

三	次の表に掲げる期間帯の間で対当しているポジション間の ホリゾンタル・ディスプレイアランス（期間帯間において 対当するポジション同士を相殺する場合において、対当し ている部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、 マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう。以下同 じ。）の額	一月超三月以下	一・〇〇
		三月超六月以下	一・〇〇
		六月超十二月以下	一・〇〇
		一年超一・九年以下	〇・九〇
		一・九年超二・八年以下	〇・八〇
		二・八年超三・六年以下	〇・七五
		三・六年超四・三年以下	〇・七五
		四・三年超五・七年以下	〇・七〇
		五・七年超七・三年以下	〇・六五
		七・三年超九・三年以下	〇・六〇
		九・三年超十・六年以下	〇・六〇
		十・六年超十二年以下	〇・六〇
		十二年超二十年以下	〇・六〇
		二十年超	〇・六〇

ゾーン	期間帯（残存期間等）	同一	隣接	ゾーン
表面利率三	表面利率三	表面利率三	表面利率三	表面利率三

ゾーン 三				ゾーン 二				ゾーン 一					
七年超	七年以下	五年超	五年以下	四年超	四年以下	三年超	三年以下	二年超	二年以下	一年超	一月以下	パーセント 以上	パーセント 未満
五・七年超	五・七年以下	四・三年超	四・三年以下	三・六年超	三・六年以下	二・八年超	二・八年以下	一・九年超	一・九年以下	一年超	一月以下		
三十				三十				四十				内 (パー セン ト)	
四十												間 (パー セン ト)	
百												間 (パー セン ト)	

					十年以下
					十年超
					十五年以下
					十五年超
					二十年以下
					二十年超
					七・三年以下
					七・三年超
					九・三年以下
					九・三年超
					十・六年以下
					十・六年超
					十二年以下
					十二年超二十年以下
					二十年超

(注) デュレーション法に基づきホリゾンタル・ディスプレイア
ローアンスの額を算出する場合には、期間帯は
表面利率三パーセント未満の欄を用いることとする。

(マチュリティ法)

第二百四十六条の二十五の六 マチュリティ法による算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 前条第二号イの表に掲げる十三又は十五の期間帯から成るマチュリティ・ラダー(マチュリティ法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引を残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下この条において同じ。)を通貨ごとに作成し、債券等のロング・ポジシヨン又はショート・ポジシヨンを、マチュリティ・ラダーに投入する。

二 各期間帯内のロング・ポジション又はショート・ポジションに前条第二号イの表に定めるリスク・ウェイトを乗じて得たもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に十パーセントを乗じて得た額をバーティカル・デイスアローアンスの額とする。

三 前号で算出された各期間帯内のネット・ポジションを前条第三号の表に定めるところにより同表の各ゾーン内において相殺し、ゾーンごとのネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・デイスアローアンスの額とする。

四 前号で算出されたゾーンごとのネット・ポジションを前条第三号の表に定めるところによりゾーン間で相殺する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・デイスアローアンスの額とし、以上の相殺を通じて残った部分を債券等の全体のネット・ポジションの額とする。

五 取扱いの規模が小さい通貨については、まとめて一のマチュリティ・ラダーを用いることができる。ただし、異なる通貨間又は異なる期間帯間で相殺してはならない。

(デュレーション法)

第二百四十六条の二十五の七 デュレーション法による算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 第二百四十六条の二十五の五第二号ロの表に掲げる十五

の期間帯から成るデュレーション・ラダー（デュレーション法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引のポジションに価格感応度を乗じて得たものを残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下この号において同じ。）を通貨ごとに作成し、各対象取引の残存期間等に対応する期間帯ごとに定められた同表の下欄に定める想定金利変動幅に対する各債券等の価格感応度を計測し、これに各債券等のポジションを乗じて得たものを、デュレーション・ラダーに投入する。

二 前号で投入されたもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に五パーセントを乗じて得た額をバーティカル・デイスアローアンスの額とする。

三 前条第三号から第五号までに定める方法に準じて、ホリゾンタル・デイスアローアンスの額及び債券等の全体のネット・ポジションの額を算出する。

第三款 株式リスク・カテゴリー

（株式リスク・カテゴリー）

第二百四十六条の二十六 第二百四十六条の二十四第一項第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、株式（転換権のない優先株を除く。）、株式と同様の価格変動性を示す転換証券及び株式売買に係るコミットメント並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バラン

スのポジション（以下「株式等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。ただし、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

（株式リスク・カテゴリーの個別リスク）

第二百四十六条の二十六の二 第二百四十六条の二十四第一項第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2 前項の規定にかかわらず、分散度の高い株式等ポートフォリオから成る指数取引を行う場合においては、そのネット・ポジションの額に二パーセントを乗じて得た額とする。

3 同一の株価指数の先物取引について異なる日付若しくは異なる取引所で裁定取引を行っている場合又は同一でなく類似した株価指数の先物取引について同じ日付で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

4 広範な株式により構成される指数に基づく先物取引を株式のバスケットに相当している場合は、個別リスクに対するマーカー・リスク相当額の算出を要しない。

（株式リスク・カテゴリーの一般市場リスク）

第二百四十六条の二十六の三 第二百四十六条の二十四第一項第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、各取引所について組合が保有する全てのロング・ポジションの額と全てのショート・ポジションの額の差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

第四款 外国為替リスク・カテゴリー

（外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額）

第二百四十六条の二十七 第二百四十六条の二十四第一項第三号に掲げる外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、金及び外国為替のポジションを対象とし、次条に定める方法により算出する全体のネット・ポジションの額に八パーセントを乗じて得た額とする。

（外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法）

第二百四十六条の二十七の二 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 通貨ごとに、次に掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあつては、二に掲げる項目を除くことができる。）を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算し

てネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び主たる事務所以外の事務所については、内部管理上保有することができるとする外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする。

イ ネット直物ポジションの額（未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう。）

ロ ネット先物ポジションの額（通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む先物為替取引の将来受取額と将来支払額の差額をいう。）

ハ 実行を求められることが確実な保証（これと類似の取引を含む。）であって、求償しても回収の見込みがないものの額

ニ ロに該当するものの以外の将来発生する受取額又は支払額であって、既に完全にヘッジが行われているものの額
ホ その他為替損益の額

二 前号で算出した通貨ごとのネット・ポジションの額をロング・ポジションとショート・ポジションの別に分けてそれぞれについて合計する。

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ 前号で得られた全ての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ 金のネット・ポジションの額

第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー

（コモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額）

第二百四十六条の二十八 第二百四十六条の二十四第一項第四号に掲げるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、コモディティ（金を除く。）及びその派生商品取引並びにそのオフ・バランスのポジション（以下「コモディティ等」という。）を対象とし、次条に定めるマチュリティ・ラダー方式又は第二百四十六条の二十八の三に定める簡便的な方式を用いて算出するものとする。

2 前項のマーケット・リスク相当額を算出する際には、標準的な測定単位（バレル、キログラム、グラム等）で表示された、各コモディティ等のネット・ポジションを円に換算するものとする。この場合において、ポジション間で相殺するためには、同一のコモディティ等の間又は相互に決済するためには、同一のコモディティ等の間において、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動間の相関係数が〇・九以上であって、その適切性を検証する体制を整備するものとする。

（マチュリティ・ラダー方式）

第二百四十六条の二十八の二 マチュリティ・ラダー方式によるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額の算出方法は、次に定めるところにより算出した額の合計額とする。この場合において、各コモディティ等のネット・ポジションを算出基準日の現物価格によって各国通貨に換算した後に、第一号の表に掲げる七の期間帯から成るマチュ

ユリテイ・ラダーを各コモデイティ等で作成し、当該各コモデイティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額を、マチュリティ・ラダーに投入するものとする。ただし、現物の在庫がある場合については、一月以下の期間帯に投入するものとし、日次の受渡日がある市場については十日以内に期限を迎えるロング・ポジションの額とショート・ポジションの額は対当しているポジションの額とすることができる。

一 各期間帯内において対当している各コモデイティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に、スポット価格（売買締結日から二営業日以内にコモデイティ（金を除く。）を受け渡す取引で成立した価格をいう。）及び次の表に定めるスプレッド・レートをそれぞれ乗じて得た額を算出する。

期間帯（残存期間等）	スプレッド・レート （パーセント）
一月以下	一・五
一を超三月以下	一・五
三を超六月以下	一・五
六を超十二月以下	一・五
一を超二年以下	一・五
二を超三年以下	一・五
三年超	一・五

二 前号の各期間帯内において対当していない各コモディティ等のロング・ポジションの額又はショート・ポジションの額については、当該ポジションの額に〇・六パーセントを乗じて得た額を算出する。この場合において、当該ポジションは、隣接する期間帯からポジションがある期間帯へただし、三年超の期間帯を上限とする。）に持ち越される。

三 前号の持ち越されたポジションの額は、各期間帯内において対当している各コモディティ等のロング・ポジションの額又はショート・ポジションの額との合計額に第一号の表に定めるスプレッド・レートを乗じて得た額とする。

四 前三号の算出において期間帯に残存する各コモディティ等のネット・ポジションについては、当該ネット・ポジションに十五パーセントを乗じて得た額とする。

（簡便的な方式）

第二百四十六条の二十八の三 簡便的な方式によるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、各コモディティ等のネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額及び当該コモディティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

第六款 オプション取引

（オプション取引のマーケット・リスク相当額）

第二百四十六条の二十九 第二百四十六条の二十四第一項各号

に掲げるリスク・カテゴリーに分類されるオプション取引とその関連の原資産のポジション（以下「オプション取引等」という。）に対するマーケット・リスク相当額は、これらを一体として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いて算出するものとする。

一 オプション取引のうちオプションの取得のみを行う組合
簡便法

二 デルタ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションの価格の変化の割合を表す数値をいう。第二百四十六条の二十九の三において同じ。）、「ガンマ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションのデルタの変化の割合を表す数値をいう。同条において同じ。）及びベガ（原資産価格のボラティリティ（オプション取引における原資産価格の予測変動率をいう。同条において同じ。）の微小な変化に対する当該オプションのポジションの市場価値の変化額をいう。同条において同じ。）の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存する場合 デルタ・プラス
法

三 第二百四十六条の二十九の四第一項の承認を受けた場合
シナリオ法

（簡便法）

第二百四十六条の二十九の二 簡便法を用いる場合のオプション取引等に対するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出したマーケット・リスク相当額の合計額とする。

一 現物のロング・ポジションとプット・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合又は現物のショート・ポジションとコール・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合 原資産の市場価値（キャップ、フロア、スワップションその他の原資産の市場価値が零となり得る商品については、名目価値を用いる。）に、原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額をマーケット・リスク相当額とする。この場合において、イン・ザ・マネーのオプションの市場価値（残存期間等が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスを先物価格と比較する。これができない場合は、イン・ザ・マネーの市場価値は零とする。なお、トレーディング勘定に含まれない外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を評価する場合においては、簿価を用いることができる。）を当該乗じて得た額を上回らない範囲で控除することができる。

二 コール・オプションのロング・ポジションのみの場合又はプット・オプションのロング・ポジションのみの場合 原資産の市場価値に原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額又はオプションの市場価値のうちいずれか小さい額をマーケット・リスク相当額とする。

（デルタ・プラス法）

第二百四十六条の二十九の三 第二百四十六条の二十九第二号

のデルタ・プラス法を用いる場合には、オプション取引等に対するマーケット・リスク相当額は、第二号に定めるガンマ・リスク及び第三号に定めるベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額とし、デルタについては、第一号に定めるところによるものとする。

一 デルタの取扱いについては、各オプション取引の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、第二款から第五款までの各リスク・カテゴリーにおいて、想定上のポジションとみなし、他の取引と同様にマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

二 ガンマ・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出方法は、次に定めるところによる。

イ 各オプション取引等について、次の算式によりガンマ・インパクトを算出する。

$$\text{ガンマ・インパクト} = 1/2 \times \text{ガンマ} \times \text{VU}^2$$

(VU：次の表の上欄に掲げる原資産の区分に応じ、同表の下欄に定める算出方法により算出した値とする。)

原資産の区分	VU の 算 出 方 法
債券等	原資産の市場価値×第二百四十六条の二十五の五第二号イの表に定めるリスク・ウェイト
金利	第二百四十六条の二十五の五第二号イの表の想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額
株式等	原資産の市場価値×八パーセント
外国為替及び	原資産の市場価値×八パーセント

金	コモディティ等	原資産の市場価値×十五パーセント
ロ イの算式により算出したガンマ・インパクトを原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したもののうち負であるものの絶対値の合計額を、ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額とする。		
ハ ガンマ・リスク及び次号のベガ・リスクを算出する場合並びに第二百四十六条の二十九の九のシナリオ法を用いる場合においては、次の(1)から(3)までに掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、それぞれに定める条件を満たすものは、原資産が同一であるとみなすことができる。		
(1) 債券等及び金利 残存期間等に対応する第二百四十六条の二十五の五第二号イの表（デュレーション法を用いる場合は、同号ロの表）の期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。		
(2) 株式等 取引所が同一であること。		
(3) 外国為替 通貨の組合せが同一であること。		
三 ベガ・リスクについては、各オプション取引等について、ベガを算出し、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計する。ベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額は、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下に二十五パーセント変動した場合における当該合計額の想定変動額を合計して得た額とする。		

（シナリオ法の承認）

第二百四十六条の二十九の四 組合は、行政庁の承認を受けた場合に、シナリオ法を用いることができる。

2 前項の承認を受けた組合は、第二百四十六条の二十九の八の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、シナリオ法を継続して用いるものとする。

（承認申請書の提出）

第二百四十六条の二十九の五 シナリオ法の使用について前条の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 シナリオ法の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

（シナリオ法の承認の基準）

第二百四十六条の二十九の六 行政庁は、シナリオ法の使用に関する承認をしようとするときは、組合の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

一 マーケット・リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署が、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 マーケット・リスク管理部署は、シナリオ法の運用の適切性に関する検証を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 組合の理事等がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

四 シナリオ法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

五 シナリオ法の運用に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類を作成し、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

六 シナリオ法の運用について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査を行うこと。

(変更に係る届出)

第二百四十六条の二十九の七 シナリオ法の使用についての承認を受けた組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出るものとする。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場

合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、組合は、当該組合が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第二百四十六条の二十九の八 行政庁は、組合が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、当該組合がシナリオ法を継続して使用することが不適当と判断したときは、当該組合について第二百四十六条の二十九の四第一項の承認を取り消すことができる。

(シナリオ法の算出要領)

第二百四十六条の二十九の九 シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に対するマーケット・リスク相当額は、次に定めるところにより算出された額とする。

一 原資産が同一であるオプション取引等ごとに、想定上の原資産価格及びその想定上のボラティリティを次に定めるところにより設定する。

イ 想定上の原資産価格は、算出基準日の水準から、次の(1)から(4)までに掲げる原資産の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める範囲内で、七以上の数値を等間隔に設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

(1) 債券等及び金利 第二百四十六条の二十五の五第二号イの表に掲げる期間帯に応じた想定金利変動幅（金

利の期間帯については、六以上の期間帯群（期間帯をまとめたものをいう。以下同じ。）にまとめることができるが、四以上の期間帯を一の期間帯群にまとめるはならない。この場合において、想定金利変動幅については、各期間帯群にまとめられた期間帯に応じ同表に定める想定金利変動幅のうち、最大のものをを用いるものとする。）

(2) 株式等 算出基準日の水準から上下に八パーセント

(3) 外国為替及び金 算出基準日の水準から上下に八パーセント

(4) コモディティ等 算出基準日の水準から上下に十五パーセント

ロ 想定上のボラティリティは、算出基準日の水準から上下に二十五パーセントの範囲内で三以上の数値を設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

二 前号で設定された想定上の原資産価格と想定上のボラティリティの全ての組合せについて、それぞれの場合における想定上のオプション取引等の市場価値を算出する。

三 算出基準日のオプション取引等の市場価値と前号で算出した想定上のオプション取引等の市場価値を比較し、後者が前者を下回る額が最大となる場合における当該下回る額を原資産が同一であるオプション取引等ごとのマーケット・リスク相当額とする。

四 シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、前号で算出した各原資産が同一

であるオプション取引等ごとのマーケット・リスク相当額の合計額とする。

第五節 証券化エクスポージャーに係る特例

（証券化エクスポージャーの個別リスク）

第二百四十六条の三十 前各節の規定にかかわらず、組合が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポージャーについて次項の規定により第二百二十四条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百四十六条の二十五の二又は第二百四十六条の二十五の三に規定する要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 前項の規定により組合が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、第六章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、第二百二十四条の四第一項第二号中「次款の規定」とあるのは、「次款（第七目を除く。）の規定」と読み替えるものとする。

（証券化エクスポージャーのショート・ポジションの個別リスク）

第二百四十六条の三十の二 第二百四十六条の二十五第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

（百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポートの取扱い）

第二百四十六条の三十の三 この節の規定により証券化エクスポートに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポートの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポートに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポートに当該リスク・ウェイトを乗じて得た値を個別リスクの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額を除くものとする。

第六節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク）
第二百四十六条の三十一 前各節の規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百四十六条の二十五の二又は第二百四十六条の二十五の三に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

- 一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額
- 二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリ

-
- バタイプに係る契約において発生し得る最大の損失額
- 2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る個別リスクの額は、第二百四十六条の二十五の二又は第二百四十六条の二十五の三に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。
- 一 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
- イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額
- ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスクの額を、小さいものから順に合計した額
- 二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額
- 3 第二百四十六条の二十五第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあつては、その個別リスクの額の算出については、第二百四十六条の三十から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「証券化エクスポージャー」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読
-

み替えるものとする。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺）

第二百四十六条の三十一の二 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する組合は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうちの資産を保有している場合 当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法

二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合 当該複数の資産のうちの資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産に

ついでのみ個別リスクを相殺する方法

第七節 コリレーション・トレーディングに係る特例

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第二百四十六条の三十二 組合は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額を用いるものとする。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第二百四十六条の三十二の二 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二百四十六条の二十五の二又は第二百四十六条の二十五の三に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、前三節の規定により算出した個別リスクの額の合計額

二 第二百四十六条の二十五の二又は第二百四十六条の二十五の三に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、前三節の規定により算出した個別リスクの額の合計額

第八節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例）
第二百四十六条の三十三 第二百五十四条の三及び第二百五十四条の四の規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「第六章の四第一節から第七節までの規定にかかわらず」と、「に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポージャーの額（EADをいう。）」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と、「四百パーセント」とあるのは「三十二パーセント」と読み替えるものとする。

(オペレーショナル・リスク相当額の算出)

第二百四十七条 組合は、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、標準的計測手法を用いるものとする。

2

標準的計測手法の対象は、法人単位（当該組合及びその連結子法人等をいう。第二百五十一条において同じ。）によるものとする。

(標準的計測手法)

第二百四十八条 前条の「標準的計測手法」とは、事業規模要素（以下「B I C」という。）の額に内部損失乗数（以下「I L M」という。）を乗じて得た額をもってオペレーショナル・リスク相当額とする手法をいう。

(オペレーショナル・リスク相当額の算出)

第二百四十七条 組合は、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、基礎的手法、粗利益配分手法又は先進的計測手法を用いるものとする。

「項を加える。」

(基礎的手法)

第二百四十八条 基礎的手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、一年間の粗利益（法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合にあっては第一号に掲げるもの、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会及び法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会にあっては第二号に掲げるもの）をいう。以下この章において同じ。）に〇・一五を乗じて得た額の直近三年間の平均値とする。ただし、直近三年間のうち一年間の粗利益が正の値とならない年がある場合には、当該正の値とならない年以外の年の粗利益の合計額に〇・一五を乗じて得た額を当該正の値とならない年以外の年数で除して得た額とする。

一 事業総利益から信用事業（法第十一条の四第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、に規定する信用事業をいう。以下この号において同じ。）に係るその他経常収益に相当する額、信用事業以外の事業に係るその他の収益に相

当する額、国債等債券売却益に相当する額、国債等債券償還益に相当する額及び当該組合の行う事業（信用事業並びに法第十一条第一項第十一号及び第九十三条第一項第六号の二に掲げる事業を除く。）に対する補助金その他事業の費用の全部又は一部に対する給付であつて、組合が相当の反対給付を行わない給付金の受入額（資産の取得に係る部分に限る。）に相当する額を除き、信用事業に係るその他經常費用に相当する額、信用事業以外の事業に係るその他の費用に相当する額、国債等債券売却損に相当する額、国債等債券償還損に相当する額、国債等債券償却に相当する額、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用に相当する額を加えたもの

二 經常利益から国債等債券売却益に相当する額、国債等債券償還益に相当する額及びその他經常収益に相当する額を除き、役務取引等費用に相当する額、国債等債券売却損に相当する額、国債等債券償還損に相当する額、国債等債券償却に相当する額、事業管理費に相当する額、その他經常費用に相当する額及び金銭の信託運用見合費用に相当する額を加えたもの

2 組合は、前項に定める粗利益の計算において、役務取引等費用のうちアウトソーシング（組合の業務の一部が他の者に委託され、当該他の者の日常的な管理の下で行われることをいう。）の費用に当たらないものについては、役務取引等費用から除くことができる。

のうち、自組合貯金業務等の規模部分をいう。以下「ILD C」という。）、役務要素（B I Cの構成要素のうち、役務取引等の規模部分をいう。以下「S C」という。）及び金融商品要素（B I Cの構成要素のうち、金融商品取引の規模部分をいう。以下「F C」という。）の合計額で表される事業規模指標（以下「B I」という。）に、B Iの額にに応じて定める掛目を乗じて算出するものとする。

2 I L D C、S C及びF Cの額は、次のとおりとする。この場合において、次の各号の算式中の用語の意義は別表第一によるものとし、当該算式中の上線部分はそれぞれ直近三年間の平均値を合計した額を用いるものとする。

一 I L D C 次の算式により資金運用収益から資金調達費用を減じた値の絶対値又は金利収益資産に二・二五パーセントを乗じた値のいずれか小さい値に、受取配当金の値を加えて算出される額

$$I L D C = \text{Min}[\text{Abs}(\text{資金運用収益} - \text{資金調達費用}); 2.25\% \times \text{金利収益資産}] + \text{受取配当金}$$

二 S C 次の算式により役務取引等収益又は役務取引等費用のいずれか大きい値に、その他業務収益又はその他業務費用のいずれか大きい値を加えて算出される額

$$S C = \text{Max} \left[\begin{array}{l} \text{役務取引等収益; 役務取引等費用} \\ \text{+ Max} \left[\begin{array}{l} \text{その他業務収益; 役務取引等費用} \end{array} \right] \end{array} \right]$$

三 F C 次の算式により商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益の絶対値に、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益の絶対値を加えて

ヨナル・リスク相当額は、一年間の粗利益を業務区分（別表第一の中欄に掲げるものをいう。以下同じ。）に配分した上で、当該業務区分に応じ、同表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下この条及び第二百六十三条において「業務区分配分値」という。）をすべての業務区分について合計したものと及び同表の注4に規定するある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合における当該粗利益に十パーセントの掛目を乗じて得た額（次項において「配分不能値」という。）を合算したもの（以下この条及び第二百六十三条において「年間合計値」という。）の直近三年間の平均値とする。ただし、年間合計値が負の値である場合には、零として平均値を計算するものとする。

2 前項において、一の業務区分に係る業務区分配分値又は配分不能値が負の値である場合には、当該業務区分配分値又は配分不能値を他の業務区分に係る業務区分配分値又は配分不能値のうち正の値であるものと相殺することができる。

3 前条第二項の規定は、第一項に規定する粗利益について準用する。

算出される額

$$FC = Abs(\text{商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益})$$

$$+ Abs(\text{商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外のネット損益})$$

3 第一項の「B I の額に応じて定める掛目」とは、次の各号に掲げる B I の額の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- 一 千億円以下の額 十二パーセント
- 二 千億円を超えており、かつ、三兆円以下の額 十五パーセント
- 三 三兆円を超える額 十八パーセント

4 B I の算出に当たっては、第一項の規定にかかわらず、より保守的な方法を用いることができる。

(I L M の算出方法)

第二百五十條 I L M の値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

- 一 B I の額が千億円を超えており、かつ、第二百五十四條第一号に定める基準を満たす場合 直近十年間の内部損失データのうち、特殊損失（第二百六十一條の規定により除外することができる損失をいう。以下この章において同じ。）を除く二百万円を超える全てのネット損失（同号に規定するネットの損失をいう。）を用いて算出した直近十年間のオペレーショナル・リスク損失の年間平均額に十五を乗じて得た額（以下この号において「損失実績」とい

(粗利益配分手法の承認)

第二百五十條 組合は、行政庁の承認を受けた場合に、粗利益配分手法を用いることができる。

- 2 前項の承認を受けた組合は、第二百五十四條に基づき承認が取り消された場合又は先進的計測手法の使用につき第二百五十六條第一項の承認を受けた場合を除き、粗利益配分手法を継続して用いなければならない。

う。)を用いて、次の算式により算出する方法

$$ILM = \ln \left(\exp(1) - 1 + \left(\frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right)$$

ILMは、内部損失乗数

Ln(x)は、xの自然対数

exp(x)は、自然対数の底をx乗した値

LCは、損失実績

BICは、事業規模調整係

二 B Iの額が千億円以下であり、かつ、第二百五十四条第

一号に定める基準を満たす場合 イ又はロに掲げる方法

イ 前号に定める方法

ロ I L Mの値に一を用いる方法

三 B Iの額が千億円以下であり、かつ、第二百五十四条第

一号に定める基準を満たさない場合 I L Mの値に一を用いる方法

四 B Iの額が千億円を超えており、かつ、第二百五十四条

第一号に定める基準を満たさない場合 I L Mの値に保守的な見積値(I L Mについて一を下限として保守的に見積もった値をいう。以下同じ。)を用いる方法

2 前項に定めるI L Mの算出において、次に掲げる項目は含まないものとする。

一 有形固定資産の一般的な保守契約に関する費用

二 オペレーショナル・リスク損失の事象発生後に業務改善に要した費用(機能向上並びにリスク評価の実施及び強化に要した費用を含む。)

三 保険料

（一部の連結子法人等又は事業部門に係るILMの算出の取扱い）

第二百五十一条 前条第一項の規定にかかわらず、組合は、法人単位にあつては第二百五十四条第一号に定める基準を満たさない場合において、当該基準を満たさない一部の連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位にあつては当該基準を満たすときは、次条の承認を受けた場合に限り、次の各号に掲げる対象の区分に応じ、当該各号に定める方法によりILMの値を算出することができる。

一 当該連結子法人等又は事業部門 ILMの値に保守的な見値を用いる方法

二 法人単位（前号に掲げるものを除く。以下この号及び次項第二号において同じ。） 法人単位における前条第一項第一号に定める方法

2 前項におけるオペレーショナル・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とするものとする。

一 当該連結子法人等又は事業部門を対象とするBICの額に前項第一号に定める方法により算出したILMを乗じて得た額

二 法人単位を対象とするBICの額に前項第二号に定める方法により算出したILMを乗じて得た額

（ILMの利用の承認等）

第二百五十二条 組合は、行政庁の承認を受けた場合に、第二百五十条第一項第一号に定める方法（前条第一項第二号の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）により算出した

（承認申請書の提出）

第二百五十一条 粗利益配分手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 オペレーショナル・リスク管理指針（オペレーショナル・リスク（組合の業務の過程、役職員の活動若しくはシス
テムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生し得る危険をいう。以下同じ。）の評価及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をいう。）

四 粗利益を業務区分に配分する基準及び手順について明確かつ詳細に記載した書類

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

（承認の基準）

第二百五十二条 行政庁は、粗利益配分手法の使用について第二百五十条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

ILMをオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いることができる。

2 組合は、行政庁の承認を受けた場合に、第二百五十条第一項第四号に定める方法（前条第一項第一号の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）により算出したILMをオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いることができる。

3 第一項の承認を受けた組合は、第二百五十六条第一項の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、継続して第二百五十条第一項第一号に定める方法により算出したILMをオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるものとする。

4 第二百五十条第一項第四号に該当する場合又は前条第一項第一号に該当する場合（第一項の承認を受けていない組合に限る。）において、第二項の承認を受けていない組合は、行政庁が指定した値をILMとしてオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるものとする。

一 オペレーショナル・リスクを管理するための体制（以下この章において「管理体制」という。）の整備について、理事会等及び担当理事（オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権限を授けられたものをいう。以下この条及び別表第一の注において同じ。）の責任が明確化されていること。

二 事業部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う部門（以下この条において「管理部門」という。）を設置していること。

三 管理部門、各業務部門及び内部監査を行う部門において、オペレーショナル・リスクの管理のために十分な人材が確保されていること。

四 管理部門により、オペレーショナル・リスクを特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、削減するための方策が策定されていること。

五 オペレーショナル・リスクを評価するための体制が、管理体制と密接に関連していること。

六 オペレーショナル・リスク損失（別表第二に定めるオペレーショナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。以下同じ。）のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情報について、管理部門から各業務部門の責任者、理事会等及び担当理事に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置をとるための体制が整備されていること。

七 内部監査を行う部門により、管理部門及び各業務部門における活動状況を含めた管理体制に対して定期的な監査が行われていること。

(I L Mの利用に係る承認の申請)

第二百五十三条 前条第一項又は第二項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 第二百五十条第一項第一号に定める方法によりI L Mを算出する場合 次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 前項第二号に規定する責任者の履歴書

ハ I L Mの使用開始日、対象範囲及び試算値を記載した書類

ニ I L Mの試算値に係るオペレーショナル・リスク相当額及び自己資本比率の試算値を記載した書類

ホ 承認の基準に適合していることを示す書類

ヘ その他参考となるべき事項を記載した書類

二 保守的な見積値を用いる方法によりI L Mを算出する場合
次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 前項第二号に規定する責任者の履歴書

ハ 保守的な見積値の算出方法及び手続規程

ニ 保守的な見積値の使用開始日、対象範囲及び見積値を記載した書類

ホ 保守的な見積値に係るオペレーショナル・リスク相当

(変更に係る届出)

第二百五十三条 粗利益配分手法を用いる組合は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、組合は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該組合のオペレーショナル・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

額及び自己資本比率の試算値を記載した書類
へ その他参考となるべき事項を記載した書類

(ILMの利用に係る承認の基準)

第二百五十四条 行政庁は、第二百五十二条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

一 第二百五十条第一項第一号に定める方法によりILMを算出する場合 次に掲げる基準

イ 直近十年間の内部損失データを保有していること。

ロ 客観的な基準を用いた内部損失データの特定、収集及び取扱いが行われるよう、手続及びプロセスが文書化され整備されていること。また、当該手続及びプロセスが内部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出に利用する前に検証され、定期的に監査を受けていること。

ハ 内部損失データが、別表第二に定めるオペレーショナル・リスク損失事象の種類に応じて配分され、行政庁の求めに応じて提出できるように整備されていること。また、配分の基準が文書によって規定されていること。

ニ 内部損失データが包括的かつ正確に収集されていること。

ホ オペレーショナル・リスクの各損失事象について、発生日、発覚日及び損失額を会計処理した日(以下「会計処理日」という。)が特定されていること。ただし、会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象

(承認の取消し)

第二百五十四条 行政庁は、第二百五十条第一項の承認を受けた組合が第二百五十二条各号に掲げる基準に適合しないこととなった場合であつて、粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、当該承認を取り消すことができる。

の損失額を会計処理した事業年度（中間事業年度を含む。）が特定されていること。

ヘ 回収額（オペレーショナル・リスク損失に関連して、当該損失を填補する目的で受領した金額をいう。以下同じ。）及び回収額の会計処理日が特定されていること。

ト グロスの損失（オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除する前の損失をいう。第二百五十七条において同じ。）及びネットの損失（オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除した後の損失をいう。同条において同じ。）が損失事象ごとに計上されていること。

チ オペレーショナル・リスク損失の回収額に関する情報及びオペレーショナル・リスク損失事象の原因に関する情報が収集されていること。この場合において、当該情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとすること。

リ 信用リスクに関連する内部損失データについては、信用リスク・アセットとして計上されているものは含めないこと。

ヌ マーケット・リスクに関連するオペレーショナル・リスク損失が含まれていること。

ル 内部損失データの包括性及び正確性を独立的に検証するためのプロセスが整備されていること。

二 ILMに保守的な見積値を用いる場合 第二百五十条第一項第一号に定める方法により算出したILMと比較して、適切な値と認められること。

(変更に係る届出)

第二百五十五条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出るものとする。

一 第二百五十三条の承認申請書の記載事項に変更があった場合

二 第二百五十三条の承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があった場合

三 前条に規定する承認の基準に適合しない事由が生じた場合

(ILMの利用に係る承認の取消し)

第二百五十六条 行政庁は、第二百五十二条第一項又は第二項の承認を受けた組合が、第二百五十四条に規定する承認の基準に適合しないこととなった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

一 第二百五十条第一項第一号に定める方法により算出したILMを用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断した場合

二 ILMの値に保守的な見積値を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断した場合
2 行政庁は、前項に定めるところにより、承認を取り消したときは、当該組合のILMの値を指定するものとする。

(内部損失データ)

第二百五十七条 組合は、内部損失データの収集及び保有にお

(先進的計測手法)

第二百五十五条 先進的計測手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、組合の内部管理において用いられるオペレーショナル・リスクの計測手法に基づき、片側九十九・九パーセントの信頼区間で、期間を一年間として予想される最大のオペレーショナル・リスク損失の額に相当する額とする。ただし、当該期間におけるオペレーショナル・リスク損失の額の期待値が適切に把握され、当該期待値に相当する額の引当が行われている場合には、当該最大のオペレーショナル・リスク損失の額から当該期待値を除いた額をオペレーショナル・リスク相当額とすることができる。

(先進的計測手法の承認)

第二百五十六条 組合は、行政庁の承認を受けた場合に、先進的計測手法を用いることができる。

2 前項の承認を受けた組合は、第二百六十一条に基づき承認が取り消された場合を除き、先進的計測手法を継続して用いなければならない。

(承認申請書の提出)

第二百五十七条 先進的計測手法の使用について前条第一項の

いて、次に掲げる事項について詳細な定義を定めた手続の規程を策定するものとする。

一 回収額

二 グロスの損失

三 ネットの損失

2| 組合は、全てのオペレーショナル・リスク損失事象について、回収額、グロスの損失及びネットの損失を特定できるように記録するものとする。この場合において、回収額は、保険金による回収額と保険金以外による回収額とを区別して記録し、行政庁の求めに応じて提出できるように管理するものとする。

3| 組合は、グロスの損失について、次に掲げる項目を含めるものとする。

一 オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象が直接の原因となり、財務諸表に影響を与える償却又は損失

二 オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用及びオペレーショナル・リスク損失をもたらす事象の発生前の状態に回復するために生じた修復又は交換コスト

三 オペレーショナル・リスク損失をもたらし得る事象に備えて計上された引当金、準備金及び仮勘定の繰入額

四 オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に起因して過去の財務情報を修正する目的で計上する損失

4| 組合は、オペレーショナル・リスクの各損失事象について、発生日、発覚日及び損失額の会計処理日を記録するものとする。

5| 組合は、内部損失データにおいて、会計処理日を基準とす

承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 オペレーショナル・リスク管理指針（オペレーショナル・リスクの計測（オペレーショナル・リスク相当額の算出方法を含む。）及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をいう。）

四 先進的計測手法実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位（オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる組合及び連結の範囲に含まれる法人等（第十五条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。）をいう。以下この章において同じ。）

るものとする。

6 組合は、共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失について、複数年にわたって財務諸表に計上する損失を含め一件の損失事象とみなし、損失額を合計して記録するものとする。

(B Iの算出に係る除外特例)

第二百五十八条 組合は、処分した連結子法人等又は事業部門について、行政庁の承認を受けた場合には、B Iの算出からこれらを除外することができる。

(予備計算)

第二百五十八条 先進的計測手法の使用について第二百五十六条第一項の承認を受けようとする組合は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、先進的計測手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の間予備計算報告書(事業年度開始の日から当該事業年度の六月を経過した日までの管理体制の運用状況及び当該事業年度の六月を経過した日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。)及び当該前事業年度の予備計算報告書(事業年度の管理体制の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。ただし、先進的計測手法採用組合が行う組織再編成により新たに設立される組合又は当該組織再編成後に存続する組合が先進的計測手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が先進的計測手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする組合が当該組織再編成前の先進的計測手法採用組合における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができる。

(B Iの算出に係る除外特例に係る承認の申請)

第二百五十九条 前条の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

- 一 第二百五十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 前条の規定によるB Iの算出に係る除外の特例を受けようとする連結子法人等又は事業部門の名称及び概要
- 三 前号の特例の適用開始日
- 四 第二号の特例を適用した場合及び適用しなかった場合のB Iの額
- 五 第二号の特例を適用した場合及び適用しなかった場合の

きは、この限りでない。

2 前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行うとする組合は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、行政庁に届出を行わなければならない。

3 組合は、前条第一項に定める承認申請書の提出に先立って、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 先進的計測手法の使用を開始しようとする日が事業年度開始の日から当該事業年度の六月を経過した日の翌日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「当該前事業年度の間中予備計算報告書」とあるのは、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の間中予備計算報告書」とする。

(承認の基準)

第二百五十九条 行政庁は、第二百五十六条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く。）に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 第二百五十二条各号に規定する基準（この場合において、同条第二号中「事業部門」とあるのは「他の部門」と、同条第四号中「評価し」とあるのは「計測し」と、同条第五号中「評価する」とあるのは「計測する」とする。）

オペレーショナル・リスク相当額及び自己資本比率の試算値

2| 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一| 理由書

二| 前項第二号の連結子法人等又は事業部門が処分済みであることを示す書類

三| 前項第二号の連結子法人等又は事業部門に類似した業務を現在行っており、かつ、将来にわたって類似した業務を行う予定がないことを示す書類

四| その他参考となるべき事項を記載した書類

二 各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理の

向上のために、オペレーショナル・リスク損失の額、オペレーショナル・リスク相当額その他のオペレーショナル・リスクに関する情報を適切に活用していること。

三 オペレーショナル・リスクの計測手法におけるオペレーショナル・リスクに関する情報の取扱い方法が明確化されており、行政庁が必要に応じて検証することができるように整備されていること。

四 先進的計測手法実施計画が合理的なものであること。

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 オペレーショナル・リスクの計測手法において、オペレーショナル・リスクの損失事象が適切に把握されていること。

二 リスクの特性、損失事象の種類（別表第二の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。）、業務区分その他の区分に応じてオペレーショナル・リスク相当額を算出する場合は、当該区分に応じて算出されたオペレーショナル・リスク相当額を合計すること。ただし、当該区分に応じて算出された各オペレーショナル・リスク相当額の間の相関関係が適切に把握されているときは、当該相関関係に基づいてオペレーショナル・リスク相当額の調整を行うことができる。

三 オペレーショナル・リスク相当額の算出において、内部損失データ（組合の内部で生じたオペレーショナル・リスク損失に関する情報をいう。以下同じ。）、外部損失データ（組合の外部から収集したオペレーショナル・リスク損失に関する情報であって、組合におけるオペレーショナル・リスクの管理に資するものをいう。以下同じ。）及びシ

ナリオ分析（重大なオペレーショナル・リスク損失の額及び発生頻度について、専門的な知識及び経験並びにオペレーショナル・リスクに関する情報に基づいて推計する手法をいう。以下同じ。）が適切に用いられていること。また、業務環境及び内部統制要因（オペレーショナル・リスクに影響を与える要因であって、組合の業務の環境及び内部統制の状況に関するものをいう。以下同じ。）が適切に反映されていること。

四 オペレーショナル・リスク相当額の算出において、三年以上の期間にわたり組合が収集した内部損失データが用いられていること。

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ 内部で定める客観的な基準を用いて過去の内部損失データに含まれるオペレーショナル・リスク損失の額及び回収額を業務区分ごとに、損失事象の種類に応じて配分した結果について、行政庁の求めに応じて提出できるよう整備していること。

ロ 内部損失データには、組合の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれていること。

ハ ロに定める閾値は、百万円以下で組合が定めた値とすること。

ニ 内部損失データは、各損失事象が発生した日付（発生した日付が不明な場合は発覚した日付とすることができると。）の当該損失事象についてのオペレーショナル・リスク損失の額、回収額及び発生要因に関する情報を含む

こと。損失事象の発生要因に関する情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとする。

ホ 情報システム部門その他の複数の業務区分に係る特定の業務を集中的に行う部門におけるオペレーショナル・リスク損失のデータ及び複数の業務区分にまたがる活動におけるオペレーショナル・リスク損失のデータを業務区分に分類する基準並びに異なる時点に発生した相互に関連する複数の損失事象から発生したオペレーショナル・リスク損失のデータを損失事象の種類に応じて分類する際の基準を作成していること。

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であつて、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）において全て特定されていること。

六 外部損失データには、オペレーショナル・リスク損失の額、損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生の要因及び状況に関する情報並びに当該損失データを参照することの妥当性を判断するために必要なその他の情報が含まれていること。また、外部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出のために使用する条件及び方法並びにそれらを決定するための手続が体系的に規定されており、かつ、当該規定が定期的に検証されていること。

七 シナリオ分析においては、損失額が大きい損失事象の発生が合理的に想定されていること。また、その結果については、実際のオペレーショナル・リスク損失との比較による検証が適切に行われていること。

八 オペレーショナル・リスクの計測手法に、業務環境及び内部統制要因を反映するに当たって、以下の基準が満たされていること。

イ 各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響が可能な限り定量化されていること。

ロ 各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響を定量化する際には、各要因の変化に対するリスク感応度及び要因ごとの重要性が合理的に考慮されていること。

また、業務活動の複雑化及び業務量の増加による潜在的なリスクの増大の可能性が適切に勘案されていること。

九 内部損失データ及び外部損失データの使用方法並びに業務環境及び内部統制要因の反映方法の適切性が検証されていること。

十 先進的計測手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していること。

4 先進的計測手法採用組合は、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後一年間は、四年以上の期間にわたり、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した日以後は、五年以上の期間にわたり、組合が収集した内部損失データに基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出しなければならない。

5 先進的計測手法採用組合は、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない。

(BIの算出に係る除外特例に係る承認の基準)

第二百六十条 行政庁は、第二百五十八条の承認をしようとするときは、次に掲げる基準の全てに適合するかどうかを審査するものとする。

一 第二百五十八条の規定による除外の特例を受けようとする連結子法人等又は事業部門が処分済みであること。

二 前号の連結子法人等又は事業部門に類似した業務を現在行っており、かつ、将来にわたって類似した業務を行う予定がないこと。

(ILMの算出に係る除外特例)

第二百六十一条 組合は、内部損失データのうち、現在のリスク特性には無関係なオペレーショナル・リスク損失について、行政庁の承認を受けた場合には、ILMの算出から除外することができる。

(ILMの算出に係る除外特例に係る承認の申請)

第二百六十二条 前条の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出するものとする。

一 第二百五十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

(変更に係る届出)

第二百六十条 先進的計測手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条第二項から第五項までに規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、先進的計測手法採用組合は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該先進的計測手法採用組合のオペレーショナル・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第二百六十一条 行政庁は、前条第一項第三号に規定する場合であって、先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、第二百五十六条第一項の承認を取り消すことができる。

(先進的計測手法の適用範囲の原則)

第二百六十二条 先進的計測手法採用組合は、すべての業務区分及び法人単位について、先進的計測手法を用いなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、先進的計測手法採用組合は、先

二 前条の規定によるILMの算出に係る除外の特例の適用開始日	三 前号の特例を適用した場合及び適用しなかった場合のILMの値	四 第二号の特例を適用した場合及び適用しなかった場合のオペレーショナル・リスク相当額及び自己資本比率の試算値	2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	一 理由書	二 特殊損失が現在行っている業務と関連していないことを示す書類	三 特殊損失が発生させた業務に類似した業務を現在行っていない、かつ、再発するおそれがないことを示す書類	四 特殊損失の額が対象計測期間に生じた全てのオペレーショナル・リスク損失の年間平均額の五パーセントを超えることを示す書類	五 特殊損失が少なくとも三年間、内部損失データベースに記録されていることを示す書類	六 その他参考となるべき事項を記載した書類	(ILMの算出に係る除外特例に係る承認の基準) 第二百六十三条 行政庁は、第二百六十一条の承認をしようとするときは、次に掲げる基準の全てに適合するかどうかを審査するものとする。	一 特殊損失が現在行っている業務と関連していないこと。 二 特殊損失が発生させた業務に類似した業務を現在行つて
--------------------------------	---------------------------------	--	---------------------------------	-------	---------------------------------	---	--	---	-----------------------	---	--

進的計測手法の使用を開始した後の一定の期間について、業務区分ごと又は法人単位ごとに基礎的手法又は粗利益配分手法を用いる旨を先進的計測手法実施計画において定めている場合は、その定めに従って先進的計測手法を用いることができる。ただし、先進的計測手法採用組合は、先進的計測手法の使用を開始する時点において、オペレーショナル・リスク相当額の相当部分を先進的計測手法で算出していなければならない。

(部分適用の特例)	第二百六十三条 前条第一項の規定にかかわらず、先進的計測手法採用組合は、先進的計測手法実施計画に記載がある場合には、次に掲げる基準に適合するときに限り、業務区分又は法人単位の一部について先進的計測手法を用い、その他の業務区分又は法人単位については基礎的手法又は粗利益配分手
-----------	--

おらず、かつ、再発するおそれがないこと。

三 特殊損失の額が対象計測期間に生じた全てのオペレーショナル・リスク損失の年間平均額の五パーセントを超えること。

四 特殊損失が少なくとも三年間、内部損失データベースに記録されていること。

法（業務区分の一部について先進的計測手法を用いない場合には、粗利益配分手法に限る。）を用いることができる。

一 すべての業務区分及び法人単位について、先進的計測手法、基礎的手法又は粗利益配分手法のいずれかの手法によりオペレーショナル・リスク相当額が算出されていること。

二 先進的計測手法の対象となるすべての業務区分又は法人単位について、先進的計測手法を使用するための定性的基準を満たしており、粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人単位が、第二百五十二条に掲げる基準を満たしていること。

三 先進的計測手法採用組合が法人単位ごとに異なる手法を用いるときは、すべての重要な法人単位（異なる手法を適用することにより、算出されるオペレーショナル・リスク相当額が当該法人単位のオペレーショナル・リスクを適切に反映しなくなるおそれがあると考えられる法人単位及び当該法人単位の粗利益が先進的計測手法採用組合の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める法人単位をいう。）について先進的計測手法を用いること。

四 先進的計測手法採用組合が業務区分ごとに異なる手法を用いる場合には、重要な業務区分（年間合計値に占める業務区分配分値の割合が、三年連続して当該先進的計測手法採用組合の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める業務区分又は過去三年以内に重大なオペレーショナル・リスク損失が発生した業務区分をいう。）については先進的計測手法を使用し、かつ、業務区分ごとに適切な管理体制を構築していること。

(除外特例の承認の取消し)

第二百六十四条 行政庁は、第二百五十八条又は第二百六十一条の承認を受けた組合が、当該承認を受けた連結子法人等若しくは事業部門又は特殊損失を継続して除外させることが不適当と認めた場合には、当該承認を取り消すことができる。

五 先進的計測手法を使用しない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法採用組合の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超えないこと。

2 前項第四号において、「過去三年」とあるのは、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後一年間は、「過去四年」と、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した日以後は、「過去五年」とする。

3 第一項の場合において、先進的計測手法採用組合が、前条第二項の規定により先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人単位を段階的に拡大しようとするときは、段階的な拡大の期間の終了の時点において、すべての重要な業務区分又は法人単位について先進的計測手法を用いていることを要するものとする。

(リスク削減)

第二百六十四条 先進的計測手法採用組合は、次に掲げる要件を満たす場合には、オペレーショナル・リスク相当額の二十パーセントを限度として、オペレーショナル・リスクに対する保険契約に基づく保険金支払限度額の範囲において、オペレーショナル・リスク相当額の削減を行うことができる。

一 先進的計測手法採用組合が契約する保険会社又は外国保険業者が、適格格付機関から4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与されていること。

二 契約当初の保険契約期間が一年未満でないこと。契約の残存期間が一年未満の契約については、当該残存期間の減少に応じてオペレーショナル・リスク相当額の削減効果が小さくなるように適切な調整を行うこと。ただし、当該残

存期間が九十日以内の場合には、保険によるオペレーショナル・リスク相当額の削減は認められない。

三 保険会社又は外国保険業者からの通知により保険契約の解約が可能な場合には、九十日以上的事前通知期間が設けられていること。

四 保険契約において、先進的計測手法採用組合が行政処分を受けた場合又は破綻した場合について保険の対象から除外される規定又は保険が制限される規定が設けられていないこと。

五 オペレーショナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約に定める補償の範囲とオペレーショナル・リスク損失の額及び発生頻度との関係が明確であること。

六 保険が、先進的計測手法採用組合の子法人等及び関連法人等以外の者その他の実質的な第三者（子法人等、関連法人等その他の先進的計測手法採用組合が支配を行い、又は影響を与え得る者以外の者をいう。）である保険会社又は外国保険業者より提供されていること。ただし、実質的な第三者ではない者により保険が提供されている場合であっても、第一号の要件を満たす実質的な第三者である保険会社又は外国保険業者にオペレーショナル・リスクがさらに移転されているときは、この限りでない。

七 当該保険によるオペレーショナル・リスク相当額の削減に関する合理的方法及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 オペレーショナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約の解約及び非更新の条件、契約の残存期

間、保険金支払の不確実性並びに保険契約の補償範囲とオペレーショナル・リスクの損失事象との関係が適切に考慮されていること。

九 第七号に規定する書類が開示されていること。

（移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則）

第七條 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用組合になる組合並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用組合になる組合であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の水産業協同組合法第十六条の四に基づき主務大臣が定める漁業協同組合等の経営の健全性の基準を定める件（以下「旧告示」という。）により自己資本比率を計算している組合及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用組合になる組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用組合になる組合又は先進的内部格付手法採用組合になる組合のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用組合又は先進的計測手法採用組合になる組合に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第九条及び第十八条の規定の適用を受けるものとする。

期 間	率
平成十九年三月三十一日以後一年間	九十五パーセント

平成二十年三月三十一日以後一年間	九十パーセント
平成二十一年三月三十一日以後一年間	八十パーセント

2 前項本文に規定する組合以外の組合及び同項ただし書に規定する組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期 間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	八十パーセント

3 前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第九条第六項及び第十八条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。この場合において、旧告示第九条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第十二条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十二条において同じ。）」とあるのは、「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上され

る無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。）及びのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）と読み替えるものとする。

自己資本比率	所要自己資本の額
単体自己資本比率	旧告示第一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第二条第一項に掲げる営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第四条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第三条第一項第二号に掲げる額を控除した額
連結自己資本比率	旧告示第七条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第九条第一項に掲げる営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十一条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第十条第一項第二号に掲げる額を控除した額

4 新告示第九条第一項第二号及び第二項第二号並びに第十八条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項の表の平成二

(元本補てん信託契約に関する経過措置)

第八条 「略」

2 「略」

3 内部格付手法採用組合が第一項の規定によりこの告示による改正前の水産業協同組合法第十六条の四に基づき主務大臣が定める漁業協同組合等の経営の健全性の基準を定める件(以下「旧告示」という。)に基づいて当該内部格付手法採用組合の元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合の当該信用リスク・アセットの額については、新告示第二百二十条第一項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「の一定の期間」とあるのは「平成二十二年三月三十一日前までの一定の期間」と、「事業単位ごと又は資産区分ごとに」とあるのは「平成二十二年三月三十一日前において当該組合の締結する元本補てん信託契約に係るエクスポージャーに」と、「標準的手法」とあるのは「旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法」と読み替えるものとする。

十一年三月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

(元本補てん信託契約に関する経過措置)

第八条 「同上」

2 「同上」

3 内部格付手法採用組合が第一項の規定により旧告示に基づいて当該内部格付手法採用組合の元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合の当該信用リスク・アセットの額については、新告示第二百二十条第一項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「の一定の期間」とあるのは「平成二十二年三月三十一日前までの一定の期間」と、「事業単位ごと又は資産区分ごとに」とあるのは「平成二十二年三月三十一日前において当該組合の締結する元本補てん信託契約に係るエクスポージャーに」と、「標準的手法」とあるのは「旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法」と読み替えるものとする。

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十条 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における新告示第百九十二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2 基礎的内部格付手法について、新告示第百八十九条第四項中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は、「四年以上の観測期間」とする。

3 新告示第百九十条第二項、第百九十四条及び第二百三条中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は「四年以上の観測期間」とする。

4 平成十九年三月三十一日以後三年間において内部格付手法を採用しようとする組合に関する新告示第百十七条の規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

一 組合が平成十九年三月三十一日前に内部格付手法の採用について承認を申請する場合において、新告示第百十七条第一号及び第二号中「当該承認に先立って三年以上にわたり」とあるのは「承認の申請をする日に」とする。

第十五条

削除

二 組合が平成十九年三月三十一日以後に内部格付手法の採用について承認を申請する組合の場合において、新告示第百十七条第一号及び第二号中「当該承認に先立って三年以上にわたり」とあるのは「平成十九年三月三十一日以後」とする。

（抵当権付住宅ローンに関する経過措置）

第十五条 標準的手法採用組合が平成十九年三月三十一日において保有する既存の住宅ローンについて新告示第四十条の規定を適用する場合にあつては、同条第二号中「抵当権により完全に保全されていること」とあるのは、「住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されていること」とすることができる。

別表第一（第二百四十九条第二項関係）

B I C の各構成要素の用語の意義			
B I C の構成要素	損益計算書又は貸借対照表における項目	一般的な内容	一般的な小分類
I L D C	資金運用収益	受取配当金を除く全ての金融資産に係る資金運用収益（リースに係る収益を含む。）	・貸出金、有価証券、預け金及びリースに係る受取利息 ・ヘッジ会計適用デリバティブに係る受取利息 ・その他の資金運用収益
	資金調達費用	全ての金融負債に係る資金調達費用及びその他の資金調達費用（リースに係る支払費用を含む。）	・預金、借入金、証券債務及びリースに係る支払利息 ・ヘッジ会計適用デリバティブに係る支払利息 ・その他の資金調達費用
	金利収益資産（貸借対照表項目）	・各事業年度末時点で測定された貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産	
	受取配当金	・連結対象外の会社の株式及びファンドに対する投資に係る受取配当金（非連結の子会社、関連会社及びジョイントベンチャーからの受取配当金を含む。）	
S C	役務取引等収益	助言・サービス提供に係る役務取引等収益（金融サービスの受	・有価証券関連役務（発行、組成、受入れ、移管及び

(別表第一)

掛目	業 務 区 分	備 考
12%	リテール・バンキング	リテール（中小企業等及び個人）向け預貸関連業務等
15%	コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等
18%	決済業務	決済に係る業務
12%	リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務
18%	トレーディング及びセールス	特定取引に係る業務及び主として大口の顧客を対象とする証券、為替、金利関連業務等
18%	コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受・売却・募集の取扱い等、その他顧客の資金調達関連業務等（リテール・バンキング及びコマーシャル・バンキングに該当するものを除く。）
15%	代理業務	顧客の代理として行う業務
12%	資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務

（注）粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。

1. 組合のすべての業務から発生する粗利益のすべてが、相互に重複することなくこの表に掲げる業務区分に配分されなければならない（4. に規定する場合を除く。）。
2. この表に掲げる業務区分を適用する場合において、信用リスク・アセットの額を算出する際に用いる基準に類似の区分があるときは、原則として、両者の区分は整合的でなくてはならない。この原則に従わない場合には、文書により明確な理由が示されていなければならない。
3. この表に掲げる業務区分に含まれている業務に付随する業務（以下「付随業務」という。）の粗利益については、当該業務区分に配分されなければならない。付随業務が複数の業務区分に含まれる業務に付随している場合は、組合が自ら定める客観的な基準を用いて粗利益が配分されなければならない。

	託者として受け取った利息を含む。)	顧客のための取引執行)に係る収益 ・清算及び決済、資産運用、コストデ ィ、信託取引、支払業務、ストラク チャードファイナンス、証券化に係るサ ービシング、ローンコミットメント又は 保証の供与並びに外国為替取引等の役 務に係る収益	4. ある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合には、十八パーセントの掛目を乗じるものとする。 5. 複数の業務区分に粗利益を配分するに当たって、組合は財務会計又は管理会計に基づく適切な基準を用いなければならない。ただし、配分した粗利益の額の合計が、基礎的手法を使用する場合に用いられる粗利益の額と等しくなければならない。 6. 粗利益の配分の手順は、理事会等の承認に基づき担当理事が責任を持つものでなければならない。 7. 粗利益の配分の手順は、内部監査を行う部門による検証を受けなければならない。
役務取引等費用	助言・サービスの受け入れに係る役務取引等費用（金融サービスの提供を受けたことに対する委託手数料を含む。ただし、非金融サービスに支払った手数料を除く。）	・清算及び決済、コストデ ィ、証券化に係るサ ービシング、ローン コミットメント又は保証の 取得並びに外国為替取引等 の役務に係る費用	
その他業務収益	他のB I構成要素に含まれない信用事業に係る収益（リースに係る収益を除く。）	・オペレーショナル・リスク 損失を填補するための準備 金の取崩額 ・投資不動産に係る賃貸料 ・非継続事業に該当しない売却 目的に分類	

			された非流動資産及び売却グループからの収益（国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第５号第３７項）
	その他業務費用	他のＢＩ構成要素に含まれない信用事業に係る費用及びオペレーショナル・リスク事象に係る損失（リースに係る費用・損失を除く。）	・オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の繰入額 ・未引当又は準備金が積み立てられていないオペレーショナル・リスク事象に係る損失（罰金、ペナルティ、和解及び損害を受けた資産の再調達費用等） ・非継続事業に該当しない売却目的に分類された非流動資産及び売却グループからの損失（国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第５号第３７項）
F C	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益のネット	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債に係るネット損益	

損益	
商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外のネット損益	・ 公正価値で測定され、損益認識する金融資産及び負債に係るネット損益 ・ 公正価値で測定されない金融資産及び負債に係る実現損益（貸出金、国債等有価証券及び償却原価で測定される金融負債） ・ ヘッジ会計・為替差額に係るネット損益

（注１）

以下の損益項目については、いずれもＢＩＣの構成要素に関連しないものである。

- １．保険業務又は再保険業務に係る損益
- ２．加入した保険契約又は再保険契約において支払った保険料及び返戻金・受取保険金
- ３．管理費（従業員関連費用、非金融サービスに支払った委託手数料（ロジスティック、ＩＴ及び人事を含む。）及びその他管理費（水道光熱費、電話代、出張費、事務用品費及び郵送料を含む。））
- ４．回収管理費（顧客のための回収（顧客から徴求した税）を含む。）
- ５．固定資産に係る費用（オペレーショナル・リスク損失に起因して生じた場合を除く。）
- ６．有形資産及び無形資産の減価償却費（ＩＬＤＣに係る費用に該当するリース投資資産に関連するものを除く。）
- ７．引当金繰入額及び戻入額（ＳＣに係る収益・費用に該当するオペレーショナル・リスクに関連するものを除く。）
- ８．適時に償還が可能な株式に関する費用
- ９．減損額及び減損の戻入額
- １０．損益として認識したのれんの変動
- １１．法人所得税（法人税等調整額及び繰延税金を含む課税所得に基づく税）

（注２）

上記項目に関しては、上記項目を含有する項目又は保守的な値となる場合には、簡便的な項目を用いることができる。

別表第二（第二百五十四条第一号ハ関係）

〔表略〕

（別表第二）

〔同左〕

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。ただし、次条第二項並びに附則第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条から第二十七条までの規定は、公布の日から適用する。

（自己資本比率の算出に関する経過措置）

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して一年を経過する日までの間における自己資本比率（連結自己資本比率（この告示による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第十条に規定する連結自己資本比率をいう。）及び単体自己資本比率（新告示第二条に規定する単体自己資本比率をいう。）をいう。以下同じ。）の算出については、なお従前の例による。

2 組合は、前項の規定の適用を受けない旨及び新告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日（附則第四条を除き、以下「基準日」という。）をあらかじめ行政庁に届け出ることができる。

3 第一項の規定は、前項の規定による届出をした組合については、その届け出た基準日以後は、適用しない。

(T L A C 規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第三条 標準的手法採用組合（新告示第一条第九号に規定する標準的手法採用組合をいう。以下同じ。）は、T L A C 規制対象会社（同条第八十号に規定するT L A C 規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C 調達手段（新告示第一条第八十一号に規定するその他外部T L A C 調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C 調達手段に該当するものを除く。次項において「国内T L A C 規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、そのT L A C 規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用の日（以下この条において「T L A C 規制適用日」という。）までに発行されたものであつて、当該T L A C 規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C 規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用せず、この告示による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）

第三十四条第一項又は第三十五条の規定の例によることができる。

2 内部格付手法採用組合（新告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用組合をいう。次条第二項及び附則第十二条において同じ。）は、国内T L A C規制対象会社の同順位商品のうち、そのT L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであつて、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（その他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第四条 標準的手法採用組合は、新告示第四十七条の四の二第二項の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日（以下この条において「基準日」という。）から起算して十年を経過する日までの間は、基準日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部T L A C調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなったものを含み、次に掲げるものにあつては、基準日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部T L A C関連調達手段」という。）に限り、旧告示第三十四条第一項又は第三

十五条の規定の例によることができる。

一 規制金融機関（新告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 特例外部TLAC調達手段（新告示第一条第八十四号に規定する特例外部TLAC調達手段をいう。）

2 内部格付手法採用組合は、基準日から起算して十年を経過する日までの間は、基準日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出に関する経過措置）

第五条 組合については、当分の間、新告示第七条の十五及び第十六条の十五の規定を適用しないことができる。

（資本フロアの算出方法に関する経過措置）

第六条 適用日前に旧告示第百十四条の承認を受けていた組合に係る基準日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第九条第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七十二・五パーセント」とあるのは、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 基準日以後一年間 五十パーセント
- 二 基準日から一年を経過した日以後一年間 五十五パーセント
- 三 基準日から二年を経過した日以後一年間 六十パーセント
- 四 基準日から三年を経過した日以後一年間 六十五パーセント
- 五 基準日から四年を経過した日以後一年間 七十パーセント

（暗黙の政府支援を勘案していない格付の使用に関する経過措置）

第七条 新告示第三十四条第三項の規定は、適用日から起算して六年を経過する日までの間は、適用しない。

（中堅中小企業等向けエクスポージャーに関する経過措置）

第八条 標準的手法採用組合が中堅中小企業等向けエクスポージャー（新告示第三十六条第四項に規定する

中堅中小企業等に対するエクスポージャーをいう。以下この条において同じ。）に新告示第三十八条第一項の規定により七十五パーセント又は同条第三項の規定により四十五パーセントのリスク・ウェイトを用しようとするときは、適用日から起算して七年を経過する日までの間は、新告示第三十六条第四項の規定にかかわらず、中小企業等向けエクスポージャー（旧告示第三十九条第三項に規定する中小企業等に対するエクスポージャーをいう。）を中堅中小企業等向けエクスポージャーとすることができる。

（不動産関連エクスポージャーのLTV比率に関する経過措置）

第九条 適用日前に旧告示第百十四条の承認を受けていた組合は、適用日において保有する新告示第三十九条から第四十一条の二までに規定するエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に用いるLTV比率（新告示第三十九条第四項に規定するLTV比率をいう。）の計算について、信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を算出できない場合には、適用日前の直近の当該物件の価値の評価額を用いることができる。

（自己居住用不動産等向けエクスポージャー及び賃貸用不動産向けエクスポージャーの例外に関する経過措置）

第十条 標準的手法採用組合が平成十九年三月三十一日において保有する既存の住宅ローンリスク・ウェイトを判定する場合における新告示第三十九条の二及び第四十条の二の規定の適用については、新告示第三十九条の二第一項第一号及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号及び第三項中「抵当権により完全に保全されている」とあるのは「抵当権により完全に保全されている又は住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されている」と、新告示第三十九条の二第一項第二号及び第四十条の二第一項第二号中「抵当権により完全に保全されていない」とあるのは「抵当権により完全に保全されていない又は住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されていない」とする。

（劣後債権その他資本性証券のエクスポージャーに関する経過措置）

第十一条 基準日から起算して二年を経過する日までの間における新告示第四十一条の六の規定の適用については、同条中「百五十パーセント」とあるのは、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定めるものとすることができる。ただし、自己資本比率の算出を行う日において新告示第二十七条から第三十七条までの規定を適用した場合において百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるときは、この限りでない。

一 基準日以後一年間 百パーセント

二 基準日から一年を経過した日以後一年間 百二十五パーセント

(株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置)

第十二条 標準的手法採用組合は、株式及び株式と同等の性質を有するもの(新告示第四十七条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。第四項において同じ。)に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、基準日から起算して五年を経過する日までの間は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるものとすることができる。

一 新告示第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資 次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト

イ 基準日以後一年間 百パーセント

ロ 基準日から一年を経過した日以後一年間 百六十パーセント

ハ 基準日から二年を経過した日以後一年間 二百二十パーセント

ニ 基準日から三年を経過した日以後一年間 二百八十パーセント

ホ 基準日から四年を経過した日以後一年間 三百四十パーセント

二 前号に掲げる投資以外の投資 次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト

イ 基準日以後一年間 百パーセント

ロ 基準日から一年を経過した日以後一年間 百三十パーセント

ハ 基準日から二年を経過した日以後一年間 百六十パーセント

ニ 基準日から三年を経過した日以後一年間 百九十パーセント

ホ 基準日から四年を経過した日以後一年間 二百二十パーセント

2 内部格付手法採用組合は、株式等エクスポージャー（新告示第一条第八号に規定する株式等エクスポー

ジャーをいう。次項において同じ。）の信用リスク・アセットの額の算出について、基準日から起算して

五年を経過する日までの間は、新告示第百四十一条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる投資について

、当該各号に定めるリスク・ウェイトと旧告示第百四十一条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトのうちいずれか大きいリスク・ウェイトを用いることができる。この場合において、同項

の規定により算出されるリスク・ウェイトを用いる場合には、信用リスク・アセットの額及び期待損失額の算出並びに適格引当金（新告示第一条第五号に規定する適格引当金をいう。）の取扱いは、なお従前の例によるものとする。ただし、旧告示第四百四十一条第五項、第六項及び第八項の規定は適用しないものとし、旧告示第二百二十六条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗ずる調整は要しない。

3 前項の規定を適用する場合には、内部格付手法採用組合は、全ての株式等エクスポージャーに同項の規定を適用するものとする。

4 第一項の規定は、次に掲げる場合における株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定について準用する。この場合において、同項中「標準的手法採用組合」とあるのは、「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

一 内部格付手法採用組合が、新告示第九条第三項又は第十八条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合

二 内部格付手法採用組合が、標準的手法を適用する部分につき、信用リスク・アセットの額の合計額を

算出する場合

(オフ・バランス取引の与信相当額に関する経過措置)

第十三条 内部モデルを用いない組合においては、任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（新告示第四十九条第一項の表の第五号に該当するものを除く。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメントのうち、個人向けのクレジットカードに係るものの与信相当額の算出については、基準日から起算して五年を経過する日までの間は、同表の第一号の規定中「十」とあるのは、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 基準日以後一年間 零
- 二 基準日から一年を経過した日以後一年間 二
- 三 基準日から二年を経過した日以後一年間 四
- 四 基準日から三年を経過した日以後一年間 六
- 五 基準日から四年を経過した日以後一年間 八

2 前項の「内部モデルを用いない組合」とは、次に掲げる要件の全てを満たす標準的手法採用組合をいう

。

一 内部モデル方式採用組合（新告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式採用組合をいう。）

又は新告示第二百四十六条の四第一項の承認を受けている組合に該当しないこと。

二 適用日前において先進的計測手法採用組合（旧告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用組合をいう。）であつた組合に該当しないこと。

（レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引におけるボラティリティ調整率の下限に関する経過措置）

第十四条 新告示第四章第六節第三款第七目の規定は、当分の間、適用しない。

（マーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置）

第十五条 組合は、次に掲げる場合には、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品のうち顧客への債券の販売の目的（トレーディング目的を除く。）で保有しているものについて、当分の間、新告示第二百四十六条の九第一項の規定にかかわらず、マーケット・リスク相当額の計測対象に含めないことができる。

一 新告示第三条の二第一号、第三号及び第五号に掲げる条件を満たす場合

二 新告示第十一条の二第一号、第三号及び第五号に掲げる条件を満たす場合

（内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認）

第十六条 基礎的内部格付手法採用組合（新告示第一条第三十三号に規定する基礎的内部格付手法採用組合をいう。以下この条において同じ。）になろうとする組合は、適用日前においても、新告示第一百十六条の規定の例により、自己資本比率の予備的な計算の届出をし、自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書（同条に規定する中間予備計算報告書をいう。）及び予備計算報告書（同条に規定する予備計算報告書をいう。）の作成並びに行政庁への提出を行い、新告示第一百十五条の規定の例によりその内部格付手法の使用についての承認の申請をすることができる。

2 行政庁は、前項の規定により申請があつた場合には、適用日前においても、新告示第一百十四条の規定の例により、承認を行うことができる。この場合において、当該承認は、適用日において同条の規定により行われたものとみなす。

3 前二項の規定は、先進的内部格付手法採用組合（新告示第一条第三十四号に規定する先進的内部格付手

法採用組合をいう。) になろうとする組合について準用する。

(期待エクスポージャー方式の適用日前の承認)

第十七条 組合は、適用日前においても、新告示第五十二条の二の規定の例により、期待エクスポージャー方式(新告示第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。)の使用についての承認の申請をすることができる。

2 行政庁は、適用日前において、前項の規定により申請があつた場合には、新告示第五十二条第一項の規定の例により、承認を行うことができる。この場合において、当該承認は、適用日において同項の規定により行われたものとみなす。

(SA—CVAの適用日前の承認)

第十八条 組合は、適用日前においても、新告示第二百四十六条の四の二の規定の例により、SA—CVAを用いることについての承認の申請をすることができる。

2 行政庁は、前項の規定により申請があつた場合には、新告示第二百四十六条の四第一項の規定の例により、承認を行うことができる。この場合において、当該承認は、適用日において同項の規定により行われ

たものとみなす。

（簡便法の適用要件に係る取扱い）

第十九条 新告示第二百四十六条の四の三十九の規定は、適用日前に旧告示第二百四十六条の三又は第二百四十六条の四の規定によりCVAリスク相当額を算出している組合については、適用しない。

（バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る適用日前の届出）

第二十条 組合は、適用日前においても、新告示第七条の十五又は第十六条の十五の規定の例により、バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出書を提出することができる。この場合において、当該届出書は、適用日においてこれらの規定により提出されたものとみなす。

（標準的方式を用いるトレーディング・デスクに係る適用日前の届出）

第二十一条 前条の規定は、標準的方式（新告示第一条第十一号の四に規定する標準的方式をいう。）を用いるトレーディング・デスクに係る届出書を提出する組合について準用する。この場合において、前条中「第七条の十五又は第十六条の十五」とあるのは「第二百四十六条の九の八」と、「バンキング勘定とトレーディング勘定の境界」とあるのは「標準的方式（新告示第一条第十一号の四に規定する標準的方式を

いう。」を用いるトレーディング・デスク」と、「これら」とあるのは「新告示第二百四十六条の九の八」と読み替えるものとする。

（内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクに係る適用日前の承認）

第二十二条 組合は、適用日前においても、新告示第二百四十六条の九の四の規定の例により、内部モデル方式（新告示第一条第十一号の二に規定する内部モデル方式をいう。次条において同じ。）を用いるトレーディング・デスクに係る承認の申請をすることができる。

2 行政庁は、前項の規定により申請があつた場合には、新告示第二百四十六条の九の四第一項の規定の例により、承認を行うことができる。この場合において、当該承認は、適用日において同項の規定により行われたものとみなす。

（内部モデル方式に係る適用日前の承認）

第二十三条 前条の規定は、内部モデル方式の承認を受けようとする組合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百四十六条の九の四」とあるのは「第二百四十六条の十の二」と、「を用いるトレーディング・デスクに係る」とあるのは「に係る」と、同条第二項中「第二百四十六条の九の四第一

項」とあるのは「第二百四十六条の十」と、「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

（損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置）

第二十四条 内部モデル方式採用組合（新告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式採用組合をいう。）は、新告示第二百四十六条の十二の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、基準日から起算して一年を経過する日までの間は、損益要因分析テスト（新告示第一条第八十七号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。

（標準的計測手法におけるILMの利用に係る適用日前の承認）

第二十五条 組合は、適用日前においても、新告示第二百五十三条の規定の例により、標準的計測手法におけるILMの利用に係る承認の申請をすることができる。

2 行政庁は、前項の規定により申請があつた場合には、新告示第二百五十二条第一項又は第二項の規定の例により、承認を行うことができる。この場合において、当該承認は、適用日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

3 旧告示に基づきオペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない組合に係る新告示第二百五十四条第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは、「直近五年間」とすることができる。

（標準的計測手法におけるB Iの算出に係る除外特例の適用日前の承認）

第二十六条 前条第一項及び第二項の規定は、新告示第二百五十八条の規定による標準的計測手法におけるB Iの算出に係る除外特例に係る承認を受けようとする組合について準用する。この場合において、前条第一項中「第二百五十三条」とあるのは「第二百五十九条」と、「I L Mの利用」とあるのは「B Iの算出に係る除外特例」と、同条第二項中「第二百五十二条第一項又は第二項」とあるのは「第二百五十八条」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

（標準的計測手法におけるI L Mの算出に係る除外特例の適用日前の承認）

第二十七条 附則第二十五条第一項及び第二項の規定は、新告示第二百六十一条の規定による標準的計測手法におけるI L Mの算出に係る除外特例に係る承認を受けようとする組合について準用する。この場合において、附則第二十五条第一項中「第二百五十三条」とあるのは「第二百六十二条」と、「I L Mの利用

「とあるのは「I L Mの算出に係る除外特例」と、同条第二項中「第二百五十二条第一項又は第二項」とあるのは「第二百六十一条」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

「別葉一」

バケット番号	投資適格 (IG) (パーセント)	投機的格付 (HY) 及び無格付 (NR) (パーセント)
1 ^{a)}	〇・五	二・〇
1 ^{b)}	一・〇	四・〇
2	五・〇	十二・〇
3	三・〇	七・〇
4	三・〇	八・五
5	二・〇	五・五
6	一・五	五・〇
7	五・〇	十二・〇
8	一・五	五・〇

〔別葉二〕

17	16	15	7 又は 14	6 又は 13	5 又は 12	4 又は 11	3 又は 10	2 又は 9	1 又は 8	バケット番号 (表に定める値は パーセント)
四十五	四十五	零	十五	二十	二十五	二十	十	七十五	百	1 又は 8
四十五	四十五	零	十	十五	二十	十五	五	百		2 又は 9
四十五	四十五	零	五	二十	十五	五	百			3 又は 10
四十五	四十五	零	五	二十五	二十	百				4 又は 11
四十五	四十五	零	五	二十五	百					5 又は 12
四十五	四十五	零	五	百						6 又は 13
四十五	四十五	零	百							7 又は 14
零	零	百								15
七十五	百									16
百										17

「別葉三」

ト 番 号	バ ケ ッ	リ ス ク ・ ウ エ ク ・ イ パ ト ・ セ ン ト
1	○・五	
2	一・○	
3	五・○	
4	三・○	
5	三・○	
6	二・○	
7	一・五	
8	二・○	
9	四・○	
10	○ 一 二・	
11	七・○	
12	八・五	
13	五・五	
14	五・○	
15	○ 一 二・	
16	一・五	
17	五・○	

〔別葉四〕

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	バケット番号 (表に定める値 はパーセント)
四十五	四十五	零	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	百	1
四十五	四十五	零	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	百		2
四十五	四十五	零	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	百			3
四十五	四十五	零	十五	十五	十五	十五	十五	十五	百				4
四十五	四十五	零	十五	十五	十五	十五	十五	百					5
四十五	四十五	零	十五	十五	十五	十五	百						6
四十五	四十五	零	十五	十五	十五	百							7
四十五	四十五	零	十五	十五	百								8
四十五	四十五	零	十五	百									9
四十五	四十五	零	百										10
零	零	百											11
七十五	百												12
百													13

「別葉五」

バケット番号	リスク・ウェイト (パーセント)
1	三十
2	三十五
3	六十
4	八十
5	四十
6	四十五
7	二十
8	三十五
9	二十五
10	三十五
11	五十

テナー (表に定める値 はパーセント)	〇・二五年	〇・五年	一年	二年	三年	五年	十年	十五年	二十年	三十年
年〇・二五	百	〇九十七・	四九十一・	一八十一・	九七十一・	六五十六・	四十・〇	四十・〇	四十・〇	四十・〇
〇・五年		百	〇九十七・	四九十一・	一八十六・	三七十六・	六五十六・	九四十一・	四十・〇	四十・〇
一年			百	〇九十七・	二九十四・	七八十八・	三七十六・	七六十五・	六五十六・	九四十一・
二年				百	五九十八・	六九五十五・	七八十八・	三八十二・	三七十六・	七六十五・
三年					百	〇九十八・	二九十三・	七八十八・	四八十四・	三七十六・
五年						百	〇九十七・	二九十四・	四九十一・	一八十六・
十年							百	五九十八・	〇九十七・	二九十四・
十五年								百	〇九十九・	〇九十七・
二十年									百	五九十八・
三十年										百

18	17	16	8	7 又は 15	6 又は 14	5 又は 13	4 又は 12	3 又は 11	2 又は 10	1 又は 9	バケット番号 (表に定める値 はパーセント)
四 十 五	四 十 五	零	十	十 五	二 十	二 十 五	二 十	十	七 十 五	百	1 又は 9
四 十 五	四 十 五	零	十	十	十 五	二 十	十 五	五	百		2 又は 10
四 十 五	四 十 五	零	二 十	五	二 十	十 五	五	百			3 又は 11
四 十 五	四 十 五	零	五	五	二 十 五	二 十	百				4 又は 12
四 十 五	四 十 五	零	十 五	五	二 十 五	百					5 又は 13
四 十 五	四 十 五	零	二 十	五	百						6 又は 14
四 十 五	四 十 五	零	五	百							7 又は 15
四 十 五	四 十 五	零									8
零	零										16
七 十 五											17
											18